第二百十一回国会　参議院法務委員会会議録第十四号

令和五年五月十六日（火曜日）

午前十時五分開会

委員の異動

五月十一日

辞任　補欠選任

高橋はるみ君　世耕　弘成君

五月十六日

辞任　補欠選任

世耕　弘成君　三浦　靖君

鈴木　宗男君　青島　健太君

出席者は左のとおり。

委員長　杉　久武君

理　事

加田　裕之君

福岡　資麿君

牧山ひろえ君

谷合　正明君

川合　孝典君

委　員

古庄　玄知君

山東　昭子君

世耕　弘成君

田中　昌史君

三浦　靖君

森　まさこ君

山崎　正昭君

和田　政宗君

石川　大我君

福島みずほ君

佐々木さやか君

青島　健太君

梅村みずほ君

鈴木　宗男君

委員以外の議員

発議者　仁比　聡平君

発議者　石橋　通宏君

発議者　山添　拓君

発議者　木村　英子君

発議者　髙良　鉄美君

衆議院議員

修正案提出者　沢田　良君

国務大臣

法務大臣　齋藤　健君

副大臣

総務副大臣　柘植　芳文君

事務局側

常任委員会専門員　久保田正志君

政府参考人

総務省大臣官房審議官　山碕　良志君

法務省矯正局長　花村　博文君

出入国在留管理庁次長　西山　卓爾君

厚生労働省大臣官房審議官　山本　史君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○難民等の保護に関する法律案（石橋通宏君外三名発議）

○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（石橋通宏君外三名発議）

○参考人の出席要求に関する件

○委員長（杉久武君）　ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、高橋はるみ君が委員を辞任され、その補欠として世耕弘成君が選任されました。

○委員長（杉久武君）　政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）外二案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、出入国在留管理庁次長西山卓爾君外三名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉久武君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（杉久武君）　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）、難民等の保護に関する法律案及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（参第九号）、以上三案を一括して議題といたします。

まず、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）について政府から趣旨説明を聴取いたします。齋藤法務大臣。

○国務大臣（齋藤健君）　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近年、退去強制令書の発付を受けたにもかかわらず、様々な理由で送還を忌避する者が後を絶たず、迅速な送還の実施に支障が生じているのみならず、退去強制を受ける者の収容が長期化する要因ともなっています。また、昨年来続くロシア連邦による侵略を受け、ウクライナから避難してきた方々のような、人道上の危機に直面し真に庇護を必要とする方々を確実に保護する制度を設ける必要も一層高まっています。

こうした状況に対応するため、保護すべき者を確実に保護しつつ、退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとすることは、適正な出入国在留管理を確保する上で喫緊の課題であり、これらの課題を一体的に解決する法整備を行うことが必要不可欠です。

この法律案は、以上に述べた情勢に鑑み、所要の法整備を図るため、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正するものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、難民に準じて保護すべき方々を補完的保護対象者として認定する手続を設け、これを適切に保護するための規定を整備するものです。

第二は、在留特別許可制度について、退去強制令書が発付されるまでの間に申請を行うことを可能とするとともに、在留特別許可を行うか否かの判断に際して考慮すべき事情を明示するものです。

第三は、退去強制を受ける者のうち、退去強制令書の円滑な執行に協力しない国が送還先である者及び送還を積極的に妨害する行為を行ったことがある者に対し、一定の要件の下で自ら本邦から退去することを義務付ける命令制度を創設し、命令に違反した場合の罰則を整備するものです。

第四は、難民認定手続中は法律上一律に送還が停止されるといういわゆる送還停止効に例外を設け、同手続中であっても一定の場合には送還を可能とするものです。

第五は、退去強制令書の発付を受けた者の自発的な出国を促すため、素行等を考慮して相当と認められる者について、その申請により、速やかに自費出国をした場合には上陸拒否期間を短縮することができることとする制度を設けるものです。

第六は、退去強制手続における収容に代わる選択肢として監理措置の制度を創設し、当該外国人の逃亡のおそれの程度、収容により受ける不利益の程度等を考慮して相当な場合には、監理人による監理に付し、収容せずに手続を進めることとするとともに、収容する場合であっても、三か月ごとに、監理措置に付すか否かを必要的に見直すことにより、収容の長期化の防止を図るものです。あわせて、仮放免制度について、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により収容を一時的に解除する制度と改めた上、健康上の理由による仮放免請求に係る判断をするに当たっては、医師の意見を聴くなどして、その者の健康状態に十分配慮することなどを法律上明記するものです。

第七は、入国者収容所等における被収容者の処遇について、保健衛生及び医療、外部交通等に関する事項を明確化するため、具体的な規定を整備するものです。

このほか、十六歳未満の外国人が所持する在留カード及び特別永住者証明書の有効期間を見直すことなど、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第でありますが、衆議院において一部修正が行われております。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長（杉久武君）　この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員沢田良君から説明を聴取いたします。沢田良君。

○衆議院議員（沢田良君）　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分につきまして、御説明申し上げます。

本修正の内容は、第一に、難民調査官による事実の調査について、難民調査官は、難民の認定又は補完的保護対象者の認定の申請をした外国人に対し質問をするに当たっては、特に、その心身の状況、国籍又は市民権の属する国において置かれていた環境その他の状況に応じ、適切な配慮をするものとしております。

第二に、難民の認定等を適正に行うための措置として、まず、法務大臣は、難民の認定及び補完的保護対象者の認定を専門的知識に基づき適正に行うため、国際情勢に関する情報の収集を行うとともに、難民調査官の育成に努めるものとしております。

あわせて、難民調査官には、外国人の人権に関する理解を深めさせ、並びに難民条約の趣旨及び内容、国際情勢に関する知識その他難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する事務を適正に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとしております。

第三に、附則において、改正後の入管法に基づく収容に代わる監理措置及び仮放免の制度の運用に当たっては、容疑者等の人権に配慮し、判断の適正の確保に努めるとともに、監理措置決定をしない理由又は仮放免を不許可とした理由を書面により通知する場合において、その理由を容疑者等が的確に認識することができるように記載するなど、手続の透明性の確保に努める旨規定しております。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（杉久武君）　次に、難民等の保護に関する法律案及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（参第九号）について、発議者石橋通宏君から趣旨説明を聴取いたします。石橋通宏君。

○委員以外の議員（石橋通宏君）　ただいま議題となりました難民等の保護に関する法律案及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案につきまして、発議者を代表いたしまして、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

初めに、難民等の保護に関する法律案の提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

現行法制度では、難民認定は外国人の出入国管理を担う入管当局が行っており、公平性、中立性や専門性、透明性が確保されていません。また、難民認定の基準が全く不透明であり、難民条約や人権諸条約、国際連合難民高等弁務官事務所等の見解を踏まえた基準に基づく適切な保護が担保されていません。その結果、我が国の難民認定率は一％未満と、先進諸国に比べ極めて低く、かつ、本来保護されるべき補完的保護対象者や無国籍者等も保護されておらず、Ｇ７の一員として極めて恥ずかしい状態が放置されています。

本法律案は、難民等認定の公平性、独立性、専門性を確保するため、現行の出入国管理及び難民認定法から難民の認定等に関する規定を分離して新規制定法とした上で、難民等及び難民等の認定の申請者の権利利益の保護を図り、もって難民等に関する問題を解決するための国際社会の取組に寄与するため、難民等の認定及びその在留資格に係る許可等、難民等及び難民等の認定の申請者に対する生活上の支援に関する施策等について定めようとするものであります。

その主な内容は次のとおりです。

第一に、条約難民、補完的保護対象者及び無国籍者の定義について、難民条約や国際人権諸条約及び国際連合難民高等弁務官事務所等の見解を踏まえ、新設する難民等保護委員会がその規則で定めることとしております。

第二に、新たに、法務省の外局として、独立行政委員会である難民等保護委員会を設置し、同委員会が専門性、透明性ある形で難民等の認定を行うこととしております。

第三に、難民等保護委員会は、国際連合難民高等弁務官事務所等の見解を踏まえ、難民等の認定基準を定めて公表することとし、併せて難民等該当性の立証責任の緩和その他の認定手続等に係る改善を行うこととしております。

第四に、難民等に対する定住者の在留資格取得の不許可事由及び難民等認定申請者に対する仮滞在の不許可事由をそれぞれ緩和するほか、一時庇護許可者及び仮滞在許可者が最低限度の生活を維持するために必要な就労を許容する等の難民等の保護の制度に係る改善を行うこととしております。

第五に、難民等及び難民等認定申請者に対する生活支援に関して、基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにすることとしております。また、生活支援基本計画の策定や、生活に困窮する難民等認定申請者に対する生活維持費の支給等を規定することとしております。

続いて、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案の提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

現行の出入国管理及び難民認定法は、退去強制令書による収容の期限を定めておらず、国際的にも悪名高いいわゆる原則収容主義の下、長期収容

が問題となっています。また、現行の入管法上の収容には司法審査が介在せず、行政府の内部手続のみで完結してしまっています。一方、他のＧ７諸国では、収容期間について、上限を規定するか、判例で合理的期間内に制限し、あるいは収容開始後の独立の機関による審査を導入するなどしています。いずれの措置もない国は日本だけです。

令和二年九月には、国際連合人権理事会の恣意的拘禁作業部会から、こうした日本の出入国管理における収容について、国際人権規約のうち自由権規約に違反しているとの指摘を受けています。

また、現状、日本国外への退去を命じられたにもかかわらず本邦に残留する外国人は、送還されれば迫害を受け命の危険にさらされる難民等に該当することや、日本で生まれ育った子供たち家族との分離を望まない長期在留者など真にやむを得ず帰国できない事情がある者が少なくありません。我が国から退去させることが人道上不適当な外国人の保護を図るため、在留特別許可に係る手続を充実させることが必要です。

本法律案は、このような出入国管理に関する国際的動向や現状等を踏まえ、収容の適正化、在留特別許可の適正化等を図るための所要の改正を行おうとするものであります。

その主な内容は次のとおりです。

第一に、在留特別許可の申請制度を設けるとともに、在留特別許可の要件の明確化を行うほか、事情変更による再度の在留特別許可の申立ての制度を設けるなど在留特別許可に係る手続の充実その他の違反審判の手続に係る改正を行うこととしております。

第二に、退去強制令書発付処分の取消し訴訟を提起可能な期間内及び取消し訴訟が裁判所に係属する間における送還停止効を設けることとしております。

第三に、退去強制を受ける者等の収容については、原則、収容は行わず、先進諸国で採用されている収容代替措置による対応を行うこととし、真に逃亡のおそれがあるときに限り、裁判官の発付する収容許可状により行うこととして、あわせて、容疑者の収容期間を短縮するほか、退去強制を受ける者の無期限収容を撤廃して、六月の収容上限に達した場合は放免することとしております。

第四に、地方裁判所に対する収容許可状の失効申立て及びこれによる放免制度を設けるほか、逃亡のおそれがないとき又は疾病等による治療等を緊急に行う必要が生じたため収容の継続が相当でなくなったときは必要的に仮放免するものとするなど、仮放免制度に係る改正を行うこととしております。

第五に、出入国在留管理基本計画に定める事項に、外国人の入国及び在留の管理に当たっての外国人の人権の尊重に関する事項を加えることとしております。

第六に、この法律の施行の日の前日において退去強制事由に該当する外国人について、一定の要件を満たすことにより、定住者の在留資格の取得を許可する制度を設けることとしております。

このほか、十六歳未満の外国人が所持する在留カード及び特別永住証明書の有効期間を見直すことなど、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が両法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○委員長（杉久武君）　以上で三案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加田裕之君　おはようございます。自由民主党の加田裕之でございます。

まず、大臣にこの本法案の基本的な考え方についてお伺いしたいんですが、私は、神戸生まれ、神戸育ちでございます。今でこそ、国際都市神戸ということで、そのブランドということも、世界に冠たるブランドということを、私も郷土愛を持つ一人として自負しているんですけれども。

この歴史というのをひもときますと、一八五八年に日米修好通商条約が結ばれて、一応、これは神奈川や長崎、新潟とともに兵庫を開港するということを言われていたんですが、地元の反対、そして当時はいろいろな社会的な混乱からの懸念ということで、一時、幕府も遣欧使節団を送って、延期してほしいということで、結局、本当に開港したのは一八六八年の一月一日、言わば大政奉還する年の正月ということになるんですけれども、それ以来、実際、多文化共生とか、特に神戸といいますと、南京町とか、それからまたインドの方も多いですし、そしてまた韓国、朝鮮の方、特に慶尚南道の方が外国人県民のほとんどを占めるということで、本当に多文化共生の町と言われておりました。

そしてまた、一方では、最近でいいますと、ニューカマーと言われる中におきまして、ベトナム人の方たちがどんどん増えてきたということで、やはり私、こういう問題というものは、共生社会というものを考える中においてそのときそのときの時代によって本当に移り変わりがある。そしてまた、そういうものに対して、やはりこれは政治の場で、これは自治体、神戸でいいますと自治体レベルでもあるんですが、国の方におきましても、しっかりとそういうこれからの共生社会というものを示していかなければいけないと思っております。

今回のこの法案につきましては、外国人との共生社会を実現する観点からも大変重要な法案であると思っております。

まず、この本法案の基本的な考え方につきまして、齋藤大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣（齋藤健君）　日本人と外国人が互いを尊重し、そして安全、安心に暮らせる共生社会、これを実現していくためには、外国人の人権に配慮しながらルールにのっとって外国人を受け入れるとともに、ルールに違反する者に対しては厳正に対応していく、これが重要であると考えています。

その上で、現行入管法下で生じる送還拒否、長期収容問題の解決は喫緊の課題だということであります。また、人道上の危機に直面し真に庇護すべき方々を確実に保護する制度の整備もまた重要な課題の一つであります。

入管制度全体を適正に機能させ、保護すべき者を確実に保護し、ルールに違反した者には厳正に対処できる制度とするには、これらの現行法下の課題を一体的に解決する法整備を行うことが必要不可欠であります。

そこで、今回の改正法案は、保護すべき者を確実に保護した上で、在留が認められない者については迅速に送還可能とする、長期収容を解消し、収容する場合であっても適正な処遇を実施するという考え方の下、様々な方策を組み合わせ、パッケージで課題を一体的に解決し、外国人の人権を尊重しつつ適正な出入国在留管理を実現するバランスの取れた制度にしようとするものであります。

本法案は、先ほど申し上げたとおりの共生社会の実現、維持の基盤を整備するものであると考えておりまして、成立に向けて努力をしてまいりたいと考えています。

○加田裕之君　ありがとうございます。

まさに、大臣がおっしゃられました保護すべき者を保護する。やはり、これ、私も地元住んでいまして、小学校のときはやはり同級生の中にも中国籍の子とか、それからまた韓国、朝鮮の二世、三世の子とか、いろいろそういう中での話する中におきまして、それとプラス、私も県議会の方出身ですので、地元の方と意見交換するときもそうだったんですが、外国人県民という兵庫県は規定をしているんですけれども、そういう方たちとの意見交換の中におきまして、やはりしっかりと守るところは守ってほしい。ただ一方では、もちろ

んですけど、これは日本人もそうですし海外の方もそうですけれども、本当にこのルールを守らない人というものについてはやはりしっかりとした毅然とした態度を取ってほしいということも言われている方もたくさんいらっしゃいます。

そうした中におきまして、今回のこの本法案についてなんですけれども、旧法案、前の法案からの修正点ということについて、いろいろ反対する立場の方からしますと、旧法案から今回のこの本法案というのはほとんど変わらない改悪法案であるという指摘がよくメディアでもされているのも事実であります。

本法案につきましては、名古屋入管におけるウィシュマ・サンダマリさんの事案を踏まえた修正がされているのではないかと思います。もちろん、ウィシュマ・サンダマリさんのこの名古屋入管でのことにつきましては、本当に我々にとっても大変な痛ましい事件でもありますし、二度とあってはならないことだと思っております。

今回からの、この旧法案から、この修正点についてどのように変えていったのか、修正したのかということにつきまして、大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣（齋藤健君）　本法案は、現行法下の課題を一体的に解決し、入管行政を取り巻く情勢にも適切に対応するため、旧法案に対する様々な御指摘も真摯に受け止め、修正すべき点は修正をしたものであります。

特に収容に関する制度につきましては、御指摘の名古屋事案の発生などを受けまして、より適切な運用を可能とすべく、制度的な手当てを行う必要があると考え、大きく修正をいたしております。

具体的には、まず、必要のない収容を防止するため、全件収容が原則となっている現行法を抜本的に改め、個別事案ごとに監理措置か収容かを適切に選択することとし、その選択に当たりましては、逃亡等のおそれの程度のみではなく、収容により本人が受ける不利益の程度も考慮することを法律上明記することといたしております。

次に、収容の長期化を防止するため、被収容者について三か月ごとに収容の要否を必要的に見直し、収容が必要ない者については監理措置に移行することとしております。

監理措置につきましては、ほかにも、監理人の定期的な届出義務を削除し、指定された条件の遵守の確保のために必要な場合に限り、かつ、主任審査官から求められたときに初めて報告すれば足りることとする、入管庁が監理人に対する必要な情報提供などの援助を行うこととする、逃亡等の防止に必要な場合に限って保証金を納付させることとするなど、適正な運用が可能となるよう必要な修正を行っております。

また、仮放免制度につきましては、名古屋事案の反省も踏まえ、健康上の理由による仮放免請求の判断をするに当たりましては、医師の意見を聞くなど、健康状態への十分な配慮に努めることを法律上明記をいたしております。

そのほかにも、送還停止効の例外規定の内容などの周知、教示に関する附則を設けることといたしました。

以上のとおり、本法案は修正すべき点を修正したものであり、国民の皆様に幅広く御理解いただけるよう、必要な説明を尽くしてまいりたいと考えています。

○加田裕之君　ちょうど私、名古屋入管のこのウィシュマ・サンダマリさんの部屋、先般も法務委員会の理事会で行かせていただいたんですけれども、これは行かせていただいたのは二回目でありまして、一回目は法務大臣政務官に就任してすぐに、これはちょっと我々も希望がありまして行かせていただきました。やはりあの部屋に入りましたときに本当にやるせない思いもしましたし、何とかこの命というものを助けることができなかったのか、本当にこれは常々思います。

そして今回、先ほど大臣から、数多く旧法案からの修正点ということ、まさにこの名古屋事案というものの教訓をしっかりと生かした上での修正点、数多く言われました。是非、このことにつきましても、我々も肝に銘じてやっていかなければいけないという思いがしているんですけれども。

その次に、この現行法下における課題の一つであります送還忌避者問題についてなんですけれども、現行法上、送還忌避者が送還できない仕組みとなっていることによってどのような弊害というものが今生じているのか、そしてまた、その解消策についてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　現行法上、退去強制令書が発付された場合でも、難民認定申請さえすれば無制限に送還が停止する仕組みとなっております。

そのため、例えば、いずれも速報値でありますが、令和四年末の送還忌避者四千二百三十三人中、刑事裁判で有罪判決を受けて三年以上の実刑判決を受けた者は三百三十二人であるところ、こうした重大犯罪者あるいはテロリストであっても難民認定しさえすれば送還することができず、また、令和四年末の送還忌避者中、三回目以降の難民認定申請中である者が六百八十三人、これについても送還することができない状況にあります。

さらに、退去強制令書の発付を受けた者のうち、退去を拒む自国民の受取を拒む国、すなわちイランを送還先とする者、あるいは、現に送還中の航空機内で大声を上げたり暴れるなどの送還妨害行為に及んだ結果、搭乗を拒否されたことがあり、再び同様の行為に及ぶおそれがある者についても、送還を忌避した場合、現行法上、送還を実現する現実的手段がないということになります。

そこで、本法案におきましては、こうした送還忌避問題を解消するための方策として、三回目以降の複数回申請者、三年以上の実刑判決を受けた者、それからテロリスト等を送還停止効の例外とすること、また、罰則付きの退去の命令制度を創設するなどの措置を講じているところでございます。

○加田裕之君　そうした中におきまして、送還忌避問題の解消策の一つとして送還停止効に例外を設けるものと認識しているんですけれども、先週、五月九日の法務委員会の方におきまして、質疑において、三回目の難民認定申請によって難民と認定された事例が令和の四年の方で三件、三件あると答弁されました。

こうした事例がある以上、三回目以降の難民認定申請者を送還停止効の例外の対象とするべきではないとの指摘もされたところでありますが、こうした指摘というものに対してどう答えていくのか、御所見をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　御指摘のように、三回目以降の難民認定手続により難民と認定された者、これが令和三年までは存在していませんでしたが、三回目の申請で認定された者が令和四年中に三件存在いたします。なお、四回目以降の申請により認定された者は存在いたしておりません。

個別事案の内容はお答えを差し控えますけれども、いずれの事案も、前回までの難民不認定処分後に本国情勢の変化その他の新規事情が生じ、それらについての主張もなされたことを踏まえ難民と認定されたものでございます。

この点、本法案では、三回目以降の申請であっても難民等の認定を行う相当の理由がある資料を提出すればなお送還は停止することとし、万が一にも保護すべき事情のある者を送還しない仕組みとなっており、御指摘のような事案にも適切に対応できるものと考えております。

○加田裕之君　実際、やはりこれ、本国の情勢とかそういうものについても変化していく部分であると思います。やはり、先ほど言いました、これはやはりケース・バイ・ケースということもあると思いますので、しっかりと、その本国における情報収集というものもやはりしっかりしていただきたい、そのような体制というものも構築していただきたいと思っております。

それと次に、諸外国においても送還停止効に例外規定を設けるなどしているのではないかと思うんですけれども、そうであれば、本案に対する対

応は国際的に見ても特異なものではないのではないかと思うんですけれども、その点についていかがでしょうか。

○政府参考人（西山卓爾君）　主要国においては、ほとんどの国において難民認定申請について再申請に制限を設けている上、再申請を認める場合でも送還停止効の例外規定を設けているものと承知をいたしております。また、一定の犯罪歴を有する者などによる難民認定申請を制限する例もあると承知しております。

例えば、アメリカでは、暴力犯罪や窃盗罪などで一年以上の刑に処せられた者、アメリカの安全にとって危険であるとみなす合理的な理由がある者は難民認定申請できない、また、フランスでは、三回目の難民認定申請については送還停止効を認めない旨の規定を設けているものと承知しております。

○加田裕之君　先ほどの答弁のとおり、諸外国においてもそういう規定というものをしっかりと設けているということもお伺いいたしました。

実際、この本法案に反対する立場からは、我が国においては、難民と認定されるべき方の、本来の救われるべき方が適切に救われていないにもかかわらず送還停止効に例外規定を設けることは適切ではないという指摘があるんですけれども、こうした指摘というものに対しましてどのように答えていくのか、これも当局にお伺いいたします。

○政府参考人（西山卓爾君）　我が国におきましては、制度と運用の両面から難民認定手続の適正性を確保しており、申請者ごとにその申請内容を審査した上で、難民条約の定義に基づき難民と認定すべき者を適切に認定しているところでございます。また、難民とは認定しない場合であっても、出身国の情勢等に鑑みて、人道上、本邦での在留を認めるべき者については在留を適切に認めて保護をしております。

これにより、一次審査において難民と認定した者と、難民と認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者の合計について、処分件数に占める割合を算出しますと令和四年は約二九・八％となり、これは他のG7諸国と比較しても極端に低いものではないと考えております。

そのほかにも、例えば本国の情勢不安を理由に本邦での在留の継続を希望する方々については在留資格の変更などによって在留を認めるなどして、保護すべき者については適切に保護しているところでございます。

したがって、救われるべき者が救われていないとの指摘は当たらず、法的地位の安定を図る必要のない一定の類型について送還停止効の例外とすることは相当であると考えております。

その上で、法務省としましては、引き続き、国際機関と協調しながら、真に庇護を必要とする外国人の迅速かつ確実な保護に取り組んでまいりたいと考えております。

○加田裕之君　是非、この問題につきましてもしっかりと、これはもちろん入管庁だけでできる話でもありませんので、連携というもの、それで先ほども言いましたような情報収集というものについてもしっかりとしていただきたいと思います。

次に、この難民認定における運用面の適正化の一環としまして、入管庁では難民該当性判断の手引というものを策定されたと承知しておりますけれども、この手引の策定の意義、概要についてお伺いしたいんですけど、一部では、これは今までの事例を束ねただけだという批判とか、実際問題、このマニュアルというのも、本当にこれしっかりと徹底、職員に一人一人徹底できるのかどうかということとか、これはいろいろ、メディアの方でもいろいろそういう指摘もあるんですけど、そのことについて入管庁の御所見をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　これまでも、我が国では、申請者ごとにその申請内容を審査した上で、難民条約の定義に基づき難民と認定すべき者を適切に認定してきたところでございます。

今般策定した難民該当性判断の手引は、実務上の先例や裁判例等を踏まえ、難民該当性の判断において考慮すべきポイントを整理し、これを明確化したものであり、我が国の難民認定制度の透明性が高まり、その信頼性の向上にもつながるものと考えております。

加えて、入管庁の難民審査に携わる職員が手引を参照することで、より適切で効率的な審査の実現につながることや、申請者の方々が難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを踏まえつつ申請を行うことにより、迅速な難民認定につながることも期待されると考えております。

○加田裕之君　この手引というのは、やはり先ほど答弁いただいたように、本当に一つの指針となるものであります。

ちょっとこれ通告はしていないですけど、例えばですけど、ウガンダの方でも同性愛のああいう問題について罰則が急に厳しくなったという、これは大統領の方もこれは止めたということの報道もなされているんですけど、そういういろんな海外の諸情勢というものについて、そういうものもしっかりと考慮しながら、言わばこの手引というのが不磨の大典みたいになってはいけませんので、そういうものも必要に応じて言わば改定、改定というのをどんどんやっていくのかどうか。これ、もちろんそうでなければいけないんですけれども、これは念のために、ちょっと念には念を入れて聞きたいと思いますので、御答弁お願いします。

○政府参考人（西山卓爾君）　もう委員御指摘のとおり、その難民認定に関わる事情というのは、多様性もありますし、また日々変動していくものでございますので、それに迅速に応じて、必要な手引の見直しというのは当然考えていくべきであると考えております。

○加田裕之君　是非、この件についても、入管庁だけでなくて、いろいろな機関の部分についてもまた情報収集していきながらお願いしたいと思います。

次に、退去命令制度についてなんですけれども、令和四年末時点の送還忌避者のうちの退去命令制度の対象となるイラン人の送還忌避者の数、またこうしたイラン人の送還忌避者の前科の有無、そして内容についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　いずれも速報値でございますが、令和四年末時点において、送還を忌避するイラン人は三百十五人であり、そのうち前科を有する者は二百十六人でございます。前科には、特に薬物事犯が多く見られるほか、強盗、性犯罪、殺人等の重大犯罪も含まれております。

○加田裕之君　三百十五人中二百十六名ということで、その中にも、これも私も資料とかでも調べてあったんですが、薬物事案とか強盗とか、言わば凶悪犯罪が多いということでございます。

それと、次になんですけれども、過去の命令制度の対象者の中には、過去に航空機内で、先ほども三問目で聞いたときの答弁でもあったんですが、航空機内で暴れるなどの送還妨害行為に及んだ者が、ある者が含まれているんですが、こうした送還妨害行為によって入管行政に実際どういうふうな支障、どんな弊害があるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　平成四年末時点において把握されて、失礼、令和四年末時点において把握されていたところでは、平成二十八年以降、送還を中止せざるを得ないほどの送還妨害行為は十三件、人数として十二名発生しており、そのうち八人が前科を有しております。なお、こうした送還妨害行為に及んだ者の中には、強姦、恐喝等に及び、懲役六年の実刑判決に処された者など、重大犯罪を有する者も含まれております。

また、一般論として、護送官を付した上での送還準備には、関係機関との調整、準備等に相当期間を要するほか、数百万単位の国費を費やす場合もありますところ、こうした送還妨害行為が一件発生することによって、このような準備や国費が無駄になってしまうという場合もあるところでございます。

○加田裕之君　ちょっともう一回お伺いしたいんですけど、相当な時間とか、先ほど言った国費が数百万円って、まあ数百万円といいましてもいろいろ幅があると思いますので、ちょっといろいろ分かる限りの例で、大体本当に時間とかその費用ですね、いっても百万円と二百万円と、八百万円と九百万円とではやっぱり差がありますので、どれだけの費用を要しているのか、再度ちょっとお伺いしたいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　その個々の事案に応じて本当にまちまちでございますけれども、準備期間、大体二、三か月は要するのが通常であろうと考えております。

　また、費やされる国費につきましては、まさにその送還先がどこによるのかというところにも大きく影響しますので、なかなかちょっと一概に申し上げられないので、先ほど数百万という限度で御説明をしたところでございます。

○加田裕之君　言わばそれだけ、二、三か月掛かるとか数百万円掛かる、これ全部全て税金ですので、こういうことについてもしっかりと、どれだけの支障があるかというのを一つ一つやっぱり我々もチェックしていきたいと思いますけれども、把握して、それでまたどれだけの、本来でしたらほかの仕事をやっていかないといけないのに、それに手を取られてしまうということでもありますので、本当にマンパワーの問題とかも関わってくることですので、またしっかりと把握をしていただきたいと思っております。

　次に、退去の命令制度に対しては、送還忌避罪などと、まるで送還を拒んだ人が一律に対象となるかのような批判がされているんですが、これ自体は本当なんでしょうか、事実なんでしょうか、お伺いします。

○政府参考人（西山卓爾君）　退去の命令は退去強制令書の発付を受けた者を対象とするものでございますけれども、命令を発出することができるのは、退去を拒む自国民の受取を拒む国、すなわちイランを送還先とする場合、それと、現に送還中の航空機内で大声を上げたり暴れるなどの送還妨害行為に及んだ結果、搭乗を拒否されたことがあり、再び同様の行為に及ぶおそれがある場合といった、他に送還を実現する現実的手段がない場合に限定しておりまして、退去を拒んだことのみをもって直ちに退去の命令の対象となるわけではございませんので、送還を拒んだ者は一律に罰則の対象となるといった御指摘は当たりません。

○加田裕之君　実際、拒んだ者はもう一律に対象とはならないということを明言していただきました。

　次になんですけれども、入管庁から確認したところ、仮放免中の逃亡事案についてなんですけど、令和二年末時点では四百十五名、次の年の令和三年末時点では五百九十九人、そして令和四年末時点では約千四百人と、言わば何かすごい勢いで増えていっています。

　こうした状況に至った原因について、これは入管庁としてどのように考えているんでしょうか。

○政府参考人（西山卓爾君）　仮放免中の逃亡の原因につきましては個別の事案ごとに様々であると考えられ、逃亡者の増加原因について一概にお答えすることは困難と考えております。

　現行法上、被収容者の収容を解く手段は仮放免しかないため、実務上、個別の事情に応じて仮放免を柔軟に活用し、収容の長期化等を回避してきたものでございます。

　しかし、現行の仮放免制度は、本来は一時的に収容を解除する制度であり、逃亡等を防止する手段が十分でなく、相当数の逃亡事案等が発生しているものでございます。こうした現行仮放免制度の問題や、令和二年以降、新型コロナウイルス感染症対策の一環として仮放免制度を積極的に活用して被仮放免者数が増加したという事情が、仮放免中に逃亡した者の増加の一因と考えております。

○加田裕之君　ちょうどコロナ禍の方におきまして、やはりなるべく密にならないようにということで仮放免で、被仮放免者というのが増えたということでありますが、一方では、そういう形で逃亡事案が増えるということになってしまいますと、やはり私は、先ほどお話ありましたように、現行制度というものに限界があるんではないか。

　やはり、そのためにも今回のこういう改正というものをやっていかなければいけないと思うんですが、現行の仮放免制度に逃亡等を防止する措置が不十分で、そしてまた、そういうことが逃亡事案の発生の原因というのは分かったんですけれども、現行の仮放免についても身元保証人が付されている場合があるんではないでしょうか。こうした身元保証人による仮放免者の監督では不十分だということと受け止めるんでしょうか。御所見をお伺いします。

○政府参考人（西山卓爾君）　現行法下における身元保証人は、仮放免取扱要領において、請求による仮放免の場合に運用上求めているものでありまして、法令に基づくものではなく、本法案における監理措置制度における監理人とは異なりまして、法令に基づく責務や義務を負っていないということでございます。

　こうした現行法下におきましては、例えば弁護士や支援者が被仮放免者の身元保証人となっている場合であっても、弁護士が約二百八十人の被仮放免者の身元保証人となり、そのうち約八十人が逃亡している例、支援者が約百七十人の被仮放免者の身元保証人となり、そのうち約四十人が逃亡している例があるなど、被仮放免者が逃亡する事案も発生しているところでございます。

　したがいまして、法令に基づかない身元保証人による監督は、逃亡等の防止措置として不十分と言わざるを得ないと考えております。

○加田裕之君　やはりこれ、やはり一言で身元保証人と言いましても、先ほど答弁いただいたように、本当に二百八十人とか百七十人とか、顔と名前覚えているのかというぐらい安易に身元保証人、かわいそうだからといって受けるとか、人道上のということで受けられるという。私は、一方でいうと、これは無責任だなという感想がいたしております。

　結局、その方がそういう形で、言わば被仮放免者が逃亡してしまうということがあっては、この制度というのは本末転倒でございます。やはり、だからこそ今回、今法案というものをしっかりとしまして、監理制度というものをしっかりと打ち立てる必要があるんではないかと思うんですけれども、これで逆に念押しでお伺いしたいんですけど、この本法案で盛り込まれている監理措置制度にとって、この逃亡事案、先ほど来言いましたあの多くの逃亡事案があるんですけれども、逃亡事案というのは防止することが本当にできるんでしょうか、お伺いします。

○政府参考人（西山卓爾君）　本法案では、監理人の監理の下で逃亡等を防止しながら収容せずに退去強制手続を進める監理措置を創設し、本人に対する罰則付きの届出義務、監理人による監理の仕組み、監理人に対して報告を求める権限、逃亡等のおそれの程度に応じて必要な場合には保証金を納付させることができる保証金の納付制度などを規定するとともに、監理措置又は仮放免中の逃亡等の行為に対する罰則を設けることにより退去強制手続中に収容されていない者の逃亡等を防止することといたしておりまして、御指摘の現状を改善することができるものと考えております。

○加田裕之君　もちろん、善意でそうやっていただける方ですので、善意を信じたいわけではあるんですけれども、一方では、しっかりとこういう法的な裏付けというものを持ちまして制度の確立というものを我々は求めていきたいと思っております。

　次に、衆議院の質疑の方においては、仮放免中に犯罪行為及び逮捕された者が令和三年中には三百三十七人、令和四年中には三百六十一人に上り、また、その中には殺人未遂や覚醒剤の密売といった重大犯罪に及んで逮捕された者もいると指摘されましたが、この本法案というものが成立しましたら、このような殺人未遂とか覚醒剤の密売とか、いろいろなこういう重大犯罪というもの、

こういうものについては防止することができるんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　委員御指摘のとおり、仮放免中に犯罪行為に及んで逮捕された事例が生じている上、中には御指摘のような重大犯罪に及んで逮捕された事例もあることは事実でございまして、重く受け止めているところでございます。

本法案において創設する監理措置制度では、監理人が本人の生活状況等を把握しつつ指導監督を行い、逃亡、証拠隠滅又は不法就労活動を疑うに足りる相当の理由がある場合等の届出義務、それから、監理措置条件等の遵守のために必要な場合に、被監理者の生活状況等のうち主任審査官から求めのあった事項を報告する義務を履行することによりまして、入管当局が監理人から必要な事項について届出、報告を受け、平素から被監理者の生活状況、条件遵守状況を的確に把握し、監理に支障が生じた場合には、入管当局におきましても、監理人からの相談を受け、必要に応じて被監理者に適切な指導を行うことを想定しております。

こうした監理措置制度の適正な運用は、逃亡事案の発生や犯罪行為の抑止に資するものであるものと考えております。

○加田裕之君　この監理措置制度というものをしっかりと運用することによって、これ実際、何件何件といって、先ほど言いました、三百六十一人が犯罪で逮捕されたとかと言っていますけど、その一件一件の背景には、やはり国民の安全、安心というものが大きく問われております。やはりそういうものをしっかりと守るためにも、この制度というものもしっかりと確立していかなければいけないということがよく分かりました。

私の質問は以上といたします。ありがとうございます。

○田中昌史君　おはようございます。自由民主党の田中昌史です。

今日も質問の機会をいただきまして、ありがとうございました。

非常に、この入管法につきましては、社会の非常に大きな関心を得ているところでありますけれども、まず、この在留資格制度の基本的な部分についてお伺いしたいと思います。

齋藤大臣や先ほど加田委員からもありましたとおり、日本人と外国人が安全、安心に暮らせる共生社会というのは、これは実現に向けて非常に重要なことであるというふうに私も考えておりますが、その上で、当然ながら、我が国のルールに違反する方に関しては厳正に対処することが重要だということはこれまでも述べられていたと思います。

そもそも外国人の方は、在留資格によって決められた期間、決められた活動を行うというルールに従って入国され、在留期間が経過すれば帰国しなければならないものと認識していますが、この点について確認させてください。

○政府参考人（西山卓爾君）　外国人の入国や在留を認める上で、一定のルールを設けて遵守を求め、これを遵守しない者を退去させることができることは、国際慣習法上確立した原則でございます。

その上で、現行入管法においては、外国人に対して、本邦で行おうとする活動に応じて在留資格を付与し、その範囲内に限って活動することを認める在留資格制度を採用しております。我が国において活動する外国人は在留資格を取得し、又は特例上陸の許可を受けるなどし、当該在留資格等に従って活動を行うのでなければ我が国に上陸、在留することはできないこととされており、在留期間等が経過する場合には、その更新等がされない限り帰国いただかなければならないということでございます。

○田中昌史君　ありがとうございます。

正しくルールを守っていただいて国内に入国し、しっかり過ごしていただくということは極めて大事だと。

私、全国比例区なものですから、日本全国、ほぼ週末は必ずどこかの都道府県に参ります。先日もある県に行きまして電車に乗りますと、電車の乗員の四分の三が外国人の方だったという、非常にこういった田舎にも、観光ビザなのか、ちょっと正確には分かりませんが、入国されて、その地域地域の中でいろんなことで活躍をされたり楽しんでいただいているというこういった光景、非常に私も喜ばしい光景だなというふうに思って見ておりましたが、非常に、まずきちんとルールを守っていただくということが大原則だというふうに考えておりますので、是非、まずこの入管法についての改正については進めていただく方向で私も賛同しているところであります。

今回の入管法の改正では、一番大きなフォーカス当たっているのは長期収容の問題ではないかなというふうに思っております。この収容期間の上限等について伺いたいと思いますが、入管施設での長期収容が問題の一つとされて、収容者個々の事情があるとはいえ、長期の収容が収容者の健康や処遇の問題につながっているということは否めないというふうに思っております。

今回の法案は、長期収容問題の解消をコンセプトの一つに掲げていますが、こうした長期収容問題の解消策として収容期間に上限を設けるという方法も指摘されていますが、こうした方法によらなかったのはなぜなのか、伺いたいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　収容期間に上限を設けた場合、その上限まで送還を忌避し続ければ逃亡のおそれが多い者も含め全員の収容を解かざるを得ず、確実、迅速な送還の実施が不可能となるため、収容期間に上限を設けることは相当でないと考えているところでございます。

そこで、送還忌避者の長期収容の解消、防止は、収容が長期化する前に迅速、確実に退去等をさせるとともに、収容しないで退去強制手続を進める監理措置によって実現することとしたところでございます。加えて、本法案では、より実効的に長期収容を防止する観点から、新たに三か月ごとに収容の要否を見直す仕組みも導入しております。

これらの仕組みによって、不必要な収容の回避、収容の長期化の防止は達成できるものと考えております。

○田中昌史君　ありがとうございます。

忌避し続ける方がいる一方で、それに対しての対応として、しっかりと退去していただくための監理措置等の配慮を今回の法改正ではしっかり盛り込んでいるということだというふうに思っております。

今回の法案に反対の立場の方からは、収容期間に上限を設けること、あるいは、その収容の要否については司法審査を設けることが国際標準ではないかという御指摘があると思います。

そこで伺いますけれども、主要国でいずれもこの収容期間に上限を設けたり収容の要否について司法審査を設けているのか、確認したいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　諸外国の例を網羅的に把握しているものではございませんが、主要国においても、例えばイギリス、オーストラリアなど、収容期間について法律上上限を設けていない国もあると承知をしております。また、アメリカ、イギリス、オーストラリアなど、収容の要否について事前の司法審査を設けていない国もあると承知をいたしております。

○田中昌史君　一概に国際標準とは言えないという、そういう設定をしていないと、設けていないという国もあるんだということだというふうに思っております。

いずれにしても、この長期収容をしっかりと解消するということが極めて大事になってまいりますので、その解消する方法、具体的な対応の中身についてお伺いしていきたいと思います。

本法案では、退去強制事由に該当する方について自発的な出国を促すための施策も盛り込まれているというふうに伺っておりますが、このような自発的に出国していただくことを促すことで、そもそも収容することなく我が国から出国させるこ

とにつながるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺りの認識を伺いたいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　本法案では、出国意思を持って自ら出頭した場合に加えて、入国審査官から退去強制対象者に該当すると認定される前に自ら出国意思を表明した場合にも出国命令を発出できるように、出国命令対象者の要件を拡大したところです。これにより、摘発等をされた者であっても、早期に出国意思を表明した場合には出国命令の対象となり、上陸拒否期間が短縮されるという利益を受け得ることから、自発的な出国を一層強く促すことができると考えております。

　これとは別に、本法案では、退去強制令書の発付を受けた者であっても、その者が自らの負担で自ら本邦から退去しようとし、主任審査官等がこれを許可したときは、法務大臣がその者の素行や退去強制の理由となった事実等を考慮して、上陸拒否期間を一年とすることができることとしております。

　これらにより、自発的な出国や退去が促進されるものと考えております。

○田中昌史君　ありがとうございます。

　実際に、この出国命令制度の対象者については、我が国から出国、自発的に出国していただくという形になると思いますが、この施行後に出国命令制度の対象となる方はどの程度ぐらいの数を見込んでいらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　出国命令制度の対象者について、まず、平成二十九年から令和三年までの五年間の実績では、退去強制事由に該当する者の約四割が出国命令の対象となっております。その上で、退去強制手続の対象となった者の約六割がいわゆる三審制の第一段階において違反を争うことなく直ちに出国意思を表明していることを踏まえますと、改正法下においては退去強制事由該当者の約七割が出国命令の対象となり得るものと考えており、こうした者は収容されることなく我が国から出国することが期待されるということでございます。

○田中昌史君　まさに、このような七割の方ということですので、自ら速やかに出国していただきたいと思いますが、これは通告はしていないんですけれども、こういう対象になる方について、この出国制度について、具体的に何か広報というか、本人が御存じなければなかなかこういったものにしっかり乗ってこないんじゃないかなと思うんですけれども、このような取組についてはどのようにお考えになっているか、何か所見があればお伺いしたいと思いますが。

○政府参考人（西山卓爾君）　まず、これから具体的には検討してまいりますけれども、まず一般的に広報して周知を図っていきたいと考えておりますし、また個別の方々に対しまして、例えばですけど、摘発された方に対して職員から、このようなことも、こういう制度も今あるよといった教示というものは当然あるのかと考えております。

○田中昌史君　ありがとうございます。

　是非きちんと、制度というか、この法律をしっかり理解をしていただいて入国、滞在していただくということは非常に大事だというふうに理解しております。

　私、こういった不法滞在というか、お話を聞いたときに、素人ながら、入国されるときに、きちんとそういうものを理解して同意されて入国されたのかなというところもあって、本来、入国審査を通過するときに、入国期間ですとかそういうものはちゃんと同意されて、理解した上で入っているとは思うんですけれども、入国された後にそういったことを、理解が持続しないのかどうなのか分からないんですけれども、そういったきちんとした約束に基づいてお越しになっているのであれば、きちんと約束を守っていただくということは極めて大事なことだというふうに思っておりますので、是非こういったものをしっかり理解をしていただいて、自らできるだけ出国していただくということを是非促進をしていただきたいなというふうに思っております。

　収容からこの退去強制令書の発付に至るまで、三十日ですとか最大六十日ほどうかがうと。これ、二か月もし収容されるという形になれば、かなり長期間の収容になるのではないのかなというふうに思いますので、そう考えても、やはり自発的な出国をしていただくというのがやっぱり何よりも大事だということは間違いないと思いますので、是非この周知の徹底につきましてはお願いをしたいなというふうに思っております。

　先ほど加田委員から監理措置制度のお話もありました。この法案では、監理措置制度の活用によっても長期の、収容の長期化を防止することと理解をしていますが、改めて、この監理措置制度を創設する趣旨と制度の概要を伺いたいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　現行法上、被収容者の収容を解く手段は仮放免しかないため、実務上は個別の事情に応じて仮放免を柔軟に活用し、収容の長期化等を回避しているところでございます。しかし、現行の仮放免制度は、その名称のとおり、本来は一時的に収容を解除する制度であり、逃亡等を防止するための措置が十分に法定されておらず、収容代替措置としては不十分であると言わざるを得ません。

　そこで、本法案では監理措置制度を創設することとしたところです。

　監理措置は、監理人による監理の下、逃亡等を防止しつつ、相当期間にわたり社会内での生活を許容しながら退去強制手続を進める措置でございます。具体的には、被監理者に届出義務を課した上、監理人による指導監督、条件の遵守の確保のために必要がある場合の監理人による報告義務の履行など、監理人の監理の下、被監理者について適切な監理を行うものでございます。

　これにより、収容の要否に関する判断が一層適正化され、収容の長期化の防止など退去強制手続全体が適正化されるものと考えております。

○田中昌史君　ありがとうございます。

　この法律案に反対する方の立場の方々から、この監理措置制度を設けても結局入管の裁量によって監理措置の判断がされるということで、この全件収容主義から脱却できないのではないかという御指摘があるのも事実だと思いますが、こういった指摘についてはどのようにお考えになっていますでしょうか。

○政府参考人（西山卓爾君）　現行入管法におきましては、退去強制手続において、原則として違反調査から送還に至るまで容疑者を収容することを前提としており、これがいわゆる全件収容主義と呼ばれているものと承知しております。

　もっとも、実務の運用におきましては、個別の事情に基づいて逃亡のおそれ等を考慮し、収容の必要性が認められない者については実際に収容することなく手続を進めているところ、その割合も七割に及んでいるなど人権にも配慮した柔軟な対応を行っており、実務上、全件収容主義と呼ばれる状態にはありません。

　他方、本法案におきましては、収容自体を回避し、又はその長期化を解消するために監理措置制度を創設したところです。これにより、当該外国人の逃亡等のおそれの程度、収容により受ける不利益の程度その他の事情を考慮して、収容しないで退去強制の手続を行うことが相当な場合には、収容せずに監理人による監理に付して退去強制手続を進めなければならないこととしており、制度上も全件収容主義が改められることとなります。

　その上で、本法案では、監理措置に付す場合の考慮事情、すなわち逃亡等のおそれの程度、収容による本人が受ける不利益の程度等、及び要件、すなわち収容しないことが相当、これを法律上明記し、監理措置請求に対して監理措置決定をしない場合には書面で理由を告知することとしており、理由のない収容判断を抑止する上、判断に不服があれば事後的に行政訴訟を提起して的確に争うことが可能となるので、判断の公正、適正が一層確保されるものと考えております。

　こうした仕組みにより恣意的な判断は排されま

すので、全件収容主義から脱却できないとの御指摘は当たらないと考えております。

○田中昌史君　ありがとうございます。

今回の、先ほども冒頭、大臣からお話と、修正案の部分でしっかりと通知を、監理措置によらない理由はきちんと通知されるということですので、その部分の御指摘についてはしっかりクリアされていく方向で進んでいるものというふうに私も評価をしているところです。

この監理措置を進めていく上では、この監理人の確保というのが非常に重要だというふうに理解をしています。これ、衆議院の質疑でも多く取り上げられていた事項だと思いますが、この監理人の確保は、もうこれどのように取り組んでいくつもりなのか、伺いたいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　監理人になる者としては、典型的には本人の親族や知人、元雇用主など本人に身近な人を想定しておりますが、これに限るものではなく、支援者や士業に従事する者など、候補となり得る者は幅広く想定できると考えております。

その上で、監理措置制度を適正に運用するためにはできるだけ多くの方々に監理人になっていただくことが重要と認識しておりまして、そのため、入管庁としましても、監理措置制度について御理解をいただけるよう、その担い手となる方々に対してまずは丁寧に説明を尽くしてまいりたいと考えております。

○田中昌史君　ありがとうございます。

親族、知人、その他の方々ということで、様々なこの監理人の方の対応すべき事項ですとか、そういったものもあるんだろうというふうにありますけれども、こういった部分では、制度の中身ですとか監理人が行うべき事項について正しくしっかりと理解をしていただくということが非常に大事だというふうに思っております。分からない状況だとなかなか引き受けられないという方も結構いらっしゃるんじゃないかなというふうに思いますので、こういった部分でのしっかりとした理解を深めていく対応というのはこれから求められていくものと思いますので、しっかり是非お願いをしたいと思っております。

この長期収容を回避するために、監理人の確保、大変重要なんですが、四月十九日の衆議院の法務委員会の審議で宮崎議員が、この支援団体が実施した監理措置についてのアンケートについて触れられていました。

アンケートの実施者の方がそのホームページに、監理措置には多くの課題があって、難民を始めとする外国人の基本的人権を尊重し、必要な支援を含んだ適切な制度であるとは言えないと考えますというふうに記載されておりまして、なかなか理解が進んでいないのかなというふうな一方で、このアンケートの回答者の四分の三の方は現行法の下で仮放免の身元保証人になったことがない方、あるいは、このアンケート実施者の方が作成した意見書がリンクとして貼り付けられて、その意見書が適宜参照されながら質問がされているということが取り上げられていました。

これは、監理人になれない、なりたくないという回答が九〇％だということで数値が挙がっておりましたが、一方で、これまで身元保証人になったことがない方が結構大多数という形で回答されているという点で、このアンケート自体の公平性、中立性という部分では疑問があるところではありますけれども、その上で、このアンケートにも表れている数字を基に考えますと、この監理措置制度は外国人を支援する立場とは相入れないという指摘がされているのではないかというふうに思いますが、これについて入管庁としてはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○政府参考人（西山卓爾君）　監理人には、監理措置条件等の遵守の確保のため、その者と本人との間の人的関係に応じて適切な指導監督や援助などを行うことを求めているものでありまして、例えば常時本人を監視するような過度な負担を求めるものではございません。支援者の立場で支援することと監理人として適切に責務を果たすことは相入れないものではなく、十分両立するものと考えております。

○田中昌史君　そういった誤解がもしあるとすれば、そういった誤解をしっかりと解いてしっかり理解していただくということが大事だと思いますので、この監理人の方の役割、いま一度しっかりと周知、広報をしていっていただきたいというふうに思います。

先ほど加田委員の方の質問にもありましたけれども、この現行法の下で、仮放免中の犯罪行為と、あるいはその逃亡事案、多数の逃亡者が発生している身元保証人の数などが先ほど御説明ありました。こういった状況を鑑みますと、監理人に対して一定の義務を課すことはやむを得ないのかなというふうに考えますが、一方で、こうした監理人の義務負担が重いんじゃないかという御指摘もあるというふうに理解しておりますが、このような御指摘について何らかの対応を考えていらっしゃるか、伺いたいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　現行の仮放免制度は、本来は一時的に収容を解除する制度であり、逃亡等を防止する手段が十分でないことから、身元保証人がいる場合も含め、相当数の逃亡事案等が発生しているものと認識をしております。

そのため、新たに設ける監理措置制度におきましては、逃亡等を防止するため、本人の監督等を行う監理人に一定の法的義務を負わせた上で、その義務の履行を確保する手段を設けることが必要不可欠であると考えております。

本法案では、監理人のなり手を適切に確保し、より多くの外国人が監理措置を利用できるようにするため、旧法案での被監理者の生活状況等に関する定期的な届出義務、これを削除し、監理措置条件等の遵守の確保のために必要な場合に限り、かつ主任審査官に求められた事項のみを報告すれば足りるものとすること、それから、入管庁長官は、監理人からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言等の援助を行うことなど、前回提出法案を修正し、監理人の負担を軽減する規定としたところでございます。また、その最小限の負担の履行を確保する手段も、刑事罰でなく過ち料、過料にとどめるなど最低限のものとしており、監理人に最大限配慮をしているところでございます。

○田中昌史君　この今後の推移の状況を見ながら、必要な対応、付加的な対応がもし必要であれば、そういった部分にもしっかりと対応していただきたいなというふうに思っております。

私が気になるのは、先ほどもお話あった仮放免中に逃亡された方が令和四年末で千四百人余りいるとか、重大犯罪に及んでいる方という部分が地域の中にいらっしゃることで、地域住民の方々がどう不安を抱えていらっしゃるのかというのは非常に気になるところであります。

地域に暮らす住民の方々がこういった事案があることによって抱いている不安、あるいは、この治安の維持に対応する措置というのはこの法案では取り上げられていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　仮放免中に犯罪行為に及んで逮捕された事例が生じていることについては重く受け止めているところでございます。

その上で、本法案において創設する監理措置制度では、監理人が本人の生活状況等を把握しつつ指導監督を行い、逃亡、証拠隠滅又は不法就労活動を疑うに足りる相当の理由がある場合等の届出義務、監理措置条件等の遵守のために必要な場合に、被監理者の生活状況等のうち主任審査官から求めのあった事項を報告する義務を履行することにより、入管当局が監理人から必要な事項について届出、報告を受け、平素から被監理者の生活状況、条件遵守状況を的確に把握し、監理に支障が生じた場合には、入管当局においても、監理人から相談を受け、必要に応じて被監理者に適切な指導を行うことを想定しております。

こうした監理措置の制度の適正な運用は犯罪行為の抑止に資するものであると考えております。

○田中昌史君　一番冒頭に申し上げたやっぱり共生社会をしていく上では、やっぱり外国から入国

された方と地域住民がしっかりと理解し合う、共に暮らすという意識を、しっかりと安心できる地域社会の中でなければ構築できていかないと私は考えています。そういったものをしっかりと、地域の安全、安心をしっかり確保することによって共生社会の進展がますます進んでいくものというふうに考えておりますので、是非、ネット上では不安を訴えるようなものも散見されますので、是非この関係機関としっかり連携した上で、必要な安全措置なり地域住民に対する安心社会をしっかりと支えるという、そういった部分での対応は是非今後とも進めていただければというふうに考えているところであります。

もう一点、ウィシュマ・サンダマリさんの件で問題になりました医療体制の問題について、次伺いたいと思います。

この入管収容施設の医療体制という四月一日現在の資料を拝見しますと、常勤医師が約一名ずつほぼ配置されていっております。それから、非常勤の医師も、消化器、呼吸器、整形外科、精神科などの非常勤の先生方も確保されていっていると、看護師さん等も確保されていらっしゃいます。

私、これを見ると、この常勤の医師の方がどのような診療科を担当されてきていらっしゃるのか、専門領域であるのかちょっと分からないんですけれども、やっぱりこれ、ぱっと見ますと、まず、神経系のお医者さんが余りないなと。脳卒中ですとか、あるいは神経内科疾患ですとか、そういった部分が、先生方が余りいらっしゃらないなと。あとは循環器ですね、やっぱり高血圧を含めた循環器疾患というのは日本では結構多いし、外国人でも多いのが特徴ですけれども、こういった診療科として手薄な領域があるんじゃないかなと思います。

一方で、やっぱりこれは医療機関でもそうですけど、お医者さんの確保って非常に難しいのも重々承知しておりますが、今後、このような医療体制ですね、要は収容されている方の健康状態が悪化したときに適切に確実に診断をして適切な治療を速やかにするということが大事だと思うんですが、この医師の確保を促進するについてはどのように今後取り組まれていくのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　委員御指摘のとおり、入管収容施設内における適切な医療提供体制の一層の充実という観点から医師の確保は重要と考えており、入管庁におきましては、名古屋事案の改善策として設置された医療体制強化に関する有識者会議からの提言を踏まえ、医師の確保を含む医療体制の強化に向けた様々な取組を進めてきたところでございます。

その結果、それぞれ一名の常勤医師を定員配置している六か所の入管収容施設のうち、令和五年四月時点で五官署において常勤医師を確保しているところでございます。

加えて、本法案では、入管収容施設における常勤医師の継続的かつ安定的な確保のため常勤医師の兼業の要件を緩和しており、こうした規定の活用は委員御指摘のような多様な分野の医師の確保にも資するものと考えております。

○田中昌史君　医師が配置されていても全ての疾病に対応できるということではないというふうに思うので、外部の総合的な診療が可能となるような病院も含めて、適切な検査、診断が進められるような体制を整備されていることがこの常勤あるいは非常勤の先生方をバックアップすることにもなるんじゃないかなというふうに私は思いますので、是非その辺りの配慮をお願いをしたいなというふうに思っております。

それから、この入管収容施設でウィシュマ・サンダマリさんのように介助とか介護を要する被収容者の方がいる場合の対応について、例えば、そうした場合に備えて職員の方々に対して介護や介助の基本的な技能を身に付けるための研修の実施等も検討するべきではないかと思いますが、このような領域についてどのように対応されるか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　介助、介護を要する事情は様々でございまして、その扱いについて一概にお答えすることは困難でございます。

その上で、本法案の下では、新たに創設した監理措置制度によって、監理人による監理の下、社会内で生活することを許容しながら退去強制手続を進めることや、あるいは健康上、人道上又はこれらに準ずる理由がある場合には仮放免により収容を一時的に解除することが可能になります。

その上で、被収容者について介助、介護が必要となる場合も想定されますことから、職員に対する介助、介護の基本的な技能を身に付けさせるための研修の必要性については、委員の御指摘を真摯に受け止めて考えてまいりたいと考えています。

○田中昌史君　ありがとうございます。

ウィシュマさんのような方がいたときに、私は、今答弁あったように、やっぱり速やかに適切な医療施設等にしっかりと移管するということが必要だったと私は思っております。大事なことは、やっぱり必要な対応をしっかりとそこの場面で取れるのか取れないのかということを適切に判断しなきゃいけないという話になると思いますので、まず、そこがまず一番最初の要点だと思いますが。

ビデオを見た際に、ベッドの横に車椅子を持ってきてトイレへ移動しようとするときに、映像を見ていますと、付いていらっしゃる方、職員が車椅子に立って移ってくださいと言うんですけど、私が見る限り、どう考えても身体構造的に立てる位置じゃないんですよね。立てる位置ではないのにもかかわらず、立ってくださいとお願いをして、立てないから諦めてそのまま寝ちゃったという。いや、あれはスキルがちゃんとあって、基本的な知識があれば、あれはもう完全にクリアできるようなことなんですよ。

だから、そういうことが、知識がないことによって、やっぱり職員の方と収容されている方の関係であったりとか、必要な身体介護がちゃんとできていないということはちょっと余りにも不幸だなというふうに私は思うものですから、是非、そういった職員の方々がやっぱり収容されている方との人間関係をしっかりつくっていく上でも最低限のスキルは私は必要なんじゃないかなというふうに思うものですから、是非そこは前向きに検討していただきたいと思います。

最後に、この法律案の成立に向けた齋藤大臣の意気込みを伺いたいと思います。

○国務大臣（齋藤健君）　入管行政におきましては、退去強制令書の発付を受けた外国人による送還忌避やこれに伴う長期収容の問題が生じており、早期に解決すべき喫緊の課題であると考えています。他方で、人道上の危機に直面し真に庇護すべき方々を確実に保護する制度の整備もまた重要な課題の一つであります。入管制度全体を適正に機能させ、保護すべき者を確実に保護しつつ、ルールに違反した者には厳正に対処できる制度とするためには、こうした現行入管法下の課題を一体的に解決する法整備を行うことが必要不可欠であると考えています。

そこで、繰り返しになりますが、本法案におきましては、保護すべき者を確実に保護した上で、在留が認められない者については迅速に送還可能とする、長期収容を解消し、収容する場合であっても適正な処遇を実施する、こういう考え方の下、様々な方策を組み合わせ、パッケージで課題を一体的に解決し、外国人の人権を尊重しつつ適正な出入国在留管理を実現するバランスの取れた制度にしようとするものでありまして、こうした共生社会の実現、維持の基盤を整備をする、そういうものであります。

したがいまして、引き続き、本法案の成立に向けまして、国会審議において丁寧に説明を尽くしてまいりたいと考えています。

○田中昌史君　終わります。ありがとうございました。

○牧山ひろえ君　立憲民主・社民の牧山ひろえです。

本論に入る前に、一言、大臣、そして法務省の御担当の皆様、入管庁等、入管難民行政に携わっている皆様に申し上げたいことがあります。

少しでも質の高い難民行政を行い、一人でも多くの難民を救う。我が国を頼って来日し、救えるのに判断を誤って死に追いやってしまうようなことは一人たりとも起こさない。私は、推定無罪の論理と同じだと思います。与野党が対峙する形にはなっていますけれども、この思いは、私も、ここにいる皆様も変わらぬ思いとして共有していると信じています。

衆議院の質疑や、さきに質疑を行った参議院本会議では同じ答弁の繰り返しが目に付きますが、本日から始まります参議院法務委員会での質疑においては、一番命と人権を守れる選択は一体何なのか、今までの答弁にとらわれずに柔軟に是非御対応いただきたく思います。よろしくお願いいたします。

おととし三月にウィシュマさんが名古屋入管で亡くなってから二年以上たちました。昨年も東京入管でイタリア人被収容者が自殺で亡くなりました。そもそも、二年前に入管法案が提出されたきっかけも、二〇一九年に大村入国管理センターでナイジェリア人被収容者がハンガーストライキによって餓死したことでした。

このような痛ましい事件が入管収容施設で続発し続けるのは、根本的にどのような原因からとお考えでしょうか。法務大臣と野党対案発議者の双方からお伺いしたいと思います。

○国務大臣（齋藤健君）　まず、入管収容施設に収容されている方が亡くなられたことは、私は重く受け止めております。

その上で、被収容者の健康を保持するために必要な診療その他の措置を講ずること、また、死亡事案などが生じないよう処遇全般を適切に行うことは、収容施設を管理運営する行政の当然責務であると認識をしています。

その上で、入管収容施設における死亡事案の状況や経緯は様々でありまして、その原因、理由については個別具体的な事情を踏まえて把握する必要がありまして、一概にこうだと決め付けるわけにはいかないことは御承知いただきたいなと思います。

現在、入管庁では、令和三年三月の名古屋局における死亡事案を真摯に受け止め、調査報告書で示された医療体制の強化や職員の意識改革等、そういった改善策の実現に努めているところでございます。

法務大臣としても、今後もしっかりとリーダーシップを発揮して、入管庁の全ての職員とともに改善策の取組を着実かつ継続的にしっかりと実行していきたいと考えています。

○委員以外の議員（石橋通宏君）　大切な質問をありがとうございます。

提案理由の説明、背景のときにも申し上げました。やはり、現行制度の最大の問題は、外国人の方々の自由を奪うというその行為を、入管庁が強大な裁量を持って全くブラックボックスの下に判断が行われてしまっているという、その現行制度の根幹の問題だというふうに私たちは思っております。

大変残念ながら、戦後一貫してこのいわゆる出入国管理行政の下に様々なこういった恣意的なことが行われてしまっているという問題があって、現場の職員の皆さんも大変な状況の中で頑張っていただいているわけですが、しかし、残念ながら、その根本の制度、根本の理念、そこのところが、外国人の方々の人権を守らない、守らなくてもいいんだという、そういう組織的なカルチャーが今までずっと続けられてしまったことが大きな原因ではないかというふうに私たちは思っております。

今大臣から至極当然の答弁がありましたが、これはこの間、例えばもう既に十八人の方々の命が入管施設内、収容施設内で失われてしまっています。その都度同じことが、同じことが入管庁から繰り返されてきた。しかし、結局、このような不幸な事件、あってはならないことが繰り返されてきた。つまり、全く是正も対応もされてこなかったのではないか。それは、私が今問題提起をされていた根本の原因が結局解決されてこなかったからではないかというふうに思っています。その解決をすることが何より必要だと、その趣旨で我々の法案を出させていただいております。

○牧山ひろえ君　まさにそのとおりだと思います。

大臣は、個別具体的な事情があるから一概には言えないというふうにおっしゃいましたけれども、繰り返し、あちこちでその答弁、同じことばっかり言っているんですけど、やっぱり根本が間違っていると思うんですよ。根本を改めないと駄目だと思います。

私が考えるに、我が国の入管難民行政における最大の問題は、入管庁のまさに体質だと思います。入管庁は巨大過ぎる裁量権を持っています。現行の制度で申しますと、難民認定、正規在留者の在留判断、非正規在留者に対する在留特別許可や仮放免の可否判断など、改正案に規定されている新しい制度においても、送還停止効除外要件の判断に係る相当の理由のある資料や、テロリストなどの適合判断、監理、留置や三か月ごとの収容継続の要否の判断などなど、本当に懲りもせずという感じで、制度設計上非常に多くの権限を入管庁に委ねているわけですね。結果、入管難民行政のあらゆる部分がほかの関与なしに入管の裁量だけによって動かされているというわけです。

それゆえに、説明義務や公開義務の範囲も非常に小さくなっており、そのことが基準と根拠のない恣意的な運用、そして猫の目行政という言葉に表れる政策の一貫性のなさ、ほかからの意見を受け付けない独善性と傲慢さ、ブラックボックスと評される情報公開の在り方における透明性のなさなどを生んできていると思います。

巨大過ぎる裁量権が生む入管庁の独善的な体質が数々の不祥事の背景要因となっているという認識に対する法務大臣、対案発議者、それぞれの見解を御説明ください。

○国務大臣（齋藤健君）　まず、独善的な体質という御表現の意味するところがちょっと明らかでないんですが、入管庁におきましては、収容施設内における死亡事案等の再発防止のために、例えば、二年前の事案におきましては、調査報告書で示された改善策を中心に組織・業務改革に取り組んできたところであり、医療体制の強化や職員の意識改革の促進など、改革の効果が出てきていると私は思っています。

また、巨大過ぎる裁量権という御指摘がありましたが、今回の改正案におきましては、在留特別許可や仮放免の判断について理由の告知を必要としない現行法を改めまして、在留特別許可、監理措置及び仮放免について不許可とする場合にはその理由を告知する制度を設けるなど、判断の透明性を高めるための様々な仕組みを整備をしております。

この不許可理由の告知を義務付けることによりまして、合理的な理由のない不許可は抑止されることとなる上、判断に不服がある場合には行政訴訟を提起して的確に争うことが容易になる、こういう面もあるわけでありまして、入管当局における判断の公平、適正さが一層確保される仕組みになっております。

このように、今回の入管法改正法案は、入管当局の判断の透明性を高めることによりまして、その公平、適正さを確保するための方策も盛り込んでおりまして、改正法下においては、その適正な運用にしっかり努めてまいる所存であります。

○委員以外の議員（石橋通宏君）　ありがとうございます。

委員が御指摘の独善的な体質、さらには、言ってみれば強大な権限、それはもう本当に御指摘のとおりで、それが先ほど答弁させていただいたとおり、この間、あってはならない事件、そして人権侵害、それが繰り返されてきたまさにそのものだと思っています。

重ねて、現行の制度では、いわゆる悪名高い全件収容主義、原則収容主義、そして審査官、入管

庁の判断の下に、司法介入なしで、司法の判断なくそれが行われていると。そして、収容の上限もない無期限収容、何年も何年もの間、入管庁の判断のみで自由を奪われると、こういった人権侵害の下に、極めて残念ながら、入管の関係者、人権を守る意識の希薄さ、命を守る意識の希薄さ、そういったことがこういったことを繰り返してしまった。つまり、この委員指摘の独善的な体質、強大な権限、入管庁のそういったものを根本から立て直さない限りはこの問題の解決はできないというのが我々の立場です。

○牧山ひろえ君　大臣、今、効果が少しずつ出てきているというふうにおっしゃっていましたけれども、人がどんどん亡くなっているんですよ。それって、効果が出てきているというふうに本当に思っていらっしゃるんでしょうか。御自分の親族だったらどうですか。そのうちの一人が御自分の御親族だったら、そんなこと言えないと思いますよ。どんどん人が亡くなっている、それなのに効果が出ていると言う。私は、亡くなった方々の親とか御親族の方々が今の大臣のお話を聞いたら非常に傷つくと思います。ほんの一部だけ改善するだけで本当にいいんですか。

　この問題意識への対応として、野党対案ではどのような具体策を提案されていますか。

○委員以外の議員（石橋通宏君）　委員の今御指摘いただいたところ、本当にそのとおりだと思います。この間の累次の死亡事件、本当にあってはならないこと、そのたびごとに、入管庁が適切な評価、調査、徹底的な原因究明、それによる改善を行ってこなかった結果、繰り返されているのだというふうに思っています。

　私たち野党の対案では、現行のこの制度的、根幹的な問題を根本的にやっぱり変えなければいけないということで、先ほど申し上げました難民の認定については第三者機関をつくるわけですが、この収容の在り方についても、全件収容主義を撤廃するということを明確に法律に明記をさせていただいておりますし、例外的に真に収容が必要な方、逃亡のおそれ等、その判断についても司法の審査を要件とするということ。入管庁の恣意的なブラックボックスをもうやめにしようじゃないかと、司法の審査をきっちりとかませて、そして一定の期間の更新ごとに重ねて司法の判断を設ける。さらには、収容の上限期間を設けて、六か月ということを提案をさせていただいております。これによって、入管庁による恣意的な判断、これをもうなくしていくのだという提案をさせていただいております。

　また、重ねて、入管施設内で病気治療、病気療養が必要な方、ウィシュマさんについては、本当に適切、必要な治療、対応がなされてこなかった結果、最悪の事態を招いてしまった。私たちは、疾病の治療などを行う必要がある場合には、必要的仮放免の制度というものを制度的に設けさせていただきました。それによって、医療的ケアが必要な方については適切な医療が迅速に受けられる体制ということも盛り込みをさせていただきましたし、出入国在留管理基本計画の中に人権を守るのだということを明記をさせていただいて、それをきちんと現場の皆さんにも徹底していただくということも重ねて法律上の要請とさせていただいておりますので、これによって、現行の体質、体制、それを抜本的に変えるということを提案させていただいております。

○牧山ひろえ君　大臣、今のしっかり聞いてください。そして与党の皆さん方、そして与党の案に賛成している方々、是非聞いてください。（発言する者あり）聞いてください。野党対案では、入管庁の権限を切り離す、第三者機関の関与を導入するなどの対応を取っているということですね。

　問題事案の再発防止、弊害の改善には、何をするかも重要ですけれども、何をしないかということも、姿勢や考え方を示すものとして重要だと思います。政府案の最も重大な欠陥は、この入管庁の巨大過ぎる裁量権を放置し、そして何ら効果的な改革を行っていない点です。人が死んでいるんです、次々と。巨大な権限を持ち、ほかからの批判を受けない組織は、必ず腐敗し、間違いを起こします。

　衆議院での閣法の与野党修正協議において、修正項目に難民認定を行う第三者機関創設に関する検討規定が入り、ようやくと思いましたけれども、修正協議の破綻とともに全て白紙に戻されました。私は、入管や難民に関わる問題の根幹に迫る意思が元々なかったんではないかなと思って仕方ないんですね、あっさりやめたわけですから。

　さきに行われました本会議では、私は、我が国の難民認定についての問題の根幹にあるのは、外国人の出入国の管理を行う組織である出入国管理庁が難民認定も行っていることであると主張いたしました。難民認定業務を入管庁から切り離すことに関する御意見を、御見解を対案発議者は御答弁ください。その際に、難民認定を外国人の出入国在留管理を行う入管庁から独立させることの意義と、そのためにどのような改正を行うつもりか、併せて御答弁願います。

○委員以外の議員（石橋通宏君）　委員御指摘のとおりで、先ほどこれも趣旨説明の中でも申し上げました、問題意識については。ずっと出入国管理行政の下に、本来適切に国際条約等に基づいて行われるべき難民認定行政が閉じ込められてしまった結果、あくまで管理という名の下にこの問題が処理されてしまってきたということが極めて深刻な問題で、本来保護すべき方々が適切に保護されてこなかった。

　これは、私たちが主張しているだけではなくて、国際組織、国際機関からも、海外からもずっと指摘されてきた問題だということは皆さんも御認識をいただけると思う。結果的に、難民認定率も極めて恥ずかしい低い水準にとどまってしまっているという状況、実態があります。

　これを抜本的に改善するために、私たちの法案では、この出入国管理行政から難民認定、難民審査行政を完全に切り離して、第三者機関をつくるという提案をさせていただいております。

　重ねて申し上げます。出入国管理というのは、確かに、どういった外国人の方に日本に入っていただくのか、在留いただくのか、ここは極めて各国の主権に基づく判断ということがあるのは、それはそのとおりだと思います。

　しかし、事難民の認定ということについていえば、我々は難民条約の締約国であり、国際人権規約、国際人権条約等の締約国ですから、国際約束、国際的な条約に基づく判断というものを、これは適切に、難民条約上の該当性、そういったものも含めて判断をする、ここにいいかげんな裁量があってはいけないのです。それは私たちの責任だと思っております。

　管理と保護というのは時として衝突することもある。だから、この第三者機関による公正中立な、そして専門性ある判断が必要だという判断で、私たちは、出入国管理行政から難民認定行政を切り離して、第三者委員会で適切にこの国際条約に基づく判断をさせていただくという提案をさせていただいております。

　残念ながら、政府は、この間ずっと国際条約に基づいていない、ＵＮＨＣＲの基準に基づいていない、そういった批判をずっと受けてきたわけですが、そこに真摯に向き合ってこられませんでした。そのことを私たちの案は抜本的に改善をさせていただきたいということで提案をさせていただいているということで御理解をいただければと思います。

○牧山ひろえ君　難民行政と入管行政を切り離す理由、非常に明確に御説明いただきまして、ありがとうございます。

　難民行政と出入国管理行政、一体化の必要について、衆議院法務委員会では、入管行政と難民行政が密接に関連しているからだという答弁が政府よりありました。具体的な点としておおむね五つの点を挙げられておりますが、第三者機関を設置するとこれらの点に支障が生じるのでしょうか。対案発議者、いかがでしょうか。

○委員以外の議員（石橋通宏君）　先ほど来申し上げておりますとおり、私たちは、本来やるべき難

民等の保護、これについては国際条約、国際基準等にのっとって適切にこの第三者委員会を行う。ただ、政府が衆議院の答弁で五つの項目について説明をされておりました。必要な出入国管理行政との連携協力ということについては、私たちの法案でもしっかり手当てをさせていただいている。つまり、分離独立をさせて、適切に行うべき難民保護行政についてはこの第三者委員会行いつつ、それと連携してしっかりと安定的な在留を確保する点については出入国管理行政と法務大臣等との連携協力を規定をしておりますので、そこは全く問題は生じないというふうな手当てを提案させていただいております。

例えば、難民等保護委員会と法務大臣との連携、調整に係る規定というのも、必要な要件について置かせていただいておりますし、難民等の申請があったこと等々の様々な対応がなされたときには、それを適宜入管庁に連絡、調整、対応を促すということの規定等も置かせていただいております。

時間の関係で全部は申し上げませんけれども、そういった必要な対応、手当てというものもこの法案でさせていただいておりますので、今御指摘のとおりの独立させることによる不都合というのは生じないということで対応させていただいております。

○牧山ひろえ君　なるほど、政府が第三者機関設置の障壁としていた点が克服可能であること、そして、むしろ難民保護にとってはメリットであるということがここで確認できました。

今の答弁を受けて、改めて、独立した難民認定機関の設置を行う必要性について大臣の見解を伺います。今まで述べられた入管難民行政の密接な関係や、それに起因する利便性以外の根拠で御見解をお示しください。そして、むしろ、現行、独立した難民行政がないことによって、これらの業務において保護よりも管理の視点が優先されるということが懸念されます。この点についても大臣の御見解を伺います。

本会議での御答弁のように、単に御指摘には当たらないと切り捨てるのではなくて、懸念がないと御主張するのであれば、むしろその根拠をお示しいただきたいと思います。

○国務大臣（齋藤健君）　まず、私の本会議における答弁で、入管庁において行うこと、一体的にですね、行うことが適当であるというふうには申し上げましたが、入管行政に支障があるとまでは申し上げておりませんので、その点は念押しをさせていただきたいと思います。

難民認定手続は、繰り返しになりますが、繰り返しの御質問ですので、難民認定申請中の者や難民認定者に係る在留資格の付与、それから上陸時に庇護を求める者への対応、それから退去強制手続における難民性を主張する者への配慮など、出入国在留管理行政上の様々な手続とこの難民の手続は密接に関連しているため入管庁において行うことが適当であると申し上げたわけでありますので、そこは誤解のないようにお願いいたします。

その上で、その管理の視点が優先という御指摘がありましたが、入管庁におきましては、制度と運用の両面から難民認定手続の適正性を確保しているところであります。

まず、制度面におきましては、不認定処分に対する審査請求では、外部有識者である難民審査参与員が三人一組で審理を行い、法務大臣はその意見を必ず聞いた上で判断をすると、そういう制度になっていますし、さらに、難民には当たらないとの判断に不服がある場合は裁判所に訴えを提起をして司法判断を受けることも可能になっています。

運用面におきましても、ＵＮＨＣＲ等の協力も得ながら、難民調査官の能力向上、出身国情報の充実等の運用の一層の適正化に取り組んでいるところであります。

このように、我が国の難民認定制度では、制度と運用の両面から手続の適正性を確保して、保護すべき者を確実に保護しております。第三者機関を設けなければならないという理由には見当たらないというふうに考えています。

○牧山ひろえ君　本当に繰り返し申し上げますが、もう人がどんどん亡くなっている、どんどん病気になられている、もういろんなことが起きているわけですよ。もう本当に根本的に変えないとと思うんですね。

一般的にも、組織を別にした方が判断の独立性が当然ですけど高まるのは明らかだと考えられます。二〇一四年に出された法務大臣の私的懇談会の下に設置された専門部会による報告書においても、難民調査官の専門性の向上という観点から、難民認定担当部局と入国・在留審査、退去強制担当部局との間の人事異動をなくすべきであるという意見が掲載されているぐらいですから。

難民の保護という国際人権法上の要請を受けて難民認定と出入国管理を分けることよりも行政効率を優先させることは、人道上、私は理解できません。法務大臣の再考を求めたいと思います。

保護と管理の衝突について、引き続きお伺いいたします。

難民を間違って難民と認定しないこと、難民でない人を間違って難民と認定すること、難民認定の判断に当たってどちらを優先していますか。法務大臣と対案発議者の双方にお伺いします。特に、法務大臣の本会議における答弁は、二者択一の質問に対して全く問いに答えておりません。端的で結構です。一つ言えばいいわけですから、端的にどちらかのみに一言でお答えください。

○国務大臣（齋藤健君）　御指摘のように二択でいずれを優先すべきかという極端な議論をすることが私は有意義とは思えません。

難民認定においては、申請者ごとにその申請内容を審査した上で、難民条約の定義に基づき難民と認定すべき者を確実に認定することが肝要であり、これに尽きると思います。

○委員以外の議員（石橋通宏君）　これは明確に姿勢を正すべきです。私たちは、この法案でも、難民を間違って難民と認定しないことがないようにすること、そのことが最もやっぱり大事なことだと。それを実現する、私たちはそれを国際的にも我々のあるべき姿としてしっかりと確立をする、そのことが重要だと。それができていないのが残念ながら現行制度とすれば、それを正す、それを我々はこの法案で提案をさせていただいております。

○牧山ひろえ君　冒頭で言いましたとおり、これは推定無罪の論理と同じですよ。よくお考えになっていただきたくお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長（杉久武君）　午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時開会

○委員長（杉久武君）　ただいまから法務委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、世耕弘成君が委員を辞任され、その補欠として三浦靖君が選任されました。

○委員長（杉久武君）　休憩前に引き続き、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）外二案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○福島みずほ君　立憲・社民の福島みずほです。

ウィシュマさんの問題についてまずお聞きをいたします。

最終報告書を政府は出していますが、支援者はウィシュマさんに病気になれば仮放免されると言っているという事実は認定していないということでよろしいですね。

○政府参考人（西山卓爾君）　ウィシュマさんと支援者の方々のやり取りについて、被収容者面会簿の内容等を確認しましたが、その中に、病気になれば仮放免になるとの支援者の発言は確認され

ず、御指摘のような認定はいたしておりません。

○福島みずほ君　病気になれば仮放免されると言ったという事実がないということ、法務省から言っていただきました。

それでは、最終報告書で、ウィシュマさんが病気になれば仮放免されるとの淡い期待を抱いた事案、事実ということを、これも認定していないということでよろしいですね。

○政府参考人（西山卓爾君）　調査報告書では、支援者の発言によってウィシュマさんが病気になれば仮放免してもらえるという淡い期待を抱いたという認定はしておりません。

○福島みずほ君　そのようなことはなかったということです。

支援者はウィシュマさんに病気になれば仮放免されると言ったという事実もなければ、ウィシュマさんが病気になれば仮放免されるとの淡い期待を抱いた事実というものもありません。こういうことが言われることそのものが、ウィシュマさんの死をやっぱりおとしめるものだというふうに思います。

それでは次に、難民審査参与員制度、それからこの法案のそもそもの問題点についてお聞きをいたします。

難民申請中は送還されない現行制度を改定し、審査で二度不認定となった申請者については、三度目の申請をしても送還、強制送還の対象にしようとする、だからこそ私たちは、これ改悪だというふうに考えております。

日本の難民認定率は、先ほど石橋発議者からもありましたが、極めて低く、何度も申請を繰り返さなければならないというのが現状です。

では、この送還停止効の例外は何を根拠に法案に盛り込まれたのか。

入管庁が公表している現行入管法の課題、二〇二三年二月という資料では、難民審査参与員の柳瀬房子さんの発言が引用されています。「入管として見落としている難民を探して認定したいと思っているのに、ほとんど見つけることができません。」、「難民の認定率が低いというのは、分母である申請者の中に難民がほとんどいないということを、皆様、是非御理解ください。」。これ、ひどい中身だというふうに思っています。

大臣、二年間に二千件審査をしたと柳瀬さんおっしゃっています。一年間に一千件です。これ、あり得るんですか。

○政府参考人（西山卓爾君）　特定の難民審査参与員の事件処理件数等については、集計していないので把握をいたしておりません。

その上で、一般論として申し上げると、難民審査参与員は、あらかじめ定められた三人の難民審査参与員によって構成された常設班に所属しているところ、他の常設班への応援や、口頭意見陳述を実施しないことが見込まれる事件等、迅速な審理が可能かつ相当な事件を重点的に配分している臨時班にも掛け持ちで入ることに御協力いただける場合には、書面による審査を多くなることが、書面による審査を行うことが多くなることもあり、ほかの難民審査参与員よりも担当する事件処理数が多くなることが通常であると考えております。

○福島みずほ君　一年間に一千件というので、ちゃんとした審査が行われるんですか。次長、今のひどいと思いますよ。こんなのあり得ない。いかがですか。

○政府参考人（西山卓爾君）　審査に要する期間については、そもそも、申請者の主張内容、提出した資料の内容、出身国の情報が充実しているかどうかなどによって大きく異なるものであり、年間の事件処理数の多寡をもって審理が適切に行われているかどうかを判断するのは適切でないと考えております。

したがいまして、御指摘のような批判は当たらないものと考えております。

○福島みずほ君　把握していないんじゃないんですか。把握しているんですか。

○政府参考人（西山卓爾君）　何を把握しているかどうかをお尋ねかが分からないので、ちょっと御質問をもう一度お願いできればと思います。

○福島みずほ君　次長は、特定の難民審査参与員の年間処理件数は集計していないので、当方は把握していないというふうに答弁しています。

把握していないんじゃないですか。把握していなくてなぜ言えるんですか。しかも、一年間に一千件というのはけたたましい数字ですよ。

○政府参考人（西山卓爾君）　繰り返しますけれども、先ほど申し上げたように、審査に要する期間については、事件によって、事案によって大きく異なるものでございますので、年間の事件処理数の多寡をもって審理が適切に行われているかどうかを判断するのは適切でないと申し上げたところでございます。

○福島みずほ君　一年間三百六十五日、一千件ということは、一日、まあ平日で働くとしても、この彼女の勤務状況もいずれ出していただきたいですが、一日に何件もやるんですよ。それで、一千件でやって、ちゃんと審理ができているとは思いません。

発議者、いかがですか。

○委員以外の議員（石橋通宏君）　御指摘のとおりで、これは極めて、もしそれが行われていたとすれば、異常な審理状況、これで適正、適切に様々な事情、先ほど午前中にも法務大臣から個別の様々な事情と答弁はされておりましたが、それが、じゃ、適切に個別の事情についてそういう形でできるのかと言われれば、到底不可能だというふうに思います。

既に日弁連からの関係者の報告なども示されているようですけれども、それでも到底これはできないということは明らかにされておりますので、これがもし事実だとすれば、極めて不適切なこれまで審査が行われていたことの証左だし、それが事実でないとすれば、それがこの法案の根拠になっているとすれば、それはそれで極めて問題があるのではないかと私たちは思っております。

○福島みずほ君　昨日、その参与員になっている人たち、とりわけ弁護士会推薦などの人たちへのアンケート調査の記者会見がありました。これで、柳瀬氏の件数につき適正な審査に疑問を投げかける声が多く、一千件という数字自体を信じられないとするものが多かったです。正常な業務としてはあり得ない、記録を精査しているのか甚だ疑問である、書面審査ばかりをしていたとしてもあり得ない件数になるということなんですね。適切な審査ができるとは考えられない。

そこで、その人たちに平均何件かというふうに聞いたところ、常設班に属している回答者の年間平均審査件数は三十六・三件です。面接もあるし、資料を読み込まなくちゃいけないし、ヒアリングもあるし、それは当然ですよ。これを今日、法務省がまさに、一年間に一千件で、それは適切だ、別に問題ないと答えていること自体が問題です。

そして、これはこの彼女の資質ということだけではないんです。法務省がまさに立法理由としている、分母にほとんど難民の人がいない、難民を探してもいない、難民申請者はいない。これ、法務省の考え方なんじゃないですか。難民なんていない、この考えで、少ないという考えでこの改正案、改悪法案作ったんじゃないですか。

○政府参考人（西山卓爾君）　先ほど来御指摘されている参与員の方は、参与員制度が始まった平成十七年から現在に至るまで長年にわたり参与員を務めており、ほかの参与員の代わりに審理に入ることにも協力していただいている方であり、昭和五十年代から難民を支援するＮＰＯ団体の設立に関わり、その運営も務めてきた方であります。

このように、難民認定に対する知識及び経験が豊富、かつ長年にわたって難民の支援に真摯に取り組まれている方が、御自身の豊富な御経験に照らして、入管庁が見落としている難民を探して認定したいと思っているのにほとんど見付けることができない旨や、申請者の中に難民がほとんどいない旨述べられたものであり、御発言は我が国の難民認定制度の現状を的確に表していると考えております。

○福島みずほ君　一年間に一千件やって、それに疑問を挟まない法務省、おかしいですよ。どんなに探しても難民の人少ないといって、これを立法理由として、送還に、二回やって駄目だったら帰すということを作っているんだとしたら、立法事実そのものが駄目ですよ。

この参与員についてですが、頑張ってやっている人もいるんですが、様々な問題があります。

例えば、女性でレイプされたケース、何々大佐があなただけを拉致した、捕まえたということは、あなたが女性で美人だったからというそれが理由ですか。それから、普通に考えれば難民として認めてくれる国を選ぶのではありませんか、あなたが難民として日本に逃げてきたようにはどうしても思えません、日本の難民認定が非常に厳しいことは把握していなかったということですか。あり得ないですよ。日本、難民申請しない国だ、だからこんなところに来て何なんだと。つまり、難民保護をしようというんじゃないんですよ。寄り添って、難民保護をしようというんじゃなくて、来るなと、何でこんな難民認定が厳しいところに来るんですかということです。

驚くべき意見もあります。飛行機に乗るという発想自体が難民と懸け離れています。そんなことないですよ。今日びの難民、飛行機に乗ってやってきますよ。その他、本国に帰ればいいじゃないかとか、あなたは難民としては元気過ぎるとかというようなこと。ビルマ出身のロヒンジャの申請者に対し、参与員が、あなたみたいな優秀な人は早く国に帰って貢献した方がよいですよという。違うでしょうと、帰ったら命が奪われるからなんですよ。何とか難民申請をして命を長らえていたものを、今回の法案は二回でもう帰れというんです。

今日の立法理由の説明にもありました。退去強制令書の発付を受けたにもかかわらず、様々な理由で送還を忌避する者が後を絶たない、これが立法理由ですよ。でも、日本のこの制度の最大の問題は、難民とすべき人間を難民としていない、そのことにこそあるんじゃないですか。

裁判が勝訴で、勝訴判決があるのが、お手元に配付資料を配っておりますが、五十六件紹介をしております。

二〇一五年八月二十八日、東京地裁で判決の出たコンゴ人のケース、これは、捜索令状、それから家宅捜索令状、職務命令書兼捜索通知あるんですよ。党員証明書もあります。現地の新聞で、現地、コンゴの新聞に失踪したというところまで書いてあるんですよ。でも、この人、裁判やらなければ、これだけ証拠があるのに、捜査の書類があるのに難民認定されていないんですよ。これ、欠陥じゃないですか。

○政府参考人（西山卓爾君）　個別の訴訟案件につきましてコメントは差し控えますけれども、一般論として申し上げれば、我が国において難民認定申請がなされた場合は、申請者ごとにその申請内容を審査した上で、難民条約の定義に基づき難民と認定すべき者を適切に認定しているほか、難民とは認定しない場合であっても、出身国の情勢等に鑑みて、人道上、本邦での在留を認めるべき者については在留を適切に認めて保護しているところでございます。

その上で、訴訟においては、当事者の主張、立証を踏まえて判決が言い渡されるところ、例えば、難民不認定処分時に提出されていなかった原告の供述の信用性を裏付ける証拠が訴訟の段階で提出されるなどした結果、これを基に難民不認定処分を取り消す判決が言い渡されることもあると承知をしております。

○福島みずほ君　違いますよ、申請の段階から書類があるんですよ。それを、本物かどうか分からないといって認めないからこんなことになるんですよ。

二〇一八年八月八日、東京地裁で出たエチオピア人のケース、逮捕、勾留されています。暴力を受けております。この人は、審査で、難民申請で対面調査すらされていないんです。二〇二三年三月十五日、大阪地裁で出たウガンダ人のケース、全部これ判決読んでおります。ごめんなさい、間違えました。ウガンダ人のケースが対面審査もないんですね。このウガンダ人、レズビアンであることを理由に難民認定されました。ウガンダの憲法、刑法、どういう法律があるのか、どういう状況なのか、全部分かっているじゃないですか。でも、この人、対面審査もなかったんですよ。裁判やって、ようやく難民と認められたんですよ。

これ、日本の難民申請がうまくいっていない、難民認定がうまくいっていないということじゃないですか。

○政府参考人（西山卓爾君）　これもあくまで一般論として申し上げることではございますが、難民該当性は、申請者から提出された証拠資料だけを参考にするのではなく、申請者の供述等の個別的事情及び国籍国等における一般的事情の一切を総合評価して判断すべきものであり、申請者から客観証拠が提出されたことの一事をもって判断されるものでもございません。

また、例えば、国籍国等においてある法令が存在し、これが適用されることにより迫害が生じ得る場合においては、当該法令の具体的な適用状況や、申請者と同様の立場に置かれた者が当該法令の適用によって迫害を受けているかどうか等の事情を検討することになります。

いずれにいたしましても、難民該当性の判断につきましては、客観的情報を活用しつつ、申請者の置かれた立場を踏まえながら、公正かつ適切に行ってまいりたいと考えております。

○福島みずほ君　それが完全に間違っていたんですよ。ウガンダの憲法や刑法からすれば危ない、本人迫害を受ける。そして、コンゴ人のケースは捜査の資料があるんですよ、本人の証言があるんですよ。総合的に考えて、誰が見てもこれ認めるべきじゃないですか。

この裁判五十六件、もっとほかにもありますが、十件またありますが、これ全部難民認定されてなくて、ようやく裁判で認められたんですよ。手弁当で頑張る弁護士がいて、弁護士に会えて、そして頑張って裁判やって、ようやく認められたんですよ。これ、駄目じゃないですか。こんなに強い証拠があって、こんなに迫害を受ける根拠があって、難民認定されないのがこの日本なんですよ。これ以上どういうふうに強い証拠があるんですか。

ミャンマーの人で、難民認定を裁判でされたケースがある。日本で、反政府民主化団体の中でナンバーツーですよ、それだってちゃんと認められている。

裁判になって新しく出た証拠ではないんですよ。全部初めから分かっている。ウガンダの憲法も刑法も、法律全部分かっているじゃないですか。本人の捜査令状も全部分かっているじゃないですか。にもかかわらず、にもかかわらず難民認定されてないんですよ。間違っているということじゃないですか。それで送り返すんですよ。

大臣、どうですか。

○政府参考人（西山卓爾君）　既に二度の難民又は補完的保護対象者の不認定処分を受け、いずれの処分についても行政上確定した者は、二度にわたり難民及び補完的保護対象者該当性の判断がなされ、外部有識者である難民審査参与員が三人一組で審理を行い、法務大臣はその意見を必ず聞いた上で判断するなど、慎重な審査が十分に尽くされた者でございます。そのような者については、基本的に法的地位の安定を図る必要はないので、送還するのが相当であると考えているところでございます。

本法案では、三回目以降の難民等認定申請を行っている者は送還停止効の例外となり、原則として申請によっては送還は停止されません。もっとも、三回目以降の申請者であっても、難民等の認定を行うべき相当の理由がある資料を提出した場合は、なお送還は停止されることになります。また、行政訴訟の提起と併せて退去強制令書の執行停止の申立てを行い、裁判所による執行停止決定がなされれば送還は停止されます。

このように、三回目以降の申請者についても、

相当のある、理由がある資料の提出により送還されず、難民認定審査を受けられるほか、司法判断を受ける機会も保障されているのであって、三回目以降の申請者を送還停止効の例外とすることにより不当な結果は生じないものと考えており、御指摘は当たらないものと考えております。

○福島みずほ君　信じられないですよ。相当な資料と言いますが、初めから資料はあるんですよ。初めから本人に対する迫害は分かっているんですよ。ですから、諸外国のように一回目できちっと審査する、それなら分かります。日本のように一回も二回もいいかげん、認めない。二〇二一年、トルコの人の難民認定率、カナダ九七％、日本ゼロですよ。

　日本は難民がいない。だって、そうじゃないですか。柳瀬房子さんの発言を引用し、分母にほとんど難民がいないというのを立法の理由にして、だから二回で送還してもいいんだとやっているんですよ。でも、それが一年間に一千件やったというでたらめですよ。どっちにしても、真実でもでたらめ、真実でなかったらでたらめ、そのでたらめにのっとって難民なんかいないんだということでこれやるわけでしょう。

　でも、数少ないですよ。弁護士に出会える人、裁判を起こせる人、氷山の一角なんですよ。で、これだけの判決が出ているんですよ。判決の理由を見れば、初めからその人は難民認定されるべき人だと思います。

　今朝の東京新聞に、クルド人の人が、日本で難民認定されない、そして、しかしＵＮＨＣＲからは難民認定される、そしてニュージーランドで難民として暮らしているという人の記事があります。日本では難民認定されないんですよ。でも、外国だったら難民認定されるんですよ。どんな国ですか。どんな国ですか。

　発議者にお聞きします。午前中もありましたが、どういう思いで難民保護法のこれを作ったか、教えてください。

○委員以外の議員（石橋通宏君）　先ほど来委員が御指摘の様々な問題、全く我々も同感でございまして、例えばミャンマーのことにも触れていただきました。私も、もう三十年来、ミャンマーの民主化、和平に取り組んできました。残念ながら、ミャンマーは、いまだにずっと少数民族の問題、国軍との内戦が続いておりました。民主化が進められていた時期にも内戦は起こっていた、継続していたわけです。ただ、残念ながら、例えばロヒンギャの方々についてもそうだし、カチンの皆さん、こういった当時から内戦状態にあった、当然、残念ながら、国に帰れば迫害の極めて高いリスクがある、そういった状況があるにもかかわらず、日本ではずっと難民申請をしながら拒否され、認定されてこなかったという問題が続けられてきました。

　ですので、これ結局、政府、今の現行制度では、いわゆる個別把握説、個別に一人一人が直接的な何らかの証拠を示して迫害を証明しないと難民の認定とされないと。政府は、いろいろ入管庁は言うのですが、結局はそういう結果、保護されるべき方々が保護されていないと。これが、今日ずっと午前中から申し上げているとおり、現行制度の極めて深刻な問題だというふうに思っています。結果的に難民認定率が極めて低い。ただ、それは、やっぱり本来保護すべき方々、本来在留資格を認めるべき方々が認められていないという制度的な欠陥の結果、こういう国際的に恥ずかしい状況がずっと続けられてしまったということだと思っています。

　ですので、私たちは、それを抜本的に変えて、国際的に恥ずかしくない当たり前の制度をつくるために、今回、私たち、保護すべき方々を適切に保護すべき、そういった趣旨で今回、第三者機関、現行の出入国管理制度から、難民保護、難民審査、これを適切に国際条約にのっとって行うための第三者機関としての設置を提案させていただいて、この第三者機関が国際基準にのっとって適切かつ迅速に判断をしていただくと、そういう立て付けにさせていただきました。

　現行の制度は、重ねて、国際機関、ＵＮＨＣＲ等からもずっと批判を受けています。残念ながら、今の入管庁の説明等を聞いても、ＵＮＨＣＲ等からの批判に応えるものにはなっていないと。私たちの案は、これは、重ねて、国際基準にのっとった、そういった国連機関からの批判を全てしっかりと踏まえさせていただいて、それに応え得る提案ということで提案させていただいております。

　難民の認定、そして不服審査、こういったものをきちんとこの第三者機関でやらせていただくこと、これはもう必要不可欠だと思っております。それによって委員御指摘の様々な現行制度の問題についてきちんと手当てをさせていただける、そういう趣旨で提案させていただいておりますので、是非ともそれについての御理解をいただければと思っております。

○福島みずほ君　退去強制令書発付後に難民認定された人の数なんですが、最近五年間でデータを出していただきました。十一人。二〇一〇年から一八年までは四十三人です。大体五人に一人の割合なんですね。退去強制令書発付後に難民認定される。だから、もう退去強制令書を出して、それで従わなければ送還忌避罪だというのは駄目なんですよ。犯罪で、おまえら帰れと、刑務所に行くか本国に帰るかの選択を迫ったら、命の危険が本当に発生しますよ。

　出身国情報の収集なんですが、職員が配置されたのは二十九年五月から。そして、現在何名が配置されているかというと、専従者は五名ということでよろしいですね。

○政府参考人（西山卓爾君）　失礼しました。

　入管庁においては、平成二十九年五月から出身国情報に従事する職員を配置しておりまして、令和五年四月現在で、入管庁本庁内に出身国情報の収集等に専従する職員として五名の職員が配置されております。

○福島みずほ君　余りに少ないですよ。世界で二百か国近くがある、時々刻々変わる。

　そして、私は、難民なんかいないんだ、わざわざ柳瀬房子さんの、こんなにやった、一年間に一千件やった、でも、難民ってほとんど分母にいないんですよ、これを引用しているんですよ、改正するに当たって。こんな、でたらめですよ。この認識でこの法案が作られているから、私は立法理由は完璧に間違っていると思います。

　この五名なんですが、やっぱり少な過ぎますよ。それから、本当に難民保護の観点からどういう資料を取ればいいかというようなことをやり切れていないというふうに思います。

　大臣、大臣はこの法案を改悪ではないと言いました。改悪でしょう。今帰らなくてもいい人を二回で、難民申請がでたらめなんですよ。物すごく低い難民認定率です。これで二回やって、三回目はもう帰してしまう。これ改悪でしょう。今、現に難民申請して二回たった人たち、追い返されてしまうんですよ。改悪以外の何物でもないじゃないですか。私たち野党が出した第三者機関、切り離す、難民保護をきちっとやる、それで初めてスタートですよ。改悪でしかないと思いますが、いかがですか。

　柳瀬さんのこの証言、いいんですか。

○国務大臣（齋藤健君）　答弁の機会をありがとうございます。

　まず、五十六件の訴訟の話をされましたが、これ、今ここでその一つ一つについてお答えを申し上げられるものは持ち合わせていませんが、福島さんが今言及されているウガンダのケースにつきましては、その訴訟の段階で原告から新たに、新たに提出された証拠が原告の供述の信用性を裏付けるものであるとして判決がなされたものであるということは申し上げておきたいと思います。

　そして、柳瀬さんのことについて、彼女の名誉もありますので申し上げますと、我々が承知しているのは、その報道は分かりません、承知しているのは、国会で彼女がおっしゃった十七年間で二千件やりましたということであります。国会でおっしゃったのはそういうことであります。その

上で、彼女は、私は、もうこの参与員制度が始まってから、平成十七年からですよ、現在に至るまで長いこと参与員務めて、そして五十年代から難民を支援するＮＰＯの団体の設立に関わり、その運営も務められた方の発言だということはもう少し重く受け止めてもいいんじゃないでしょうか。私はそれを申し上げたいと強く思います。

それから、二回目申請して認められなかった人たちのお話がありましたが、まず、三回目以降の複数の申請者につきましては、もう既に二度にわたり外部有識者である難民審査参与員による審査を含む慎重な審査、これが尽くされていること、それから、難民等の認定を行う相当の理由がある資料を提出すればなお送還は停止すること、それから、改正法施行の際に現に難民認定手続中の方については、これは多分経過措置に関わる話だと思いますが、当該申請に係る不認定処分が行政上確定するまでは送還が停止することなど、手続上の保障も設けているところでありますので、難民認定申請者の権利に十分配慮していると考えています。

○福島みずほ君　柳瀬さんは二つ言っているんですね、ちょっと証言変わるところもありますが。二〇〇五年から二〇二一年四月までに担当した二千件が全て対面審査まで実施した慎重な調査と、これは言っているわけですね。大臣も、全て対面審査で、二〇二一年四月の参考人招致で言っていて、大臣もこのことを認めています。

もう一方で、柳瀬さんは二年間で二千件やっているということも証言をしているわけです。インタビューにも認めています。だからこそ、さっき次長がそれもあり得ると、あり得るということを言ったわけです。それは認めています。ですから、その両方問題であると、両方問題であるということを言っています。

二年間で自身が関わったケースが二千件近くあるというふうに彼女は認めているんですよ。そして、差引き、四千件引く二千件で二千件という数字も出てきますから、これは二千件なんですよ。それを前提に先ほど次長も答弁をされたというふうに思います。

これを前提に、私は、彼女の今までの頑張りとか、それはもちろんあると思いますよ。頑張ってこられたと思いますよ。ただ、こういう審査でいいんですか、こういう証言でいいんですか。そして、それを前提に、難民がほとんどいないことを前提にこの法案を作って出してきた。立法事実がもう揺らいでいるんじゃないんですか、こんな審査でいいんですかということです。

ウガンダの女性ですが、ウガンダの憲法も刑法も調べれば分かることです。そんなの、初めから分かっていることです、ウガンダの女性については。ですから、裁判になって初めてということはないとも思います。

それから、五十六件のそれぞれ見てくださいよ。どんなケースで難民認定されているか。なぜこれらのケースが難民認定を、なぜ日本でされなくて、裁判でようやく勝たなければならないか。なかなかロヒンギャも認められない。ミャンマーだって千三百人以上、先ほど石橋さんからもありましたが、数十人ですよ、最近でも。本当に難民認定されない。クルドの人は、初めて一人、去年認められた、裁判でということがあります。

この法案、改悪であって、認められないということを強く申し上げ、質問を終わります。

○石川大我君　立憲民主・社民の石川大我です。どうぞ今日はよろしくお願いをいたします。

通告で、順番少し変えさせていただきまして、今、福島委員から大事な御指摘をいただいたというふうに思っております。通告最後ですけれども、難民審査参与員制度に関してであります。柳瀬難民審査参与員の問題、これ柳瀬問題というふうに言ってもいいかもしれませんけれども、この方、今いろいろ西山次長からもお話がありましたけれども、様々なこれ情報が今、世の中には出ております、大臣。

例えば、先ほど、今大臣がおっしゃいましたのは、十七年間で二千件ということを国会で答弁しているということでしたけれども、これ認定ＮＰＯが出しているものですけれども、まとめたものですが、日経新聞の記事では、二〇一六年一月までに五百人以上とか、十四年から十五年で千人以上と対面、三千人近くと書面審査というのが、これ、収容・送還専門部会、二〇一九年十月二十一日で御発言をされていたりとか、先ほど福島さんも御説明をしておりましたけれども、二〇〇五年の五月から二〇二三年の四月、最近ですね、までに四千件の審査をしたというのは、これ朝日新聞の記事なんですが、二〇〇五年五月から二〇二三年四月までに四千件。

同じように、法務委員会で、二〇〇五年五月から、これ最初そろっていますけれども、二〇二一年四月までに二千件。大臣、ちょっと書きながら見ていただきたいんですが、二〇〇五年の五月から二〇二三年四月までに四千件というふうに朝日新聞の記事には出ていて、同じく二〇〇五年五月から二〇二一年四月までに二千件というふうにおっしゃっているわけですよ。福島さんは、四千引く二千で、二〇二一年の四月から二〇二三年の四月までに、これ四千件、直近ですね、二年間で二千件の審査をしているんじゃなかろうかということを割り出しているわけですね。

先ほどもお話がありましたけれども、昨日は弁護士さんたちが会見をしまして、日弁連にアンケートも取っていて、これ、この数字あり得ないというようなことが出ているわけですね。ですから、この問題極めて重要でして、この問題を解決しないと、やはりこの入管法の改正の根幹の部分ですから、ここは是非明らかにしていただきたいと思います。

この日弁連の推薦で難民審査参与員になった方の情報ですと、アンケート結果だと、この十名の方の平均で三十六件だというふうに言っています。まあリアルな数字だと思います、僕は、これは。そして、先ほどもありましたけれども、じゃ、この柳瀬氏から年間千件処理しているという話ってどうなんだというと、信じられない、正常な業務としてあり得ない、まあ自由記述ですね、ほとんど記録を読んでいない又は入管職員作成の概要書のみで判断しているのではないかとしか思えない、記録を精査しているのか甚だ疑問であるとか、書面審理ばかりをしたとしてもあり得ない件数であるということ、これ三名の方がおっしゃっていますが、ちょっと我々信じられないというふうに今思っているわけです。

そういった意味で、是非大臣にお願いしたいのは、この柳瀬さんという方がどのぐらいの規模の審査をしていて、実際に、そしてどのぐらいの勤務時間があったのか、それを明らかに是非していただきたいんですが、これ、是非大臣の責任でお願いします。

○国務大臣（齋藤健君）　確かにいろんな報道がなされているということは私も承知をしております。その報道が、何回か数字が違っているということも承知をいたしておるところですが、我々としては、やはり法務委員会で参考人質疑として発言をされたことはやっぱり重く見なくてはいけないのではないかというふうに思っているので、十七年間で二千件を審査をされたということ、これを私たちは強調しているわけであります。

そのうち、難民と認定すべき者と判断できたのは六件というふうに述べられているわけでありますが、この件数が本当かどうかというのはデータ取ってないので分からないということが我々のあれなんですが、これからその勤務実態を調べるということでありますので、ちょっと突然の御質問だったのでどこまでやれるか分かりませんが、ちょっと考えてみたいと思います。

○石川大我君　是非、これはお願いしたいというふうに思います。

これ、もうしっかりデータとしてはあるわけですから、あとこれ数えればいいだけの話ですから、この柳瀬参与員がどのような審査をしてきたのかということを、件数と、あと勤務時間をしっかり出していただかないと、これ、例えばですよ、皆さんがおっしゃっている、皆さんというの

は弁護士さん、弁護士会が推薦している方たちの三十六・三件というのが平均でして、これが、例えばこの方が、柳瀬さんという方が六十件やりましたとか七十件やりましたと言っているんだったら、まあそうなのかなというふうにも思いますけれども、ちょっと桁が違いますから、これをしっかりと国民の皆さんに示していただかないとここから先に進まないと思いますが、石橋参与員、石橋参与員じゃない、ごめんなさい、石橋提案者、発議者はいかがでしょうか。

○委員以外の議員（石橋通宏君）　先ほども答弁させていただきましたけれども、私も、これについては昨日、日弁連の皆さんが独自調査によって、実際に参与員やられた方々の経験から基づく御発言、これ極めて重いというふうに思っておりますので、是非実態について明らかにして、これ、この閣法の根拠の一つとして、立法事実として利用されていると我々も閣法の説明受けたときにも聞いておりましたので、これはしっかりと明らかにして事実関係の確認をしていただきたいと思います。

　これがやっぱり、この間、適切に本当に、先ほど来、福島委員の質問にもございましたが、様々な諸外国の状況等を本当に真摯に見て、そして判断いただけてきたのかどうかというところの解明になると思いますので、是非そこはしっかりとした御審議をいただければと思っております。

○石川大我君　石橋発議者でございました。失礼をいたしました。間違えてしまいました。済みません。

　大臣、是非、ここは改めましてしっかりと解明するんだという決意をお願いします。

○国務大臣（齋藤健君）　先ほどもちょっと申し上げましたけど、どこまでその記録をしているのかどうかというのを私確認しないと何とも申し上げられないわけでありますが、ちょっと考えてみたいと思います。

○石川大我君　これ、是非記録を委員会の方にもしっかり出していただきたいと思いますので理事者の方で協議いただきたいと思いますが、委員長、お願いします。

○委員長（杉久武君）　ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議いたします。

○石川大我君　大分時間がなくなってまいりましたが、私たちが求めている世界というのは、やはりウィシュマさんが死なずに生きられた社会だと思います。彼女の夢は日本で英語を教えることということで来日をされたわけですから、そういった意味では、日本の子供たちに英語を教えている、そんなウィシュマさんがいらっしゃった世界、それを私は考えずにはいられないわけですけれども、このウィシュマさんの死の真相が全く明らかになっていません。いまだに病死ということで、全く明らかになっていません。そういった中で入管法の改正をすること、改正の審議をすることはできないというふうに思っています。

　死の真相がしっかりと明らかになり、責任の所在というものが明確になり、責任者がしっかり処罰をされ、ウィシュマさんの御家族にしっかりと償いがなされると。そして、入管庁の体質が改善をされなければ、第二、第三のウィシュマさんが出てきてしまう、起こってしまう、こうした事件が起こってしまうというふうに考えます。御遺族の方が何より望んでいるのは、ウィシュマさんがなぜ亡くならなければならなかったのか、大臣、この死の真相を知りたいというふうに言っております。

　亡くなった後、名古屋入管は、ウィシュマさんが死亡した病院に行きまして死亡診断書を求めています。それに、医師は、医師診療録を見ますと、遺体は既に検察の監視下にあり警察も介入できず、解剖結果はまだ不明、来院時点での診断でいいので死亡診断書をというふうに書いています。つまり、医師は、死因については急性肝不全とするとすると、死因については急性肝不全とするというふうに書いているわけですね。

　これ、実は日程的にスリランカの公使が来ることが予定をされている中で、入管庁は自らの責任を放棄するというか、そういった形で、病死であると、しかもそれが急性肝不全なんですよということである意味納得をしていただこうということで、この医師に対して、死亡原因を医師に作らせたのではないかというふうに思いますが、これは適切だったというふうにお考えでしょうか。

○国務大臣（齋藤健君）　まず、御指摘は、調査報告書に別紙として添付した搬送先病院のカルテのうち、ウィシュマさんが亡くなった後の欄に記載された事項に関するものと承知をしております。

　前提として、御指摘の外部病院のカルテの記載部分の趣旨については、我々からお答えする立場にはまずないということであります。

　その上で、被収容者が死亡した場合、一般論として、所長等は市区町村に対する死亡届を提出をしなければならないという義務がございます。法務省令であります被収容者処遇規則上も、所長等は、直ちに医師の検案を求めるなど適切な措置を講じ、死亡の原因その他必要な事項を明らかにしておかなければならないとされておりまして、その搬送先病院で搬送後の対応を行った医師に対しては、死体検案書等の作成を依頼を当然しているわけであります。

　なお、死因は急性肝不全とするとの記載がありますが、名古屋局が医師に対して特定の死因を記載するように依頼したなどと、そういった事実はございませんで、あくまでも医師がその時点で診断される死因として急性肝不全と診断したことを記載したものと承知をいたしております。

○石川大我君　これ、スリランカの公使が来られるということでこれ請求しているわけですけれども、なぜこれ三月六日に求めなかったんでしょうか、三月六日が亡くなった日ですけれども。

○国務大臣（齋藤健君）　済みません、ちょっと今それ、今突然聞かれたので、詳細ここでお答えすることはできません。

○石川大我君　その件も委員会に報告いただければと思います。

○委員長（杉久武君）　ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議いたします。

○石川大我君　先日のビデオについてです。

　ウィシュマさんが亡くなられるまでのビデオを私も拝見しました。七時間、そして五時間の方は見ていないところも含めて、見させていただきました。本当につらい映像の数々です。本当にこれは国民の皆さんに是非見ていただきたいというふうに思っております。紙だけの報告書に比べて、居室の様子も非常によく分かってきました。

　ビデオを見ますと、想像以上に前からウィシュマさんの状態、体調が悪いことが分かります。二月十五日にはケトン体が飢餓状態を示す三プラスという数字。そして、二月の二十二日に、開示された初日のビデオでは相当吐いていますね、戻しているんです。この時点で救急搬送すべきだったというふうに私は考えます。以前もお伺いしましたけれども、入管庁、残念ながら答えていただけませんでした。

　そこで、今日は大臣に是非答えていただきたいと思います。大臣もビデオを御覧になったと思います。入管庁は、これ心肺停止して恐らく手が冷たくなった後に救急搬送している。これは言語道断だというふうに思います。いつのタイミングでウィシュマさんを救急搬送すれば助かっていたと、そのような反省があるでしょうか。大臣、是非お答えください。

○国務大臣（齋藤健君）　私もビデオを見て、どうしてこういうことが起こるんだということを、何というんですかね、すごいつらい思いでビデオを見たのはつい昨日のように思い出すわけでありますが。

　御指摘のいつ救急搬送すべきだったかという点につきましては、係争中なものですから、司法への影響に鑑み、お答えを差し控えたいと思いますが、調査報告書におきましては、ウィシュマさんに対する医療的対応の在り方について、医師を含む外部有識者から御意見、御指摘をいただきながら事実を確認をして、二月下旬のウィシュマさんの体調不良の訴えに対する組織的対応がなされな

かったのはなぜか、それから、亡くなる二日前以降、ウィシュマさんの体調に外観上の顕著な変化が見られるようになった後の対応は適切だったか、そして今御指摘のもっと早く救急搬送できなかったかなどの点について、考え得る問題点を幅広く抽出して検討を行っています。

このような検討結果を踏まえて、入管庁においては、これまで使命と心得や救急対応マニュアルの発出による職員の意識の改革、それから有識者会議の提言を踏まえた医療体制の着実な強化等の改善策に取り組んでいるというのが現状でございます。

○石川大我君　少なくとも、やはりこれ、ビデオは開示すべきだというふうに、大臣、思うわけです。二百九十五時間のビデオを全て開示すべきですし、少なくとも、亡くなる三日前、これ三月四日から六日に急激に体調が悪くなっていきます。ここのビデオは、まずは、ここをまず開示するということが必要だというふうに思います。

そしてまた、ビデオを見て疑問に思うところもあります。例えば転倒した、ぶつけたというような話をしているんですけれども、その肝腎の転倒したりぶつけたシーンというのがビデオにはないといったようなことがありまして、私たちの指摘に基づく開示もすべきだと思いますが、ビデオ開示、更に進めるべきだと思いますが、大臣、いかがでしょう。

○国務大臣（齋藤健君）　このビデオ映像の開示につきましては、これまでもお話を累次申し上げておりますが、まず、情報公開法上も不開示情報であるということであります。で、保安上の問題もあるし、ウィシュマさんの名誉、尊厳の問題もあるというふうにお話をしています。

私は、このビデオ全て公開をすることにつきましては、やはりあらゆる生活上の所作が映っているわけであります。それを行政の側が、やはり個人のプライバシーの問題、尊厳の問題ありますので、了解ないまま行政がどんどん外へ出していいかという点について、やはり慎重であるべきだと思っています。一方で、公益の必要上からオープンにすべきだという要請があるのももちろん重要な要素だと思っております。

その二つのバランスの中で一体どこに解を求めるかという、そういう問題だと私思っていまして、したがいまして、国会から要請があったときですとか裁判所で要請があったときは、その部分について公開をさせていただいて、バランスを取っているということであります。

○石川大我君　御存じだと思いますけれども、ウィシュマさんの御遺族のワヨミさんとポールニマさんは、重ねて、再三ですね、このビデオは全国民に見てほしいと、そして日本にいる外国人の皆さんにも見てほしいということを言っておりますので、このプライバシー云々という話おっしゃっておりますけれども、これはもう了解があるものというふうに私たちこれ考えていいんだと思います。

それ、ウィシュマさんの了解を得ろといったら、もう亡くなっていますから、これはできないことですから、それ、御遺族の御判断としてはしっかりこれを見てほしいということですから、そこはしっかり考えていただきたいということを思っております。

そして、生活上の所作というお話ありましたけれども、ビデオ見ていただければ分かるとおり、トイレなんかは映っていませんからトイレのシーンなんかは当然見られないわけですよね。そしてまた、ビデオの中でウィシュマさんが上半身を着替えるシーンありましたけれども、そこの部分はしっかりモザイクが入っておりまして見られないようになっていると。そしてまた、明らかに必要のないところということであれば、それはそれで、例えば下半身を露出しているようなことがあるのであれば、そういったところはきちんとテロップで、真っ暗にして、ここは下半身の着替えをしているとか、例えば何かおむつを使っているということがあってそういったものを取り替えているだとか、そういった部分はしっかりと、このシーンはこういう状況ですということで黒くすればいいわけですから、できるというふうに思います。

そういった意味では、先ほど国会のお求めというのもありましたので、是非、委員会で、二百九十五時間のビデオを全部開示すべきだということを理事会でもしっかり決めていただきたいですし、まずは、モザイクの作業など大変だということであれば、この三日間ですね、亡くなる三日間の三月四日から六日までのビデオ、これを開示する、あるいは私たちの指摘に基づくビデオの部分開示する。様々な段階あります、あると思いますので、是非理事会でこれはお取り計らいいただきたいと思いますが、お願いします。

○委員長（杉久武君）　ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議いたします。

○石川大我君　発議者の石橋議員にお伺いしたいんですが、今までこの議論を聞いていまして、難民等保護法案、そして野党の改正入管法、これが実現すればウィシュマさんが亡くなるといったことはなかったということが言えるでしょうか、お答えください。

○委員以外の議員（石橋通宏君）　御質問ありがとうございます。

私は自信を持って、ウィシュマさんのようなこの決してあってはならない不幸な事件、我々の法案が実現すれば絶対に起こし得なかった、防ぐことができると思っています。

それは、委員御指摘の、るる様々な問題、これを抜本的に改正するために、今日御説明させていただきましたとおり、我々はそもそも全件収容主義を撤廃をいたします、原則収容しないと。その時点で大きく現行制度から変わります。その上で、真に収容が必要な方、逃亡のおそれ等、そこにも司法の判断をかませます。

ですので、仮にウィシュマさんがそういう状態にあったとしても、その収容後も司法の判断は継続的に行われますし、あわせて、必要的仮放免制度、これを導入いたしますので、万が一、収容中に体調の変化、医療的ケアの必要性、そういったときには仮放免しなければならないという形での制度設計をさせていただいておりますので、ウィシュマさんの事件だけに限りません、昨年のイタリア人男性、ルカさんの自殺、そしてまたナイジェリア人男性、大村で餓死をされてしまった、こういったことも含めてこの間累次起こってきてしまったこういう死亡事件、死亡案件、これを防ぐことができる、そのための制度設計を提案させていただいているものと思っております。

○石川大我君　是非私たちでウィシュマさんが亡くならなくてもよかった世界をつくっていきたいというふうに思っております。

次に、引き続きウィシュマさんの問題ですけれども、ウィシュマさんが、大臣、実は餓死をしていたんじゃないのかというような視点で、私、ちょっと五分しかないので頭出しになろうかと思いますが、続きは、あさってもあるかは分かりませんけれども、まあ引き続きということになるかもしれませんが。

ウィシュマさんが餓死されたのではないかということで、私、報告書が出ております。このウィシュマさんの問題で報告書、調査報告書ですね、この分厚いもの、そして別紙もあります。そしてまた、別添というものも詳しくこの調査報告書には入っているわけですけれども、これと、あとVTRで得られた情報を一枚の一覧表にしてみまして、何を食べてきたのかというようなことを、そしてそのときに何が起こってきたのかというのを一覧表で分かりやすいようにちょっとまとめてみたんですね。

そして、そうしますと、一月の十五日から記述がありまして、一月の十五日の時点で、別添の資料のところに、四日ほど前から食欲がないと、食べると胃が痛むんだということが書いてあって、砂糖をなめると落ち着くというようなことも書いてあるんです。その同じ日に、大きな声でえずいたので聞いたところ、四日ほど前から食欲がない、食べると胃が痛くなるというようなことで、

恐らくこれ、一月十五日の四日前ですから、一月の十一日ぐらいからちょっと体調が悪くなってきているという様子がうかがえるわけですけれども、食事も、一月の二十一日でパンが食べられなくなったというふうになっていますし、ちょっと戻って一月十八日も吐き気ですとか、あと一月の二十八日も吐き気とか書いてあるわけですけれども。

これ、食べているのを何かと見ますと、この一月の十五日から二十八日の間ですと、吐き気があるにもかかわらずポップコーン、パン、オレンジジュースを、液体に浸してとあったりとか、パン、ジャム、オレンジジュース、ミルク、ポップコーンと。ちょっと、よほど体調が悪い人が食べるような食事ではないというものが続いているわけです。一月の二十六日には、パン、ヌードル、薄めたコーヒー、紅茶、ヤクルト、ヨーグルトとかあるわけですけれども。

二月にいきますと、この食事に関しては記載がないわけですね。朝食、昼食、夕食とほぼ記載がない中で、二月の三日から、朝食を食べていないと、昼御飯はパイナップルのみと、夜は気持ちが悪いので食べていないと、飲んでもすぐ吐いてしまうというふうに御本人がおっしゃっている。この二月の三日辺りからちょっとおかしくなってきまして、食事を取っていないバツのマークが非常に増えてきます、二月の三日頃からですね。二月の六日でもパンを少量というのが朝御飯で、昼からはおかゆが主食に変わるというのがこの二月の六日からのタイミングです。その後はずっと、おかゆを食べた、おかゆを食べた、おかゆを食べたというのが比較的続いたりとか、二月の十一日は食べていなかったりとか。

あと、二月の十五日から二十二日までこれバツがずっと、七日間バツが続いていまして、その二月の十六から二十二まで食べていない、官給食をですね、食べていないときに何を食べているかというと、これ自費で買っているんだと思いますが、自費というのは自分のお金でコンビニで買えるというものですけれども、ゆで卵とか、ＯＳ―１はこれ支給されるんですが、コーヒーとか砂糖水、あとＯＳ―１、自費の清涼飲料水、清涼飲料水、バナナ、自費のゆで卵、自費購入のリンゴをかじっていた、リンゴをかじっていた、清涼飲料水と、そういった状況でこれ七日間過ごしているということで。

これ、ちょっともう時間がありませんので二月の二十二日までとどめますけれども、これ本当に人間たる食事なのかと。入管庁という、入管の施設という極めて拘束されている世界の中で、これが、まず率直な今大臣の感想をお聞きしたいと思います。

○国務大臣（齋藤健君）　ちょっと感想と言われても困るんですけど、この調査報告書では、可能な限り客観的な資料に基づいて、外部有識者の方々にも御意見、御指摘をいただきながら、問題の検討の前提となる事実確認の確認をしてきているわけです。

御指摘のウィシュマさんの摂食状況につきましても、例えばビデオ映像や職員が作成する看守勤務日誌の資料に基づいて事実関係を確認し、その結果を記載していると。なお、確かに、ビデオ映像上、ウィシュマさんが食べたものを吐き出したり、いろんな映像があったと思いますけれども、例えば一旦吐き出した後にまた摂食を再開する部分もありまして、そういう意味では、調査報告書はそういうものを全部含めて客観的な資料に基づいて書かれているということだと思います。

人間が食べるものかという御指摘がありましたけど、ビデオ映像に対しては様々な御意見、これがあるということは承知をいたしておりますが、先ほど申し上げましたように、この調査報告書は、ビデオ映像等の客観的資料に基づいて、専門家入れて書かれているということであります。

それ以上の、個々のビデオ映像の場面等に対して私がどう評価するかと、感想をどう持つかということについては、現在、実は係争中の話でもありますので、差し控えたいと思います。

○委員長（杉久武君）　お時間になりましたので、質疑をおまとめください。

○石川大我君　もう時間なのでまとめますけれども、確かに摂取は良好というふうに書いてあるところもあるんですが、ほかの部分とこれ合わせますと、その次の日に嘔吐をしていたりとかということで、ほとんどこれ取れていない、食べ物ですね、栄養を取れていないんじゃないかといったことも散見をされます。

是非、この委員会で、ウィシュマさんがなぜ亡くなったのかということを、これ続きますので、まだ三分の一ぐらいしか私お話ししておりませんので、是非大臣と一緒に、一緒にですね、このウィシュマさんがなぜ亡くなったのかという死因を究明したいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

今日は厚労省から山本審議官にも来ていただいたんですが、ちょっと時間が足りませんで、たどり着けませんでした。大変申し訳ございませんでした。次回は是非よろしくお願いします。

ありがとうございました。終わります。

○谷合正明君　公明党の谷合正明です。

七十五分という時間でいただいておりますけれども、しっかり、大事な法案でございますので、丁寧に真摯に質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、総論から入らせていただきますけれども、これからの日本社会を考えていく上で、外国人をどう受け入れていくのか、またどう保護していくのか、またどう在留管理をしていくかというのが大変重要な課題であるというふうに思っております。

政府においては、外国人材の受入れ、外国人との共生社会の実現を目指しているところであります。

そうした中で、入管行政で申し上げれば、今、技能実習、特定技能制度の見直しが進んでいるところであります。また、留学生の受入れについても、岸田総理は、このコロナ禍で減少した中で、これからもう一度拡大していくべきだということで、そうした動きも増えております。また、訪日外国人観光客、このインバウンドにつきましても、同様に、これからもっともっと日本に入っていただこうということで、例えばビザなしで日本に入国できる、そういう国も増えてきております。

これらを入口とすれば、これ、在留管理の出口の部分についても同時にしっかりと適正に手だてをしていかなければならないんだというふうに思います。例えば、ビザなしで日本に入国して観光ができるという措置をとった場合に、実際に難民認定申請の申請者の出身国を見ていると、ある時期にぽっと特定の国の数が増えている年もあります。これは、例えばビザなしで入国できているような措置をとっているとか、ちょっと必ずしもその因果関係はっきりしているかどうか分かりませんけれども、事実としてはそういうことになっております。

そういう意味では、例えば、今回の法改正は、送還忌避問題であるとか長期収容の問題、これを解決していくというところから始まった改正の議論だと思いますが、私は、やはりこの送還忌避問題や長期収容の問題というのは、この法律案だけに起因する、この法律だけに起因する問題ではないのではないかなというふうに思っております。

これ、本会議で川合先生もそのような御指摘をされておりましたけれども、まさに外国人材の受入れであるとか外国人との共生社会に向けてどうしていくのかと、そうした中で今回の改正法案というのはどういう位置付けになっているのかというところからまず御説明をしていただきたいというふうに思っております。

○国務大臣（齋藤健君）　日本人と外国人が互いに尊重をして安全、安心に暮らせる共生社会、これを実現をしていくと、そのためには、外国人の人権に配慮しながらルールにのっとって外国人を受け入れるとともに、ルールに違反する者に対しては厳正に対応していくと、これが重要であると考

えているわけであります。

本法案では、保護すべき者を確実に保護した上で、在留が認められない者については迅速に送還可能とする、長期収容を解消し、収容する場合であっても適正な処遇を実施する、こういう考え方の下で、様々な方策を組み合わせ、パッケージで現行法下の課題を一体的に解決し、外国人の人権を尊重しつつ適正な出入国在留管理を実現するバランスの取れた制度にしようとするものでありまして、御指摘のように、本法案による諸施策の実現は、この共生社会の実現、維持の基盤、これを整備するものであると考えています。

○谷合正明君　その今のお答えと少しかぶると思いますけれども、改めてこの法改正の意義を問いたいんですけれども、基本的なスタンスは、保護すべきをしっかり保護して、送還、帰ってもらうべき方にはしっかりと帰ってもらうと、特別な事情は除くということになると思いますが。

そういう中で、もっと厳しくすべきだという声もあると思うんですね。例えば、在留特別許可についても、考慮事情というのは今ありますけれども、それは、極端な話、考慮しなくてしっかり帰すべきだとか、一方で、いや、もっと寛大にすべきじゃないかと。不法残留状態にある方については基本的にはもう、まあアムネスティーというんでしょうか、これをすべからく在留を認めていくべきだ、極端な話、そういう声もあると思います。

しかし、その両者のバランスをどう取っていくかということだと思いますが、改めて、この法改正の意義等について改めて説明いただきたいというふうに思います。

○国務大臣（齋藤健君）　日本人と外国人の共生社会、これを実現する上で、現行入管法下で生じている様々な問題を解決しなくてはいけないということであります。例えば、送還忌避、長期収容問題の解決、それから、人道上の危機に直面し真に庇護すべき方々を確実に保護する制度の整備、こういった重要な課題を解決をしていくということが必要であるということであります。

その上で、入管制度全体を適正に機能させ、保護すべき者を確実に保護し、ルールに違反した者には厳正に対処できる制度とするためには、これらの現行法下の課題を一体的に解決をする法整備を行うことが必要不可欠であると。

今回のこの法改正案は、様々な方策を組み合わせて、パッケージで課題を一体的に解決し、外国人の人権を尊重しつつ適正な出入国在留管理を実現するバランスの取れた制度にしようというものでございます。

○谷合正明君　バランスの取れた法案だとしても、やはり保護すべき者を誤って送還することがあってはならないと思っております。そこが一番の肝と認識しておりますが、そうしたことはしっかり大丈夫だと言い切れるのか、その見解を伺いたいと思います。

○国務大臣（齋藤健君）　退去強制令書が発付された者というのは、退去強制手続において在留特別許可の判断を経るとともに、難民該当性を主張する場合には難民認定手続も経た上で、難民に該当せず、かつ在留を特別に許可する事情も認められないと、こういうことでありますので、我が国からの退去が確定した者であります。

このうち、退去強制手続における在留特別許可の許可件数、これ見てみますと、過去八年間の年平均で約二千五百件あると。これは、退去強制手続において本邦への在留を希望して法務大臣の裁決を求める、こういう件数の約七一％に当たっておりまして、在留を認めるべき者には適切に対応していると。

したがって、このような手続を経てもなお我が国からの退去が確定した被退去強制者には、もはや我が国における庇護、在留は認められず、迅速に送還されなければならない、こういう考え方でやりたいということでございます。

○谷合正明君　午前中と午後の質問の中で、質問しようとしていたものがちょっと重なっておりますので、まず、一昨年に廃案となった法案の骨格を維持したものがという指摘があるけれども、その見解については午前中の自民党の先生の質問がありましたので飛ばさせていただきたいと思っておりますし、また、名古屋事案のビデオの全面公開について先ほど大臣から答弁がございましたので、この質問については飛ばさせていただきます。

その上で、要するに、この法案が成立すれば名古屋事案の再発は防止できるのかということだと思っております。私も理事としてビデオを二回にわたって視聴させていただきましたし、名古屋の入管施設にも行かせていただきました。やはり、ビデオ見て、適切な医療にしっかりリファーするというんですか、そういったことができていないということを率直に思った次第でございます。それが、ウィシュマさんの件があったからこそ、それをどう改善して今回の法改正に臨むかということが一番大事だと思っております。別の言い方をすれば、再発が防止できなければこの法案を再提出する意味というものはないと思っております。

改めてお伺いしますが、この法案が成立すれば名古屋事案の再発は防止できるのでしょうか、大臣に伺います。

○国務大臣（齋藤健君）　入管庁では、これまで調査報告書で示された改善策を中心に組織・業務改革に取り組んできたところであり、こうした取組によりまして、常勤医師の確保等医療体制の強化や職員の意識改革の促進など、改革の効果が着実に現れてきていると思います。

加えて、今回の改正法案におきましては、例えば、全件収容主義と批判されている現行法を改め、監理措置を創設し、収容しないで退去強制手続を進めることができる仕組みとした上で、収容した場合であっても、三か月ごとに収容の要否を見直して不必要な収容を回避する、体調不良者の健康状態を的確に把握して柔軟な仮放免判断を可能とするため、健康上の理由による仮放免許可申請については医師の意見を聞くなどして判断をすることとするなどの規定を設けているほか、常勤医師の確保のため、現行法における常勤医師の兼業要件を緩和するなどしているわけであります。

現在入管庁が取り組んでいる組織・業務改革の進捗に加えて、本法案による監理措置及び仮放免を適正に運用し、何としても再発を防ぐ、そういう覚悟で取り組んでいきたいと思います。

○谷合正明君　運用を適切にしていただいて、何としても再発を防ぐという大臣の強い意思で臨んでいただきたいというふうに思っております。

それでは、難民認定のところから質問させていただきますが、その前に難民の呼称ということについて若干触れたいというふうに思っております。

難民という言葉が今では、日本では、例えば買物難民だとか帰宅難民だとか、例えば昼食を食べるときになかなか食べるところがない昼食難民だとか、そのように随分気軽に報道されることが多いというふうに私は思っております。本来、難民の方がたどってきた経緯だとかその人生を考えてみますと、少々ちょっと安易な、何というかな、言葉なんではないかなというふうに思っております。

それで、英語のレフュジーに対して我が国で初めてこの難民という言葉が、英語ではレフュジーですけれども、我が国で初めて難民という言葉が辞書に掲載されたのは、一九四三年、昭和十八年出版の金田一京助編の明解国語辞典というふうにされております。難民とは避難の人民ということで書いてありまして、避難とは災難を避けるということであります。外務省においては、一九五〇年代まで、ＵＮＨＣＲを国連亡命者高等弁務官事務所というふうに記していたというか訳していたというふうに承知をしております。

したがって、いつから日本ではこのいわゆる難民を難民と言うようになったのかなと私はいつも不思議に思っていまして、皆当たり前のように難民難民と言うんですけれども、果たしてその難民の語源というか呼称ってどこから生まれてきたのか、それをちょっと、法務省の辺りではどのよう

にこの難民という言葉を行政文書で使っているのか、もし分かれば教えていただきたいと思うんですけれども。

○政府参考人（西山卓爾君）　法務省の行政文書において難民という言葉を使い始めた時期についてお尋ねでございますけれども、行政文書の保存期間との関係もございまして、確定的にお答えすることは困難であることは御理解いただきたいと存じます。

その上で、あえて申し上げれば、例えば、昭和五十二年の閣議了解におきまして、ベトナム、ラオス、カンボジアのいわゆるインドシナ三国での政治体制の変革に伴い避難してきた方々を念頭に、政府として難民という言葉を使用していたということは確認できたところでございます。

○谷合正明君　それ、最近のことですね。分かりました。

それで、私、難民という呼称になぜこういうふうに思っているかというと、元々、議員になる前に国際支援というか人道支援、難民支援の仕事をしていましたので、どちらかというと海外の難民キャンプの仕事の経験が長くて、実際、現実に貧困だとか飢えに直面している方々を支援するということは往々にしてあったわけであります。それを例えば写真だとか映像に残して、日本でいろいろその支援者だとか会員の方には報告するような形で、是非寄附をお願いしたいというようなことでお願いするということになるわけであります。

しかし、何というか、難民イコール、特に途上国の悲惨な状況下での暮らす方の映像が流れることが多いものですから、難民イコールかわいそうで何もできないというようなステレオタイプなイメージを持つ方が日本では多いのかなというふうに思っております。そこには、難民イコール人材というか、高度人材という意識というのは日本ではすごく希薄だというふうに思っております。私は、いろいろ講演する中で、例えば、古く、アインシュタインだとかモロゾフも難民だったんですよというような話もするわけであります。

我が国は、この条約難民とかあるいは第三国定住難民を受け入れておりますけれども、人道的見地で保護しているんですけれども、人材という意識というのがちょっとない、なかなか伝わってこないんです。現に、シリア難民留学生は、七年ぐらい前ですかね、日本が受け入れるようになりましたけれども、日本で学んで、そこでかなり高度人材の方もいらっしゃって、日本のＩＴ企業とかで働いている方も結構いらっしゃいます。

そうした中で、法務省におきましても、外国人人材受入れ、共生社会の実現に向けて、今のいわゆる難民について、人道保護という一辺倒だけでなくて、人材という観点から意識をしていただいて政策を取っていただくということは大事ではないかというふうに思っておりますけれども、大臣の認識を伺いたいと思います。

○国務大臣（齋藤健君）　政府としては、条約難民や第三国定住難民の方々だけではなく、在留資格を有する全ての外国人を社会を構成する一員として受け入れるため環境整備をしていくこと、これは重要であると考えております。私としても、条約難民や第三国定住難民の方々に、個々の能力を生かして社会で活躍していただくことは大いに歓迎したいと思っています。

難民という呼称は我が国が批准する難民条約に基づいているものですから、この呼称そのものを変えるということは考えていないわけでありますが、もっとも、条約難民や第三国定住難民の方々に日本国内で活躍していただくこと、これは今後ますます重要になるんだろうと考えています。

○谷合正明君　ありがとうございます。

私も、その呼称の在り方というのはやはり疑問には思うけれども、じゃ、別の言い方があるかと言われると、なかなかなくて困っているわけですけれども。

今、ウクライナから避難されている方々も、単に日本が保護するだけじゃなくて、日本で、じゃ、いる間にどうやって日本の中で仕事をしていただいて、日本の社会の中に貢献していただける環境をつくっていくかという、そういう視点が大事だというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、難民認定のところですけれども、保護すべき者を確実に保護する施策について問う前提として、よく難民認定率の話が出てきます。現行法下の難民認定制度について、先進国に比べてこの難民認定率が低いという指摘がよくなされるところであります。現に、数字だけ見れば確かにこれは低いんだと思うんですけれども、この点に対する見解についてまず伺いたいというふうに思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　我が国では、申請者ごとにその申請内容を審査した上で、難民条約の定義に基づき難民と認定すべき者を適切に認定しているところであり、我が国の難民認定者数はこうした個別に判断された結果の積み重ねでございます。

その上で、我が国の難民認定をめぐっては、多くの難民が発生する地域と近接しているかや、そうした地域から渡航がしやすいかといった事情に加えて、言語や文化の共通性や類似性、同じ事情により庇護されている人々のコミュニティーの規模等の観点から、庇護を求める方の最終目的地としやすいかなど、諸外国とは前提となる事情が異なっているものと考えております。

そのため、難民認定者数や認定率により我が国と他国とを単純に比較することは相当でないと考えているところでございます。

○谷合正明君　私もそういうふうに考え、感じているところでございまして、これをなかなか低いから、じゃ、このぐらいにしようとかいう、なかなか数値的に、目標的な数字にはなじまないというふうに思っております。

そもそも、分母の申請者数を申請させないようにクローズすれば、それは当然数字を高くすることだって恣意的にはできるわけでございますから、その意味では、やはり保護すべき者をいかにどう保護していくかということが問われているんだと思っております。難民のおそれのない人を難民に認定するということも、それは適切ではないと私は思っております。やはり、難民としての保護すべき方はしっかり保護していくというのが適切な難民認定の要請ではないかというふうに思っております。

その上で、午前中の問いもありましたけれども、難民認定された者のみでなくて、人道的な配慮を理由に在留を認めた者も含めますと、特に昨年は我が国すごく状況が変わったんだというふうに思っております。これは、衆議院の参考人の質疑の中でも、滝澤参考人だったかな、特に例えばウクライナ避難民であるとかそういったことも含めると、大分日本のその受入れというのは変わったというふうに捉えられているんですね。この点について入管庁の見解を伺いたいというふうに思っております。

○政府参考人（西山卓爾君）　我が国においては、難民と認定すべき者を適切に認定しているほか、難民とは認定しない場合であっても、出身国の情勢等に鑑みて、人道上、本邦での在留を認めるべき者については在留を適切に認めて保護しているところでございます。

一次審査において難民と認定した者と、難民と認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者の合計について、処分件数に占める割合を算出しますと令和四年は約二九・八％となり、これは他のＧ７諸国と比較しても極端に低いものではないと考えております。

そのほかでも、そのほかにも、我が国では難民認定申請を行っていない者でも、例えば、今議員からも御指摘ございましたウクライナ避難民を始めミャンマーの方々など、本国の戦争等を理由に本邦での在留を希望する方々については在留資格の変更などによって在留を認めるなどして、保護すべき者については適切に保護しているところでございます。

○谷合正明君　もう一つ、難民認定の申請の際に、その判断が下されるまでの期間、やはりこれ

は短い方がいいんだと思います。いたずらに長い期間経過するということはふさわしいものではありませんので、認定手続の迅速化が必要であるというふうに思っております。

現状の平均所要期間と、今回の法改正で迅速化に向けた取組について伺いたいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　難民認定手続においては、その処理に当たる体制を強化するなどして未処理案件の処理促進に取り組んでおり、前年に比べて令和四年の処理数は増加しております。その際、未処理期間が長期化している案件の処理を優先的に進めたため、令和四年における一次審査の平均処理期間は三十三・三月と一時的に長期化しておりますけれども、令和四年末時点の未処理案件数自体は令和元年末に比べて半減をしているところでございます。

これに加えまして、本法案では、難民認定手続中はその申請の理由や回数にかかわらず法律上一律に送還が停止されることに着目した送還回避目的での難民認定申請を抑制するため送還停止効に例外を創設、あるいは、難民認定手続と在留特別許可の手続を分離することによって、難民、失礼、在留特別許可を目的とした難民認定申請を抑制し、難民認定手続の適正化を図ることなどにより、誤用、濫用的な難民認定申請を抑制することとしております。

入管庁といたしましては、これらの取組により難民認定手続を迅速化することで、未処理案件の処理をより一層促進し、平均処理期間を短縮することができるものと考えております。

○谷合正明君　それから、認定に至るまでの回数なんですけれども、ちょっと事実関係を伺いたいと思います。

これまで難民認定された者のうち、一回目の申請で認定された者、二回目の申請で認定された者、三回目の申請で認定された者はそれぞれ何人いらっしゃるんでしょうか。

また、それぞれの回数の認定のうち、一次審査で認定された者、不服申立てで認定された者の内訳は何人なんでしょうか。

○政府参考人（西山卓爾君）　令和二年一月から令和四年末までの三年間に難民として認定された者は三百二十三人でございますところ、このうち一回目の申請で認定された者は三百十二人、二回目の申請で認定された者は八人、三回目の申請で認定された者は三人でございます。

また、その内訳でございますが、一回目の申請で認定された者のうち、一次審査で認定された者は二百九十四人、不服申立てで認定された者は十八人、二回目の申請で認定された者のうち、一次審査で認定された者は四人、不服申立てで認定された者は四人、三回目の申請で認定された者のうち、一次審査で認定された者はゼロ人、不服申立てで認定された者は三人というふうになってございます。

○谷合正明君　よく分かりました。

それでは、今回の法改正に併せて難民認定について運用上の見直しを行うということなんですが、その概要について問いたいと思います。

それで、先ほどの話ですけれども、そもそも難民認定というのは、何回も申請を重ねて認定されるべきものではなくて、一回の申請審査で確実に保護されるべきものだというふうに思います。その意味では、今の一次審査、二次審査の内訳も話がありましたが、双方のこの認定の適正化というんですか、研修等をしっかり行っていくということが大事なんだというふうに思っております。

その意味で、今回の運用上の見直しの概要について問いたいというふうに思っております。

○政府参考人（西山卓爾君）　済みません、失礼しました。

入管庁におきましては、難民認定制度の透明性の向上の観点から、我が国及び諸外国での実務上の先例、ＵＮＨＣＲが発行する諸文書等を参考としつつ、難民該当性判断の手引を作成、公表したところです。

また、出身国情報や国際情勢に関する情報の収集及び分析を専門に行う職員を入管庁内に配置し、外務省、ＵＮＨＣＲ等の関係機関と適切に連携しながら最新の情報を積極的に収集しているほか、諸外国当局とも出身国情報に関する情報交換等を積極的に行い、我が国においても諸外国と同様に出身国情報が充実しているかなどを確認しております。

加えて、難民調査官の能力を向上させるため、これまでもＵＮＨＣＲ、外務省、国際情勢に関する専門的知識を有する大学教授等に御協力いただくなどして担当職員に対する研修を実施している上、難民調査官に対し、難民認定手続における事実認定の留意事項について共有し、そのフォローアップを行いつつ、的確な事実認定に資する取組を推進するなど、審査の質の更なる向上に努めているところでございます。

入管庁としましては、今後も、ＵＮＨＣＲや関係省庁等との緊密な連携を通じて、難民認定制度の運用の一層の適正化を図ってまいりたいと考えております。

○谷合正明君　今の御答弁の中に、出身国情報や国際情勢に関する情報の収集及び分析を専門に行う職員を入管庁に配置するというような話がありましたが、確認ですけれども、その職員の人数というのは、兼職の有無も含めて確認したいんですけれども、お願いします。

○政府参考人（西山卓爾君）　まず、出身国情報の収集等を専従して行う係が入管庁において設置されており、その同係において収集した情報が地方出入国在留管理局の難民調査官に対しても随時提供され、難民認定審査の実務において活用されているという状況でございます。

平成五年四月現在で、入管庁本庁内に出身国情報の収集等を専従する職員として五名の職員が配置されています。また、その他の本庁の職員においても、事案に応じて出身国情報を収集等しております。

地方局においては、令和五年一月一日現在、難民調査官に指定されている者は兼任を含めて四百二十一名ございます。各難民調査官においても、本庁の専従職員と連携しながら、随時事案に即した最新の出身国情報の収集に努めているところでございます。

○谷合正明君　分かりました。

それでは、難民該当性判断の手引をこの度策定いたしました。この手引については、二年前の国会審議の前に、公明党としても、これＵＮＨＣＲとの協議の中で、いち早くこうした手引、規範性について明らかにすべきだというふうに言ってきておりましたので、今回、時間は掛かりましたけれども、このような難民該当性判断の手引が策定されたことについては評価をしたいと思いますが、この策定したことの意義を伺いたいというふうに思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　そのお答えの前に、先ほどの私の答弁で、出身国情報の収集等を専従する職員五名と申し上げたその日付について、平成五年というふうに申し上げたようでございます。失礼いたしました。令和五年四月現在の誤りでございます。訂正させていただきます。

その上で、今のお尋ねでございますけれども、これまでも我が国では、申請者ごとにその申請内容を審査した上で、難民条約の定義に基づき難民と認定すべき者を適切に認定してまいりました。今般策定した難民該当性判断の手引は、実務上の先例や裁判例等を踏まえ、難民該当性の判断において考慮すべきポイントを整理するなどしたものであり、我が国の難民認定制度の透明性が高まり、その信頼性の向上にもつながるものと考えております。

加えて、入管庁の難民審査に携わる職員が手引を参照することで、より適切で効率的な審査の実現につながることや、申請者の方々が難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを踏まえつつ申請を行うことにより、迅速な難民認定につながることも期待されると考えております。

○谷合正明君　その難民該当性判断の手引では迫害についての考え方を整理したとのことでありますけれども、具体的な内容を伺いたいと思いま

す。

○政府参考人（西山卓爾君）　難民該当性判断の手引において、迫害とは、生命、身体又は自由の侵害又は抑圧及びその他の人権の重大な侵害を意味する、殺害や不当な拘禁などがその典型であるが、その他の人権の重大な侵害や差別的措置、例えば生活手段の剥奪や精神に対する暴力等も迫害を構成し得る、それ自体としては迫害に当たるまでは言えない不利益等でも、それらが合わさった結果として迫害を構成する場合があるなどと記載しているところでございます。

○谷合正明君　また、今般の難民該当性判断の手引では、性的マイノリティーであることやジェンダーに関する迫害についての考え方も整理されたところでありますが、その具体的な内容について伺いたいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　手引におきましては、性的マイノリティーであることやジェンダーに関連する迫害は、難民条約に言う特定の社会的集団の構成員を理由とする迫害に該当し得る旨を明記し、判断において考慮すべきポイントを整理しているところでございます。

○谷合正明君　これ、新しい形態の迫害ということでございますけれども、しっかりこれまでも認定してきたというふうに答弁されておりますけれども、これしっかり適切に認定をしていただきたいというふうに思っております。

それでは、衆議院の修正なんですけれども、出身国情報の充実や研修の実施について、衆議院によって修正案が可決されました。これ、条文上も明記されることになったんですが、この点について、これは修正があるとないとでどう違うのかということもあるんですが、この点についての受け止めをしていただきたいというふうに思っておるんですが。

○政府参考人（西山卓爾君）　難民の認定等を適切に行う、適正に行うためには、国際情勢に関する情報の収集、出身国情報の充実及び研修の実施は非常に重要なものと認識をしております。

衆議院における修正により、難民の認定等を適正に行うための措置として、法務大臣は、国際情勢に関する情報の収集を行うとともに難民調査官の育成に努めること、難民調査官には、外国人の人権に関する理解を深めさせ、国際情勢に関する知識その他難民の認定に関する事務を適正に行うために必要な知識及び技能を習得、向上させるために必要な研修を行うことが条文上明記されたということでございまして、このようなことも踏まえ、難民等の適正な認定に一層適切に取り組んでまいりたいと考えております。

○谷合正明君　もう一つ、修正案では、難民調査官が申請者に対する聴取を行う際に、その心情等に配慮すべきことが明記されました。これはどういうことなのか、また、この点についての受け止めについて伺いたいというふうに思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　申請者が全ての事情を当初から述べることが難しい場合もあり得ます。そこで、入管庁では、様々な事情を抱えた申請者に応じた適切な聴取ができるように努めており、その一環として、ＵＮＨＣＲと結んだ協力覚書の下、難民調査官の調査の在り方についてＵＮＨＣＲとケーススタディーを実施しております。また、このような取組を踏まえ、申請者に対する面接の際に配慮すべき事項について改めて整理し、地方官署に対して文書で周知を行っております。

具体的には、難民調査官及び通訳人の性別等に係る申請者の希望に可能な限り沿うように対応すること、面接冒頭だけでなく面接中にも申請者の健康状態や体調を確認すること、申請者の心理的負担となる可能性のある質問をする際は声のトーンや表情、言い回しに配慮することなどについて、具体例も交えつつ周知をいたしております。

衆議院における修正により、難民調査官が申請者に対して質問するに当たり適切な配慮をすることが条文上も明記されたことを踏まえ、難民等認定制度が一層適切なものになるよう、今後ともしっかり取り組んでまいりたいと考えておりま

す。

○谷合正明君　今の答弁でも、また衆議院の際の審議でも、入管庁とＵＮＨＣＲとの協力覚書の下、難民調査官の調査の在り方についてケーススタディーを実施しており、面接時の申請者への配慮事項について整理して、地方官署に周知したとの答弁がございました。

今お答えしていただいたのは、ケーススタディーに関する今後の取組というか、ケーススタディーに関する取組のことを言われているんでしょうか。質問は、ケーススタディーに関する今後の取組について伺いたいというのがまず一つと。

また、ＵＮＨＣＲの見解、コメントによりますと、難民認定の質を確保する手段としてクオリティーアシュアランス又はクオリティーイニシアチブと呼ばれる第三者によるモニタリングの仕組みが多くの国で導入されており、ＵＮＨＣＲが関係当局と協働してケースレビューを行うことで、難民認定の意思決定過程の公正や効率性を向上させる取組が実施されているというふうに指摘をされております。このような仕組みを日本でも今後導入すべきではないかという指摘なんですけれども、併せて見解を伺いたいというふうに思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　先ほどは委員から衆議院における修正について御指摘がありまして、それがまさにそのＵＮＨＣＲとの覚書の下で実施しているケーススタディー、これが符合するものということで御答弁を申し上げました。

その上で、これまでにケーススタディーの対象となった事案、御紹介しますと三件でございます。現在、新たな対象事案についても検討を進めているところ、今後もケーススタディーの取組を通じて運用の一層の適正化に努めてまいりたいと考えております。

また、御指摘のクオリティーアシュアランスとは、明確な定義はないと承知しておりますところ、ＵＮＨＣＲ等の第三者と協働して行う難民認定制度の質の向上のための様々な取組を指すものと認識をしております。この点、入管庁では様々な取組を通じて難民認定手続の適正性を確保していますところ、具体的には、難民該当性に関する規範的要素の明確化、すなわち先ほど来紹介しております手引のことでございます、それから、難民調査官の能力向上、出身国情報の充実について、ＵＮＨＣＲの協力も得ながら取り組んでおり、先ほど申し上げたケーススタディーもこの一環として実施しているものでございます。まずは、こうした取組に基づく運用を着実に行っていきたいと考えております。

特に、ケーススタディーは、その目的において、第三者による難民認定制度の適正性の確認という点で御指摘のクオリティーアシュアランスと共通するものであると考えますところ、ケーススタディーの取組を積極的に進め、その成果を積み上げていきたいと考えております。

その上で、難民認定制度の更なる質の向上のために何ができるかにつきまして、引き続き不断の検討を行ってまいりたいと考えております。

○谷合正明君　ＵＮＨＣＲとのＭＯＵがございますので、よくＵＮＨＣＲとも協議をしていただきたいと思います。

それでは、難民認定を行う独立した機関を設けるべきとの指摘がございます。これの点につきましても、今回、野党の皆様が提案された趣旨説明の中で、公平性だとか中立性、専門性、透明性が確保されていない、だから独立した機関が必要だというふうに言われるんですけれども、この点についての見解をまず入管庁にお伺いしたいというふうに思っております。

○政府参考人（西山卓爾君）　難民認定手続については、その他の出入国在留管理行政上の様々な手続と密接に関連していることから出入国在留管理庁において行うことが適当であり、独立した機関を設置することは考えていないところでございます。

その上で、入管庁においては、制度と運用の両

面から難民認定手続の適正性を確保しております。

制度面においては、不認定処分に対する審査請求では、外部有識者である難民審査参与員が三人一組で審理を行い、法務大臣はその意見を必ず聞いた上で判断する、さらに、難民には当たらないとの判断に不服があれば、裁判所に訴えを提起し、司法判断を受けることも可能であります。

運用面におきましては、ＵＮＨＣＲ等の協力も得ながら、難民調査官の能力向上、出身国情報の充実等の運用の一層の適正化に取り組んでおります。

引き続き、国際機関と協調しながら、真に庇護を必要とする外国人の迅速かつ確実な保護に取り組んでまいりたいと考えております。

○谷合正明君　実は、私も以前は独立した認定機関が必要ではないかなというふうに考えていたんですけれども、冒頭、質問でお話しさせていただいたとおり、様々、今、技能実習や一般就労、観光とか、いろんな、何ですか、入管行政があって、難民認定だけ一個独立させるということの趣旨も分かるんですけれども、やはり総合的に検討していく、様々な手続というふうに言われましたけれども、そういうこともあるんじゃないかなというふうに今思っているところでございますので、ちょっと感想を述べさせていただきました。

それで、参与員の話が先ほど来あります。

まず、難民審査参与員は独立性が確保されておらず、適正に機能していないのではないかという指摘もございますが、この点について答弁を求めたいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　難民審査参与員は、日本弁護士連合会、ＵＮＨＣＲなどから幅広く推薦を受けるなどしつつ、事実認定の経験豊富な法曹実務家、それから地域情勢や国際問題に明るい元外交官や国連関係機関勤務経験者、あるいは国際法、外国法、行政法の分野の法律専門家等のうちから法務大臣が任命するものとされております。

難民不認定処分に対する審査請求については、審査請求においては、難民審査参与員に対し、外部有識者としての知見に基づき、法務大臣からの指揮を受けることなく自ら審理を行い、その結果を意見書として法務大臣に提出する役割を担わせることで、その中立性、公平性が担保されているものと考えております。

○谷合正明君　それで、衆議院の修正のところでは、一次審査を担当する難民調査官への研修に関してこれ修正が採択されたんですが、一方で、不服申立てを担当する難民審査参与員に対する専門的な研修のところについては言及がなされていないというふうに承知をしております。

衆議院の、これ参考人なんでしょうかね、いろいろ読んでいる中で、参与員に対する専門的な研修の機会がなく、若干のブリーフィングがあった程度との答弁もございました。法案の修正文に盛り込まれた専門的知識に基づく難民認定研修といった取組は、難民調査官のみならず参与員にも行われるべきと私は考えます。

既に専門性があるとか実務経験があるということは分かりますけれども、しかしながら、調査官だけでいいということではなくて、やはり参与員に対してもこうした研修の機会というのはしっかりと確保されていくべきだと思っております。例えば、ＵＮＨＣＲ等による、その任命時だとか定期的な研修の受講、こうしたことをしっかり確保していく必要があると思いますが、見解を伺いたいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　難民審査参与員は、入管法の規定にのっとり、人格が高潔であって公正な判断をすることができ、かつ法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうちから任命をしております。

このように、参与員は難民審査に関して的確な意見を述べるための資質を十分に備えているものと考えておりますが、参与員に対しては原則として任命時に難民審査に関する説明会を行っており、さらに、参与員の間で各々の専門分野に基づく知見を情報交換し参与員としての知見をより深めていただく趣旨から、協議会を定期的に開催するなどしているところでございます。

また、今般作成された手引は参与員の方々の意識を変えることを意図して策定されたものではございませんものの、参与員の方々にも手引を理解していただいた上で審理を行っていただくために丁寧に周知をしていく所存でございます。

また、参与員に対する研修についてのお尋ねがございましたが、参与員は、先ほども申し上げたように、難民審査に関して的確な意見を述べるための資質を十分に備えているものと考えてございますが、御指摘や参与員のニーズも踏まえながら、必要な情報提供等に努めてまいりたいと考えております。

○谷合正明君　資質があるからこそ、何というかな、資質のある方に向けた研修というのが必要ではないかなというふうに思います。研修という言葉がちょっと意味するところがいろいろお互い異なるかもしれませんが、やはりこの参与員についての資質の向上というのは、これは当然必要だというふうに思っております。

それで、先ほどの質問もありましたけれども、今、百十七名、参与員いらっしゃるんでしょうか。この案件の割り振りに関して、衆議院の審議では、年に千件審査された方がいる一方で、年間五十件から百件と説明されている方もおられて、二年間で一件も案件が回ってこない参与員の方もいるとされておりますが、入管庁にはどの案件がどの班に振り分けられるかの裁量があって、難民該当性が低い可能性がある案件をまとめて審査する臨時班要員としてどの参与員に声掛けるかについても裁量があるとの指摘もありましたが、まず、この事実関係を伺いたいというふうに思います。

また、特定の参与員の方に案件が集中し、又は案件が全く割り振られないということがないような案件の配分、割り振りというものが求められていくと思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人（西山卓爾君）　難民審査参与員三名の組合せや事件の配分につきましては、法令上、いずれも法務大臣の権限とされており、運用上、入管庁においてこれを行っているところでございます。

難民不認定処分に対する不服申立てがなされた場合、基本的には常設班に順次配分していきますが、迅速かつ公平な手続を促進するため、審査請求人が口頭意見陳述を放棄した事件など、迅速な審理が可能かつ相当な事件を臨時班に重点的に配分しております。そして、このような臨時班については、難民認定制度に関する知識又は経験の豊富な三人の参与員によって構成されるものとしているところでございます。

また、案件の配分についてお尋ねがございましたが、一般論として申し上げると、難民審査参与員はあらかじめ定められた三人の参与員によって構成された常設班に所属しておりますが、他の常設班への応援や、迅速な審理が可能かつ相当な事件を重点的に配分している臨時班に掛け持ちで入ることに御協力いただける場合には、他の参与員よりも担当する処理件数が多くなることが通常である反面、参与員は非常勤の国家公務員でございますところ、参与員としての職務以外の職務の状況、御本人の体調や御家族、御家庭などの状況、異なる専門分野の難民審査参与員によって班が構成されるよう配慮するなどの事情から、処理件数が少なくなることもございます。

その上で、御指摘も踏まえつつ、適切な事件配分がなされるように努めてまいりたいと考えております。

○谷合正明君　それで、各参与員の年間の審査件数について集計していないという答弁もありましたけれども、そのような統計を取るということは、案件の、先ほど御答弁されたとおりの、向けての取組の第一歩となりますので、そうした集計についても、バランスの取れた適切な不服申立て審査につながるようなものに資すると思いますので、御検討いただきたいというふうに思います

が、いかがでしょうか。

○政府参考人（西山卓爾君）　難民審査参与員制度は、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者の中から任命された参与員が、一次審査とは異なる外部有識者としての知見に基づき難民認定に関して意見を述べていただくことによって、不服申立て手続の公正性や中立性をより高めることに意義がございます。

そして、難民不認定処分に対する審査請求においては、参与員が法務大臣からの指揮を受けることなく自ら審査を行い、その結果を意見書として法務大臣に提出する役割を担わせることで、その中立性、公平性を担保いたしております。

さらに、参与員が自由に意見交換をして心証を形成することができる環境を確保するため、いずれの参与員がどの案件を担当したかや参与員が所属する班の構成員についても一切公表していないところでございます。

このような観点からは、入管庁におきまして、個々の参与員ごとの事件処理件数等について統計を取って公表することは適当ではないというふうに考えております。

○谷合正明君　分かりましたというのは、答弁は分かりましたけれども。

それで、参与員なんですけれども、五月十六日現在百十一名ということでございまして、この参与員というのは、いろいろ最初はＵＮＨＣＲとか日本弁護士連合会からの推薦というような話もありましたが、どういう形で任命される、これ、推薦枠というのがいろいろ決まって百何名決まっているのか、一部その推薦枠を持っているのか、ちょっと状況がよく分からないんですけれども、私の質問とする趣旨は、例えばそのＵＮＨＣＲだとか日弁連とかの推薦枠について見直しするということも可能なのかどうかに当たるんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人（西山卓爾君）　委員御指摘のように、この参与員の数ですが、令和五年五月十六日現在百十一名が任命されているところ、法曹実務家は三十八人、海外情勢見識者が四十八、失礼、四十七人、法律専門家が二十六人というふうになっております。

お尋ねの推薦枠というお言葉がございましたが、特段どこの機関が何人の枠を持っているというふうな運用はいたしておりません。その上で、現在、御指摘の、日本弁護士連合会から推薦を受けている参与員は十二人、ＵＮＨＣＲから推薦を受けている参与員は四人、国内外において難民等の支援活動を行っている団体から推薦を受けている参与員が八人ということになってございます。

参与員の任命につきましては、他方で、その参与員の専門分野に偏りがないように配慮する必要もございますため、そういう観点も踏まえつつ検討をしているところでございます。

○谷合正明君　補完的保護の質問に移ります。

それでは、補完的保護なんですけれども、私は、アンゴラの国内避難民キャンプであるとかパキスタンのアフガン難民キャンプで仕事をしておりましたが、これ、いずれも戦争や内戦が原因での避難民キャンプでございました、難民キャンプでございました。これは難民条約上、厳密には難民に該当しないわけでありますが、これ、しっかり適切に支援していくというか保護していく必要があったわけであります。

翻って、我が国でありますけれども、難民であれ戦争避難民であれ保護されるべきであると思っておりますが、この補完的保護対象者を創設した趣旨、意義について大臣に伺いたいと思います。

○国務大臣（齋藤健君）　かねてより、難民条約上の難民に該当しない者でも保護の対象とすべき者を明確にし、より安定した在留上の地位を与えるべきとの意見が寄せられてきておりました。平成二十六年の難民認定制度に関する専門部会からも、我が国として国際的に保護の必要がある者に待避機会としての在留を許可するための新たな枠組みを設け、保護対象を明確化すべきとの提言もなされているところであります。

現行法下におきましても、入管庁では、難民条約上の難民に該当しない方であっても、本国情勢等の個別の事情を踏まえ、人道上の配慮が必要と認められる場合には本邦への在留を認めてきたところでございます。例えば、今般のロシアによるウクライナ侵攻によりウクライナから我が国に避難してきた方々には、本国情勢等を踏まえ、個々に置かれた状況等にも配慮しながら、その希望等に応じ、特定活動での在留を認めているところであります。

もっとも、これはあくまでも法務大臣の裁量による措置でありまして、真に庇護を必要とする方々をより確実に保護するためには、それに適した制度を設けることが望ましいということから、難民条約上の難民に該当はしないけれども、紛争からの避難民等の人道上真に庇護すべき方々をより確実かつ早期に保護すべき補完的保護対象者の認定制度を設けることとした次第でございます。具体的には、難民条約上の五つの理由以外の理由で迫害を受けるおそれがある者を補完的保護対象者として認定することとし、原則として定住者の在留資格を付与するなど、難民同様に保護することとしております。

これによりまして、改正法下におきましては、紛争避難民など真に庇護を必要とする方々がより安定的に我が国に在留することが可能となるとともに、制度的な裏付けのある支援を行うことも可能となると、そういうものでございます。

○谷合正明君　この補完的保護の創設と意義というものは大変大きいものが私はあると思っております。しっかりこれを、運用もしっかりやっていただきたいというふうに思いますが、確認ですけど、補完的保護難民が条約難民と定住者として同様に保護するというお話がありましたけれども、これは保護の内容というのは同じなのでしょうか、異なるものというのは何かあるんでしょうか、この点について確認したいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　補完的保護対象者につきましては、基本的に、条約難民と同様に原則として定住者の在留資格を付与するほか、永住許可の要件を緩和するなど、より安定的な在留等が可能となると考えております。

しかし、補完的保護対象者は難民条約上の難民ではないことから、難民条約において難民に対して発給すると規定されている難民旅行証明書の交付の対象とはしていないなどの取扱いに差がございます。

○谷合正明君　その交付の対象としないことによって、何か不利益みたいなことがあるんでしょうか。

○政府参考人（西山卓爾君）　実質的には、不利益は特段ないというふうに考えております。

○谷合正明君　それで、補完的保護対象者に該当すると想定される具体例というのは何かということで、紛争や無差別暴力からの保護であるとか、国際人権法上の規範、拷問等禁止条約だとか強制失踪条約だとか自由権規約などありますけれども、これらに基づく保護というのはどこまでが補完的保護の対象となるのか、見解を伺いたいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　補完的保護対象者の要件につきましては先ほど大臣から御答弁があったとおりでございますが、この該当性につきましては、申請者ごとにその申請内容を審査した上で個別に認定すべきものであって、一概にお答えすることは困難ではございます。

その上で、補完的保護対象者認定制度は、紛争避難民など人道上真に庇護すべき方々をより確実かつ早期に保護するためのものでございまして、御指摘のような紛争や無差別暴力による危険のある者、拷問等禁止条約や自由権規約が禁止する拷問や残虐な刑罰等を受けるおそれがある者、それから強制失踪の対象とされるおそれがある者などにつきましては、個別審査の結果、補完的保護対象者と認定し得るものと考えております。

〔委員長退席、理事福岡資麿君着席〕

○谷合正明君　それと、現状は人道配慮ということで在留許可もあるんですけれども、この人道配慮の在留許可というのはこの改正法案ではどう定

めているのか、今後はどういうケースがこれに該当するのか、お答えいただきたいというふうに思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　本法案におきましては、難民認定申請中の在留資格未取得外国人で難民又は補完的保護対象者と認定されなかった者などについては、第五十条第一項に基づき、退去強制手続において、申請により又は職権で在留特別許可の判断をすることとなります。

なお、どのような場合に人道配慮による在留特別許可の対象となるかにつきましては、個々の事案に応じて判断することとなりますため、一概に申し上げることは困難でございますが、例えば、本国情勢の悪化などにより人道上の配慮が必要と認められる者には我が国への在留を認めることになろうかと思っております。

○谷合正明君　それは恐らくミャンマーであるとかアフガニスタンみたいな、近年であればそういう状況だというふうに理解しましたけれども。

それでは、補完的保護の話の中で、いわゆる個別把握論というんですか、迫害主体から個別に把握されていなければ迫害を受けるおそれは認められないという解釈を採用しているのではないかという批判があり、それを前提とする限り、補完的保護対象者の認定制度ができても、大臣はウクライナ避難民を補完的保護で保護するんだというふうにしっかり答弁していただいているんですけれども、まず、そのような個別把握論なるものというのは採用されているのかどうか、この点について伺いたいというふうに思っております。

○政府参考人（西山卓爾君）　我が国では、そもそも、迫害を受けるおそれの要件の該当性判断に当たって、御指摘のような考え方は採用しておりません。

これにつきましては、難民該当性判断の手引において、申請者が迫害主体から個別的に認知、把握されていると認められる場合には迫害を受けるおそれを判断する積極的な事情となり得るが、そのような事情が認められないことのみをもって直ちに申請者が迫害を受けるおそれがないと判断されるものではない旨を示して、明確にしたところでございます。

この点は補完的保護対象者の認定制度におきましても同様であり、もとより申請者ごとにその申請内容を審査した上で個別に認定することにはなりますが、一般論として、今般のロシア連邦によるウクライナ侵略のように、戦争等に巻き込まれて命を落とすおそれがある者などは、迫害主体から個別に把握されていなくても補完的保護対象者と認定することを想定しております。

○谷合正明君　分かりました。

それで、この法律が施行されれば、今現に日本に滞在するウクライナ避難民の方にどのようにこの制度を周知していくのか。これ、申請を呼びかけるんでしょうか。補完的保護をしますので是非申請してくださいというような呼びかけをされるのかというのが一点と。

一般論として、まず、補完的保護申請と難民認定申請というのは別の窓口、別のレールに乗っていくのか、一つの窓口にして審査するのか、こうしたことも教えていただきたいと思います。一般論として、御自身が、自分がどちらに該当性があるのかというのはなかなか分からないのではないかというふうに思っておりますが、この実際の運用面に当たっての説明をお願いしたいというふうに思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　本法案では、難民認定申請と補完的保護対象者の認定申請は別個の手続として規定されております。

補完的保護対象者とは、難民以外の者であって、難民の要件のうち、迫害を受けるおそれのある理由が、人種等、難民条約上の五つの理由であること以外の全ての要件を満たすものと定義されておりまして、難民の定義と重なり合いがございます。そのため、難民認定申請をした者について、難民該当性の審査の中で補完的保護対象者の該当性が認められれば、補完的保護対象者として認定することが申請者の利益にかないます。

そこで、本法案では、難民認定申請を行った者に対して難民不認定処分をする場合に、その者が補完的保護対象者に該当すると認められるときは、補完的保護対象者として認定することができることとしております。

したがいまして、難民又は補完的保護対象者の認定を求める者は、難民認定申請手続の中で双方の該当性の審査を受けることができるため難民認定申請のみを行えば足りることとなりますが、補完的保護対象者の認定のみを求める場合には補完的保護対象者の認定申請のみを行うこともできます。そのため、原則として、難民認定申請を受け付ける部署と同一の部署において補完的保護対象者認定申請を受け付けることを想定いたしております。

このような運用につきましては、ウクライナ避難民の方々のように既に我が国に避難してきている方々に対しても十分に周知されるよう、入管庁ホームページや地方出入国在留管理官署における情報提供を通じた積極的な周知を実施していく等、考えております。

○谷合正明君　それで、補完的保護申請者や、また認定者に対する定住支援につきましてですが、これ、条約難民や第三国定住では生活費だとか日本語研修の機会があるわけですが、これらは同様に私必要と考えるんですけれども、今後の運用の中でしっかりと確保されるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

〔理事福岡資麿君退席、委員長着席〕

○政府参考人（西山卓爾君）　今回の補完的保護対象者と条約難民とは、条約、難民条約上の五つの理由があるか否かのみでございまして、要保護性は変わらないと考えております。そのため、補完的保護対象者に対しては難民と同様の保護を与えることが相当であると考えております。

補完的保護対象者に対する支援につきまして、支援につきましては、生活費や医療費の支給などを含め、難民認定申請者への保護措置や難民認定を受けた者への定住支援と同程度の内容とする方向で関係省庁と調整中でございます。

○谷合正明君　恐らく、その辺が情報がしっかり明らかになっていかないと、ウクライナ、現に日本に在留しているウクライナ避難民の方もちょっと様子を見るということになると思いますので、速やかに決めていただきたいというふうに思います。

それでは、残された時間僅かですけれども、在留特別許可について質問いたしたいと思います。

在留特別許可の適正化の概要及び改正の趣旨について大臣に伺いたいというふうに思います。

○国務大臣（齋藤健君）　退去強制事由があり、本来送還されるべき者でありましても、法務大臣の恩恵的措置として在留を認めることが可能な者については、迅速かつ確実に判別して在留を認める必要があります。

その上では、在留特別許可の判断に当たっての考慮事情を対象者に対して明確に示す、それと同時に、当該事情について十分に主張し得る機会を保障すること、それから、判断の適正を確保するとともにその透明性を高めるため、在留特別許可をしない場合には対象者にその理由を書面で通知すること、こういったことが適切であると考えています。

そこで、本法案では、このような手続保障の充実という観点から、在留特別許可の申請手続、これを創設をいたしまして、あわせて、考慮事情を明確化し、不許可理由の通知に関する規定を整備することとしたものでありまして、これにより、在留を認めるべき者は一層確実に保護されることになるというふうに考えています。

○谷合正明君　分かりました。

それでは、今後、考慮事情の明確化等、質問をしたいと思うんですが、ちょっと時間の関係もありますので、次回の質疑に譲りたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

○鈴木宗男君　齋藤大臣、御苦労さまです。

あと、西山次長、あなた、びっしりもう二時間

も答弁に立ってもらっているから、どうぞトイレ行くなり水飲むなり、私、質問順番変えて、取りあえず今、齋藤大臣で時間つなぎますから、どうぞ一呼吸入れて、びっしりあなたの答弁聞いていると、ちょっと空気入れた方がいいんじゃないかと思いますので、遠慮なく時間を送っていただきたいと思います。

大臣、この入管法、これ、そもそも論として、この入管法はＧＨＱ下の、まあ占領下ですね、昭和二十六年の出入国管理令、いわゆる法律ではない政令でスタートしているというふうに受け止めてよろしいですか。

○国務大臣（齋藤健君）　当初そうであったというふうに認識しております。

○鈴木宗男君　そして、占領がなくなるとき、ポツダム政令は法律と同じく効力があるということで現在の出入国管理及び難民認定法となっていると私は理解していますが、それでよろしゅうございますか。

○国務大臣（齋藤健君）　その流れで理解しております。

○鈴木宗男君　大臣、現在もこの出入国管理及び難民認定法は政令番号ですよね。そういう認識でよろしいですか。

○国務大臣（齋藤健君）　そのように認識しております。

○委員長（杉久武君）　ちゃんと指名しますので、よろしくお願いします。

○鈴木宗男君　はい、分かりました。

当時、戦後、外国人といえば朝鮮の方だとか台湾の方が多くて、それぞれすぐ帰れるとか動けるという状況があったと、こう思うんですね。その流れの中で、私は、当時の記録見ると、毎年改正されてきているんですね。そういうまた認識でよろしいですか。

○国務大臣（齋藤健君）　基本的に、徐々にそう改正されてきていると認識しています。

○鈴木宗男君　今、取りあえず基本を大臣から答えてもらいました。

そこで、大臣、今の法律では、難民申請すれば、事件を犯した人、その事件も凶悪事件犯した人でも強制送還できない仕組みになっていますね。この法律、新しい改正によってですよ、改正によってこの点はどうなるんでしょうか。

○国務大臣（齋藤健君）　御案内のように、現行の下におきましては、難民申請をすれば送還されないということになるわけであります。

それで、今回の法改正におきましては、その三回目以降の難民等の認定申請者、それから無期若しくは三年以上の拘禁刑の実刑判決を受けた者、それから外国人テロリスト等については送還停止効の例外というふうに位置付けるわけであります。

○鈴木宗男君　今大臣から答弁いただきましたけれども、やはり私は、日本には法律もある、法治国家でありますから、それをしっかり守っていくという意味では、きちっとしたルール作りをするのは当然だと、こう思うんですね。

民主主義ですから、いろんな意見があって結構です。反対する人は反対する人でいいんですけれども、私は、ここはしっかりとルールは決めていく。今まで曖昧な解釈をしてきた。どこの世界に、凶悪事件を起こしてでものうのうといれる、申請すればいれるというのは私は真っ当ではないと、こう思っているんですね。

その認識は、大臣、どうでしょう。

○国務大臣（齋藤健君）　このことも累次申し上げておりますように、ルールにのっとって外国人を受け入れるとともに、ルールに違反する方に対しては厳正に対応していくと、こういう基本的な考え方で取り組んでいるところであります。

○鈴木宗男君　そこで、大臣、例えば未決の人は推定無罪の論理が働きますね。拘置所等、面会は誰ができるか、手紙は誰に差し出しができるか、極めて厳しい決まりがありますね。ところが、難民の場合、申請した場合、全く見ず知らずの人がすぐ会える、しかも次から次に会える。私は、これちょっと不思議に思うんですね。

何ゆえに収容されているかという原因があるわけでありますから、この点、誰彼なく会えるというのは、これはちょっと私はルーズ過ぎると思うんですけれども、大臣、どうでしょう。

○国務大臣（齋藤健君）　恐らく、難民申請をされている方には様々なケースがありまして、一概に言うことは難しいんじゃないかなと思っております。例えば、もう収容されながら申請している人もいれば、そうじゃない申請をされている方もいますので、一概にちょっと申し上げることはできないかなというふうに思っています。

○鈴木宗男君　大臣、一概には言えない、まあそうだと思うんですけれども、大臣が例えば収容されている立場になったとして、全く見ず知らずの人が来たとき、それで簡単に受け入れられますかね。この点、私は、しかも誰でも手続すれば会えるような仕組みになっているんですよ。これは私はいかがなものかと、こう思うんですね。

この点、次長、役所としてはどういう受け止めなんでしょう。

○政府参考人（西山卓爾君）　今お尋ねの点につきましては、被収容者処遇規則がございまして、その規定はどうなっているかと申しますと、所長等は、被収容者に対し、前条に掲げる者、これ弁護士等を指しておりますけれども、以外の者から面会の申出があった場合には、その氏名、被収容者との関係及び面会の理由等を聴取し、収容所等の保安上又は衛生上支障がないと認めるときは面会を許可するものとするというふうに定められておりまして、それに基づいて運用をしているところでございます。

○鈴木宗男君　私は、この点、拳々服膺なんていう日本にはいい言葉ありますけど、やはりある程度のこの律し方があるんでないかなと。しかも、意図的、恣意的に会いに行く人も私は中にはいると思うんですね。また、当然またそういうことは考えられると、こう思っていますね。

そういった意味でも、是非とも、ここ、次長、しっかりそこの線引きというのは考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（西山卓爾君）　先ほど申し上げたとおり、所長等が判断するところで、その保安上又は衛生上の理由でお断りすることはもちろんできるということでございますけれども、特に保安上の問題につきましては、きちんと判断すべきところはきちんと判断した上で適正にやっていかなければならないと考えております。

○鈴木宗男君　次長、私は、保安上というよりは、逆に意図的、恣意的な頭づくりで、表向きは善意であっても、裏には様々な思惑なり思いを持っているという人も当然いて不思議でないわけですね。だから、あえて私はそのことを問うているんですよ。その所長さんの判断、その所長さんが全てを把握しているとは到底私は考えられませんね。だからこそ、今まで様々な事故が起きているとも私は思うんですよ。

この点、どうぞ、次長、しっかり中での私は基準というか、あるいはルール作りというか、考えていただきたいと思いますね。

○政府参考人（西山卓爾君）　この点、今回のこの改正法で、処遇に関して法律で規定を設けることにしているところで、今お尋ねの点につきましても条文を付けて、設けてございます。これこれの場合には面会を停止することができるということで事項が様々規定されております。

例えばですけれども、制限に違反する行為であるとか収容所等の規律及び秩序を害する行為、それから衛生上の支障がある行為、それから被収容者あるいはその面会者の相手がこのような発言をする場合ということで、暗号の使用その他の理由によって収容所等の職員が理解できないもの、それから犯罪の実行を共謀し、あおり、又は……（発言する者あり）ありがとうございます。それから、済みません、入国者収容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるものなどについて規定されているところでございまして、例えば実例として、一時期頻発しましたハンガーストライキ、ございましたけれども、例えばですけれ

ども、被収容者に対して直接的にハンガーストライキを推奨するような面会者がいた場合には、個別の状況には応じますけれど、面会を中止するなどの対応も取っているところでございます。

○鈴木宗男君　今次長が答えられたのは、私は、これはもう当たり前のことで、今までなかったのがおかしいんでないかという認識で次長に問うているということをお分かりをいただきたいなと、こう思っています。

それと、次長、今までは身元保証人は誰でもなれましたよね。今度、この改正ではその点はどうなるんでしょうか。

○政府参考人（西山卓爾君）　身元保証人も、もとより、いいかげんな者を付けているつもりは私どももございませんけれども、実質的には法律上何ら規定がない実務上の方でございますので、その点は確かに、身元保証人というものの立場というのがきちんとされていないというのは現実、現在のところでございます。

なお、収容に代わる監理措置としては監理人を付けることになってございますけれども、監理人につきましては、この監理人の責務を理解し、当該被監理者の監理人となることを承諾している者であって、その任務遂行の能力を考慮して適当と認められる者の中から、その監理措置決定をする主任審査官が選定するものとするということでありまして、その監理の、きちんと監理をできる能力を持った者を選任するということになってございます。

○鈴木宗男君　次長、今までは、私は、やっぱり甘かったからこそ、もう行方が分からないし、消息もつかめないだとかという例が多いですよね。この点、やっぱりせっかく改正するわけでありますから、しっかりとそれを生かすというか、ルールの重さというのを知らしめるべきだと思いますけれども、その点、大丈夫ですか。

○政府参考人（西山卓爾君）　監理人の選定に当たりましては、先ほど条文を御紹介しましたけれども、実際上、その運用上は入管庁がしっかりと把握をし、また関係機関から入手する情報等も踏まえて、監理人としての任務遂行能力を厳格に審査して適格な者を選任していくということになろうかと考えております。

○鈴木宗男君　しっかりやっていただきたいなと、こう思います。

そこで、次長、入管庁の職員の数は今の数で十分足りているのか、あるいは収容者の動きはどうなのか、増減ですね、こういったことを、予算の時期でもありますから、概算要求の時期にも引っかかってきますので、この点、必要なものは私は付けた方がいいというのが私の考えですので、今事務的にはどうなっているか。同時に、足りないものはどこか、あるいは、こういうことを希望しているというのがあればここで述べてもらって、私はこれ、各党各派の協力をいただいた方がいいと、こう思っております。

○政府参考人（西山卓爾君）　委員御指摘いただきましたとおりでございまして、私どもとしても、この収容施設も含めて、入管に必要な人員の確保というのは非常に重要であると考えております。

令和五年度に、御紹介しますと、令和五年度におきましては、人員につきましては、定員につきましては二百六十九人の増員が認められたところでございます。

インバウンド需要の更なる回復に備えまして、また外国人材受入れに伴う在留管理、それから支援体制、この充実強化にも適切に対応できるよう、引き続き、効率的な職員配置、これは努めつつ、措置された定員を最大限に活用して出入国在留管理行政の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

○鈴木宗男君　齋藤大臣、今次長からお話ありましたけれども、ここは積極的にやはり必要なものは要求する、そしてやっぱり実効の実を上げるというのが大事かと思いますけれども、大臣の決意のほどをお願いします。

○国務大臣（齋藤健君）　先日の質疑でも鈴木委員の方から、外国人にふさわしい施設に変えるべきじゃないかという御視座もいただいておりますので、それも含めて今回の予算要求の中でしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

○鈴木宗男君　是非とも、齋藤大臣のときにこそ、ああ、こういったレールが引けたなという結果をつくっていただきたいし、また我々もサポートすべきところはサポートしていきたいと、こんなふうに思っております。

そこで、大臣、先週十一日の委員会で、私が毎週質問してきたこの三者協議について大臣から、三者協議の中身について大臣として言及をすることは適切ではないという考えではおりますけれども、この各種報道等や当委員会での質疑を通じまして、四月十日の三者協議に、打合せにおいて、検察が対応方針の決定に三か月を要するとの話をしたことがあったのではないかというふうに思いますという、大臣は答弁をいただきました。

そこで、大臣、三者協議はこれ日程協議でありますから、五月の八日、東京高裁にこの袴田事件の弁護士さん方三人が再審開始に向けて早くしてほしいというお願いに行ったところ、対応した山口という検事は担当検事の判断だと述べたそうです。五月十日、いや、五月八日ですね。

そこで、今度は五月十日に、同じく袴田事件の小川さんという、これは静岡におられる弁護士さんですけれども、弁護士さんが静岡地検の担当である緒方検事のところにお会いしてお願いしたところ、この緒方という検事は組織ですから上の判断ですと答えたそうです。

大臣、これが検察の今の姿勢だと私は思っております。是非とも、大臣、これは確認してください。東京高検に行って山口という検事に弁護士さんが話をしたら、現場の判断だというけんもほろろな、たかをくくったような言いぶりをして、今度、現場に相談に行ったら、組織だから上が決めることだという言いぶり。私は、常識では考えられないというか、人間的でないと思いますよ。

袴田さん、八十七歳です。人生、半世紀以上を拘束されてきた人ですよ。そして、検察は特別抗告もせず、もう多くの人が再審開始を待っているというのが今の流れですよね。もっと私は人間的な、どちらも、弁護士も検察も法と証拠に基づいて議論をしているわけでありますから。私は、もう一つ大事なのが現実を直視することでないかと、こう思うんです。

この点、是非とも大臣に私は確認いただきたい、そしてまたこの委員会で報告をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（齋藤健君）　まず、今、鈴木委員がおっしゃった話は、私、全く今初耳でございます。

そして、その上で、この件はもう既に再審開始が決定をしておりまして、現在、その再審公判に向けた裁判上の手続が進んでいる話でありますので、それぞれの検察官がどのような話をしたか、対応したかということにつきまして、私が公の場でお話をするということはやっぱり避けるべきではないかなというふうに思っているところでございます。恐らくお叱りを受けるんだろうと思いますけど。

○鈴木宗男君　ちょっと、大臣、私の質問を正直に受け止めてください。

私は、東京高検がある、静岡地検がある、そこで担当検事がこう言ったということを言っているんですよ。だから、それは確かかということを、公判の中身のことを聞いているんじゃないんですから。三者協議というのは、前回から言っているとおり、大臣、日程協議だけなんです、これは、今回の三者協議。同時に、裁判所からは決める前にもう一回打合せもしましょうという提案があって、それで動いているから弁護士さん方もそれぞれ要所要所に行っているんですよ。だから、それの確認をしてくださいという話でありますから、大臣がここで何か指揮権発動みたいな話をすれという話じゃないんです。事実として私は正しくないと思っているから、この両検事のこういう言いぶりをしたとするならば。だから、それを確認してくださいと言っているんですよ。

間違っていますか、大臣、私の言いぶりが。お叱りを受けると言ったら、これ、もし、この国会テレビ見ている人なんか、また鈴木はろくでもないこと言ったみたいな誤解を生みますから。私は気の弱い方ですから、どちらかというと。どうか、これは正直に答えてくれればいいんです。

○国務大臣（齋藤健君）　私も、法務大臣でなければ、どういうふうに、なぜそういうことを言ったのかとかいうことは本当に聞きたいなと思うんですけど、今その再審決定がされて、今、再審公判に向けて、もうある意味、裁判の係争中の話になっています。そのときに、おまえこんなこと言ったのかということを検察に法務大臣が問い合わせるということ自体、聞く人によっては、いろんな影響を与えようとしているのではないかとか、そういう臆測を生みかねない。それを私は心配をしているので、御理解いただきたいなというふうに思うんですけど。

○鈴木宗男君　大臣、言ったか言わないかの確認は取れないんですか。それによって何かすれと言っているんじゃないんですから。こういうやり取りがあったと弁護士さんから私は聞いたんです。だから、弁護士さんの受け止めも間違っているかもしれぬわけですから、公平を期すために私は開かれたこの委員会の場でそれを確認してくださいと言っているんですよ。それが何で法務大臣だから云々だという話に、ちょっと、大臣、飛躍し過ぎていませんか。

　大臣も、公務員の上級職試験は受かっていても、司法試験は受かっていないんです。それは、私よりは法律的な見識はあるかもしれぬけど、そうそう差はないと私は思っております。同時に、検察と向き合ってきたのは、私の方がずっと向き合ってきていますから、検察の何たるかも私は何より知っているんですよ。

　だから、私は、要は、これは事実かどうかだけを確認してもらえばいいし、それからのまた展開で、大臣はちょっと先を読み過ぎている。ここが、齋藤健、頭のいい大臣のいいところでもあるし悪いところでもあると思うんですけどね。どうか、大臣、正直に受け止めて、要はこれ確認してください。おい、こういう話が委員会で言われた、ついては、どうだったのかと。それだけで結構なんですよ。何も難しい話じゃないんですから。

　この点、大臣、国民から選ばれた国会議員の、しかも国権の最高機関の国会でのやり取りですから、ちょっと人をばかにしたような、あるいは見下した話は、私はこれは承知できないんですよ。ここはしっかりと正直ベースで私はやっていただきたい。事実だけを確認してくれればいいんですから。いかがでしょう。

○国務大臣（齋藤健君）　私が心配をしますのは、これは事実かどうかということの確認をどんどん積み上げていきますと、ある意味、ある種の像ができ上がっていくということなんです。ですから、これは事実だろうということを、まあ一つ一つはそんなに大したことないと思われるかもしれませんが、その事実は確認できるんだろう、この事実は確認できるんだろうと、ずっとこうやっていきますと、ある種の中身が浮かび上がってくるということにもなりかねないし。

　そういうことはさておき、私は、やはり法務大臣として、検察官が係争中の話について、仮に先生がおっしゃるような話であったとしても、私が確認をどんどんしていくということはやはり避けるべきではないかなと思っております。

○鈴木宗男君　じゃ、大臣、この東京高検の山口検事が、担当は現場だと言っているんですよ、現場の判断だと言っているんですよ。いいですか。じゃ、現場に行きました。現場の検事は、緒方という検事は、我々は組織人だ、組織である以上、上の命令だと言っているんですよ、上の判断だと言っているんですよ。

　だから、じゃ、大臣、この山口という高検の検事と緒方という高検の検事、別々に聞けばそれぞれ間違っていないと思うんです。一緒に聞いた場合、大臣はどう思いますか。これを答えてください。

○国務大臣（齋藤健君）　一緒に聞いた場合というのは、二人合わせて……（発言する者あり）まあ鈴木委員の今お話承ると、それぞれ言いぶりが違っているんだろうなというふうに思いますけど、私、事実確認、今初めて聞いた話だし、事実確認することを自体が先ほど申し上げているようなやはりいろんな臆測を生みかねないということで、ちょっと難しいなと思っているということであります。

○鈴木宗男君　大臣、臆測って何の臆測です。これ、裁判の中身とも何も関係ないですよ。

　私は、弁護士さんは弁護士さんの資格で行っているんですから、その人に対して、現場、担当の判断だと東京高検の山口検事は言いながら、じゃ、そこで静岡地検に行ったら、我々は組織人です、組織の一員である以上は上の判断ですと、こう言っている。じゃ、どっちを聞けばいいんです、大臣。おいおいと、そういうことを言ったかどうかということを私は聞いているんですから、何で、大臣、それ正直ベースで言えないんです。聞くのは簡単じゃないんですか。その後の展開は今度こっちの判断なんですから。

　要は、事実関係の確認だけなんですよ。それが何でできないんです。予断を与える話でも何でもないんじゃないんですか。

○国務大臣（齋藤健君）　やはり係争中ということ、そしてその……（発言する者あり）そうなんですけど、その関わっている検察官の発言について、法務大臣が言ったのかとか言わないのかとか、そういうことを聞くこと自体、やはり避けるべきだろうと私は思っているということでございます。

○鈴木宗男君　これ、ここにいる委員の先生方も、何でこんな当たり前の話が答えられないか。大臣、先ほどの三者協議の話だって、十一日、答えるの、何も二週間前に答えればいい話なんですよ。また時間たったら、これ同じことになりますよ。

　大臣、私は、少なくとも大臣の立場考えて物を言っているつもりですよ。何も泥沼に入っていくような議論をしているんじゃないんですよ。正直にこれは言えば済む話なんですから。どうか、大臣、ここは私は正直でやっていただきたいし、その正直にやれという指導をするのが大臣の役割だと思います。

　あわせて、大臣、また次からの委員会でやりますけれども、あの村木事件で「検察の理念」を出したけれども、今の大臣の答弁ならば全く守られていないじゃないですか。これ、皆様方も一回、「検察の理念」の何たるかというのをしっかり読んでほしいし、上から目線で開き直っている、私は、姿勢はこれ絶対あってはならない、こう思っていますので、どうか、大臣、そのことを頭に入れておいてほしいと思います。

○梅村みずほ君　よろしくお願いいたします。日本維新の会の梅村みずほでございます。

　閣法四八号入管法改正案並びに二案一括審議ということで、三十分の質疑に立たせていただきます。

　昨日、ではないですね、先週の本会議以降、私の元にも様々な国民の皆様からの御意見というものが届いております。この入管法の改正案は大変重要な法案ですので、多くの方に問題を一緒に考えていただきたい、そのように思っております。

　私の元に寄せられた国民の皆様の声を聞いておりまして、私、三つの懸念を抱いております。まず、難民と不法滞在者についての区別が付いていらっしゃらない方も多くいらっしゃるのではないかということです。二つ目は、実際は不法滞在者であったウィシュマさんを、難民認定されない難民であり、帰国したらすぐに殺されてしまう人だったと思い違いをされている方が多いのではないかという点です。第三の点でございますけれども、今回の法案が、ウィシュマさん同様の悲劇を防止するために医療体制の充実を図っている法案でもあるということや、状況に応じて事情のある不法滞在者を入管施設外の監理が可能なようにす

る法案でもあるということがいま一つ伝わっていないのではないかという、この三つの懸念でございます。

これは是非ともメディアの皆様にも気を付けていただきたいなと思う点でございまして、非常に困難、複雑な法案でございますので、国民が問題を的確に把握できるように情報の伝え方にも、公平公正、事実が伝わるように伝える、これ非常に重要なことだと考えております。

この放送行政に関しては、所管は、我が国、当然総務省なわけでございます。この入管法やウィシュマさんに関わる報道の中には誤解を招きかねないものも多数見受けられるのではないかなと私考えているんですけれども、総務省としての御見解を、本日は済みません、お忙しい中、政務にお越しいただきまして申し訳ございませんが、御意見お聞かせいただけますでしょうか。

○副大臣（柘植芳文君）　梅村先生の質問にお答え申し上げます。

放送法においては、報道は事実を曲げないですることということを含む番組準則が第四条に定められており、放送事業者が自主的、自律的に遵守していただくものという制度になっております。そして、放送番組が番組準則に適合しているかどうかについては、まずは放送事業者において説明していただくものと考えております。

個別の放送番組が放送法第四条に定める番組準則に適合しているかどうかについて、私からのコメントは申し上げることは差し控えたいと思います。

○梅村みずほ君　柘植副大臣、ありがとうございました。個別の放送に触れますと副大臣の元にも多数の国民からの御意見が寄せられると思いますので、最大限の言葉をいただいたと思っております。

メディアの皆様には、国民の皆さんが真の問題は何なのかと考えていただけるように報道をお願いしたいと思う次第でございます。

副大臣、御退室いただいて結構でございます。

ありがとうございました。

○委員長（杉久武君）　柘植総務副大臣は御退席いただいて結構です。

○梅村みずほ君　それでは、法務省に、入管にお伺いいたします。

難民と不法滞在者との違いを教えてください。

○政府参考人（西山卓爾君）　入管法上、難民とは、難民条約の適用を受ける難民をいい、我が国で適法に在留することが認められる者でございます。

不法滞在者とは、入管法上定義がなされた者ではないものの、一般的に、不法入国者あるいは不法残留者等、入管法に違反して本邦に不法に在留する外国人の総称として使われているものでございます。

○梅村みずほ君　ありがとうございます。

残念ながら、ウィシュマさんは不法に滞在されていた不法滞在者であったという事実を押さえて、以降の質疑も進めてまいります。

私、本日の十時半頃、朝十時半頃に質問状を受け取りました。差出人は、弁護士指宿昭一様、弁護士駒井知会様、弁護士高橋済様からでございます。私の本会議の質問において、遺族らが傍聴する中、病気になれば仮釈放してもらえるという淡い期待を抱かせ、医師から詐病の可能性を指摘される状況につながったおそれも否定できませんなどなどの私の発言が、発言の根拠等に不明な点があって質問させていただきたいということでいただいております。こちら、真摯にお答えしたく、この議場でお答えしていければと思っているんですが、委員長にちょっと確認をさせてくださいませ。

私、昨日、御遺族が本会議場、昨日じゃないですね、先週、御遺族が議場にいらっしゃるということを存じ上げておりませんでした。報道で知りまして、報道ですか、ＳＮＳで知りまして、ああ、そうだったのだなと思いながらその事実を知ったわけなんですけれども、私ども、誰が傍聴しているのか知ることがいまいちできないケースが多いと思うんですね。

ちょっと確認をしたいんですけれども、この法務委員会でも誰が傍聴されているのかというのは基本知っているものなんでしょうか。

○委員長（杉久武君）　傍聴許可、法務委員会におけます傍聴者についてお答えいたします。

傍聴許可願により代表者の氏名等と人数は把握をできますが、代表者以外の氏名等については把握をしておりません。

○梅村みずほ君　ちなみに、委員長は本会議にてウィシュマさんの御遺族が傍聴されていたということを御存じでいらっしゃいましたでしょうか。

○委員長（杉久武君）　私は承知をしておりません。

○梅村みずほ君　ありがとうございます。

委員長と同じく、私も存じ上げておりませんでした。

それでは、質問状の、質問の一番目、伺います。

私の本会議での質問の中で、善かれと思った支援者の一言という言葉があったんですけれども、具体的にどのような支援者の発言を指しているのか、発言日、発言内容、情報源を特定して御回答くださいということでございますが、令和二年十二月十六日のＳ１氏というふうに調査報告書では出てきます、支援者の方の発言。日本で生活したいなら支援するので仮放免申請等を行ってはどうか、この一言に尽きます。

次の質問にお答えいたします。

例えば、支援者がウィシュマさんに病気になれば仮放免してもらえるなどとの発言をしたと貴殿は想定しているのでしょうか。

お答えします。

思っておりません。

続いての質問にお答えいたします。

いずれにせよ、善かれと思った支援者の一言に言及した根拠を御回答くださいということで、お答えいたします。

善かれと思って支援者の方はその当該の言葉を発したんだと私は思っております。そして、ウィシュマさんは、仮放免という制度があるのだなと、その仮放免という制度を利用すれば日本で生活できるのねと淡い期待をした可能性は否定できないと考えております。ちなみに、ウィシュマさんはこの日以降、支援者との会話の中で、仮放免、病気、病院、アピール、体調不良という言葉に繰り返し触れていらっしゃいます。日に日に、ウィシュマさんの頭の中で病気になれば仮釈放してもらえるとの思いを強めていった可能性は否定できないと考えておりますし、公表されております入管からの資料、別紙資料四には、令和三年一月二十日にこのような記載がございます。Ｓ１氏からの発言です。病院に行って体調不良を訴えないと仮放免されない、仮放免されたいのであれば病院が嫌いでも病院に行った方がいい。で、ウィシュマさんは、仮放免されたいので絶対病院に行くと答えています。

続いての質問にお答えしてまいります。

善かれと思った支援者の一言が原因で、ウィシュマさんに病気になれば仮釈放してもらえるという淡い期待を抱かせたとの事実があるのか、御教示ください。

お答えいたします。

事実はありません。しかし、可能性は否定できません。

次の質問です。

ウィシュマさんが本当に病気になれば仮釈放してもらえると淡い期待を抱いていたのは事実であるか、御教示ください。

お答えいたします。

事実はありません。しかし、可能性は否定できません。

次の質問にお答えいたします。

ウィシュマさんに病気になれば仮釈放してもらえると淡い期待を抱いていたことが原因で、医師から詐病の可能性を指摘される状況につながったとの事実があるか、御教示ください。

お答えいたします。

事実はありません。しかし、入管公表資料別紙十八にはこうあります。皆様のお手元の配付資料にもお配りしております。別紙十八という資料は後ろから二ページ目ぐらいにあります。こちらは診療情報提供書というもので、公表されている資料ですが、医師からの、精神科、初診時サマリーと書かれたところの項目です。

支援者から病気になれば仮釈放してもらえると言われた頃から心身の不調を生じており、詐病の可能性もある、確定はできないが、病気になることで仮釈放してもらいたいという動機から、詐病、身体化障害、いわゆるヒステリーを生じたということも考え得るというような言葉が資料の中にも見受けられるところでございます。

質問の最後にお答えいたします。

いずれの発言も調査報告書の記載からは乖離していますが、入管職員からの事前の説明においても、善かれと思った支援者の一言で、ウィシュマさんが病気になれば仮放免されるとの淡い期待を抱き、医師から詐病の可能性を指摘される状況につながったとの説明がなされたか御回答くださいということで、御回答申し上げます。

いいえ、全て私が、公表されている資料を拝見して、あるいはウィシュマさんの膨大なビデオを視聴しましたときに、彼女のビデオ内での姿、発言、刑務官や看護師らとのやり取りを見て私の中で考えに至ったものであり、入管職員からこういうふうに告げられたというものではございません。以上、御回答申し上げました。

私は、本会議でも申し上げましたけれども、ウィシュマさんのビデオを見て落涙をしたんです。二度泣いたんです。一度目はどこか、三月に入ったところです。令和三年三月。明らかに体調が変わったなと思ったんですよ。フェーズが変わったと思いました。生命の分岐点ここだなと。だから、このときに何で医療に適切にアクセスさせてあげなかったのかなと。それが悔しくて、このときだったら救えたなと。私は医療の素人ですけれども、素人ながらに思い、悔しくて涙が流れたんです。

だからこそ、本会議でも申し上げましたように、今回の法改正による常勤の医師の体制に加えまして、輪番制の嘱託医との提携が必要じゃないかと、オンライン診療も考えてほしいというふうに大臣に訴えた次第です。

そして、もう一度私が涙を流しましたのは、ウィシュマさんの映像を見ていくときにシーンが切り替わりますね。切り替わるときに資料を読んでいたんですよ。そのときに、先ほどの当該発言、S1氏からですね、日本で生活したいなら支援するので仮放免申請等をしたらどうかという言葉を発見したんですね。支援者が優しければ優しいほど、この言葉は悲劇の一言だと私は思いました。

この仮放免申請という制度は、日本で生活したい不法滞在者のためにある制度ではないと私思っているからです。ウィシュマさんが難民でなく不法滞在者であったという事実を鑑みれば、支援の声掛けが、何とか国内にいさせてあげるためではなくて、スリランカ国内で彼女が幸せに、安全に、安心に暮らせるために何ができるかということを考えて、そうした声掛けが必要ではないかと思っているんです。

じゃ、そういう声掛けって何なのかですよね。私も一生懸命考えました。どれがベストな回答かなと。ベストじゃないと思いますけど、私が思うのはこうです。

ウィシュマさん、私たちの国、日本を好きになってくれてありがとうと。けれど、法を犯してしまった以上、あなたは一旦本国に帰らなくてはいけない。でも、あなたはまだ若いから、正式なステップでまた日本に入国できる日が来ると私たちは信じている。だから、何が怖い。スリランカの人なんか嫌いだなんて言わないで。スリランカの人にもきっとたくさんいい人いるよ。日本人にもたくさんのスリランカ人いるから、今度面会に来るときは、そういったスリランカ・コミュニティーからすてきな人を御紹介して、連れてこようねと。そうすれば、本国に帰ったときに、ウィシュマさん待ってたよという仲間がひょっとしたらできているかもしれないよね。お寺に行きたいの、どうしてと。ウィシュマさんに合ったお寺ってどんなお寺かな、一緒に探してみようね。ウィシュマさんがこんな人だよというのをお寺にも伝えないとね。暴力を受けるかもしれないの、心配だよね。じゃ、DV支援施設がスリランカにあるかどうか一緒に確認しようね。空港からお寺に行くまでのアクセスで被害に遭ったら大変だから、どういうふうに身柄をそこに移したらいいのかというのも一緒に考えようねと。

そういったスリランカ国内で彼女が安心に、安全にリスタートができるように支援をしてあげる、そういった声掛けがあれば、私は彼女の未来は変わっていたんではないかというふうに思うんです。

入管庁にお伺いします。

スリランカ本国の中で彼女が身を寄せるにふさわしい寺院を探すことや、その寺院への事情説明、寺院と被収容者とのコミュニケーション補助、スリランカ本国で頼るべきDV支援施設の窓口のリサーチ、空港から寺院までの手配、コロナの隔離施設に入るための費用のカンパなど、日本国内で、スリランカ国内にウィシュマさんが身を運んだときにも安心、安全に過ごせるような、そういった支援というのが私は望ましいと考えています。

入管が公表している調査報告書に、支援者、身元引受人候補として登場するS1氏、S2氏、S3氏から、そのような内容の支援の申出はありましたでしょうか。

○政府参考人（西山卓爾君）　御指摘の調査報告書によりましても、御指摘のような帰国後の支援に関する申出があったことは確認されておりません。

○梅村みずほ君　ありがとうございます。

スリランカに帰った後、大丈夫かなという支援の内容はなかったということでございます。

S1氏がウィシュマさんの身元保証人候補として紹介されたS3氏なんですけれども、S3氏が保証人となった仮放免者の中には逃亡中の者が多いとのこと、調査報告書八十六ページから数字を示して御説明ください。

○政府参考人（西山卓爾君）　支援者のうちのS3氏でございますが、この方に関しましては、平成二十七年一月以降、令和三年三月末までの間、S3氏を保証人とする仮放免許可四十七件のうち十件、割合として二一・三％について、逃亡判明等により仮放免許可が取り消されていることが確認されているところでございます。

○梅村みずほ君　ということは、このS1氏、S3氏が関与した身元保証の事案に関しては、五人に一人が逃亡するというような事実があるわけですけれども、そういったことは名古屋入管の職員は知っていたんでしょうか。

○政府参考人（西山卓爾君）　名古屋局幹部等におきましても、S1氏及びS3氏を保証人とする被仮放免者が逃亡する事案が少なからず発生している旨認識していたものと承知しております。

○梅村みずほ君　少なからずということは、多いという日本語と私は解釈をしております。

こういった事実を入管が把握をしていた。そして、ウィシュマさんは、最初、スリランカに一日も早く帰りたいと言っていたにもかかわらず、支援者に面会した翌日に、国内に残りたいと言ってきた。それは職員の皆さんがいろんなリスクも頭をよぎるだろうなと私は考えます。

先ほど次長から御説明ありましたように、ある弁護士は二百八十人の収容外国人の身元保証人となって、うち八十名が逃亡している例があると。また、ある支援者は百七十名の身元保証人となり、四十名以上、いや四十名ですね、逃亡している例があるというふうに次長が先ほど御答弁されました。

私が調べたところ、こうした保証人は一つの自治体じゃなくて、愛知、静岡、東京、広島というふうにたくさんの、この所在地もばらばらの状態

の方々の身元保証人になっているケースもあるというふうに私が調べたところ把握をしております。

実質、仮放免されて適切にチェックできるのか甚だ疑問でございますし、今回の法改正によっては、身元保証人でなく、逃亡させた場合の罰則も伴う監理人制度を設けようとしているところでございますけれども、この監理人というのは、今のその支援者もその候補に入るというふうにも伺っておりますので、これは支援の在り方もしっかり向き合わなくてはいけない問題だというふうに私は認識をしております。

委員長、資料の二十五ページによりますと、この分厚い資料ですけれども、の二十五ページによりますと、ウィシュマさんの支援者S1氏は、一度この問題の調査チームに提出したウィシュマさんとの面会状況に関する資料について、一転してあるときから、その資料を報告書に添付しないでほしいと、引用も断ると、調査チームへの協力も断るという御判断をなさっています。

きっと、支援者の方は善意の方なので、いろんなことがウィシュマさんが亡くなられたことによって、心ない言葉も掛けられたと思うんです。様々な事情があって大変傷つかれたんではないかと思いますし、そういった資料を撤回するというのも、傷つかれたからこそかもしれないですし、あるいはほかの理由があるかもしれないと思っております。

けれども、いかなる理由による断りだったかは分かりませんけれども、これからの日本の治安維持ですとか、外国人の方の支援の在り方、ひいては支援者の方が気持ちよく支援するためのヒントも含まれている可能性があると私は考えます。

S1氏が報告書への添付、引用を断った資料を提出していただくように求めます。理事会に諮っていただけるようにお願いいたします。

○委員長（杉久武君）　ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議いたします。

○梅村みずほ君　また、委員長に二点お願いしたいことがあるのですけれども、S1氏は、ほかの被収容者にどのように接していらっしゃったか、ここも私は関心を寄せておりまして、ひょっとしたらほかの方には本国へ帰国するときのための現地にフォーカスした支援を行っていらっしゃる可能性もあります。誰に対してももし仮放免を勧めているということだったら、それはそれで適否を考える必要もあると思っているんですね。

S1氏のウィシュマさん以外の被収容者に対する名古屋入管での面会記録の開示が必要だと思いますので、理事会協議に諮っていただけませんでしょうか。

○委員長（杉久武君）　ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議いたします。

○梅村みずほ君　そして、委員長、申し訳ございません、三点目のお願いでございます。

私は、許されるなら、参考人質疑の参考人としてS1氏をお招きしていろいろと伺いたいと思っております。きっと、ウィシュマさんの一件で、先ほども申し上げましたように、様々苦しみも抱えていらっしゃるんではないかなと思いますので、精神的な御負担を鑑みれば、国策を考えるためとはいえ、招致の適否については賛否が分かれるところだと思います。参考人の要求は参議院の正式なステップを当然踏みますけれども、理事会でも、この方を呼ぶのがふさわしいのかどうなのかについて委員長の御意見も理事会にて賜りたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（杉久武君）　ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議いたします。

○梅村みずほ君　ありがとうございます。

既に被収容者と面識のある支援者もいらっしゃると思うんですね。ずっと日本でコミュニケーション図ってきた、付き合いがあった方が収容されたときにどうしたのと面会に行く、これは当然あり得るケースだと思います。一方で、これまで面識のない被収容者を支援する場合には、どのようなことを伝えると不適切なのかとか、最低限押さえておくべき知識やポイントを理解できるということになれば、これは支援者にとってもあった方が支援しやすいというふうに思うんですね。

ガイドラインというのが今のところないです。このガイドラインを作った方がいいと考えるんですけれども、ごめんなさい、法務大臣にこれ、質問をお願いしていないんですけれども、ちょっと御見解をお聞かせいただけませんか。

○国務大臣（齋藤健君）　被収容者との面会につきましては、現在、面会時間の厳守ですとか、無断での物品の授受の禁止ですとか、暗号の使用等、通謀を図るための行動の禁止などなど、あと省略しますが、ルールを定めた面会者心得及び面会案内が定められているんですけど、その上で、被収容者に対して直接的にハンガーストライキを推奨する面会者がいたような場合には個別の状況に応じて面会を中止させると、そういう対応していますが、今御指摘のように、例えば初対面の被収容者に伝えると不適切である事項を定めたガイドライン等は存在をしていないわけでありますが、支援者等に対する適切な対応の在り方については御指摘も踏まえ検討していきたいと考えます。

○梅村みずほ君　御検討いただけるということで、ありがとうございます。

支援者の方はいい方々ばかりです。御自身、日々忙しいんですよ。お仕事もある方いらっしゃるかもしれない、やらなきゃいけないことっぱいある中で時間つくって、何とか助けてあげないとと、この人、本当はこんなところに収容されているべきじゃない人かもしれないと思って善意で接するわけです。

でも、自分が思っている善意と国が求めている方向性と違うことってあり得ると思うんです。教えてもらったら、ああ、そうなのと。例えば、ハンガーストライキの危険性は、入管は非常によく御存じだと思います。だからこそ、ハンガーストライキがいかに危険かということを思えば、仮放免という言葉と病気という言葉を同じ文脈の中に入れることの危険性ということも、はっと気付くことがあると思います。そういったところ、安易にセットで使うと連想させるよということも、命に関わることですから、教えてさしあげた方が支援者の方にとっても、ああ、そうなんだという事実になるかと思うんです。

ここで、いま一度、本当に大事なことなので、ウィシュマさんの死、先ほど他の委員から餓死だったのではないかというような言葉もありましたでしょうかね、そういったことも考え得ると思うんです、それって死因分からないわけですから。何か病気らしいみたいなところまでは出ていますよ。でも、詳細は不明なわけですから。でも、ハンガーストライキによる体調不良によって亡くなったのかもしれないし、結局、死因は分からなくなってきている……（発言する者あり）今私の質疑時間です、これは私が思っているところですね。どんなことか分からないけれども、ハンガーストライキとウィシュマさんの状況は違う、でも近しいかもしれない。そういったところも……（発言する者あり）それは分からないですね、ウィシュマさんがもう亡くなってしまっていますので、御本人に聞かなければ分からないことなんです。なので、命に関わることにも関係する情報を支援者にお伝えするというのは非常に重要なので、是非ともガイドラインを前向きに検討していただきたいと思うんです。

ハンガーストライキというような言葉も出ましたけれども、支援者の中には、ハンストの危険性を重々理解して絶対使わないよと、何だったらハンガーストライキしちゃ駄目だよと念を押してくださる、念押ししてくださる支援者の方たくさんいらっしゃるんですね。非常に重要なことだと思います。そういったこともガイドラインに盛り込めるんですね。

一方で、ハンストは、ハンスト指示までは行かなくても、ハンストをそこまで否定しないような発言をする支援者もいるんです。だから、非常に危険なんです。ガイドライン作った方がいいと思います。

ちなみに、確認をさせていただきたいんですけ

れども、支援者だと名のれば誰でも会えるというようなことを先ほどうちの鈴木宗男委員と次長とでやり取りをしていただいたかと思いますけれども、確認です。今、支援者だと名のり出れば、性別、国籍、年齢なども問わず会えるということで間違いないでしょうか。

○政府参考人（西山卓爾君）　被収容者処遇規則第三十四条におきましては、所長等は、被収容者に対し面会の申出があった場合には、その氏名、被収容者との関係及び面会の理由等を聴取し、収容所等の保安上又は衛生上支障がないと認めるときは面会を許可するものとするというふうにされております。

　いわゆる支援者の方々に対して面会を許可するか否かについては、個別の申出ごとにこのような支障等の有無を判断しているところでございまして、委員御指摘のような性別、国籍、年齢等により何らかの基準を設けているものではございません。

○梅村みずほ君　では、続いての質問でございますけれども、電話での接触も可能と聞くんですけれども、支援者と電話をされている内容というのは特にチェックはないですよね。

○政府参考人（西山卓爾君）　被収容者は、開放処遇中は収容場内に設置している電話から発信を行うことは可能でございますが、職員がその通話内容について、通話内容等につき確認する方法はございません。

○梅村みずほ君　ありがとうございます。

　支援者がとても気の弱い方だった場合、例えば不法滞在者の誰かから、これ持ってきてほしい、あれ持ってきてほしいと、もしもですよ、不法滞在者にはいろんな方がいらっしゃるわけですから、何か持参してはいけないようなものを持ってくるよう要求されたときに持ってきてしまう可能性とかもあると思いますし、その逆もしかりだと思うんですね。電話口において不適切なことを言われてもチェックがないわけですから、その被収容者の耳には届くけれども、周りは誰も聞いてないということがあるわけなんですよ。それが適切かどうなのかというのはまた議論の余地があるところだと思います。

　ウィシュマさんがお寺に行きたいと言っていたんですよね。でも、もうスリランカ人なんか嫌いだというぐらいに人間関係に不安を抱いていたというところも重要なんです。彼女は帰りたいのに帰れなかったんじゃないかなと。そういった彼女のことを総合的に考えると、コロナ禍でフライトも正常じゃなくて、隔離措置でスリランカで施設に入れるかどうかも分からないという中だったと思います。けれども、早くスリランカに帰れた方がよかったんじゃないのというような国民の声も私の元には届いております。

　お伺いしたいんですが、ウィシュマさんにそのまま帰国の意思があった場合、コロナ禍でしたけれども、いつ頃送還できたと考えられますでしょうか。

○政府参考人（西山卓爾君）　なかなか仮定の質問にお答えすることは困難ではございますが、名古屋局では、ウィシュマさんにつきまして、当初は帰国に向けた調整等を実施しており、在留希望に転じた時点では、コロナ禍におけるスリランカ行き臨時便の搭乗条件であった帰国後の隔離施設の利用代金の工面に難渋して、国費からこれを支出するには会計手続上の調整が必要な状況であったものでございます。

　この隔離施設の利用代金の点以外にはウィシュマさんの帰国に関する支障等はなく、当該会計手続の調整を進めていたものと考えられます。

○委員長（杉久武君）　お時間になりましたので、質疑をおまとめください。

○梅村みずほ君　ありがとうございます。

　この国を愛し、この国で失意のうちにお亡くなりになりましたウィシュマ・サンダマリさんの御冥福を心からお祈りして、質疑を終了します。

　ありがとうございました。

○委員長（杉久武君）　この際、委員の異動について御報告いたします。

　本日、鈴木宗男君が委員を辞任され、その補欠として青島健太君が選任されました。

○川合孝典君　国民民主党・新緑風会の川合孝典でございます。

　入管法の質疑、入らせていただきたいと思いますが、今朝、質問とは関係ない話なんですが、今朝、西山次長が座っていらっしゃるのを、初めてマスク外した顔を拝見しまして、どなたが座っているのか、実は最初分かりませんでした。二年も付き合っているのになと、コロナは長かったんだなと改めて感じたところであります。済みません、余計なこと申しました。

　質問に入る前に、私自身の、このいわゆる入管法改正、いわゆる難民認定に当たっての考え方ということについて一言申し述べた上で質問に入りたいと思います。

　いわゆる入管行政、そして難民認定の在り方については、様々な指摘がなされていることについては私も承知いたしております。特に、難民認定率が海外と比べて極めて低いといった指摘を受けて、救いを求めておられる方を一人でも多く日本で保護できるような枠組みをつくるべきだという御指摘をされている方もいらっしゃいますが、私自身は、難民認定審査、難民認定の手続自体が透明化、さらには適正化されることの結果として、本来真に保護されるべき方が保護される枠組みができれば、結果的に難民認定者が増えるという枠組みが本来あるべき姿だと思っております。したがって、数を増やせということに主眼を置いた議論をするつもりはないということであります。

　したがいまして、そうした考え方に基づいて、今のこれまでのいわゆる入管の手続、審査の在り方の問題が何なのか、そして、今後どこを見直すことで真に、大臣が所信で語られたように、外国人の共生社会の実現につながるのか、そのために何をするべきなのかということを議論したいと思います。

　ともすれば、質疑の中で、できない理由、今どうしているのかという客観的な事実とできない理由をよく答弁としておっしゃいますけれども、この状況の中でどうすれば問題を解決できるのかという視点が必要かと思っておりますので、そのことだけ冒頭申し上げた上で質問に入らせていただきたいと思います。

　まず、難民認定の質の向上の問題についてお伺いをしたいと思います。

　衆議院で採択されました修正案ですね、出身国情報の収集、難民調査官の人材育成、この項目について、これは第六十一条の二の十八、こちら、法務大臣は、難民の認定及び補完的保護対象者の認定を専門的知識に基づき適正に行うため、国際情勢に関する情報の収集を行うとともに、難民調査官の人材の育成に努めるものとする、これが一です。そして、二項に、難民調査官には、外国人の人権に関する理解を深めさせ、難民条約の趣旨及び内容、国際情勢その他難民又は補完的保護対象者の認定を適正に行うために必要な知識等を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする、この修正が実は入りました。

　そこで質問なんですが、いわゆる難民認定の質を高めるためにということで、入管庁さんの方で既にこの難民調査官の調査の在り方についてのケーススタディーを実施していらっしゃるということを伺っております。この面接時の申請者への配慮事項について整理をして地方官署にも周知をしたという答弁が衆議院側でもなされておりますけれども、このようなケーススタディーの取組を今後進めていくスケジュール感ということ、このことについて、これは入管庁西山次長に御質問したいと思います。

○政府参考人（西山卓爾君）　入管庁では、様々な事情を抱えた申請者に応じた適切な聴取ができるように努めており、その一環として、令和三年七月に、国連難民高等弁務官事務所、ＵＮＨＣＲと結んだ協力覚書の下、難民調査官の調査の在り方についてＵＮＨＣＲとケーススタディーを実施し

ているところでございます。この覚書に基づき、令和三年八月末までにケーススタディーの実施に係る詳細について協議を行い、同年九月以降、対象となる事案を順次共有してきたところです。

この取組を踏まえ、入管庁では、申請者に対する面接の際に配慮すべき事項について改めて整理し、地方官署に対して文書で周知を行っているところです。

これまでにケーススタディーの対象となった事案は三件でございますけれども、現在新たな対象事案について検討を進めているところでございまして、今後も、ケーススタディーの取組を通じて運用の一層の適正化に努めてまいりたいと考えております。

○川合孝典君　今問題意識が高まっている時期でもありますので、そうした取組がまずは始まっているということは前向きに受け止めておりますけれども、継続的にこのケーススタディーの取組というものがなされるかどうかということが問われているということですから、この議論が高まっている機会をうまく活用していただいて、今後のケーススタディーの取組、しっかり進めていただきたいと思います。

その上で、そのことに関してもう一つ質問させていただきます。

こちらは大臣に質問させていただきたいんですが、諸外国の取組ということで、難民認定の質を確保するための手段として、クオリティーアシュアランス若しくはクオリティーイニシアチブと言われる第三者の方によるモニタリングの仕組みというものが実は、諸外国では実はもう既に取組が導入されております。

この取組では、例えばＵＮＨＣＲ、国連高等難民弁務官事務所などとも協働を行って、ケースレビューを行うことで難民認定の意思決定過程の公正や効率性を向上させる取組が推進されていると、こういうことなわけでありますが、こういった取組ですよね、いわゆるケーススタディーだけではなくケースのレビューを行うような仕組みというものについても、日本でも導入することをぼつぼつ検討する必要がこの機会にあるんじゃないかと思いますが、齋藤大臣はどうお考えになりますでしょう。

○国務大臣（齋藤健君）　まず、冒頭委員がおっしゃっておられましたけれども、私も、難民認定制度の質の向上、これをしっかりと図っていくことは極めて大事だというふうに思っています。

それで、まず、これまでも、少しだけちょっとお話ししたいんですけど、様々な取組通じて難民認定手続の適正性を確保してきております。具体的には、難民該当性に関する規範的要素の明確化ですとか、難民調査官の能力の向上、そして出身国情報の充実、これ三つの柱ということで、ＵＮＨＣＲの協力も得ながら難民認定制度の運用の一層の適正化にこれまでも取り組んできています。また、ＵＮＨＣＲとの間では、先ほどの御質問にありましたが、協力覚書に基づいてケーススタディーも実施してきているということであります。

まずは、こうした取組に基づく運用を着実に行っていきたいというふうに考えています。特にケーススタディー、先ほど三件と御答弁させていただきましたが、ケーススタディーは、その目的におきまして、第三者による難民認定制度の適正性の確認、こういった点で御指摘のクオリティーアシュアランスと共通するものがございます。したがいまして、ケーススタディーの取組を積極的に進め、まずはその成果を積み上げていきたいというふうに現時点では考えております。

○川合孝典君　新しい取組を進めることでより良い審査体制の在り方を模索する、その姿勢が本当に大事だと思いますし、今の大臣の前向きな御答弁は私自身もしっかり受け止めさせていただきたいと思いますので、是非、そうした取組、しっかり進めていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

出身国情報の収集、そして分析についてという点に関して御質問させていただきたいと思います。

入管庁の中に配置された出身国情報の収集、分析を行う専門の職員に関連して、これ、おおむね役所の場合にはローテーションが二、三年置きに行われますので、この異動が行われると、当然のことながら専門性を確保することが極めて困難になるというか、難しくなってくるということであります。したがって、ローテーションが前提とした中で、いわゆる出身国情報を収集する、収集、分析を行う専門職員の専門性をどのように確保、蓄積していくのかということが課題であるということがこれまでも実は指摘をされてきております。

この入管庁内で出身国情報収集を専従に行う係というものには、どのようなスキルを持った職員が配置され、部署としての専門性をどのように確保し、維持していくおつもりなのかということについて、こちらも法務大臣、齋藤大臣に御質問させていただきたいと思います。

○国務大臣（齋藤健君）　現在、入管庁におきましては、出身国情報や国際情勢に関する情報の収集及び分析を専門に行う職員を入管庁内に配置をして、現在も外務省、ＵＮＨＣＲ等の関係機関と適切に連携しながら、最新の情報、これを積極的に収集をしているところであります。

加えて、諸外国当局とも出身国情報に関する情報交換等を積極的に行い、我が国の難民認定審査においても諸外国当局と同様に出身国情報が充実しているか等を確認をしながらやっているということであります。

難民調査官の能力を向上させるためには、これまでも、ＵＮＨＣＲ、外務省、国際情勢に関する専門的知識を有する大学教授などに御協力をいただくなどしながら、担当職員に対する研修を実施しているところであります。

こうした取組を引き続き着実に実施し、出身国情報の収集等における専門性を維持、確保してまいりたいと考えているところでありますが、これ、極めて重要な課題だと思っていますので、私もよく目配りをしていきたいと思っています。

○川合孝典君　是非しっかり取組進めていただきたいと思います。

次の質問、出身国情報の諸外国当局との情報共有の必要性、今少しお触れになりましたけれども、諸外国当局とも情報交換して、日本でも諸外国と同等に出身国情報が充実しているかどうかということを確認しているということの答弁、先ほどいただきましたけど、カナダ、それからイギリスといった国、先進国では、難民認定審査の際に検討される様々な情報源による出身国情報を随時まとめて実は公表しています。言わば国の機関が出身国情報を取りまとめて定期的に公表するといった取組を行っておられます。

これ、聞いていて私自身も感じたんですが、難民認定審査を行う当局の職員がわざわざ自分で案件ごとに個別に情報を集めに走らなくても、定期的に情報が集約、公表されることによって一から情報収集しなくてもよいということでいけば、必要な情報にアクセスすることができれば、審査業務も効率化することにもなりますし、審査手続も短縮させることができるんじゃないのかなというのを素朴に実は感じたわけでありまして、こうした難民申請者や支援者、そして弁護士の方々なんかにとっても、どういった客観的な情報に基づいて難民認定審査が行われているのかということを判断する上での重要な指標になるわけですよね、この出身国情報の公表というのは。

したがって、こうしたことを是非、日本のいわゆる入管当局、法務省でもこれから検討していくべきなんじゃないのかなと私は考えたんですけれども、大臣、今の話を聞いてどうお感じになりますか。

○国務大臣（齋藤健君）　まず、先ほど答弁申し上げましたように、諸外国当局との情報交換しっかりやっていて、その諸外国当局と同様に出身国情報が充実しているか、これ随時確認をしていると。その確認した情報につきましては、実際に実務を担当する地方局の難民審査官にも随時共有をしているということをまず追加で申し上げさせていただいた上で、入管庁におきましては、従来より、諸外国が公表した出身国情報に係る報告書を日本語に翻訳した上でホームページ上に掲載をし

ています。それは、具体的には、米国国務省、英国内務省及び豪州外務省が作成した出身国情報に係る報告につきまして、国別及び公表年別に整理した上で公表しているわけであります。

出身国情報につきましては諸外国当局とも情報交換を行っており、このようなやり取りの中で得られた情報等も活用しながら、出身国情報の収集及び公表について引き続き積極的に取り組んでいきたいと考えています。

○川合孝典君　これまでも情報収集はしていらっしゃるという御答弁を頂戴しまして、もちろん何もやっていないとは思っていないんですけれども、それをやって、仮にこれまでしっかりやっていらっしゃったんだとすれば、にもかかわらずという話になってしまうわけです。

だから、これまでやってきましたということではなく、今後、入管の審査をより適正化していく、透明化を図っていく上で情報収集の在り方はどうあるべきなのかということの議論を今はしなければいけない話だということを申し上げておきたいと思います。

その上で、年ごとにいわゆる出身国情報の情報共有を、例えばアメリカと欧州とおっしゃいましたけど、から取り寄せてということをおっしゃっておられますけれども、これ、年ごとで本当にいいのかなと実は思っておりまして、と申しますのも、今回法改正によって、いわゆる難民申請した方の母国で例えば紛争状態が起こったとか何らかの問題が起こったことによって、先月まで大丈夫だったのに今月から駄目になっているケースってあるわけですよね。

つまりは、リアルタイムで相手国の出身国情報というものが常に把握されている状況というものをつくり出さなければいけないし、それが定期的に公表される、その公表された最新の情報に基づいて難民認定審査を行った上で、相手国の状況に応じて、例えば補完的保護の対象になるのかといったようなことの要は判断を行うという枠組みがもしできれば、何でこの人、母国で紛争が起こっているのに難民認定されていないんだと言われたときに、この申請されたタイミングではまだそうはなっていなかったということも客観的に要は透明化できるわけですよね。

私が、出身国情報をしっかりと集めて公表をしたらどうですかと申し上げていることの趣旨はそういうことなんです。毎年ではなくて、せめて毎月ですよね。かつ、アメリカとヨーロッパとおっしゃっていますけれども、その選ぶ国についても、どこの国、どこの地域の出身国情報を集めてくるのが最も審査を的確に、適正に行う上でいいのかということについてももう一度洗い直すべきだと思うんですけど、今の私の指摘、お聞きいただいて、大臣、どう思われますか。

○国務大臣（齋藤健君）　基本的には、その審査の結論を出す段階での状況をきちんと把握するということが重要だと思っておりますし、その審査の過程において、認定の審査の過程において新しい状況が発生したら、もちろんその担当の人たちはそれを把握するように努力をしているはずですし、それから、むしろ認定を申請されている方からの申出もあろうかと思います。

いずれにしても、最新の状況に基づいて判断をしていくということは委員おっしゃるとおりだと思います。

○川合孝典君　ここまで、通告のときにも要はお話は法務省の方にもさせていただいておりませんので、突然問題提起させていただいたということですからこれ以上の答弁は求めませんけれども、もう一度、その指摘の内容について入管庁内でも分析をいただいた上で、今後のより良い審査体制構築のための一つの提案ということで、是非議論も前に進めていただければと思います。

次の質問に入らせていただきたいと思います。

いわゆる不退去等に対する今回罰則規定が導入されることになりますが、その場合のいわゆる無国籍者の方の免除について、この問題について法務大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

今回、退去強制令書の発付の後、不退去、旅券を取得しないこと等への罰則が新設されます。一年以下の懲役若しくは罰金ということでありますが、難民申請者とは別途、今回、どこの国の国籍も持たない無国籍者の多くは、そもそも身分証明書や在留資格やパスポートを有していらっしゃらないということでありますから、長期にわたって入管施設に拘禁されたりするリスクに直面していらっしゃるということだと私は理解しております。

問題は、今、日本にも一定数の無国籍者の方がいらっしゃる。二〇二二年、昨年六月末の時点で、いわゆる在留外国人統計上、四百九十九人、無国籍者の方がいらっしゃいます、日本には。把握している数字だけではこれということでありますが、実際には、統計上把握されていない無国籍者の方、国籍不明者の方がほかにも大勢いらっしゃるであろうということが想定されておりまして、本人帰国したいと思っても、そもそも無国籍者で帰る国がない、送還先がないという方で、長期収容された経験のある方がいらっしゃるといったケースも実は紹介されているわけであります。

今回、法案の基になった法務省の出入国管理政策懇談会、第七次の出入国管理政策懇談会の収容・送還専門部会報告書でも、こうした問題を踏まえて無国籍者も罰則から除外されるべきではないのかということ、この指摘が実はなされております。これは、難民認定申請者については除外されるんですけれど、無国籍者の方は明確に除外される規定がないということを示唆しておるわけでありますが、こうしたことを踏まえて、今回新設が検討されているこの命令、罰則から難民認定申請者は除外されるようにするべきだというふうに、そのことが適当だと考えますが、この件についての大臣の御見解をお伺いします。

○国務大臣（齋藤健君）　まず、退去の命令制度をつくったわけですけど、これは、退去強制令書が発付された者のうち送還を実現する現実的な手段がない、例の退去を拒む自国民の受取を拒否する国を送還先とする者とか、航空機内で大声を上げたり暴れるなどの送還妨害行為に及んだ結果、搭乗を拒否されたことがあり、再び同様の行為に及ぶおそれがある者のみを対象とするということになっているんですけれども、御指摘のように、無国籍者を一般的にその対象から除外をするというものにはなっていないということであります。

ただ、もっとも、退去強制令書が発付された者というのは、そもそも、その退去強制手続において在留特別許可の判断を一回経ているわけでありますし、難民該当性を主張する場合にはこの認定手続も経た上で難民に該当もしないということでありますし、かつ在留を特別に許可する事情も認められない、私はここで引っかかってくるんじゃないかと思いますけれども、認められないということで退去が確定をするわけでありますので、そういう意味では、そこで無国籍者を排除はしていないということになっています。

もし、今までの申し上げたような手続が全てクリアできずに強制的な退去が固まった方につきましては、これはやはりもう我が国における庇護、在留は認められないということでありますので迅速に送還されなければならない、こういう考え方でやっているわけであります。

○川合孝典君　理屈として、御説明されているのは条文上はそうだということは私も理解しているんですが、現実問題として、これまでそういった、いわゆる保護というか在留許可の考え方が整理できない状況の中で難民申請等を行っていただいて、十年若しくはもっと長い期間、日本の国内で無国籍のままで不安定な身分で生活をしていらっしゃる方はおられるわけですよね。その中には、日本で生まれて、日本に育って、日本語しかしゃべれない、いわゆる無国籍者のお子さん方だっていらっしゃるわけですよ。そういった方々が、今回法律が改正されることで、ある意味、その認定基準に合わないからという理由で強制的に送還されるのではないのかということを御心配されているんです、皆さんは。そういうことなんですよ。

したがって、法律の読み方としてそうだということを大臣がおっしゃっていることについてはそれは重々承知した上で、しかしながら、日本の外国人の受入れの政策として、日本にこれまでい

らっしゃった、日本で生まれ育った人たちをどう扱っていくのかということについて国の姿勢が問われているんです。法律の解釈の問題だけではないんです、これは。

したがって、そうした方々の懸念は、じゃ、お子さんは、この権利を守るためにお子さんはいいけど親は帰れみたいな話になったら、それこそ家族の分断にもつながったりするわけなんです。そのことをやっぱり、その法律改正の法務省が意図していることとは全く別の部分としてそういう懸念が盛り上がっていることが、今回の入管法の改正に際しても様々な反発の声を生んでいるという意味でいけば、今私が質問したことに対して、要は、そういうことにならないように、よほどのことがない限りはそういうことにはなりませんよということをメッセージとして本来発信しなければいけないということなんです。

済みません、私、余りこんな言葉使いたくないんですけど、人間齋藤健としてどう思われますか。

○国務大臣（齋藤健君）　私、先ほどの答弁、随分注意深く行ったつもりではあるんですけど、無国籍者だからといって全員一律にこうしますということは言えないわけであります。いろんな方が恐らくおられるわけでありますので、手続に従って帰っていただく方には帰っていただかなくてはいけないということになるわけでありますけれども、ただ、在留特別許可というものがありますので、個々の事案ごとに諸般の事情を総合的に勘案して、最後は適切に判断をしていくということになるんだろうと思っております。

○川合孝典君　正直言って、今の保守的な御答弁では、じゃ、本当に大丈夫なのかと御懸念されている方にとっては十分ではないと思いますが、西山次長、何か今の私の質問に対して入管庁としてありますか。

○政府参考人（西山卓爾君）　今大臣答弁されたように、個別の案件に応じて判断していくということに尽きるのではございますけれども、ただ、委員が先ほどから、特に未成年者の方についての言及がございました。

それにつきましては、在留特別許可におきまして、その御指摘の面も含めて、本邦で家族とともに生活するという子の利益の保護の必要性、それから、これはかつて民法のときに問題になりましたが、認知無効の関係ではございますけど、認知が事実に反することが明らかになって、帰責性なく日本国籍が認められなくなった者で、本邦の初等中等教育機関を相当期間教育を受けているというような方々につきましては、これを積極的に評価をする、積極事情として評価をしていくということが、今後、この本法改正成りましたら在留特別許可のガイドラインも策定するんですけれども、その際にもきちんと明確に規定をしていく必要があるというふうに考えております。

○川合孝典君　次長、急に振ったのに御答弁いただきまして、ありがとうございます。

この法改正の前に、いわゆる在留特別許可のガイドラインが明示された上で法改正されれば、要は、ここ、そこまで心配される方が多分いらっしゃらないんだろうと思うんですよ。

したがって、今キーワードとして子の利益を最優先にとおっしゃいましたけど、まさにそのとおりです。したがって、子の利益を最優先にして無国籍者の方の取扱いというものについてどう対応するのかということについては、もっと積極的に入管庁としても法務省としても発信をしていただきたい、このことをお願い申し上げておきたいと思います。

時間の関係がありますので、もう一問だけ質問させていただきたいと思います。

次に、送還停止効の例外規定の導入、改正法第六十一条二の九の第四項関係について御質問させていただきたいと思います。

この法案の基になった法務大臣の私的懇談会、出入国管理政策懇談会の下に設けられた収容・送還に関する専門部会、この報告書において、複数回申請者の送還停止効に一定の例外を設けることの検討の提案がなされると同時に、この報告書では、なお、審査手続の合理化、効率化の検討に当たっても、適正手続を保障する観点から、行政庁の判断の適正性について第三者によるチェックが機能するように留意することという提案がなされている。

これは、諮問機関という、私的懇談会ですから御存じだと思いますが、この提案の実施について入管庁の今後の具体的な予定というものをお教えいただければと思います。大臣、よろしくお願いします。

○国務大臣（齋藤健君）　まず、送還停止効の例外に該当する者は、難民等認定申請中であってもその法的地位の安定を図る必要がない者でありまして、その対象となるのは、もう繰り返しになりますが、二度の難民等認定申請が不認定処分で確定している三回目以降の難民等認定申請者、無期若しくは三年以上の拘禁刑の実刑判決を受けた者、外国人テロリスト等及び暴力主義的破壊活動者となっていまして、これらはそれぞれ、三回目以降の難民等認定申請者は、二度にわたり難民及び補完的保護対象者該当性の判断がなされ、外部有識者である難民審査参与員が三人一組で審理を行い、法務大臣はその意見を必ず聞いた上で判断するなど、慎重な審査が既に十分尽くされた者であると。それから、無期若しくは三年以上の拘禁刑の実刑判決を受けた者は、刑事裁判において有罪判決がもう確定している者であると。それから、外国人テロリスト等及び暴力主義的破壊活動者は、暴力的手段を用いて我が国の政府等を破壊しようとする者であって、当然に保護に値しない者であるということですので、既に第三者の判断を経ているか、又はもうその必要のない類型である方でありますので、専門部会の御指摘の趣旨も踏まえたものになっているというふうに考えています。

したがって、その該当性については、速やかに判断した上で迅速な送還を実現することが必要であることに鑑みると、第三者が関与して、改めて関与して判断することは適当ではないというふうに考えています。

他方、送還停止効の例外に該当する者であっても、既になされた退去強制令書発付処分に対する行政訴訟を提起し、併せて退去強制令書の送還部分の執行停止を求め、裁判所が決定すれば、法律上、送還停止するため、そういった意味では保護に欠けるところはないというふうに認識をしています。

○川合孝典君　第三者のチェックが三審制の中で入っているということをおっしゃいましたけど、法務省、大臣がお考えになっている、若しくは入管庁が考えている第三者と世間一般の第三者の概念、違うと思いますよ。

要は、入管庁が、もう言ってしまえば、摘発から収容から審査から退去強制の手続まで全部入管庁の中でやれるわけですから。入管庁の中で審査も行っているわけで、その審査に携わっている人は、複数の人が携わっているとはいっても全部入管庁の人間ですからね。

ついでに言ってしまいますと、参与員という形でお入りになられている方についても、実際名簿も全部確認させていただいて、そうそうたる有識者の方が名前を連ねていらっしゃることは分かりますけど、その方々が、じゃ、一件一件、年間千件ですか、全ての方の情報を、面談して意見交換して意見聴取した上で物事を判断しているかといったら、そんなことないですよね。要は、調書を取って、その調書や様々な資料に基づいて書類で判断されていることなんだろうと思うんですよ。

それは、これまでのルールの中で適正にやってきましたということについては、それを否定するつもりは私ないんです、ルールに基づいてやっているわけですから。が、しかしながら、その今までそれが適正だと思ったルールに基づいてやってきたことの結果として様々な問題が起こっているわけじゃないですか。だから、どうやって審査のプロセスも含めて見直していきましょうかということの議論ができないと、本当の問題の解決には私つながらないと思っているんです。

審査プロセスの透明化の話、私は本会議のときに、いわゆる同伴者の立会いと、それから録音、

録画をやったらどうですかという質問させていただいて、今日はちょっと時間がないのでこれ以上その点については質問しませんけれども、あれを質問させていただいた真意は、要は、誰かがチェックすることで正しい審査が行われるようにするべきだという立場から私は申し上げているわけではなく、正しい審査を行っている入管庁の職員さんのその仕事や、また申請されてきている方々が何を申し出て審査に臨んでいらっしゃって、何を言った結果として審査で不認定になったのかということも含めて、客観的にそのことを後々判断するための要はファクト、証拠として残るわけですよ。

何かあったときに、不満のある方は申請されます。いろいろなことを、不服申立ても含めておっしゃるわけですから、そのことに対して、いや、適正にやっていますとしか、これまで法務省も入管庁も言えていないわけじゃないですか。そのことの結果として、不服申立てをされている方々のお声だけが要は報道されることになります。その方々のおっしゃっていることが、もちろんその方々にとっては正義でしょう。しかしながら、不認定をする、不認定の判断をするに至った合理的な要は根拠だってあるわけでしょう。そのことを同時に存在させることがいわゆる審査プロセスを透明化させることに何よりもつながるのではないのかということを私は思っているがゆえに、第三者のチェックが入るような形を考えるべきなんじゃないのかということを申し上げているということであります。

今私が改めてくどくどと申し上げさせていただきましたけれども、今私が言ったことも踏まえて、先ほどと同じ御答弁を大臣はなさいますか。

○国務大臣（齋藤健君）　透明性が重要であるということについて、私は同じ意見を持っているわけであります。したがいまして、今回、残念ながら認定が認められないケースにつきましてはきちんと理由を文書でこれは公開するということで、一歩前進をさせたいというふうに考えているところであります。

一方、私も行政マンとして長い経験がありますが、その中で、実際の審査の過程で行われるやり取り、これどこまで公開するかというのは、その審査の適正性を保つ上でのまたちょっと考慮要因にはなっているのは事実でありますので、まずはその結果についてきちんと文書でお知らせをするということを徹底をしていきたいというふうに考えています。

○川合孝典君　時間が参りましたので今日の質疑はこれで終わりたいと思いますけれども、我々だって、どうやったらより良い審査体制をつくれるのかということを、そのことを真剣に考えておりますので、できない理由ということではなく、できるようにするためにどうするべきなのかという前向きな議論をこれからさせていただきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○仁比聡平君　日本共産党の仁比聡平でございます。

通告順を変えますが、先ほど維新の会の梅村みずほ議員が言及をされた梅村議員に届けられたという質問書の名義人、弁護士三人の名前を挙げられましたが、この三人は、ウィシュマさん遺族の代理人弁護団として梅村議員に質問を出していると聞いております。

ちなみに、本会議場においてウィシュマさんの御遺族が遺影を持って傍聴されるということは、事前の議院運営委員会の理事会において確認をされたことで、私は日本共産党会派の議員にはきちんと報告をしております。

いずれにしても、先ほど梅村議員がるる述べられた発言は、事実あるいは証拠に基づかない臆測の部分が極めて多くありました。福島議員の質問で、支援者が病気になれば仮放免されると述べた記録は、最終、入管の報告書の中に添付資料も含めて一切ないということ、そしてウィシュマさんが病気になれば仮放免されるという期待を抱いたなどという事実も、それらの記録上、一切表れていないということは既に明らかなんですね。

そうした下で先ほどのような発言が行われたということが、ウィシュマさん御遺族の心情を改めて深く傷つけたと私は思います。弁護団や御遺族からこの後しかるべき意見が表明されると思いますけれども、それは独り梅村議員に対するものではない、この国会、参議院の法務委員会に、そして日本という国、社会に対して向けられているものなんだということを私たちは正面から受け止めなければならないと思います。

この法案審議がこうした議論になってしまった以上、私たちは、法務委員会の運営においても質疑においても、徹底して、責任を持って、なぜウィシュマさんがあのような亡くなり方をしなければならなかったのか、このことについて解明をする、そして絶対に再び同じことを繰り返さない日本の入管難民認定の制度をつくり上げなきゃいけないという責任があると思います。

通告していませんが、野党対案の石橋発議者、御感想あれば一言いただけますか。

○委員以外の議員（石橋通宏君）　ありがとうございます。

今、仁比委員が発言されたこと、私も全く共感するし、共鳴させていただきます。

先ほど答弁でも申し上げました。本当に、極めてウィシュマさんの死亡事件、その後の入管の対応を含めて、甚だ、原因究明、真相究明全くなされないままに今回もこの法案が出されてきた。

そして、ウィシュマさんだけではありません、この間ずっと、悔しいです、繰り返されてきた入管収容施設内における不適切な対応、それによる死亡事件、死亡事案。でも、最悪のこの死亡事件以外にも、様々収容者が不適切な対応をされた、人権侵害、尊厳の侵害、これが繰り返されてきたわけです。

それがまさに今、仁比委員が指摘をされた、そういった入管だけではない、日本社会全体に向けられた、残念ながら人権の尊重が極めて遅れてしまっているという法的な、制度的な対応そのものが、今課題が突き付けられているのではないかというふうに思います。

ですから、私たちは、それを抜本的に変えるためにこの野党案を共同で提出をさせていただいております。そこに私たちはしっかりとこの法案で向き合っていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○仁比聡平君　そこで、入管庁にお尋ねをしますけれども、資料の十二枚目にそのウィシュマさんの医師の診療録がございます。その次のページに診療情報提供書もコピーをしていますけれども、つまり、ここでドクターが、支援者から病気になれば仮釈放してもらえると言われた頃から心身の不調を生じており、詐病の可能性もあると記載していることが今の一つの焦点になるわけですね。

一枚戻っていただいて、十一ページ、報告書そのものですけれども、十ページですね。この点について、調査チームの聞き取りに対してドクターは、問診の際に名古屋局職員からそうした話を聞いたということが明らかになっているわけです。

そこで、入管庁、このドクターに話をした職員というのは、これ特定できているわけですね。

○政府参考人（西山卓爾君）　特定しております。

○仁比聡平君　その職員を始めとして、ウィシュマさんの看守に当たっていた職員、私たちが七時間あるいは五時間のビデオであの単独室に出入りをする職員なども含めて、この名古屋入管の職員が、病気になれば仮釈放してもらえるなどという、つまり、本当は病気じゃないんだと、医師がそれを、その言葉から詐病という言葉をイメージしたような、そういう状態なんだという認識を持っていたのではないのか。だから、バイタルが取れなくても救急搬送さえしないという、そうした人権侵害に至ったのではないのか、そこが私は大問題だと思うんですよね。

この点はこれまでも議論してきました。そこで、この委員会で法案審議に当たって、きちんとこの点を明らかにしなければならないと思います。

そこで、入管庁、改めて報告書を読みますと、看守勤務者は看守勤務日誌を作成しなければならないということになっています。この看守勤務日

誌は上に向かって決裁の対象になっているわけですね。ほかに、看守業務概況というのもありますし、診療結果報告書というのは次長までの決裁が必要になっています。特に重要なものとして隔離言渡し書は局長の決裁を必要とするというふうにこの報告書の六ページにありますけれども、これら全てを当委員会に提出すべきではありませんか。

○政府参考人（西山卓爾君）　御指摘の資料につきましては、ウィシュマさんやその他関係者等のプライバシーに関わる情報や収容施設における保安上の支障等を生じさせる情報等、情報公開法上の不開示情報に該当する情報が含まれております。

　また、本件については国家賠償請求訴訟が係属中であり、訴訟係属中の事案に関する事柄の詳細を国会で明らかにすることは、司法への影響に鑑み、基本的に差し控えるのが適当であると考えております。

○仁比聡平君　そういう言い方で、個別事件だからとかプライバシーだからとか裁判中だからとか言って、真相解明に背を向け続けてきて今回の法案に至っているわけでしょう。それをそのままにして、この法案の審議が進められますかと、できないでしょうと私申し上げている。事実にも基づかずに、まして臆測のような議論を法律作るときにしちゃ駄目ですよ。

　先ほど石川議員からも指摘のあった二百九十五時間の監視ビデオとともに、今、先ほど申し上げた入管庁が持っているこの記録、この委員会への提出を求めたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（杉久武君）　ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議いたします。

○仁比聡平君　もう一点、入管庁にお尋ねをしたいと思いますけれども、この収容について、収容される前は健康であった、元気であった方が、収容されて見る見る体調が悪化すると。特に、眠れない、胸がどきどきする、食欲がない、思考がまとまらない、血圧が高いなどの異変が見られるようになるということは、このウィシュマさんに限らず、たくさんの方々の状態としてあるんですよね。とりわけ、医師、外からこの支援をしておられる内科や精神科のドクターたちは極めて心配をしている、おかしいじゃないかと。

　そこでお尋ねしますけれども、そうした異変が見られるようになって診療室で眠剤や抗不安薬が処方されるケース、これ昨年の二〇二二年一月から十二月までの一年間で何件ありましたか。

○政府参考人（西山卓爾君）　お尋ねの件数につきましては、業務上統計を作成していませんので、お答えすることは困難でございます。

○仁比聡平君　統計を作成していないとまた言っている。

　そのうち収容が原因だという判断の記載されたカルテ、これもつまり分からないわけですね。

○政府参考人（西山卓爾君）　それにつきましても、業務上きちんと統計という形では把握しておりません。

○仁比聡平君　所内やあるいは外部の病院に被収容者を連れていくというときに、ドクターに、このウィシュマさんの件もそうですが、御本人じゃなくて周りの看守勤務者なり職員が経過や症状だったり生活だったりについて説明しているじゃないですか。この本人以外があれこれと本人の症状について説明しているというケースは何件あるか分かるんですか。

○政府参考人（西山卓爾君）　お尋ねの件数についても、業務上統計を作成しておらず、お答え困難でございます。

○仁比聡平君　与党の皆さん、これ、そんな、統計上作成していないからもうこれ分かりませんよということで審議ができますか。皆さんの提出している、皆さんが政府案として出しておられる法案も、結局、社会的に必要な医療を提供しましょうという方向の議論だと、だから改善されると言っているんでしょう。

　だけど、入管の中でこれまで何が行われてきたのか。我々はその収容に当たって司法審査を導入して人権保障するべきだと言っているけれども、皆さんそうではないと言うんだから、せめてこれまでどうなってきているのか、これどうやったら改善できるのか、その事実を明らかにするというのは、これは委員会の責任だと思いますよ。そこをはっきりさせないと前に進められないじゃないですか。

　委員長、この今申し上げた点についても、資料の要求を、委員会として政府に対して要求すべきだと思いますが、よろしくお取り計らいお願いします。

○委員長（杉久武君）　ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議いたします。

○仁比聡平君　続けて、その立法事実に関わって、私、この当委員会の四月十一日、先週木曜日ですけれども、送還忌避者とは何ですかということを問いました。まず、四月十一日にお尋ねをした、令和三年末で政府は送還忌避者三千二百二十四人だと言うと。その後、今日も御発言ありましたが、令和四年末では速報値で四千二百三十三人だと言っている。

　この間とちょっと聞き方違うけれど、この一年間に送還をされた人、難民認定を受けた人、人道配慮あるいは在留特別許可を受けた、そして、又は死亡したなどの形で送還忌避者ではなくなった方、一方で、新たに退去強制令書が発せられて送還忌避者と判断した方、その数というのは、これ答弁できないですよね。

○政府参考人（西山卓爾君）　前回御答弁申し上げたとおり、答弁困難でございます。

○仁比聡平君　そうした出入りの数字、その実態ということをつかまずに、どういう方々が保護すべき方なのか、どういう方々が送還を迅速に行わなければならない方なのか、一体どれぐらいのボリュームあるいは人数いるのか、どう変遷しているのかと分からないじゃないですか。

　この点も委員会として政府に報告を求めていただきたいと思いますが、委員長、いかがですか。

○委員長（杉久武君）　ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議いたします。

○仁比聡平君　加えて、その令和四年末で四千二百三十三人というふうにおっしゃる数字は、つまり、十二月三十一日のその一日の時点で縦に割ってといいますかね、その時点において四千二百二十三人、入管が言う送還忌避者がいるんだということなわけですけれども。

　お配りした一枚目の資料、御覧いただきたいと思いますが、この四千二百三十三人のうちには日本で生まれ育った十八歳未満の子供が二百一人いるということが、これ衆議院でも明らかになってきました。先ほど川合先生の議論の中でも問題提起をされている問題ですけれども、つまり、送還忌避者と入管が呼ぶ人たちの中にはこの二百一人の子供たちが含まれているわけですね。

○政府参考人（西山卓爾君）　御指摘のとおり、その十八歳未満の子供二百一人という数字は四千二百三十三人の内数でございます。

○仁比聡平君　そうした人たちを全部一くくりにして送還忌避者と呼んでみたところで、何の意味がありますか。

　続けて聞きますけれども、この二百一人は日本で生まれたということのようですが、元々、出身国で生まれたけれど、乳幼児のときに親御さんと一緒に日本に来たという子供たちもこのほかにたくさんいらっしゃいますよ。実際、私たち、たくさん会ってきました。そうした子供たち、十八歳未満あるいは二十歳未満、二十五歳未満、どういうくくりで入管が調べられるのかよく分かりませんけど、そういう、日本で生まれたんじゃないけれども、日本で育ち、日本の学校に通い、自分の言葉は日本語ですと、渋谷に行って遊びたいですという子供たちはどれだけいるんですか。

○政府参考人（西山卓爾君）　速報値でございますが、令和四年末時点の送還忌避者のうち十八歳未満の者ということになりますと、二百九十五人ということになります。

　年代別の内訳を申しますと、七歳未満が六十八人、七歳から十二歳が百二十三人、十三歳から十五歳が六十四人、十六歳から十七歳が四十人の、合計で二百九十五ということでございます。

○仁比聡平君　そのうち、学校に通っている就学中という子、あるいは小学校、中学校、高校に

通っていて、あるいは大学に通っていておかしくない年なんだけれども通えていない、特に義務制の未就学児というのは何人いますか。

○政府参考人（西山卓爾君）　年齢はこちらで分かるんですけれども、その方が就学されているか否かにつきましては、当庁、所管していないことや、学校から当庁に情報が網羅的に入るという仕組みにもなっておりませんので、把握をしていないところでございます。

　参考までにですが、学齢期の子供ということであれば、七歳から十二歳が百二十三人、十三歳から十五歳が六十四人ということになります。

○仁比聡平君　私たち、そうした非正規滞在の子供たちに対して、学校の、小学校や中学校の先生たちがどうやってこの子の生活やこれからを応援していこうかということと、本当に真剣な取組をしておられる方々のお話たくさん聞きますよ。

　無国籍児の問題で去年秋の国会で相当なやり取りをしましたけれども、結局、無国籍児のことも、それからこの学齢期、あるいは日本で育っている子供たちのことも、実情、入管全く分からないまま送還忌避者と、四千二百三十三人いると一くくりにしているだけなんじゃないですか。

　そこで、大臣にお尋ねをしたいと思うんですが、私は、こうした子供たちやその家族というのは、法務省がこれまで言ってきたといいますか、今回の政府案の趣旨でもおっしゃっている迅速に送還すべき対象者ではない人たちがたくさん含まれていると思うんですよ。いや、中にはいるかもしれませんよ。だけど、これを一くくりにして忌避者呼ばわりするというのは、これは筋が通らないのではありませんか。

○国務大臣（齋藤健君）　お子さんの話でありますけど、今回の法案の中におきましては、在留特別許可の判断の透明性を高めるために新たに考慮事情を法律で明示することとしていて、御指摘の家族関係についても、法律で明示された考慮事項のうち、家族関係又は人道上の配慮の必要として考慮されることとなると。最終的には個別の判断になると思うんですけど、私は、従来から申し上げておりますように、この子供の保護ということについては最大の関心を持っておりますので、その個別の判断の中でどこまでできるかということで判断をしていきたいと考えています。

○仁比聡平君　大臣が今答弁されている姿勢ですね、あるいは方向性、これは私大事だと思っているんですよ。これをこの法案の審議あるいは野党対案との一括審議の中でしっかり明確にしていくということが私たちのとても大切な責任だと思うんですよね。テーマだと思います。

　そうした点で、改正案といいますか政府の入管法改定案の五十条、在留特別許可に関する申請というのを入れる、あるいは考慮事情を入れるとありますよね。その入れるという、その明記するという考慮事情として、在留を希望する理由、家族関係、在留期間、人道上の配慮の必要性や内外の諸情勢などというふうにおっしゃっているけれども、私は、こうした要素をちゃんと勘案するなら、これまでも在留特別許可が出されるべき方々がたくさんいるのではないかと。そうした在留資格が出されていない結果、今、退去、ごめんなさい、送還忌避者というふうに呼ばれている四千二百三十三人の中に、大臣がおっしゃるような現に日本で育っている子供たち、その家族というのは含まれているじゃないかと。

　だから、これからの話じゃなくて、今現に送還忌避者として強制送還されるんじゃないかと恐怖を抱いている子供たちやその家族始めとした日本に在留している非正規滞在の人たち、この人たちにちゃんと保護するという、そういう責任が、大臣、あるんじゃありませんか。

○国務大臣（齋藤健君）　これは従来からこの国会での質疑の中で私申し上げておりますけれども、もちろん今そういう状態にある二百一人にしても、二百九十五人でしたっけ、の子供たちについて、私は本当に重大なる関心を持って見ています。

　ただ、一刀両断でこうすべきだということがなかなか言えないものですから、従来から答弁させていただいているということであります。

○仁比聡平君　在留特別許可を始めとして、日本で安心して暮らして、そして働ける。非正規滞在の特に若い世代の皆さんと最近たくさん話をしていて、みんな働きたいと思っていますよ。自分の力を生かして日本の社会に貢献したいとも思っているし、もちろん人間なんですから働いて食べていくのが当たり前だと思っていますよね。

　そうした方々を非正規滞在扱いして、仮放免だから働けないなどとしながら、いきなり収容すると。そういう中で、長期、無期限の中で精神的な障害にまで至らしめてきたというのが、これまでの日本の入管あるいは難民認定制度の構造的な人権侵害の構造だと思うんですよ。ここを変えなきゃいけないと。

　ちょっと念のため確認をしておきますけれども、その閣法五十条の三項に、在留特別許可の申請は、当該外国人に対して退去強制令書が発付された後はすることができないとあります。せっかく申請権を明記をしながら、退令が出た後は申請できないとしてしまったら、これまで辛うじて行われてきた再審情願、こういうのまでできなくなっちゃいませんか。大臣、いかがですか。

○国務大臣（齋藤健君）　今御指摘のはいわゆる再審請願のところだと思いますが、これ、今回の入管法改正の目的の一つは、退去強制手続において、保護すべき者は確実に保護した上で、在留が認められない者を迅速に送還することと。そのためには、本法案では在留特別許可の申請手続を創設するなどして、退去強制手続の対象者に、在留特別許可の許否判断に当たり考慮すべき事情について十分な主張の機会を確保するということにしています。その上で、在留が認められず、退去強制令書の発付を受けた者については、やはり迅速に送還をすべきと考えています。

　もっとも、退去強制令書の発付後に在留特別許可をすべき新たな事情が生じるように、例外的な場合もあり得ると思います。そこで、本法案でも、このような事情が生じた場合には法務大臣等が職権により在留を特別に許可することができることとしているわけであります。

○仁比聡平君　五十条の一項に申請又は職権でということにある、その職権でというのはそういう意味だということなんですけれども、いや、職権でということになったらこれまでと変わらないんじゃないですか。

　やっぱり申請を必要とする、この野党対案においてもやっぱり権利性ということをきちんと認めていくということがデュープロセスの実現の上でとっても大事だと思いますが、石橋発議者、いかがですか。

○委員以外の議員（石橋通宏君）　御指摘の点、極めて重要でございまして、結局のところ、現在、例えば入管庁若しくは法務大臣による職権若しくは恣意的な運用、それが現行制度の極めて不透明な運用状況を生んでしまっているということで、我々野党案ではこの点についての手当てもさせていただいております。

　我々の案では、退去強制令書が発付された後であっても、この再審情願、これを制度化させていただいて、適切な運用を促すことを可能にしています。当然、これは法務大臣が職権で在留特別許可等をすることを妨げるものではない。ただし、今申し上げたとおり、現状の運用で極めて恣意的に不透明性ある形で行われていたこと、これを、再審情願をきちんと制度化することによって、救済すべきを救済されるような制度設計をさせていただいていると、この点は極めて重要な対応だと思っております。

○仁比聡平君　ありがとうございます。

　別の角度で入管庁にもう一つ数字を伺いたいと思うんですけれども、退去強制令書が発付された後どれくらいの期間がたっているのかと、その四千二百三十三人の方々それぞれですね。先ほど川合議員からもありましたけれども、もう長く、十数年とか二十年とか非正規の形でいらっしゃる方々、いらっしゃると思うんですよ。それが、その方々が皆、送還忌避者とくくられているのかどうかも分かりませんけどね。何しろ、退令を出して帰国意思を示さない人が送還忌避者だと言われ

ているわけじゃないですか。であれば、退令を出して今日までどれぐらいの期間がたっているのかというの、これ分かるはずなんですけど、長い人でどれぐらいなんですか。

○政府参考人（西山卓爾君）　そのお尋ねのもの、そのものずばりでいきますと、それは業務上統計を作成していないのでお答え困難ではございますが、こちらで把握しているものとして、送還忌避者のうちに仮放免中である者の仮放免期間、これについては統計といいますか数字を出しておりまして、それが、令和四年末送還忌避者につきましてですが、三年未満が一千三百八十四人、三年以上五年未満が二百七十一人、五年以上七年未満三百十二人、七年以上十年未満三百五十七人、十年以上四千、失礼、四百十二人となってございます。

○仁比聡平君　ざっと三千、四千弱ぐらい、多数の、数千人という規模で、つまり仮放免をして社会で暮らしていらっしゃる方がいらっしゃるということじゃないですか。その四千二百三十三人のうち、それだけに上る、後で足し算しますけど、それだけの方々をみんな一くくりにして送還忌避者と呼んで政府案を強行しようとすると、そういう立法事実はありませんよ。

　大臣、その非正規滞在の人たちが、先ほども御答弁の中で言葉使われましたけど、いろんな事情の方々がいるということを正面から認めて議論しませんか、いかがですか。

○国務大臣（齋藤健君）　私、いろんな方々がいるのでなかなか制度的に一刀両断ではできない部分があるということを先ほど答弁させていただいたので、そういう認識でおりますが。

○仁比聡平君　そうした実態ということをしっかりこの委員会のテーブルにのせて、参考人質疑も含めて、共生と保護という、そうした法制度を議論するのが私たちの委員会の責任だというふうに思います。

　今、にわかに統計を取っていないというふうにおっしゃいましたけれども、退令が出た後、今日に至るその四千二百三十三人の方々の期間について、それもこの委員会に提出いただきたいと思いますが、委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（杉久武君）　ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議いたします。

○仁比聡平君　残る時間、いわゆる二次審査というふうに呼ばれている行政不服審査法に基づく審査請求の手続、ここに関わる難民参与員の問題について、先ほど来、福島議員、石川議員からも、それから川合議員からもお話がありました。昨日、弁護士の皆さんが記者会見をされたとおりなわけですね。

　私、一点だけ入管にお尋ねしたいと思うのは、二〇〇五年にこの難民参与員の仕組みが始まってから、一体、口頭意見陳述が行われた件数というのはどれだけあるのかということなんです。いかがですか。

○政府参考人（西山卓爾君）　お尋ねの件数につきまして、これまで入管庁において集計したものを御紹介いたしますと、平成二十九年が千六件、次は令和元年になりますが、令和元年が五百八十二件、令和二年が五百十三件、令和三年が七百二十件、令和四年が六百七十六件となっております。

○仁比聡平君　先ほど来、柳瀬参与員のことが問題になってきましたけれども、そもそも口頭審理が行われたのが総数で今の数字だということならば、その柳瀬さんという人が二年前の時点で、二〇二一年の衆議院参考人の時点でそのおおよそに関わっていたのかというみたいな話にきっとなるんですよね。だから、実際に参与員を務められた弁護士の皆さんから、いや、それはあり得ないという声が起こっているんじゃないですか。

　私は、この今度の閣法というのは、この柳瀬さんという方は二一年法案の前提になったあの法務省の懇談会のメンバーでもあります。だから、こういう法案になっているんじゃないですかということを指摘をして、最後、山添発議者にお尋ねしたいと思いますけれども、この二次審査を含めて難民認定を独立した難民保護委員会で行おうとする我々の法案、野党対案の意義について御認識をお尋ねします。

○委員以外の議員（山添拓君）　お答えいたします。

　我が国では、出入国管理を行う入管庁が同時に難民認定も行うという制度をつくってきました。そのために公平性にも中立性にも欠ける運用がされてきた。衆議院の参考人質疑でも出身国情報の把握に弱さがあると指摘されていた。専門性や透明性が確保されていないという現状もあります。ですから、結果として、難民認定率が一％未満と極めて低い、保護されるべき外国人が適正に保護されない事態をもたらしてきたと言えます。

　これは構造的な問題によるものであり、仁比委員から指摘のあったように、出入国管理行政は国家主権の行使として裁量が認められるものですが、そうではなく、難民保護条約上、条約に則して難民認定をしていく、裁量の余地のないこの難民認定については独立した機関で行っていこうというのがこの野党案の趣旨です。

　これまでにもＵＮＨＣＲなど国際機関から常々批判がされてきた難民不認定の処分ですが、今入管庁に改善の姿勢が見られず、審議中のこの閣法にも構造的な問題を解決しようという方向性は見られないと思います。

　したがって、やはり職権行使に当たって独立して権限を行使できる合議制の機関である難民等保護委員会、いわゆる三条機関ですね、これを設置して難民等の認定と不服審査を担当させ、出入国管理と難民保護を行う主体とを分離する、これが必須だと考えたものです。

　今、難民審査参与員の話を、指摘がありましたが、二年間で二千件に関わったという可能性が指摘されています。これが事実であれば、一年間で千件、平日毎日審査をしても一日四件の処理、これは物理的に不可能であろうというのは当然のことだと思いますし、もしこれが事実でないなら、立法事実を欠く、閣法の立法事実を欠くということになろうかと思います。

　難民保護行政の公平性や中立性、あるいは専門性、透明性を揺るがす問題であり、スルーしたまま閣法を通すことは、これはあり得ないだろうということを述べたいと思います。

○委員長（杉久武君）　お時間になりましたので、質疑をおまとめください。

○仁比聡平君　ありがとうございました。

　次回に質問を続けたいと思います。

○委員長（杉久武君）　本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長（杉久武君）　参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）外二案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉久武君）　御異議ないと認めます。

　なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉久武君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

　本日はこれにて散会いたします。

　午後五時十八分散会

◆◇◆

　五月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、難民等の保護に関する法律案（石橋通宏君外三名発議）

一、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（石橋通宏君外三名発議）

一、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案

難民等の保護に関する法律案

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　難民等の認定等（第三条―第三十条）
第三章　難民等保護委員会（第三十一条―第五十条）
第四章　生活支援（第五十一条―第五十七条）
第五章　雑則（第五十八条―第六十八条）
第六章　罰則（第六十九条―第八十条）
附則

難民等の保護に関する法律

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、難民等の認定及びその在留資格（出入国管理法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。以下同じ。）に係る許可等、難民等及び難民等の認定の申請者に対する生活上の支援に関する施策等について定めることにより、これらの者の権利利益（条約又は確立された国際法規に基づくものその他国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関により保護すべきものとされているものを含む。第五条第二項及び第三十二条において同じ。）の保護を図り、もって難民等に関する問題を解決するための国際社会の取組に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　外国人　日本の国籍を有しない者をいう。

二　難民等　条約難民、補完的保護対象者及び無国籍者をいう。

三　条約難民　国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関の見解を踏まえ、難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）第一条の規定又は難民の地位に関する議定書第一条の規定により難民条約の適用を受ける難民として難民等保護委員会規則で定めるものをいう。

四　補完的保護対象者　次に掲げる者（条約難民を除く。）をいう。

イ　入管法第五十三条第三項第一号、第三号及び第四号に掲げる国から本邦に入った者

ロ　国際連合、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関の見解を踏まえ、送還されることによりその生命、身体、身体の自由又はその他難民条約第一条Ａ(2)に該当する者が受けるおそれのある迫害から保護されるべき権利利益若しくは市民的及び政治的権利に関する国際規約第七条の規定により保護される権利利益を害されるおそれのある領域から本邦に入った者であって保護されるべきものとして難民等保護委員会規則で定めるもの

ハ　国際連合、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関の見解を踏まえ、難民条約第一条Ａ(2)に規定する理由に準ずる理由又は戦争、内乱、暴動、大規模な人権侵害若しくは公の秩序を著しく乱すその他の事情によりその生命、身体、身体の自由又はその他同条Ａ(2)に該当する者が受けるおそれのある迫害から保護されるべき権利利益若しくは市民的及び政治的権利に関する国際規約第七条の規定により保護される権利利益を害されるおそれのある領域から本邦に入った者であって保護されるべきものとして難民等保護委員会規則で定めるもの

五　無国籍者　国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関の見解を踏まえ、いずれの国によってもその法令の運用においてその国の国民と認められていない者であって保護されるべきものとして難民等

保護委員会規則で定めるものをいう。

2　前項第三号並びに第四号ロ及びハの難民等保護委員会規則を定めるに当たっては、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成十八年法律第九十六号）の趣旨を踏まえ、北朝鮮から本邦に入った者であって人道的見地から保護が必要であると認められるものの保護に欠けることのないように配慮するものとする。

第二章　難民等の認定等

（難民等の認定）

第三条　難民等保護委員会は、本邦にある外国人又はその代理人から難民等保護委員会規則で定める手続により申請があったときは、その提出した資料に基づき、当該外国人が条約難民、補完的保護対象者又は無国籍者である旨の認定（以下「難民等の認定」という。）を行うことができる。

2　難民等保護委員会は、前項の難民等保護委員会規則を定めるに当たっては、同項の資料について外国語で作成した資料の提出を認めるほか、同項の申請の手続が当該外国人に過重な負担を課するものとならないよう十分に配慮するものとする。

3　難民等保護委員会は、第一項の申請に係る外国人の主張及び立証の内容のみでは当該外国人が難民等であることを認めることが困難な場合であっても、当該外国人の供述の全趣旨及び事実の調査の結果に基づき、難民等の認定を行うことができる。この場合においては、その置かれている特殊な諸事情を踏まえて当該外国人に対して過重な負担を課するものとならないようにする観点から、当該外国人に係る本邦外及び本邦における一連の事情を全体的かつ総合的に検討し、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。

4　難民等保護委員会は、難民等の認定をしたときは、難民等保護委員会規則で定める手続により、当該外国人に対し、条約難民、補完的保護対象者又は無国籍者の区分（第二十条第三項において「難民等区分」という。）を明示して、難民等認定証明書を交付し、その認定をしないときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもって、その旨を通知する。

（法務大臣に対する通知）

第四条　難民等保護委員会は、前条第一項の申請があったときは、その旨を法務大臣に通知しなければならない。

2　難民等保護委員会は、前項の通知をしたときは、速やかに、前条第一項の申請が次の各号のいずれかに該当するかどうかを国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関の見解を踏まえて難民等保護委員会が定める基準に基づき審査し、その結果を法務大臣に通知しなければならない。

一　明らかに理由がないと認められること。

二　申請者による権利の濫用であると認められること。

3　難民等保護委員会は、前条第一項の申請に係る処分をしたときは、その旨を法務大臣に通知しなければならない。

（難民等認定基準）

第五条　難民等保護委員会は、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関の見解を踏まえ、難民等の認定の基準（以下この条において「難民等認定基準」という。）を定めるものとする。

2　難民等認定基準を定めるに当たっては、難民等の保護を国際的な協調及び連帯の下に推進するため、外国政府、国際機関等による難民等の保護に係る判断の状況を考慮し、その内容が難民等の権利利益の一層の保護に資するものとなるように十分に配慮しなければならない。

3　難民等保護委員会は、難民等認定基準を公にしておかなければならない。ただし、特別の支障があるときは、その一部を公にしないことができる。

（在留資格に係る許可）

第六条　法務大臣は、第四条第三項の通知（難民等の認定をする処分に係るものに限る。）を受けた場合であって当該通知に係る外国人が在留資格未取得外国人（入管法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもって本邦に在留する者、第十三条第一項に規定する一時庇護許可者で当該一時庇護許可書に記載された期間を経過していないもの及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者以外の者をいう。以下同じ。）であるときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に入管法別表第二の定住者の在留資格（次条において「定住者の在留資格」という。）の取得を許可するものとする。

一　入管法第二十四条第三号から第三号の五まで又は第四号ハからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。

二　本邦に入った後に、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、

第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条若しくは第六条第一項の罪により拘禁刑に処せられたものであるとき。

2　法務大臣は、第四条第三項の通知に係る在留資格未取得外国人について、当該通知が難民等の認定をしない処分に係るものであるとき、又は当該通知が難民等の認定をする処分に係るものである場合であって前項の規定による許可をしないときは、当該在留資格未取得外国人が入管法第四十七条の二第三項各号のいずれかに該当するか否かを審査するものとし、該当すると認めるときは、その在留を特別に許可することができる。この場合において、法務大臣は、当該審査をするに当たり、当該在留資格未取得外国人又はその代理人及び当該在留資格未取得外国人の子である未成年者（本邦にある者に限る。）に、法務省令で定めるところにより、法務大臣が指定する主任審査官に対して当該許可を受けるべき事情についての意見を述べる機会を与えなければならない。

3　入管法第四十七条の二第二項、第四項及び第五項の規定は前項前段の規定による許可をするかどうかの判断をする場合に、同条第六項及び第八項の規定は前項前段の規定による許可をする場合に、同条第九項及び第十項の規定は前項前段の規定による許可をしない場合に、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項前段の申請があつたときは、第四十五条第三項の審査に関する調書（前項後段の規定による意見の陳述があつたときは、同条第三項の審査に関する調書及び当該意見の聴取に関する調書）その他の関係書類」とあるのは「難民等の保護に関する法律第六条第二項後段の規定による意見の陳述があつたときは、当該意見の聴取に関する調書」と、同条第五項、第八項及び第十項中「当該容疑者」とあるのは「難民等の保護に関する法律第六条第二項前段の規定による審査に係る同条第一項に規定する在留資格未取得外国人」と、同項中「知らせるとともに、第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない」とあるのは「知らせなければならない」と読み替えるものとする。

4　法務大臣は、第一項又は第二項前段の規定による許可をすることとしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせることにより行うものとする。

一　当該許可に係る外国人が中長期在留者（入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下同じ。）となるとき　当該外国人に対する在留カード（同条に規定する在留カードをいう。以下同じ。）の交付

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該許可に係る外国人に対する在留資格及び入管法第二条の二第三項に規定する在留期間を記載した在留資格証明書の交付

5　第一項又は第二項前段の規定による許可は、それぞれ前項各号に定める措置があった時に、その効力を生ずる。

6　法務大臣は、第一項又は第二項前段の規定による許可をする場合において、当該在留資格未取得外国人が第十二条第一項に規定する一時庇護のための上陸の許可、入管法第十三条第一項の規定による仮上陸の許可又は入管法第三章第四節の規定による上陸の許可を受けているときは、当該一時庇護のための上陸の許可、仮上陸の許可又は上陸の許可を取り消すものとする。

第七条　法務大臣は、難民等の認定を受けている外国人（前条第二項前段の許可により在留資格を取得した者を除く。）から、入管法第二十条第二項の規定による定住者の在留資格への変更の申請があったとき、又は入管法第二十二条の二第二項（第十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による定住者の在留資格の取得の申請があったときは、入管法第二十条第三項本文（入管法第二十二条の二第三項（第十三条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これを許可するものとする。

（在留資格取得に伴う住居地届出）

第八条　第六条第一項又は第二項前段の規定による許可を受けて新たに中長期在留者となった者は、住居地（本邦における主たる住居の所在地をいう。以下同じ。）を定めた日（既に住居地を定めている者にあっては、当該許可の日）から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区又は総合区。以下同じ。）の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出

入国在留管理庁長官に対し、その住居地を届け出なければならない。

2　入管法第十九条の七第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があった場合に準用する。

3　第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

（本人の出頭義務と代理人による届出等）

第九条　第六条第一項又は第二項前段の規定による許可に係る外国人が次の各号に掲げる行為をするときは、それぞれ当該各号に定める場所に自ら出頭して行わなければならない。

一　第六条第四項第一号の規定により交付される在留カードの受領　地方出入国在留管理局

二　前条第一項の規定による届出又は同条第二項において準用する入管法第十九条の七第二項の規定により返還される在留カードの受領　住居地の市町村の事務所

2　前項第一号に掲げる行為については、当該外国人の法定代理人が当該外国人に代わってする場合その他法務省令で定める場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

3　第六条第一項又は第二項前段の規定による許可に係る外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら第一項第二号に掲げる行為をすることができない場合には、当該行為は、次の各号に掲げる者（十六歳に満たない者を除く。）であって当該外国人と同居するものが、当該各号の順序により、当該外国人に代わってしなければならない。

一　配偶者

二　子

三　父又は母

四　前三号に掲げる者以外の親族

4　第一項第二号に掲げる行為については、前項に規定する場合のほか、同項各号に掲げる者（十六歳に満たない者を除く。）であって当該外国人と同居するものが当該外国人の依頼により当該外国人に代わってする場合その他法務省令で定める場合には、第一項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

（難民等の認定を受けた者の在留資格の取消し）

第十条　法務大臣は、入管法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもって本邦に在留する外国人で難民等の認定を受けているものについて、偽りその他不正の手段により第六条第一項各号のいずれにも該当しないものとして同項の許可を受けたことが判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

2　入管法第二十二条の四第二項から第九項まで（第七項ただし書を除く。）の規定は前項の規定による在留資格の取消しについて、入管法第六十一条の九の二第一項から第五項までの規定はこの項において準用する入管法第二十二条の四第三項又は第六項の規定による書類の送達について、それぞれ準用する。この場合において、同条第七項本文中「第一項（第一号及び第二号を除く。）」とあるのは、「難民等の保護に関する法律第十条第一項」と読み替えるものとする。

（難民等の認定の申請に係る在留特別許可を受けた者の在留資格の取消し）

第十一条　法務大臣は、第六条第二項前段の規定による許可を受けた者であって入管法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもって本邦に在留するもの（難民等の認定を受けている者を除く。）について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該者が現に有する在留資格を取り消すことができる。

一　偽りその他不正の手段により、第六条第二項前段の規定による許可を受けたこと（当該許可の後、同項前段の規定による許可若しくは一時庇護許可者の在留資格の取得の許可（第十三条第一項において準用する入管法第二十二条の二第三項において準用する入管法第二十条第三項本文又は第十三条第一項において準用する入管法第二十二条の二第四項において準用する入管法第二十二条第二項の規定による許可をいう。以下同じ。）又は上陸許可の証印等（入管法第二十二条の四第一項第二号に規定する上陸許可の証印等をいう。第十六条第一項において同じ。）若しくは入管法第四十七条の二第三項、第四十八条の二第二項、第五十条第一項若しくは第五十条の二第一項の規定による許可を受けた場合を除く。）。

二　第六条第二項前段の規定による許可を受けて、新たに中長期在留者となった者が、当該許可を受けた日から九十日以内に、出入国在留管理庁長官に、住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

2　入管法第二十二条の四第二項から第九項まで（第七項ただし書を除く。）の規定は前項の規定による在

留資格の取消しについて、入管法第六十一条の九の二の規定はこの項において準用する入管法第二十二条の四第三項又は第六項の規定による書類の送達について、それぞれ準用する。この場合において、同条第七項本文中「第一項（第一号及び第二号を除く。）」とあるのは、「難民等の保護に関する法律第十一条第一項」と読み替えるものとする。

（一時庇護のための上陸の許可）

第十二条　入国審査官は、船舶又は航空機に乗っている外国人から法務省令・難民等保護委員会規則で定めるところにより第四項前段又は第五項の規定による許可（以下「一時庇護のための上陸の許可」という。）の申請があったときは、直ちに、その旨を難民等保護委員会に通知しなければならない。

2　前項の法務省令・難民等保護委員会規則を定めるに当たっては、同項の申請の手続が当該外国人に過重な負担を課するものとならないよう十分に配慮するものとする。

3　第一項の通知を受けた難民等保護委員会は、当該外国人が明らかに難民等に該当しないと認められるかどうかを審査して、その結果を入国審査官に通知しなければならない。

4　入国審査官は、難民等保護委員会から当該外国人が明らかに難民等に該当しないとは認められない旨の通知を受けた場合において、当該外国人が次の各号に掲げる上陸のための条件に適合していると認定したときは、当該外国人に対し、一時庇護のための上陸を許可するものとする。この場合においては、入管法第九条第二項の規定を準用する。

一　当該外国人（次号に規定する者を除く。）が入管法第五条第一項第一号、第二号及び第四号から第十四号までのいずれにも該当しないこと。

二　入管法第五条の二の規定の適用を受ける外国人にあっては、当該外国人が同条に規定する特定の事由によって入管法第五条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する場合であって、当該事由以外の事由によっては同項第一号、第二号及び第四号から第十四号までのいずれにも該当しないこと。

5　前項の場合のほか、入国審査官は、難民等保護委員会から当該外国人が明らかに難民等に該当しないとは認められない旨の通知を受けた場合において、当該外国人を一時的に上陸させることが相当であると思料するときは、当該外国人に対し、一時庇護のための上陸を許可することができる。

6　入国審査官は、一時庇護のための上陸の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）によって個人識別情報（指紋、写真その他の個人を識別することができる情報として法務省令で定めるものをいう。）を提供させることができる。

7　一時庇護のための上陸の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に一時庇護許可書を交付しなければならない。

8　一時庇護のための上陸の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、難民等保護委員会の意見を聴いて、当該外国人に対し、上陸期間、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付することができる。

9　前項の規定により条件を付する場合において、難民等保護委員会が、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動をしなければ当該外国人が一時庇護のための上陸の許可に係る上陸期間中の最低限度の生活の維持を図るのに困難を生ずるおそれがある旨の意見を述べたときは、入国審査官は、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動であって当該外国人が一時庇護のための上陸の許可に係る上陸期間中の最低限度の生活を維持するために必要なものを妨げる条件を付してはならない。

（一時庇護許可者の在留資格の取得）

第十三条　入管法第二十二条の二第二項から第四項までの規定は、一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人（以下「一時庇護許可者」という。）で入管法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格のいずれかをもって在留しようとするものに準用する。この場合において、同条第二項中「日本の国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から三十日以内」とあるのは、「当該上陸の許可に係る上陸期間内」と読み替えるものとする。

2　前項の者が、同項において準用する入管法第二十二条の二第四項において準用する入管法第二十二条第一項若しくは前項において準用する入管法第二十二条の二第二項の規定による申請又は前項において準用する入管法第二十二条の二第三項において準用する入管法第二十条第四項第一号若しくは前項において準用する入管法第二十二条の二第四項において準用する入管法第二十二条第三項の規定により交付される在留カードの受領をするときは、地方出入国在留管理局に自ら出頭して行わなければならない。

3　第九条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（一時庇護許可者の在留資格取得に伴う住居地届出）

第十四条　一時庇護許可者の在留資格の取得の許可を受けて新たに中長期在留者となった者は、住居地を定めた日（既に住居地を定めている者にあっては、当該許可の日）から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その住居地を届け出なければならない。

2　第八条第二項及び第三項並びに第九条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

3　一時庇護許可者が、前条第一項において準用する入管法第二十二条の二第二項の規定による申請をするに際し、法務大臣に対し、住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出したときは、一時庇護許可者の在留資格の取得の許可があった時に、第一項の規定による届出があったものとみなす。

（一時庇護許可書の携帯及び提示）

第十五条　一時庇護許可者は、常に一時庇護許可書を携帯していなければならない。

2　一時庇護許可者は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定める国又は地方公共団体の職員が、その職務の執行に当たり、一時庇護許可書の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。

3　前項に規定する職員は、一時庇護許可書の提示を求める場合には、その身分を示す証票を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　十六歳に満たない外国人は、第一項の規定にかかわらず、一時庇護許可書を携帯することを要しない。

5　一時庇護許可者については、入管法第二十三条の規定（これに係る罰則を含む。）は、適用しない。

（一時庇護許可者の在留資格の取得の許可を受けた者の在留資格の取消し）

第十六条　法務大臣は、一時庇護許可者の在留資格の取得の許可を受けた者であって入管法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもって本邦に在留するもの（難民等の認定を受けている者を除く。）について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該者が現に有する在留資格を取り消すことができる。

一　偽りその他不正の手段により、一時庇護許可者の在留資格の取得の許可を受けたこと（当該許可の後、一時庇護許可者の在留資格の取得の許可又は上陸許可の証印等を受けた場合を除く。）。

二　前号に掲げるもののほか、不実の記載のある文書（不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により交付を受けた在留資格認定証明書（入管法第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書をいう。）及び不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により旅券（入管法第二条第五号に規定する旅券をいう。次条第一項第二号において同じ。）に受けた査証を含む。）又は図画の提出又は提示により、一時庇護許可者の在留資格の取得の許可を受けたこと（当該許可の後、一時庇護許可者の在留資格の取得の許可又は上陸許可の証印等を受けた場合を除く。）。

三　一時庇護許可者の在留資格の取得の許可を受けて、新たに中長期在留者となった者が、当該許可を受けた日から九十日以内に、出入国在留管理庁長官に、住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

2　入管法第二十二条の四第二項から第九項まで（第七項ただし書を除く。）の規定は前項の規定による在留資格の取消しについて、入管法第六十一条の九の二の規定はこの項において準用する入管法第二十二条の四第三項又は第六項の規定による書類の送達について、それぞれ準用する。この場合において、同条第七項本文中「第一項（第一号及び第二号を除く。）」とあるのは、「難民等の保護に関する法律第十六条第一項（第一号を除く。）」と読み替えるものとする。

（仮滞在の許可）

第十七条　法務大臣は、第四条第二項の規定により第三条第一項の申請が第四条第二項各号のいずれにも該当しない旨の通知を受けた場合であって、当該通知に係る外国人が在留資格未取得外国人であるとき（当該外国人が当該通知の後に在留資格未取得外国人となった場合を含む。）は、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可するものとする。ただし、その者が仮上陸許可者収容許可状（入管法第十三条第六項に規定する仮上陸許可者収容許可状をいう。第六十二条及び第六十三条第一項において同じ。）、容疑者収容許可状（入管法第三十九条第一項に規定する容疑者収容許可状をいう。第六十二条及び第六十三条第一項において同じ。）又は退去強制対象者収容許可状（入管法第五十二条第六項に規定する退去強制対象者収容許可状をいう。第五号及び第六十二条において同じ。）の発付を受けて収容されている間は、この限りでない。

一　入管法第十三条第一項の規定による仮上陸の許可を受けているとき。

二　入管法第十四条第一項の規定による寄港地上陸の許可、入管法第十四条の二第一項若しくは第二項の

規定による船舶観光上陸の許可、入管法第十五条第一項若しくは第二項の規定による通過上陸の許可、入管法第十六条第一項若しくは第二項の規定による乗員上陸の許可、入管法第十七条第一項の規定による緊急上陸の許可又は入管法第十八条第一項若しくは第二項の規定による遭難による上陸の許可を受け、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過していないとき。

三　この項の規定による許可（以下「仮滞在の許可」という。）を受けているとき。

四　入管法第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留することができるとき。

五　退去強制対象者収容許可状の発付を受けて収容されている期間が六月に達したことにより放免されているとき。

六　入管法第五十二条第十一項の規定により放免されているとき。

七　本邦に入った時に、入管法第五条第一項第四号から第十四号までに掲げる者のいずれかに該当していたとき。

八　入管法第二十四条第三号から第三号の五まで又は第四号ハからヨまでに掲げる者のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

九　本邦に入った後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により拘禁刑に処せられたものであるとき。

2　法務大臣は、仮滞在の許可をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該仮滞在の許可に係る滞在期間（以下「仮滞在期間」という。）を決定し、入国審査官に、当該在留資格未取得外国人に対し当該仮滞在期間を記載した仮滞在許可書を交付させるものとする。この場合において、当該仮滞在の許可は、当該交付のあった時に、その記載された内容をもって効力を生ずる。

3　法務大臣は、仮滞在の許可をする場合には、法務省令で定めるところにより、難民等保護委員会の意見を聴いて、当該在留資格未取得外国人に対し、住居及び行動範囲の制限、活動の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付し、かつ、必要があると認める場合は、指紋を押なつさせることができる。この場合においては、第十二条第九項の規定を準用する。

4　法務大臣は、仮滞在の許可を受けた外国人（以下「仮滞在許可者」という。）から仮滞在期間の更新の申請があったときは、これを許可するものとする。この場合においては、第二項の規定を準用する。

5　仮滞在許可者が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該仮滞在許可者に係る仮滞在期間（前項の規定により更新された仮滞在期間を含む。以下同じ。）は、当該事由に該当することとなった時に、その終期が到来したものとする。

一　難民等の認定をしない処分（第三条第一項の申請が二以上あるときは、これらの申請の全てについて処分が行われ、かつ、これらの処分のうち最も新しいものが難民等の認定をしない処分である場合における当該最も新しい処分に限る。）につき、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定による審査請求（以下この号及び第二十四条において「審査請求」という。）がなくて同法第十八条第一項本文の期間が経過したとき又は審査請求があった場合であって当該審査請求が取り下げられ、若しくはこれを却下し若しくは棄却する旨の裁決があったときであって、次のいずれかに該当すること。

イ　当該処分に係る行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分の取消しの訴えが提起されることなく同法第十四条第一項又は第二項の規定により訴えを提起することができる期間が経過したとき。

ロ　当該処分に係る行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分の取消しの訴えが提起された場合であって、当該訴えが取り下げられ、又は当該訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判若しくは当該訴えに係る請求を棄却する判決が確定したとき。

二　難民等の認定（第三条第一項の申請が二以上あるときは、これらの申請の全てについて処分が行われ、かつ、これらの処分のうち最も新しいものが難民等の認定をする処分である場合における当該最も新しい処分に限る。）がされた場合においてなされた第六条第一項及び第二項前段の規定による許可をしない処分につき、前号イ又はロのいずれかに該当すること。

三　次条の規定による仮滞在の許可の取消しの処分につき、第一号イ又はロのいずれかに該当すること。

四　第三条第一項の申請（当該申請が二以上あるときは、これらの申請の全て）が取り下げられたこと。

（仮滞在の許可の取消し）

第十八条　法務大臣は、仮滞在許可者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務

省令で定める手続により、当該仮滞在の許可を取り消すことができる。この場合において、第三号又は第四号に掲げる事実については、法務省令で定める手続により、あらかじめ、難民等保護委員会の確認を受けなければならない。

一　仮滞在の許可を受けた当時前条第一項第五号から第九号までのいずれかに該当していたこと。

二　仮滞在の許可を受けた後に前条第一項第八号又は第九号に該当することとなったこと。

三　前条第三項の規定に基づき付された条件に違反したこと。

四　不正に難民等の認定を受ける目的で、偽造若しくは変造された資料若しくは虚偽の資料を提出し、又は虚偽の陳述をし、若しくは関係人に虚偽の陳述をさせたこと。

五　入管法第二十五条の出国の確認を受けるための手続をしたこと。

（仮滞在許可書の携帯及び提示）

第十九条　仮滞在許可者は、常に仮滞在許可書を携帯していなければならない。

2　第十五条第二項から第五項までの規定は、仮滞在許可者及び仮滞在許可書について準用する。

（退去強制手続との関係）

第二十条　第六条第一項又は第二項前段の規定による許可を受けた外国人については、当該外国人が当該許可を受けた時に入管法第二十四条各号のいずれかに該当していたことを理由としては、入管法第五章に規定する退去強制の手続を行わない。

2　仮滞在許可者については、入管法第二十四条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある場合であっても、当該仮滞在の許可に係る仮滞在期間が経過するまでの間は、入管法第五章に規定する退去強制の手続を停止するものとする。

3　第四条第一項の通知に係る在留資格未取得外国人で、仮滞在の許可を受けていないもの又は当該仮滞在の許可に係る仮滞在期間が経過することとなったもの（第十七条第五項第一号、第二号及び第四号に該当するものを除く。）について、入管法第五章に規定する退去強制の手続を行う場合には、第十七条第五項第一号及び第二号に掲げるいずれかの事由に該当することとなるまでの間は、入管法第五十二条第三項の規定による送還（同項ただし書の規定による引渡し及び入管法第五十九条の規定による送還を含む。）を停止するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき（当該通知に係る第三条第一項の申請（第二号において単に「申請」という。）が二以上の難民等区分に係るものである場合にあっては、第一号に該当するとき又はそれらのいずれの難民等区分においても第二号に該当するとき）は、この限りでない。

一　当該在留資格未取得外国人が入管法第二十四条第三号の二又は第三号の三に該当するとき。

二　当該在留資格未取得外国人が過去に申請（難民等区分を同じくするものに限る。以下この号において同じ。）を二回以上行った場合において、これらの過去に行った申請のうち次に掲げるものに係る難民等の認定をしない処分につき第十七条第五項第一号に該当することとなり、かつ、第四条第二項の規定により当該通知に係る申請が同項各号のいずれかに該当する旨の通知がされたとき。

イ　第四条第二項の規定により同項各号のいずれにも該当しない旨の通知がされた申請（以下このイ及び第五十五条第三号において「第四条第二項各号に該当しない申請」という。）がある場合においては、第四条第二項各号に該当しない申請のうち最も新しいものの次に行った申請

ロ　当該過去に行った申請の全てが第四条第二項の規定により同項各号のいずれかに該当する旨の通知がされたものである場合においては、二回目に行った申請

4　入管法第四十七条の二第三項、第四十八条の二第二項及び第五十条第一項の規定は、仮滞在許可者で第十七条第五項第一号若しくは第二号のいずれかに該当することとなったもの又は前項に規定する者に対する入管法第五章に規定する退去強制の手続については、適用しない。

（難民等の認定の取消し）

第二十一条　難民等保護委員会は、本邦に在留する外国人で条約難民である旨の認定を受けているものについて、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、難民等保護委員会規則で定める手続により、その条約難民である旨の認定を取り消すものとする。

一　条約難民に該当しない者が偽りその他不正の手段により条約難民である旨の認定を受けたこと。

二　難民条約第一条C(1)から(6)までのいずれかに掲げる場合に該当することとなったこと。

三　条約難民である旨の認定を受けた後に、難民条約第一条F(a)又は(c)に掲げる行為を行ったこと。

2　難民等保護委員会は、前項の規定により条約難民である旨の認定を取り消す場合には、当該外国人に対し、理由を付した書面をもって、その旨を通知するとともに、当該外国人に係る難民等認定証明書がその効力を失った旨を官報に告示する。

3　前項の規定により条約難民である旨の認定の取消しの通知を受けたときは、難民等認定証明書の交付を

受けている外国人は、速やかに難民等保護委員会に当該難民等認定証明書を返納しなければならない。

4　難民等保護委員会は、第一項の規定により条約難民である旨の認定を取り消したときは、その旨を出入国在留管理庁長官に通知しなければならない。

第二十二条　難民等保護委員会は、本邦に在留する外国人で補完的保護対象者である旨の認定を受けているものについて、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、難民等保護委員会規則で定める手続により、その補完的保護対象者である旨の認定を取り消すものとする。

一　補完的保護対象者に該当しない者が偽りその他不正の手段により補完的保護対象者である旨の認定を受けたこと。

二　難民条約第一条C(1)から(6)までのいずれかに掲げる場合に相当する場合として難民等保護委員会規則で定めるものに該当することとなったこと。

三　補完的保護対象者である旨の認定を受けた後に、難民条約第一条F(a)又は(c)に掲げる行為に相当する行為として難民等保護委員会規則で定めるものを行ったこと。

四　前二号に掲げるもののほか、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関の見解を踏まえ保護を与える必要がないものとして難民等保護委員会規則で定める場合に該当すること。

2　前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

第二十三条　難民等保護委員会は、本邦に在留する外国人で無国籍者である旨の認定を受けているものについて、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、難民等保護委員会規則で定める手続により、その無国籍者である旨の認定を取り消すものとする。

一　無国籍者に該当しない者が偽りその他不正の手段により無国籍者である旨の認定を受けたこと。

二　無国籍者である旨の認定を受けた後に、難民条約第一条F(a)又は(c)に掲げる行為に相当する行為として難民等保護委員会規則で定めるものを行ったこと。

三　前号に掲げるもののほか、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関の見解を踏まえ保護を与える必要がないものとして難民等保護委員会規則で定める場合に該当すること。

2　第二十一条第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

（難民等の認定等に係る審査請求の方式）

第二十四条　次に掲げる処分又は不作為についての審査請求は、難民等保護委員会規則で定めるところにより、文書又は口頭ですることができる。

一　難民等の認定をしない処分

二　第三条第一項の申請に係る不作為

三　第二十一条第二項、第二十二条第一項又は前条第一項の規定による難民等の認定の取消し

（難民等に関する永住許可の特則）

第二十五条　難民等の認定を受けている者から入管法第二十二条第一項の永住許可の申請があった場合には、法務大臣は、同条第二項本文の規定にかかわらず、その者が同項第二号に適合しないときであっても、これを許可することができる。

（難民旅行証明書）

第二十六条　出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人で条約難民又は補完的保護対象者である旨の認定を受けているものが出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、条約難民又は補完的保護対象者の区分を明示して、難民旅行証明書を交付するものとする。ただし、出入国在留管理庁長官においてその者が日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認める場合は、この限りでない。

2　前項の規定により難民旅行証明書の交付を受ける外国人（条約難民である旨の認定を受けている者に限る。）で、外国の難民旅行証明書を所持するものは、その交付を受ける際に当該外国の難民旅行証明書を出入国在留管理庁長官に提出しなければならない。

3　第一項の難民旅行証明書の有効期間は、五年とする。

4　第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者は、当該難民旅行証明書の有効期間内は本邦に入国し、及び出国することができる。この場合において、入国については、入管法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を要しない。

5　前項の場合において、出入国在留管理庁長官は、特に必要があると認めるときは、三月以上五年未満の範囲内で、当該難民旅行証明書により入国することのできる期限を定めることができる。

6　出入国在留管理庁長官は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けて出国した者について、当該難民旅行証明書の有効期間内に入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、一年を超えない範囲内で、当該難民旅行証明書の有効期間を延長することができる。

7　前項の延長は、当該難民旅行証明書にその旨を記載して行うものとし、その事務は、入管法第二条第四号に規定する日本国領事官等に委任するものとする。

8　出入国在留管理庁長官は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者について第二十一条第四項（第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の通知があったときは、その者に係る難民旅行証明書が効力を失った旨を、その者に対し書面をもって通知するとともに、官報に告示する。

9　前項の規定による通知を受けた者は、速やかに出入国在留管理庁長官に当該難民旅行証明書を返納しなければならない。

10　出入国在留管理庁長官は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者が日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるときは、その者が本邦にある間において、法務省令で定めるところにより、その者に対して、期限を付して、その所持する難民旅行証明書の返納を命ずることができる。

11　前項の規定により返納を命ぜられた難民旅行証明書は、その返納があったときは当該返納の時に、同項の期限までに返納がなかったときは当該期限を経過した時に、その効力を失う。この場合において、同項の期限までに返納がなかったときは、出入国在留管理庁長官は、当該難民旅行証明書がその効力を失った旨を官報に告示する。

（退去強制令書の発付に伴う難民旅行証明書の返納等）

第二十七条　本邦に在留する外国人で難民等の認定を受けているものが、入管法第四十七条第六項、第四十七条の二第十項（入管法第四十八条の二第三項において準用する場合を含む。）、第四十八条第十項又は第四十九条第七項の規定により入管法第五十一条の規定による退去強制令書の発付を受けたときは、当該外国人は、速やかに出入国在留管理庁長官にその所持する難民旅行証明書を返納しなければならない。

2　本邦に在留する外国人で難民等の認定を受けているものが入管法第五十二条第三項又は第五十九条の規定により送還されるときは、当該外国人は、難民等保護委員会規則で定めるところにより、速やかに難民等保護委員会にその所持する難民等認定証明書を返納しなければならない。

（事実の調査）

第二十八条　難民等保護委員会は、難民等の認定若しくは第二十一条第一項、第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の規定による難民等の認定の取消しに関する処分又は第四条第二項若しくは第十二条第三項の規定による審査を行うため必要がある場合には、調査官に事実の調査をさせることができる。

2　前項の事実の調査は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一　我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規に基づき、かつ、国際連合、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関の見解を踏まえ、公正かつ中立に行うこと。

二　当該外国人が所在していた領域の状況を調査するに当たっては、外務大臣、国際連合、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関、外国政府、民間の団体等からできる限り正確かつ最新の情報を収集し、並びにそれらの情報について整理及び分析をした結果を活用し、当該領域の状況を適切に把握すること。

三　調査に伴う当該外国人の心理的な負担が過重なものとならないよう配慮しつつ、言語、文化、宗教等の相違を踏まえ、当該外国人と十分な意思疎通を図ること。

3　調査官は、第一項の事実の調査に当たっては、難民等保護委員会規則で定める場合を除き、当該外国人との面接によりその事情を聴取しなければならない。この場合において、当該外国人が日本語に通じないときは、通訳人を付さなければならない。

4　前項の面接に当たっては、当該外国人又はその代理人は、当該外国人に係る第一項に掲げる処分又は審査について、意見を述べ、及び日本語又は外国語で作成した資料を提出することができる。

5　国際連合難民高等弁務官事務所の職員は、難民等保護委員会規則で定めるところにより、第三項の面接に立ち会うことができるものとする。

6　第三項の面接に当たっては、調査官は、当該外国人の供述及び当該面接の状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録しておかなければならない。ただし、当該外国人がこれに同意しない場合その他記録しないことがやむを得ない場合として難民等保護委員会規則で定める場合は、この限りでない。

7　難民等保護委員会は、第一項に掲げる処分又は審査を適正に行うため、必要に応じ、前項の記録を活用するものとする。

8　調査官は、第一項の事実の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

9　難民等保護委員会又は調査官は、第一項の事実の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（標準処理期間）

第二十九条　難民等保護委員会は、第三条第一項の申請がされてから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定め、適当な方法により公にしておかなければならない。

（審査の進行状況等に関する情報の提供）

第三十条　難民等保護委員会は、難民等の認定の申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

第三章　難民等保護委員会

（設置）

第三十一条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、法務省の外局として、難民等保護委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第三十二条　委員会は、公正かつ適正な難民等の認定その他難民等及び難民等の認定の申請者の権利利益の保護を行うことを任務とする。

（所掌事務）

第三十三条　委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　難民等の認定に関すること。

二　一時庇護のための上陸の許可に関すること（入国審査官が行うべき事務を除く。）。

三　仮滞在の許可に関すること（法務大臣及び入国審査官が行うべき事務を除く。）。

四　第五十四条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により法務大臣に意見を述べること。

五　第五十五条の生活維持費の支給に関すること（法務大臣が行うべき事務を除く。）。

六　所掌事務に係る国際協力に関すること。

七　前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。

八　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

2　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、難民等の保護に関する事項について勧告し、及びその勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

（職権行使の独立性）

第三十四条　委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織等）

第三十五条　委員会は、委員長及び委員十二人をもって組織する。

2　委員のうち六人は、非常勤とする。

3　委員長及び委員は、人格が高潔で識見が高く、かつ、難民等の保護に関し公正な判断をすることができる者であって、次の各号に掲げるもののうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

一　難民等の保護に関する学識経験のある者

二　法律に関する学識経験のある者

三　国際情勢に関する学識経験のある者

四　難民等の保護に関する活動を行う民間の団体の実務に関して十分な知識と経験を有する者

4　前項の規定により委員長及び委員に任命される者の数は、同項各号に掲げる者につき、それぞれ三人以上でなければならない。

（任期等）

第三十六条　委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員長及び委員は、再任されることができる。

3　委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4　委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。この場合においては、同条第四項の規定を準用する。

5　前項前段の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（身分保障）

第三十七条　委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一　破産手続開始の決定を受けたとき。

二　この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。

三　拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

四　委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

（罷免）

第三十八条　内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（委員長）

第三十九条　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2　委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

（会議）

第四十条　委員会の会議は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員長及び六人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4　第三十七条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5　委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

6　委員長は、必要があると認めるときは、国際連合難民高等弁務官事務所の職員その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

（専門委員）

第四十一条　委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、委員会の申出に基づいて法務大臣が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、非常勤とする。

（事務局の組織）

第四十二条　委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2　事務局に、事務局長のほか、調査官、相談員その他所要の職員を置く。

3　事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4　調査官は、委員会の所掌事務に関する事実の調査に関する事務に従事する。

5　調査官は、委員会の所掌事務に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、委員会が任命する。

6　相談員は、委員会の所掌事務に関する相談及び国際連合難民高等弁務官事務所による援助を必要とする者に対する国際連合難民高等弁務官事務所の紹介に関する事務に従事する。

（地方事務所）

第四十三条　委員会の事務局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。

2　前項の地方事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3　第一項の地方事務所には、所要の地にその支所を置き、地方事務所の事務を分掌させることができる。

4　前項の支所の名称、位置及び管轄区域は、法務省令で定める。

5　第一項の地方事務所又はその支所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、地方事務所又はその支所の出張所を置くことができる。

6　前項の出張所の名称、位置及び管轄区域は、法務省令で定める。

（政治運動等の禁止）

第四十四条　委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

2　委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（秘密保持義務）

第四十五条　委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

（給与）

第四十六条　委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

（規則の制定）

第四十七条　委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、難民等保護委員会規則を制定することができる。

（資料の提出等の要求）

第四十八条　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（国会に対する報告）

第四十九条　委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（委員会の運営）

第五十条　この法律に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第四章　生活支援

（基本理念）

第五十一条　難民等（難民等の認定の申請者を含む。以下この条、第五十八条及び第五十九条において同じ。）に対する生活上の支援（以下「生活支援」という。）に関する施策は、難民等が地域社会において適切に日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域社会の理解と協力を得つつ、総合的かつ一体的に行われなければならない。

（国の責務）

第五十二条　国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、生活支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2　国は、前項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第五十三条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、生活支援に関し、その地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施するものとする。

（生活支援基本計画）

第五十四条　政府は、生活支援に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、生活支援に関する施策の基本となるべき計画（以下この条において「生活支援基本計画」という。）を定めなければならない。

2　生活支援基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　生活支援に関する基本的な方針

二　生活支援に係る次に掲げる施策の実施に関する事項

イ　日常生活及び社会生活に関する相談への対応、日本語の習得の援助その他日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な施策

ロ　健康診断の実施、医療の提供その他保健及び医療の確保を図るために必要な施策

ハ　公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）等の確保その他居住の安定を図るために必要な施策

ニ　職業訓練の実施、就職のあっせんその他雇用の機会の確保を図るために必要な施策

ホ　就学の円滑化、教育の充実その他必要な教育を受けることができるようにするために必要な施策

ヘ　一定期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与を受けることができるようにするために必要な施策

三　次条の生活維持費に係る施策に関する事項

四　生活支援を行う民間の団体との連携及び当該団体に対する援助に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、生活支援に関する施策を総合的かつ一体的に実施するために必要な事項

3　法務大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、委員会の意見を聴いて、生活支援基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　法務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、生活支援基本計画を国会に報告するとともに、公表しなければならない。

5　前二項の規定は、生活支援基本計画の変更について準用する。

（生活維持費の支給）

第五十五条　国は、次の各号に掲げる者が最低限度の生活の維持を図るのに困難を生ずるおそれがあると委員会が認める場合には、これらの者に対し、法務省令・難民等保護委員会規則で定めるところにより、当該各号に定める期間中の最低限度の生活を維持するために必要な費用を支給することができる。

一　一時庇護許可者　一時庇護のための上陸の許可に係る上陸期間

二　仮滞在許可者　仮滞在期間

三　第四条第二項各号に該当しない申請を行った者（前二号に該当することにより当該費用の支給を受けることとなる者を除く。）　仮滞在期間に準じて法務省令・難民等保護委員会規則で定める期間

（民間の団体の能力の活用等）

第五十六条　国及び地方公共団体は、生活支援に関する施策を実施するに当たっては、生活支援について民間の団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

（国及び地方公共団体の連携）

第五十七条　国及び地方公共団体は、生活支援に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

第五章　雑則

（難民等の保護に職務上関係のある者による配慮等）

第五十八条　難民等の保護に職務上関係のある者は、その職務を行うに当たっては、難民等の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、難民等の人権に十分な配慮をしなければならない。

2　国は、難民等の保護に職務上関係のある者に対し、難民等の人権に関する理解を深めさせ、並びに難民等の保護を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための研修及び訓練の実施に関し必要な措置を講ずるものとする。

（教育及び啓発）

第五十九条　国及び地方公共団体は、難民等の保護に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（事実の調査）

第六十条　法務大臣は、第六条第一項若しくは第二項前段、第七条、第十三条第一項において準用する入管法第二十二条の二第三項において準用する入管法第二十条第三項本文、第十三条第一項において準用する入管法第二十二条の二第四項において準用する入管法第二十二条第二項、第十七条第一項若しくは第二十五条の規定による許可、第十条第一項の規定による在留資格の取消し又は第十八条の規定による許可の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には入国審査官に、第十一条第一項又は第十六条第一項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には入国審査官又は入国警備官に、それぞれ事実の調査をさせることができる。

2　入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3　法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（情報提供）

第六十一条　委員会は、この法律に規定する難民等の保護の職務に相当する職務を行う外国の当局（以下この条において「外国当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する難民等の保護の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報を提供することができる。

2　前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国当局の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3　委員会は、外国当局からの要請があったときは、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査又は審判（以下この項において「捜査等」という。）に使用することについて同意をすることができる。

一　当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二　当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三　日本国が行う同種の要請に応ずる旨の当該要請に係る外国の保証がないとき。

4　委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなけれ

ばならない。

5　委員会は、国際連合難民高等弁務官事務所に対し、難民条約第三十五条第二項の範囲内で、我が国における条約難民の保護の状況に関する情報を提供することができる。

（身柄の引渡し）

第六十二条　検察官は、第六十九条の罪に係る被疑者を受け取った場合において、公訴を提起しないと決定するときであって仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の発付があったときは、入国警備官による仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の提示を待って、当該被疑者を釈放して当該入国警備官に引き渡さなければならない。

（刑事訴訟法の特例）

第六十三条　司法警察員は、第六十九条の罪に係る被疑者を逮捕し、若しくは受け取り、又はこれらの罪に係る現行犯人を受け取った場合には、仮上陸許可者収容許可状又は容疑者収容許可状が発付され、かつ、その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百三条（同法第二百十一条及び第二百十六条の規定により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、書類及び証拠物とともに、当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができる。

2　前項の場合には、被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に、当該被疑者を引き渡す手続をしなければならない。

（手数料）

第六十四条　外国人は、第二十六条第一項の規定により難民旅行証明書の交付を受け、又は同条第七項の規定により難民旅行証明書に有効期間の延長の記載を受けるときは、手数料を納付しなければならない。

2　前項に規定する手数料の額は、条約難民である旨の認定を受けている者に対して交付される難民旅行証明書にあっては難民条約附属書第三項の定めるところにより、補完的保護対象者である旨の認定を受けている者に対して交付される難民旅行証明書にあっては同項の趣旨を踏まえ、政令で定める。

（事務の区分）

第六十五条　第八条第一項、同条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する入管法第十九条の七第二項及び第十四条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（難民等保護委員会規則等への委任）

第六十六条　第二章からこの章までの規定の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、次の各号に掲げる事務に応じ、当該各号に定める命令で定める。

一　委員会が行うべき事務　難民等保護委員会規則

二　法務大臣が行うべき事務　法務省令

三　市町村の長が行うべき事務　政令

（権限の委任）

第六十七条　この法律に規定する法務大臣の権限は、政令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に委任することができる。ただし、第五十四条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する権限については、この限りでない。

2　この法律に規定する出入国在留管理庁長官の権限（前項の規定により委任された権限を含む。）は、法務省令で定めるところにより、地方出入国在留管理局長に委任することができる。

（経過措置）

第六十八条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六章　罰則

第六十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　難民等でないにもかかわらず、偽りその他不正の手段により難民等の認定を受けた者

二　第十条第二項、第十一条第二項及び第十六条第二項において準用する入管法第二十二条の四第七項本文の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの

三　一時庇護許可者で、当該一時庇護許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの

四　偽りその他不正の手段により、一時庇護許可者の在留資格の取得の許可を受けた者

五　第十六条第一項（第一号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者で本邦に残留するもの

六　仮滞在許可者で、仮滞在期間を経過して本邦に残留するもの

第七十条　前条第三号又は第四号の罪を犯した者については、次の各号に該当することの証明があったときは、その刑を免除する。

一　条約難民又は補完的保護対象者であること。

二　前号の条約難民又は補完的保護対象者に係る領域においてその生命、身体、身体の自由又はその他難民条約第一条A(2)に該当する者が受けるおそれのある迫害から保護されるべき権利利益若しくは市民的及び政治的権利に関する国際規約第七条の規定により保護される権利利益を害されるおそれがあることにより、当該罪に係る行為をしたものであること。

第七十一条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　営利の目的で第六十九条第四号に規定する行為の実行を容易にしたとき。

二　他人の入管法第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為の実行を容易にする目的で、偽りその他不正の手段により、第二十六条第一項の難民旅行証明書の交付を受けたとき。

三　入管法第七十条第一項第一号又は第二号の罪を犯す目的で、偽りその他不正の手段により、第二十六条第一項の難民旅行証明書の交付を受けたとき。

2　営利の目的で前項第二号の罪を犯したときは、その違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑及び五百万円以下の罰金に処する。

第七十二条　前条（第一項第一号を除く。）の罪の未遂は、罰する。

第七十三条　前二条の罪は、刑法第二条の例に従う。

第七十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第七十一条第一項第一号の罪又は同項第二号若しくは同条第二項の罪若しくはその未遂罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第七十五条　第四十五条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第七十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十一条第三項（第二十二条第二項及び第二十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条第二項の規定に違反して難民等認定証明書を返納しなかった者

二　第二十六条第九項又は第二十七条第一項の規定に違反して難民旅行証明書を返納しなかった者

三　第二十六条第十項の規定により難民旅行証明書の返納を命ぜられた者で、同項の規定により付された期限内にこれを返納しなかったもの

第七十七条　第八条第一項又は第十四条第一項の規定による届出に関し虚偽の届出をした者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

第七十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第八条第一項又は第十四条第一項の規定に違反して住居地を届け出なかった者

二　一時庇護許可者で、第十二条第八項の規定に基づき付された条件に違反して逃亡したもの

三　仮滞在許可者で、第十七条第三項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

第七十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第一項又は第十九条第一項の規定に違反した者

二　第十五条第二項（第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して一時庇護許可書又は仮滞在許可書の提示を拒んだ者

第八十条　第九条第三項各号に掲げる者が、同項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定による届出又は第八条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する入管法第十九条の七第二項の規定により返還される在留カードの受領をしなかったときは、五万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置、関係法律の整備等）

2　この法律の施行に伴う経過措置、関係法律の整備その他必要な事項については、別に法律で定める。

（送還停止の例外の範囲についての見直し）

3　この法律の施行後においても、第二十条第三項ただし書の規定の適用を受ける者の範囲については、難民等の認定の申請者が難民等の認定に係る審査を受ける権利の保障の観点から、不断の見直しが行われるものとする。

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約十二億円の見込みである。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

出入国管理法

目次中「第十八条の二」を「第十八条」に、「第三十八条」を「第三十八条の二」に、「第五十条」を「第五十条の二」に、「仮放免（第五十四条・第五十五条）」を「仮上陸許可者収容許可状等の失効による放免及び仮放免（第五十三条の二―第五十五条）」に改め、「第七章の二　難民の認定等（第六十一条の二―第六十一条の二の十四）」を削り、「第六十一条の三」を「第六十一条の二」に改める。

第一条中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改め、「とともに、難民の認定手続を整備する」を削る。

第二条中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改め、第三号の二を削り、同条第十号中

「第六十一条の三」を「第六十一条の二」に改め、同条第十二号の二を削り、同条第十三号中「第六十一条の三の二」を「第六十一条の三」に改める。

第二条の二第一項中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改める。

第三条第一項第二号中「許可（」の下に「難民等の保護に関する法律（令和五年法律第　　号。以下「難民等保護法」という。）第十二条第四項前段及び第五項の規定による許可を含む。」を加える。

第五条第一項第五号の二中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改める。

第六条第一項ただし書及び第七条第一項中「第六十一条の二の十二第一項」を「難民等保護法第二十六条第一項」に改める。

第九条第三項ただし書中「第六十一条の二の十二第一項」を「難民等保護法第二十六条第一項」に改め、同条第七項中「第四節」の下に「又は難民等保護法第十二条」を加え、「第十条第八項」を「第十条第十三項」に改め、同条第八項第一号ロ中「第六十一条の二の十二第一項」を「難民等保護法第二十六条第一項」に改め、同号ハ(2)中「第十条第八項」を「第十条第十三項」に改める。

第十条第三項中「当つて」を「当たつて」に改め、同条第十一項を同条第十六項とし、同条第十項中「その者」の下に「及びその代理人」を加え、「次条の規定により異議を申し出る」を「次条第一項前段の規定による異議の申出をし、又はこれと併せて同項後段の規定による申請をする」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第九項を同条第十四項とし、同条第八項中「第十項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第七項を第十二項とし、第六項を第十一項とし、同条第五項中「基き」を「基づき」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「一人を」の下に「口頭審理に」を加え、同項を同条第九項とし、同条第三項の次に次の五項を加える。

4　当該外国人又はその代理人は、法務省令で定めるところにより、口頭審理が終了するまでの間、特別審理官に対し、当該外国人の引渡しの理由を記載した書面その他の関係書類の閲覧（電磁的記録（電磁的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第五十七条第九項において同じ。）にあつては、記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧）又は当該関係書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、特別審理官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

5　特別審理官は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る書類を提出した入国審査官の意見を聴かなければならない。ただし、特別審理官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

6　特別審理官は、第四項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

7　第四項の規定による交付を受ける当該外国人又はその代理人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

8　特別審理官は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

第十一条第一項中「前条第十項」を「前条第十五項」に改め、「外国人」の下に「又はその代理人」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次条第一項の規定による許可の申請をするときは、当該異議の申出と併せて行うものとする。

第十一条第二項中「前項」を「前項前段」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項前段」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、異議の申出が理由がないと認めるときは、その理由（同項後段の規定による申請があつた場合において法務大臣が次条第一項の規定による許可をしないときは、その旨及びその理由を含む。）を当該通知に付さなければならない。

第十一条第六項中「対しその旨」を「対し書面をもつてその旨及びその理由（第一項後段の規定による申請があつた場合において法務大臣が次条第一項の規定による許可をしないときは、その旨及びその理由を含む。）」に改める。

第十二条第一項中「前条第三項」を「前条第三項前段」に改め、「当該外国人が」の下に「、同条第一項後段の規定による申請をし、かつ、」を加える。

第十三条第一項中「手続中」の下に「又は難民等保護法第十二条に規定する一時庇護のための上陸の手続中」を加え、「その」を「これらの」に改め、同条第三項中「二百万円」を「百万円」に改め、同条第四項中「第十条第八項」を「第十条第十三項」に、「第十条第七項若しくは第十一項」を「第十条第十二項若しくは第十六項」に改め、同条第六項中「虞」を「おそれ」に、「収容令書を発付して」を「仮上陸

許可者収容許可状により、この章に規定する上陸の手続又は難民等保護法第十二条に規定する一時庇護のための上陸の手続が完了するまでの間に限り、」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　仮上陸許可者収容許可状は、主任審査官の請求により、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官が発付するものとする。

第十三条に次の二項を加える。

8　前項の裁判官は、仮上陸許可者収容許可状を発する前に、第一項の許可を受けた外国人及びその代理人に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

9　第四十条から第四十二条（第二項を除く。）までの規定は、仮上陸許可者収容許可状による収容について準用する。この場合において、第四十条中「容疑者の」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人の」と、「容疑事実の要旨」とあるのは「収容すべき事由」と、「前条第二項」とあるのは「第十三条第七項」と、第四十一条第一項ただし書中「法務省令で定める入国審査官」とあるのは「主任審査官」と、「を限り延長する」とあるのは「ごとに当該期間を更新する」と、同条第三項中「容疑者」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人」と、第四十二条第一項中「容疑者を」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人を」と、「容疑者に」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人に」と読み替えるものとする。

第十三条の二第一項中「第十条第七項若しくは第十一項」を「第十条第十二項若しくは第十六項」に改める。

第十八条の二を削る。

第十九条第四項中「第十六条から第十八条まで」を「前三条」に改める。

第十九条の五第一項第二号中「以下同じ。）」の下に「の前日」を加え、同項第四号中「誕生日」の下に「の前日」を加える。

第十九条の八第一項中「（第二十二条の三において準用する場合を含む。）」を削り、「第五十条第一項又は第六十一条の二の二第一項若しくは第二項」を「第四十七条の二第三項、第四十八条の二第二項、第五十条第一項又は第五十条の二第一項」に改め、同条第四項中「又は第二十二条の三」を削り、「第二十二条の二第二項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）」を「同条第二項」に、「（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において」を「において」に改める。

第十九条の十一第一項中「誕生日」の下に「の前日」を加える。

第十九条の二十六第一項第二号及び第十九条の三十六第一項中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改める。

第十九条の三十七第一項中「この款」の下に「又は難民等保護法第八条第一項若しくは第十四条第一項」を加える。

第二十二条の二の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（在留資格の取得）」を付し、同条第一項中「手続」の下に「若しくは難民等保護法第十二条に規定する一時庇護のための上陸の手続」を加える。

第二十二条の三を次のように改める。

第二十二条の三　削除

第二十二条の四第一項中「第六十一条の二第一項の難民の認定」を「難民等保護法第三条第一項に規定する難民等の認定（第二十四条第十号において「難民等の認定」という。）」に改め、同項第二号中「いい、これらが二以上ある場合には直近のものをいうものとする」を「いう」に改め、「この項」の下に「及び附則第十四項」を、「こと」の下に「（当該上陸許可の証印等を受けた後、上陸許可の証印等又は一時庇護許可者の在留資格の取得の許可（難民等保護法第十一条第一項第一号に規定する一時庇護許可者の在留資格の取得の許可をいう。以下同じ。）を受けた場合を除く。）」を加え、同項第三号中「こと」の下に「（当該上陸許可の証印等を受けた後、上陸許可の証印等又は一時庇護許可者の在留資格の取得の許可を受けた場合を除く。）」を加え、同項第四号中「第五十条第一項又は第六十一条の二の二第二項」を「第四十七条の二第三項、第四十八条の二第二項、第五十条第一項又は」を「許可若しくは」に改め、「証印等」の下に「又は難民等保護法第六条第二項前段の規定による許可若しくは一時庇護許可者の在留資格の取得の許可」を加え、同項第八号中「第五十条第一項若しくは第六十一条の二の二第二項」を「第四十七条の二第三項、第四十八条の二第二項、第五十条第一項若しくは第五十条の二第一項」に改める。

第二十三条第一項第七号及び第八号を削る。

第二十四条第二号の二中「限る。）」の下に「又は難民等保護法第十六条第一項（第一号に係るものに限る。）」を加え、同条第二号の四中「第六十一条の二の八第二項」を「難民等保護法第十条第二項、第十一条第二項及び第十六条第二項」に改め、同条第三号中「許可又は」を「許可、」に改め、「よる許

可」の下に「又は難民等保護法第十二条第四項前段若しくは第五項の規定による許可若しくは一時庇護許可者の在留資格の取得の許可」を加え、同条第三号の四イ中「活動又は」を「活動、」に、「若しくは第八号の二から第八号の四まで」を「、第九号若しくは第十号」に改め、「行う活動」の下に「又は難民等保護法第六十九条第二号、第三号、第五号若しくは第六号に掲げる者が行う活動」を加え、同条第四号ホ中「又は第七十四条の八」を「若しくは第七十四条の八の罪又は難民等保護法第七十一条若しくは第七十二条」に改め、同号ル(2)中「よる許可」の下に「若しくは一時庇護許可者の在留資格の取得の許可」を加え、同条第四号の四中「又は」を「若しくは」に改め、「罪」の下に「又は難民等保護法第七十七条の罪」を加え、同条第五号の二中「第十条第七項若しくは第十一項」を「第十条第十二項若しくは第十六項」に改め、同条第六号中「一時庇護のための上陸の許可」を「難民等保護法第十二条第四項前段若しくは第五項の規定による許可」に改め、同条第十号を次のように改める。

十　難民等保護法第六条第一項若しくは第二項前段又は第七条の許可を受けて在留する者で、難民等保護法第二十一条第一項（第一号又は第三号に係るものに限る。）、第二十二条第一項（第一号又は第三号に係るものに限る。）又は第二十三条第一項（第一号又は第二号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消されたもの。ただし、次のイからハまでに掲げる者を除く。

イ　難民等保護法第二十一条第一項（第一号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消された者で、難民等保護法第二条第一項第五号に規定する無国籍者（以下この号において「無国籍者」という。）である旨の認定を受けているもの又は難民等保護法第二十三条第一項（第三号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消されたもの

ロ　難民等保護法第二十二条第一項（第一号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消された者で、無国籍者である旨の認定を受けているもの又は難民等保護法第二十三条第一項（第三号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消されたもの

ハ　難民等保護法第二十三条第一項（第一号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消された者で、難民等保護法第二条第一項第三号に規定する条約難民若しくは同項第四号に規定する補完的保護対象者である旨の認定を受けているもの又は難民等保護法第二十一条第一項（第二号に係るものに限る。）若しくは第二十二条第一項（第二号又は第四号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消されたもの

第二十六条の二第一項中「第六十一条の二の十二第一項」を「難民等保護法第二十六条第一項」に改める。

第五章第一節中第三十八条の次に次の一条を加える。

（調書及び証拠物の提出）

第三十八条の二　入国警備官は、違反調査の結果、容疑者が第二十四条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある場合であつて、次節の規定による収容を行わないときは、調書及び証拠物を入国審査官に提出しなければならない。

第三十九条第一項中「一に該当する」を「いずれかに明らかに該当すると認められる場合で、かつ、その者が逃亡し、又は逃亡する」に、「は、収容令書」を「に限り、容疑者収容許可状」に改め、同条第二項中「前項の収容令書は、」を「容疑者収容許可状は、法務省令で定める入国審査官又は」に、「主任審査官」を「所在地を管轄する地方裁判所の裁判官」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項の裁判官は、容疑者収容許可状を発する前に、容疑者及びその代理人に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第四十条の見出しを「（容疑者収容許可状の方式）」に改め、同条中「前条第一項の収容令書」を「容疑者収容許可状」に、「法務省令」を「最高裁判所規則」に、「且つ、主任審査官」を「かつ、前条第二項の裁判官」に改める。

第四十一条第一項中「収容令書」を「容疑者収容許可状」に、「三十日」を「十日」に改め、同項ただし書中「但し、主任審査官」を「ただし、法務省令で定める入国審査官の請求があつた場合において、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官」に改め、同条第二項中「収容令書」を「容疑者収容許可状」に改める。

第四十二条第一項及び第二項本文中「収容令書」を「容疑者収容許可状」に改め、同項ただし書中「但し、収容令書」を「ただし、容疑者収容許可状」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第四十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「収容令書」を「容疑者収容許可状」に、「まつていて」を「待つていて」に、「虞」を「おそれ」に、「またず」を「待たず」に改め、同条第二項中「すみやかにその理由を主任審査官に報告して、収容令書」を「速やかにその所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官に対し、容疑者収容許可状」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第三十九条第三項の規定を準用する。

第四十三条第三項中「主任審査官」を「同項前段の裁判官」に改める。

第四十四条の見出しを「（容疑者の引渡し）」に改め、同条中「第三十九条第一項」の下に「又は前条第一項」を、「より容疑者」の下に「（次条の審査がまだ行われていない者に限る。）」を加え、「容疑者の」を「当該容疑者の」に改め、同条に次の一項を加える。

2　入国警備官は、第三十九条第一項又は前条第一項の規定により容疑者（前項に規定する者を除く。）を収容したときは、速やかに、当該容疑者を法務省令で定める入国審査官に引き渡さなければならない。

第四十五条第一項中「前条の規定により容疑者の引渡しを受けた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第三十八条の二の規定により調書及び証拠物の提出があつたとき。

二　前条第一項の規定により容疑者の引渡しを受けたとき。

第四十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第十条第三項、第九項及び第十一項並びに第三十条第一項の規定は前項の審査の手続について、第二十九条第一項の規定は容疑者を収容していない場合の前項の審査の手続について、それぞれ準用する。この場合において、第十条第三項中「提出し、及び証人を尋問することができる」とあるのは「提出することができる」と、同条第九項及び第十一項中「特別審理官」とあり、並びに第二十九条第一項及び第三十条第一項中「入国警備官」とあるのは「入国審査官」と、同項中「あるときは」とあるのは「あるときは、職権に基づき、又は容疑者の請求に基づき」と読み替えるものとする。

第四十七条第一項中「認定した」の下に「場合において当該容疑者を収容している」を加え、同条第二項中「受けた」の下に「場合において当該容疑者を収容している」を加え、同条第三項中「及びその者」を「並びにその者及びその代理人」に改め、同条第四項中「に対し、第四十八条」を「及びその代理人に対し、第四十八条第一項」に改め、「請求」の下に「をし、又は次条第一項前段の規定による申請」を加え、同条第五項中「署名させ、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければ」を「署名させなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

6　主任審査官は、前項の署名をした容疑者が次条第一項前段の規定による申請をしないときは、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

（認定に服する場合の在留特別許可）

第四十七条の二　前条第三項の認定に服した容疑者又はその代理人は、当該容疑者が同条第五項の規定により口頭審理の請求をしない旨を記載した文書に署名する際に、法務省令で定める手続により、法務省令で定める事項を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に対し第三項の規定による許可を申請することができる。この場合において、当該容疑者又はその代理人及び当該容疑者の子である未成年者（本邦にある者に限る。）は、法務省令で定めるところにより、当該主任審査官に対し、同項の規定による許可を受けるべき事情についての意見を述べることができる。

2　主任審査官は、前項前段の申請があつたときは、第四十五条第三項の審査に関する調書（前項後段の規定による意見の陳述があつたときは、同条第三項の審査に関する調書及び当該意見の聴取に関する調書）その他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。

3　法務大臣は、第一項前段の規定による申請があつた場合において、当該容疑者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

一　永住許可を受けているとき。

二　かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。

三　本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者であるとき。

四　本国に居住していた期間より長い期間本邦に在留している者であるときその他本邦での滞在期間が長期間に及び、本邦に定着していると認められるとき。

五　日本人、永住者の在留資格をもつて在留する者又は特別永住者の子（第一号及び第三号に掲げる者を除く。）であるとき。

六　日本人若しくは特別永住者又は別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者（日本人の配偶者を除く。以下この号において「日本人等」という。）と婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。次号及び第八号において同じ。）をしているとき又は当該容疑者と性別を同じくする日本人等であつて当該容疑者と婚姻関係に準ずる関係にあるものと共同生活を営んでいるとき。

七　未成年者（当該容疑者の子として出生した者に限り、婚姻をし又は前号に規定する共同生活を営んでいる者を除く。）であつて次のイ又はロのいずれかに該当するものを監護し、若しくは養育し、又は扶養しているとき。

イ　第三号又は第四号に掲げる者

ロ　日本人、永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者の子として出生した者又は別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者

八　未成年者（婚姻をし又は第六号に規定する共同生活を営んでいる者を除く。）であつて、別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者の監護若しくは養育又は扶養を受けているものであるとき。

九　人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。

十　難病（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第一条に規定する難病をいう。）、小児慢性特定疾病（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。）その他重度の疾病により本邦での治療を必要としているとき。

十一　前号に規定する治療を要する親族の看護をすることが必要と認められる者であるとき。

十二　その他人道的な配慮を必要とすると認められること等により特別に在留を許可すべき事情があると法務大臣が認めるとき。

4　法務大臣は、第一項前段の規定による申請に係る容疑者が児童の権利に関する条約第一条に規定する児童に該当するときは、前項の規定により許可をするかどうかの判断に当たつては、同条約に係る児童の権利に関する委員会その他の国際機関による見解を踏まえ、同条約第三条1の規定に基づき児童の最善の利益を主として考慮するとともに、同条約第九条1の規定に基づき当該児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないよう特に配慮するものとする。

5　法務大臣は、第一項前段の規定による申請に係る容疑者に家族があるときは、第三項の規定により許可をするかどうかの判断に当たつては、当該容疑者及びその家族が我が国に在留できるよう特に配慮するものとする。

6　法務大臣は、第三項の規定による許可をする場合には、法務省令で定めるところにより、在留資格及び在留期間を決定し、その他必要と認める条件を付することができる。

7　法務大臣が第三項の規定による許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）をする場合において、当該外国人が中長期在留者となるときは、出入国在留管理庁長官は、入国審査官に、当該外国人に対し、在留カードを交付させるものとする。

8　法務大臣は、第三項の規定による許可をする場合には、その旨を主任審査官に通知しなければならない。この場合において、主任審査官は、当該容疑者を収容しているときは、直ちに当該容疑者を放免しなければならない。

9　法務大臣は、第三項の規定による許可をしない場合には、その旨及びその理由を主任審査官に通知しなければならない。

10　主任審査官は、法務大臣から前項の通知を受けたときは、速やかに当該容疑者に対し、第三項の規定による許可がされなかつた旨及びその理由を知らせるとともに、第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

第四十八条第一項中「前条第三項」を「第四十七条第三項」に改め、「容疑者」の下に「又はその代理人」を加え、同条第二項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該容疑者を収容していないときは、その者の出頭を求めなければならない。

第四十八条第五項中「第六項」を「第十一項」に改め、同条第六項中「前条第三項」を「第四十七条第三項」に、「とき」を「場合」に改め、「限る。）」の下に「において、容疑者を収容しているとき」を加え、同条第七項中「前条第三項」を「第四十七条第三項」に改め、「受けた」の下に「場合において当該容疑者を収容している」を加え、同条第八項中「前条第三項」を「第四十七条第三項」に改め、「速やかに」の下に「理由を付した書面をもつて、」を加え、「及び当該容疑者」を「並びに当該容疑者及びその代理人」に、「に対し、第四十九条の規定により異議を申し出る」を「及びその代理人に対し、第四十九条第一項前段の規定による異議の申出をし、若しくはこれと併せて同項後段の規定による申請をし、又は次条第一項の規定による申請をする」に改め、同条第九項中「署名させ、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければ」を「署名させなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

10　主任審査官は、前項の署名をした容疑者が次条第一項の規定による申請をしないときは、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

第四十八条の次に次の一条を加える。

（判定に服する場合の在留特別許可）

第四十八条の二　前条第八項の判定に服した容疑者又はその代理人は、当該容疑者が同条第九項の規定により異議を申し出ない旨を記載した文書に署名する際に、法務省令で定める手続により、法務省令で定める事項を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に対し次項の規定による許可を申請することができる。

2　法務大臣は、前項の規定による申請があった場合において、当該容疑者が第四十七条の二第三項各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

3　第四十七条の二第一項後段及び第二項の規定は第一項の規定による申請があった場合に、同条第四項から第十項までの規定は前項の規定による許可について準用する。この場合において、同条第一項後段中「同項」とあるのは「第四十八条の二第二項」と、同条第二項中「前項後段」とあるのは「第四十八条の二第三項において準用する前項後段」と、「同条第三項」とあるのは「第四十五条第三項」と、「その他の」とあるのは「、第四十八条第四項の口頭審理に関する調書その他の」と読み替えるものとする。

第四十九条第一項中「前条第八項」を「第四十八条第八項」に改め、「容疑者」の下に「又はその代理人」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次条第一項の規定による許可の申請をするときは、当該異議の申出と併せて行うものとする。

第四十九条第六項中「その旨」を「書面をもってその旨及びその理由（第一項後段の規定による申請があった場合において法務大臣が次条第一項の規定による許可をしないときは、その旨及びその理由を含む。）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「をした」の下に「場合において当該容疑者を収容している」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「受けた」の下に「場合において当該容疑者を収容している」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項前段」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、異議の申出が理由がないと認めるときは、その理由（同項後段の規定による申請があった場合において法務大臣が次条第一項の規定による許可をしないときは、その旨及びその理由を含む。）を当該通知に付さなければならない。

第四十九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項前段」に、「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に、「、前条第四項」を「（前項において準用する第四十七条の二第一項後段の規定による意見の陳述があったときは、第四十五条第三項の審査に関する調書及び当該意見の聴取に関する調書）、第四十八条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第四十七条の二第一項後段の規定は、前項後段の規定による申請があった場合について準用する。この場合において、同条第一項後段中「同項」とあるのは、「第五十条第一項」と読み替えるものとする。

第五十条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「次の各号」を「、同条第一項後段の規定による申請をし、かつ、第四十七条の二第三項各号」に改め、同項各号を削り、同条第二項を次のように改める。

2　第四十七条の二第四項から第七項までの規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

第五十条第三項を削り、同条第四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五章第三節中第五十条の次に次の一条を加える。

（退去強制令書の発付を受けた者の在留特別許可）

第五十条の二　法務大臣は、次条の規定による退去強制令書を発付した後に、当該退去強制令書の発付を受けた者又はその代理人の申立てがあった場合において、事情の変更によりその発付の処分を維持することを不当と認めるに至ったときは、その発付を取り消し、その発付を受けた者の在留を特別に許可することができる。

2　前項の申立ては、法務省令で定める手続により、申立書を主任審査官に提出してしなければならない。

3　第四十七条の二第四項から第八項までの規定は、第一項の規定による許可をする場合に準用する。

第五十一条中「第四十七条第五項、第四十八条第九項若しくは第四十九条第六項」を「第四十七条第六項、第四十七条の二第十項（第四十八条の二第三項において準用する場合を含む。）、第四十八条第十項又は第四十九条第七項」に改め、「、又は第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続において」を削る。

第五十二条第七項を同条第十三項とし、同条第六項中「前項」を「第六項」に、「送還する」を「送還し、又は引き渡す」に、「呼出」を「呼出し」に、「附して」を「付して」に改め、同項を同条第十一項

とし、同項の次に次の一項を加える。

12　主任審査官は、入国警備官が第三項本文の場合において退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができない場合又はその者に係る同項ただし書の規定による運送業者への引渡し若しくは第五十九条の規定による本邦外への送還を停止する場合であつて、第六項の規定による収容を行わないときは、法務省令で定めるところにより、その者に対し、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要な事項を命ずることができる。

第五十二条第五項中「おいて、」を「おいて」に、「ときは、送還可能のときまで」を「場合又はその者に係る同項ただし書の規定による運送業者への引渡し若しくは第五十九条の規定による本邦外への送還を停止する場合であつて、その者が逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があると認めるときは、送還又は引渡しが可能なときまでに限り、退去強制対象者収容許可状により」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の四項を加える。

7　退去強制対象者収容許可状は、入国警備官の請求により、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官が発付するものとする。

8　前項の裁判官は、退去強制対象者収容許可状を発する前に、退去強制を受ける者及びその代理人に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

9　主任審査官は、退去強制を受ける者が第六項の規定により収容されている期間が六月に達したときは、その者を放免しなければならない。この場合において、主任審査官は、法務省令で定めるところにより、その者に対し、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付することができる。

10　第四十条、第四十一条第一項及び第四十二条の規定は、退去強制対象者収容許可状による収容について準用する。この場合において、第四十条中「容疑者の」とあるのは「退去強制を受ける者の」と、「容疑事実の要旨」とあるのは「退去強制の理由」と、「前条第二項」とあるのは「第五十二条第七項」と、第四十一条第一項本文中「十日」とあるのは「七日」と、同項ただし書中「法務省令で定める入国審査官」とあるのは「入国警備官」と、「十日を限り延長する」とあるのは「収容の期間が通じて三十日に達するまでは七日ごとに当該期間を更新し、三十日に達した日以後六月に達するまでは一月ごとに退去強制を受ける者及びその代理人に対し意見を述べる機会を与えた上で当該期間を更新する」と、第四十二条第一項中「入国警備官」とあるのは「入国警備官（第五十二条第二項の規定により退去強制令書を執行する警察官又は海上保安官を含む。次項において同じ。）」と、「容疑者を」とあるのは「退去強制を受ける者を」と、「容疑者に」とあるのは「退去強制を受ける者に」と、同条第二項中「容疑者に対し、容疑事実の要旨」とあるのは「退去強制を受ける者に対し、退去強制の理由」と読み替えるものとする。

第五十二条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項本文の規定による送還（同項ただし書の規定による引渡し及び第五十九条の規定による送還を含む。）は、退去強制令書の発付に係る処分の取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分の取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、これを停止するものとする。

第五十三条第三項第一号中「難民条約」を「難民の地位に関する条約」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　前号に掲げる国のほか、その者がその生命、身体、身体の自由又は難民等保護法第二条第一項第四号ロに規定する権利利益を害されるおそれのある領域の属する国（法務大臣が日本国の利益又は公安を著しく害すると認める場合を除く。）

「第五節　仮放免」を「第五節　仮上陸許可者収容許可状等の失効による放免及び仮放免」に改める。

第五章第五節中第五十四条の前に次の一条を加える。

（仮上陸許可者収容許可状等の失効による放免）

第五十三条の二　仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状若しくは退去強制対象者収容許可状の発付を受けて収容されている者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、当該仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状を発付した裁判官がその発付の際に所属していた地方裁判所に対し、当該仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状若しくは退去強制対象者収容許可状の発付を受けて収容されている者が逃亡すると疑うに足りる相当の理由がなくなつたこと又はその者の疾病その他の事故によりその者に対する治療等を緊急に行う必要が生じたため収容の継続が相当でなくなつたことを理由として、当該仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の失効の申立てをすることができる。

2　前項の地方裁判所は、同項の規定による申立てを受けた場合において、その理由があると認めるときは、当該仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の効力を失わせなければならない。この場合において、同項の地方裁判所の長は、当該仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状がその効力を失つた旨を、当該仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状による収容に係る入国者収容所長又は主任審査官に通知しなければならない。

3　入国者収容所長又は主任審査官は、前項の通知を受けたときは、当該仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の発付を受けて収容されている者を放免しなければならない。この場合において、入国者収容所長又は主任審査官は、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付することができる。

第五十四条第一項中「収容令書若しくは退去強制令書」を「仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状若しくは退去強制対象者収容許可状」に改め、同条第二項中「収容令書又は退去強制令書」を「仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状」に、「三百万円」を「百万円」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その者が逃亡すると疑うに足りる相当の理由がないと認めるとき又はその者の疾病その他の事故によりその者に対する治療等を緊急に行う必要が生じたため収容の継続が相当でなくなつたときは、その者を仮放免するものとする。

第五十四条第三項中「収容令書又は退去強制令書」を「仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状」に改め、同条に次の二項を加える。

4　第二項の仮放免により収容されていない期間は、第四十一条第一項（第十三条第九項及び第五十二条第十項において読み替えて準用する場合を含む。）の期間に算入しない。

5　入国者収容所長又は主任審査官は、第一項の請求があつた場合において仮放免をしないと決定したときは、速やかに理由を付した書面をもつて、同項の請求をした者（同項の請求をした者が仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の発付を受けて収容されている者でない場合にあつては、同項の請求をした者及び仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の発付を受けて収容されている者）にその旨を知らせなければならない。

第五十五条の見出しを「（仮放免の取消し）」に改め、同条第二項中「の取消」を「の取消し」に、「収容令書又は退去強制令書」を「仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、仮放免取消書には同項の取消しをした理由を記載しなければならない。

第五十五条第四項及び第五項本文中「収容令書又は退去強制令書」を「仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「収容令書又は退去強制令書」を「仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第五十五条の三第一項中「第四十九条第五項」を「第四十九条第六項」に改める。

第五十七条第八項中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法の規定及び難民等保護法第十二条」に改め、同条第九項中「（電磁的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

第五十九条の二第一項中「（第二十二条の三において準用する場合を含む。）」を削り、「第五十条第一項若しくは第六十一条の二の十一」を「第四十七条の二第三項、第四十八条の二第二項、第五十条第一項若しくは第五十条の二第一項」に改める。

第七章の二を削る。

第六十一条の三第二項第二号中「（第六十一条の二の八第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「第二十二条の四第三項ただし書（第六十一条の二の八第二項において準用する場合を含む。次条第二項第六号において同じ。）」を「同条第三項ただし書」に改め、同項第三号中「、第五十九条の二第一項及び第六十一条の二の十四第一項」を「及び第五十九条の二第一項」に改め、同項第五号中「収容令書及び」を削り、同項第六号中「収容令書又は退去強制令書」を「仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状」に改め、同項に次の一号を加える。

八　前各号に掲げるもののほか、出入国管理法及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

第八章中第六十一条の三を第六十一条の二とする。

第六十一条の三の二第二項第二号中「収容令書及び退去強制令書」を「仮上陸許可者収容許可状、容疑

者収容許可状並びに退去強制令書及び退去強制対象者収容許可状」に改め、同項に次の一号を加える。

七　前各号に掲げるもののほか、出入国管理法及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

第六十一条の三の二を第六十一条の三とする。

第六十一条の四第二項第二号中「収容令書又は退去強制令書」を「仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状若しくは退去強制令書若しくは退去強制対象者収容許可状」に改める。

第六十一条の五の次に次の一条を加える。

（退去強制を受ける者で収容されていないものの生活に関する国及び地方公共団体の施策）

第六十一条の五の二　国及び地方公共団体は、退去強制を受ける者（容疑者を含む。次項において同じ。）で収容されていないものが、適切な医療、食事、住居その他の生活を営むために必要な手段を得ることができないため、その生活の維持を図るのに困難を生ずるおそれがあるときは、その者が公共の衛生福祉に関する機関その他の機関からその生活を営むために必要な手段を得られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、退去強制を受ける者で収容されていないものの生活に関する各般の問題につき適切な対応が図られるよう、その者及びその家族、当該問題に対する対応を行っている民間の団体その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

第六十一条の六中「収容令書」を「仮上陸許可者収容許可状又は容疑者収容許可状」に改める。

第六十一条の七第二項中「一定の」を「適切な」に改め、同条第六項中「外」を「ほか」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「被収容者」を「前二項に規定するもののほか、被収容者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　入国者収容所等においては、被収容者の心身の状況を常に適切に把握することに努め、被収容者の健康及び入国者収容所等内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。

第六十一条の七の四第四項中「第六十一条の七第五項」を「第六十一条の七第六項」に改める。

第六十一条の七及び第六十一条の八第一項中「並びに難民の認定」を削る。

第六十一条の九第一項中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改め、「並びに難民の認定」を削る。

第六十一条の九の二第一項中「（第六十一条の二の八第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を削り、同条第六項ただし書を削る。

第六十一条の九の三第一項第三号中「（第二十二条の三において準用する場合を含む。）」を削り、「、第五十条第三項若しくは第六十一条の二の二第三項第一号」を「若しくは第四十七条の二第七項（第四十八条の二第三項、第五十条第二項及び第五十条の二第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「順位」を「順序」に改める。

第六十一条の十第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　外国人の入国及び在留の管理に当たっての外国人の人権の尊重に関する事項

第六十三条第一項を次のように改める。

退去強制対象者に該当する外国人について刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が行われる場合における退去強制の手続については、第五章第二節並びに第五十二条及び第五十三条の規定は適用しないものとし、第二十九条第一項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第二十九条第一項中「容疑者の出頭を求め」とあるのは、「容疑者の出頭を求め、又は自ら出張して」とする。

第六十三条第二項中「規定に基づき」を「場合において」に、「場合に」を「とき」に改める。

第六十四条の見出しを「（身柄の引渡し）」に改め、同条第一項中「とき」の下に「であつて仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の発付があつたとき」を加え、「収容令書又は退去強制令書の呈示をまつて」を「仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の提示を待つて」に改め、同条第二項中「収容令書又は退去強制令書」を「仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状」に、「呈示をまつて」を「提示を待つて」に改める。

第六十五条第一項中「収容令書が発付され、且つ」を「仮上陸許可者収容許可状又は容疑者収容許可状

が発付され、かつ」に改める。

第六十八条を削り、第六十八条の二を第六十八条とする。

第六十九条中「事項」の下に「（次項に規定する事項を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　出入国管理法に定めるもののほか、仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状及び退去強制対象者収容許可状の発付及び失効に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第六十九条の二及び第六十九条の三中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改める。

第七十条第一項第三号の三中「（第六十一条の二の八第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第七号中「、遭難による上陸の許可又は一時庇護のための上陸の許可」を「又は遭難による上陸の許可」に改め、同項中第八号の四及び第九号を削り、第八号の三を第十号とし、第八号の二を第九号とする。

第七十条の二ただし書を削り、同条各号を次のように改める。

一　難民等保護法第二条第一項第三号に規定する条約難民又は同項第四号に規定する補完的保護対象者であること。

二　前号の条約難民又は補完的保護対象者に係る領域においてその生命、身体、身体の自由又はその他難民の地位に関する条約第一条A(2)に該当する者が受けるおそれのある迫害から保護されるべき権利利益若しくは市民的及び政治的権利に関する国際規約第七条の規定により保護される権利利益を害されるおそれがあることにより、当該罪に係る行為をしたものであること。

第七十一条の五に次の四号を加える。

四　第五十二条第九項前段の規定により放免された者で、同項後段の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

五　第五十二条第十一項の規定により放免された者で、同項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

六　第五十二条第十二項の規定に基づく命令に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じない者

七　第五十三条の二第三項前段の規定により放免された者で、同項後段の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

第七十二条第一号中「収容令書又は退去強制令書」を「仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状」に改め、同条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第八号までを削る。

第七十三条の二第二項第三号中「又は第八号の二から第八号の四まで」を「、第九号若しくは第十号又は難民等保護法第六十九条第二号、第三号、第五号若しくは第六号」に改める。

第七十四条の六の二第一項第一号及び第三号中「難民旅行証明書、」を削る。

第七十五条中「第十条第五項」を「第十条第十項」に改める。

附則第六項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（在留資格に係る許可の特例）」を付し、同項を次のように改める。

6　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正法第一条の規定による改正前の第二十四条各号のいずれかに該当する外国人で定住者の在留資格の取得を希望するものは、法務省令で定める手続により、施行日から起算して六月を経過する日までの間に限り、法務大臣に対し次項の規定による許可を申請することができる。

附則に次の十七項を加える。

7　法務大臣は、前項の申請をした外国人が施行日の前日において次の各号のいずれにも該当するときは、その者に定住者の在留資格の取得を許可するものとする。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　本邦に継続して在留している期間が十年を超えていること。

ロ　本邦に在留している期間の合計が年齢に相当する年数（一年に達しないときは、月数）に三分の二を乗じて得た年月数を超えていること。

ハ　本邦に継続して在留している期間が三年を超え、かつ、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者と性別を同じくする者であつてその者と婚姻関係に準ずる関係を結ぶ合意をした旨の契約（公正証書によりするものその他これに類するものとして法務省令で定めるものに限る。）を締結したものを含む。）、子、孫、祖父母又は兄弟姉妹が次のいずれかに該当していること。

(1)　日本人
(2)　改正法第一条の規定による改正前の別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者
(3)　イ又はロに該当する者
(4)　特別永住者

ニ　本邦に継続して在留している期間が一年を超え、かつ、その者の父母がハ(1)から(4)までのいずれかに該当していること。

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、法務省令で定める事由に該当すること。

二　改正法第一条の規定による改正前の第二十四条第三号から第三号の五まで、第四号ハ、ニ（ニに規定する罪に当たる行為が自ら入国する目的で行われたものである場合を除く。）、ホ及びヌからヨまで、第四号の三、第四号の四並びに第十号のいずれにも該当しないこと。ただし、法務省令で定める特別の事情がある場合は、この限りでない。

三　改正法第一条の規定による改正前の第二十四条第四号ニ（ニに規定する罪に当たる行為が自ら入国する目的で行われたものである場合に限る。以下この号において同じ。）及びトからリまでのいずれにも該当しないこと。ただし、その者が犯した罪により同号ニ又はトからリまでのいずれかに該当することとなつた場合において、その罪により、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金の刑に処せられたとき又は無期若しくは三年を超える刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役若しくは同法第十三条に規定する禁錮若しくは三百万円を超える罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しくは刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

四　次のいずれにも該当しないこと。

イ　刑法第二編第二章又は第三章に規定する罪により拘禁刑以上の刑に処せられた者。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び同法第七十七条第一項第三号の罪により刑に処せられた者を除く。

ロ　刑法第二編第四章に規定する罪により拘禁刑に処せられた者

ハ　外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により拘禁刑以上の刑に処せられた者で、法務大臣がその犯罪行為により日本国の外交上の重大な利益が害されたと認定したもの

ニ　無期又は七年を超える拘禁刑に処せられた者で、法務大臣がその犯罪行為により日本国の重大な利益が害されたと認定したもの

8　法務大臣は、前項第四号ハの認定をしようとするときは、あらかじめ外務大臣と協議しなければならない。

9　法務大臣は、附則第七項の規定による許可をすることとしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせることにより行うものとする。

一　当該許可に係る外国人が中長期在留者となるとき　当該外国人に対する在留カードの交付
二　前号に掲げる場合以外の場合　当該許可に係る外国人に対する在留資格及び在留期間を記載した在留資格証明書の交付

10　附則第七項の規定による許可は、それぞれ前項各号に定める措置があつた時に、その効力を生ずる。

11　附則第七項の規定による許可を受けた者（以下「特例許可者」という。）が、改正法附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法第一条の規定による改正前の第七十条第一項第一号から第三号の三まで若しくは第五号から第八号の四まで若しくは第七十二条第二号の罪を犯し、又は当該許可の効力の生ずる時までに第七十条第一項第一号から第三号の三まで若しくは第五号から第十号まで若しくは第七十二条第二号若しくは附則第十八項第二号の罪若しくは難民等保護法第六十九条第二号、第三号、第五号若しくは第六号の罪を犯した者であるときは、その刑を免除する。

12　特例許可者については、当該特例許可者に施行日の前日において改正法第一条の規定による改正前の第二十四条各号のいずれかに該当する事由があり、かつ、附則第七項の規定による許可の効力の生ずる時まで当該事由が引き続きあることを理由としては、第五章に規定する退去強制の手続を行わない。

13　法務大臣は、特例許可者が附則第七項の規定による許可の効力の生じた時以後に死刑、無期若しくは三年を超える拘禁刑又は三百万円を超える罰金の刑に処せられたときは、法務省令で定める手続により、当該特例許可者が現に有する在留資格を取り消すものとする。

14　法務大臣は、特例許可者について、偽りその他不正の手段により附則第七項各号のいずれにも該当するものとして同項の規定による許可を受けた事実（当該許可の後、第四十七条の二第三項、第四十八条

の二第二項、第五十条第一項若しくは第五十条の二第一項若しくは附則第七項の規定による許可若しくは上陸許可の証印等又は難民等保護法第六条第二項前段の規定による許可若しくは一時庇護許可者の在留資格の取得の許可を受けた場合を除く。）が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該特例許可者が現に有する在留資格を取り消すことができる。

15　第二十二条の四第二項から第九項まで（第七項ただし書を除く。）の規定は、前二項の規定による在留資格の取消しに準用する。この場合において、同条第七項本文中「第一項（第一号及び第二号を除く。）」とあるのは、「附則第十三項又は第十四項」と読み替えるものとする。

16　附則第六項の申請をした外国人に関する出入国管理法の規定の適用については、第十九条の八第一項中「又は第五十条の二第一項」とあるのは「若しくは第五十条の二第一項又は附則第七項」と、第二十二条の四第一項第二号及び第三号中「証印等又は」とあるのは「証印等若しくは附則第七項の規定による許可又は」と、同項第四号中「これらの規定」とあるのは「これらの規定若しくは附則第七項の規定」と、同項第八号中「第五十条の二第一項」とあるのは「第五十条の二第一項若しくは附則第七項」と、第二十四条第二号の四中「第二十二条の四第七項本文（」とあるのは「第二十二条の四第七項本文（附則第十五項並びに」と、同条第三号中「次章第三節」とあるのは「次章第三節若しくは附則第七項」と、同条第三号の四イ中「第十号」とあるのは「第十号若しくは附則第十八項第二号」と、同条第四号ル(2)中「前節」とあるのは「前節若しくは附則第七項」と、第七十三条の二第二項第三号中「第十号」とあるのは「第十号若しくは附則第十八項第二号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

17　附則第六項から前項までの規定の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令で定める。

18　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　偽りその他不正の手段により、附則第七項の規定による許可を受けた者

二　附則第十五項において準用する第二十二条の四第七項本文の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの

19　前項第一号の罪を犯した者については、第七十条の二各号に該当することの証明があつたときは、その刑を免除する。

20　営利の目的で附則第十八項第一号に規定する行為の実行を容易にしたときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

21　前項の罪は、刑法第二条の例に従う。

22　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第二十項の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

（検討）

23　政府は、外国人の我が国における生活の安定に資するよう、就労に必要な在留資格に係る制度等の在り方について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

別表第一中「、第二十二条の三」及び「、第六十一条の二の二、第六十一条の二の八」を削る。

別表第二中「、第二十二条の三」を削り、「第六十一条の二の二、第六十一条の二の八」を「第四十七条の二」に改める。

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正）

第二条　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改める。

第四条第一項中「手続」の下に「又は難民等の保護に関する法律（令和五年法律第　　号）第十二条に規定する一時庇護のための上陸の手続」を加える。

第九条第一号中「同じ。）」の下に「の前日」を加える。

第十二条第一項中「誕生日」の下に「の前日」を加える。

第十九条第二項中「順位」を「順序」に改める。

第二十二条第三項中「第三十一条第三項」の下に「、第三十八条の二」を加え、「第四十九条第四項」を「第四十九条第五項」に改め、「いう」の下に「。以下同じ」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、難民等の保護に関する法律（令和五年法律第　　号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三項の規定　公布の日

二　第一条のうち出入国管理及び難民認定法第十九条の五及び第十九条の十一の改正規定並びに第二条のうち日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第九条及び第十二条の改正規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置、関係法律の整備等）

3　前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴う経過措置、関係法律の整備その他必要な事項については、別に法律で定める。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第三号の二を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三の二　補完的保護対象者　難民以外の者であつて、難民条約の適用を受ける難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が難民条約第一条A(2)に規定する理由であること以外の要件を満たすものをいう。

第十八条の二第一項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する者であること。

イ　その者が難民条約第一条A(2)に規定する理由その他これに準ずる理由により、その生命、身体又は身体の自由を害されるおそれのあつた領域から逃れて、本邦に入つた者であること。

ロ　その者が迫害を受けるおそれのあつた領域から逃れて、本邦に入つた者であること（イに掲げる者を除く。）。

第十八条の二第二項から第四項までの規定中「の許可」を「の規定による許可」に改める。

第十九条の五第一項第二号中「以下同じ。）」の下に「の前日」を加え、同項第四号中「誕生日」の下に「の前日」を加える。

第十九条の十一第一項中「誕生日」の下に「の前日」を加える。

第二十二条の四第一項中「の難民の認定」を「に規定する難民の認定又は同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定」に、「いずれかの事実」を「事実のいずれか」に改める。

第二十四条第十号中「許可」を「規定による許可」に改め、「取り消されたもの」の下に「又は同条第二項（第一号又は第三号に係るものに限る。）の規定により補完的保護対象者の認定を取り消されたもの」を加える。

第五十三条第三項第一号中「属する国」の下に「その他その者が迫害を受けるおそれのある領域の属する国」を加える。

第六十一条の二の見出しを「（難民の認定等）」に改め、同条第一項中「により」の下に「難民である旨の認定の」を加え、同条第二項中「法務大臣は」の下に「、第一項の申請をした外国人について」を、「しない」の下に「処分をした」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　法務大臣は、本邦にある外国人から法務省令で定める手続により補完的保護対象者である旨の認定の申請があつたときは、その提出した資料に基づき、その者が補完的保護対象者である旨の認定（以下「補完的保護対象者の認定」という。）を行うことができる。

3　法務大臣は、第一項の申請をした外国人について難民の認定をしない処分をする場合において、当該外国人が補完的保護対象者に該当すると認めるときは、補完的保護対象者の認定を行うことができる。

第六十一条の二に次の一項を加える。

5　法務大臣は、第一項又は第二項の申請をした外国人について、補完的保護対象者の認定をしたときは、法務省令で定める手続により、当該外国人に対し、補完的保護対象者認定証明書を交付し、同項の申請があつた場合においてその認定をしない処分をしたときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知する。

第六十一条の二の二第一項中「前条第一項の規定により」を削り、「難民の認定」の下に「又は補完的保護対象者の認定」を加え、「同項」を「前条第一項又は第二項」に改め、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条第二項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を、「処分」の下に「をするとき（同条第三項の規定により補完的保護対象者の認定を行うときを除く。）若しくは補完的保護対象者の認定をしない処分」を加える。

第六十一条の二の三中「難民の認定」の下に「又は補完的保護対象者の認定」を加え、「、当該外国人が前条第一項第一号に該当する場合を除き」を削る。

第六十一条の二の四第一項中「の申請」を「又は第二項の申請」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　本邦に上陸した日（本邦にある間に難民又は補完的保護対象者となる事由が生じた者にあつては、その事実を知つた日）から六月を経過した後第六十一条の二第一項又は第二項の申請を行つたものであることが明らかであるとき（やむを得ない事情があるときを除く。）。

第六十一条の二の四第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　次のイ又はロのいずれにも該当しないことが明らかであるとき。

イ　本邦にある間に難民となる事由が生じた場合を除き、その者の生命、身体又は身体の自由が難民条約第一条A(2)に規定する理由によつて害されるおそれのあつた領域から直接本邦に入つたものであるとき。

ロ　本邦にある間に補完的保護対象者となる事由が生じた場合を除き、その者が迫害を受けるおそれのあつた領域から直接本邦に入つたものであるとき。

第六十一条の二の四第二項中「前項の許可」を「前項の規定による許可」に改め、同条第三項中「許可」を「規定による許可」に改め、同条第四項中「の許可」を「の規定による許可」に改め、同条第五項中「許可を受けた」を「規定による許可を受けた」に、「いずれかの事由」を「事由のいずれか」に改め、同項第一号及び第二号中「処分」の下に「又は補完的保護対象者の認定をしない処分」を加え、同項第三号中「難民の認定」の下に「又は補完的保護対象者の認定」を加え、「許可」を「規定による許可」に改め、同項第四号中「許可」を「規定による許可」に改め、同項第五号中「の申請」を「又は第二項の申請」に改める。

第六十一条の二の五中「、前条第一項の許可」を「、前条第一項の規定による許可」に、「いずれかの事実」を「事実のいずれか」に改め、同条第一号中「許可」を「規定による許可」に、「第八号まで」を「第九号まで」に改め、同条第二号中「許可」を「規定による許可」に、「第七号」を「第八号」に改め、同条第四号中「難民の認定」の下に「又は補完的保護対象者の認定」を加える。

第六十一条の二の六第一項中「の許可」を「の規定による許可」に改め、同条第二項中「の申請」を「又は第二項の申請」に、「の許可」を「の規定による許可」に改め、同条第三項中「の申請」を「又は第二項の申請」に、「の許可」を「の規定による許可」に、「いずれかの事由」を「事由のいずれか」に改める。

第六十一条の二の七の見出し中「難民の認定」を「難民の認定等」に改め、同条第一項中「いずれかの事実」を「事実のいずれか」に改め、同項第二号中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同条第三項中「難民の認定」の下に「又は補完的保護対象者の認定」を加え、「又は」を「及び」に改め、「難民旅行証明書」の下に「又は補完的保護対象者認定証明書」を加え、同項を同条第

四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「難民の認定」の下に「又は補完的保護対象者の認定」を、「難民旅行証明書」の下に「又は補完的保護対象者認定証明書」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法務大臣は、本邦に在留する外国人で補完的保護対象者の認定を受けているものについて、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、法務省令で定める手続により、その補完的保護対象者の認定を取り消すものとする。

一　偽りその他不正の手段により補完的保護対象者の認定を受けたこと。

二　難民条約第一条C(1)から(4)までに掲げる場合のいずれかに該当することとなつたこと、補完的保護対象者であると認められる根拠となつた事由が消滅したため、その者の国籍の属する国の保護を受けることを拒むことができなくなつたこと又はその者が国籍を有しない場合において、補完的保護対象者であると認められる根拠となつた事由が消滅したため、常居所を有していた国に戻ることができることとなつたこと。

三　補完的保護対象者の認定を受けた後に、難民条約第一条F(a)又は(c)に掲げる行為を行つたこと。

第六十一条の二の八の見出し中「難民の認定」を「難民の認定等」に改め、同条第一項中「難民の認定」の下に「又は補完的保護対象者の認定」を、「同項の」の下に「規定による」を加える。

第六十一条の二の九第一項に次の三号を加える。

四　補完的保護対象者の認定をしない処分（難民の認定を受けていない場合に限る。）

五　第六十一条の二第二項の申請に係る不作為

六　第六十一条の二の七第二項の規定による補完的保護対象者の認定の取消し

第六十一条の二の九第二項中「前項第一号及び第三号」を「前項各号（第二号及び第五号を除く。）」に、「第六十一条の二第二項又は第六十一条の二の七第二項の」を「第六十一条の二第四項若しくは第五項又は第六十一条の二の七第三項の規定による」に改め、同条第六項の表第三十一条第一項ただし書の項中「難民」の下に「若しくは補完的保護対象者」を加える。

第六十一条の二の十第一項中「難民の認定」の下に「又は補完的保護対象者の認定」を加える。

第六十一条の二の十一の見出し中「難民」を「難民等」に改め、同条中「難民の認定」の下に「又は補完的保護対象者の認定」を加える。

第六十一条の二の十三中「難民の認定」の下に「又は補完的保護対象者の認定」を、「難民旅行証明書」の下に「又は補完的保護対象者認定証明書」を加える。

第六十一条の二の十四第一項中「、難民の認定」の下に「、補完的保護対象者の認定」を、「難民の認定の取消し」の下に「、同条第二項の規定による補完的保護対象者の認定の取消し」を加える。

第六十一条の七の七、第六十一条の八第一項及び第六十一条の九第一項中「難民の認定」の下に「及び補完的保護対象者の認定」を加える。

第七十条第一項第八号の四中「許可」を「規定による許可」に改め、同項第九号中「難民の認定」の下に「又は補完的保護対象者の認定」を加える。

第七十二条第五号中「許可」を「規定による許可」に改め、同条第六号中「第六十一条の二の七第三項」を「第六十一条の二の七第四項」に、「又は難民旅行証明書」を「、難民旅行証明書又は補完的保護対象者認定証明書」に改める。

第二条　出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

目次中「収容」を「容疑者の身柄に関する措置」に、「第四十四条」を「第四十四条の九」に、「第五十条」を「第四十九条」に、

「第三　第四節　退去強制令書の執行（第五十一条―第五十三条）
第四　第五節　仮放免（第五十四条・第五十五条）
第五　第五章の二　出国命令（第五十五条の二―第五十五条の六）」

を

第六
第七
第八

第五章

節の二　在留特別許可（第五十条）

節　退去強制令書の執行（第五十一条―第五十三条）

節　仮放免（第五十四条・第五十五条）

節　退去の命令（第五十五条の二）

の二　被収容者の処遇

節　総則（第五十五条の三―第五十五条の十七）

節　収容の開始（第五十五条の十八―第五十五条の二十）

節　金品の取扱い等（第五十五条の二十一―第五十五条の三十六）

節　保健衛生及び医療（第五十五条の三十七―第五十五条の四十六）

節　規律及び秩序の維持（第五十五条の四十七―第五十五条の五十四）

節　外部交通（第五十五条の五十五―第五十五条の六十七）

節　不服申立て（第五十五条の六十八―第五十五条の八十一）

節　死亡（第五十五条の八十二・第五十五条の八十三）

の三　出国命令（第五十五条の八十四―第五十五条の八十八）　」

を「第六十一条の二の十七」に改める。

第二条第十二号の二中「第六十一条の二の八第二項」を「第六十一条の二の十一第二項」に、「第六十一条の二の十四第一項」を「第六十一条の二の十七第一項及び第二項」に改め、同条第十六号を次のように改める。

十六　入国者収容所等　入国者収容所又は第五十五条の三第一項の規定により設けられる収容場をいう。

第五条第一項第九号中「二まで」を「へまで」に改め、同号ニ中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に、「者」を「者（へに掲げる者を除く。）」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「ロ」を「ロ及びハ」に、「退去した」を「退去の」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、「もの」の下に「（ロに掲げる者を除く。）」を加え、「退去した」を「退去の」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　第二十四条各号（第四号オからヨまで及び第四号の三を除く。）のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者で、第五十二条第五項の決定を受け、同項に規定する法務省令で定める日までに同条第四項の規定による許可に基づき退去したもの（別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く。）　退去の日から一年

第五条第一項第九号に次のように加える。

ヘ　第二十四条の三第一号ロに該当する者であつて、第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令により出国したもの（別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者に限る。）　出国した日から五年

第六条第一項ただし書及び第七条第一項中「第六十一条の二の十二第一項」を「第六十一条の二の十五第一項」に改める。

第九条第三項ただし書中「第六十一条の二の十二第一項」を「第六十一条の二の十五第一項」に改め、同条第四項第一号中「規定による」を削り、同条第八項第一号ロ中「第六十一条の二の十二第一項」を「第六十一条の二の十五第一項」に改め、同号ハ(3)中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改める。

第十三条の二第一項中「施設」の下に「（法務省令で定めるものに限る。）」を加える。

第十九条の八第一項中「第五十条第一項又は」を「第五十条第一項、」に、「若しくは第二項」を「又は第六十一条の二の五第一項」に改める。

第二十二条第二項中「が次の各号に」を「が次の各号のいずれにも」に改め、同項ただし書中「おいては、」を「あつては」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、「ことを」の下に「要せず、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関が保護の必要性を認めた者で法務省令で定める要件に該当するものである場合にあつては第二号に適合することを」を加える。

第二十二条の四第一項第四号中「第六十一条の二の二第二項」を「第六十一条の二の五第一項」に改め、同項第八号中「、この節の規定による許可又は」を「又はこの節、」に、「第六十一条の二の二第二項」を「第六十一条の二の五第一項」に改める。

第二十三条第一項中「文書」の下に「。第三項及び第七十六条第二号において同じ。」を加え、同項中

第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。

八　第四十四条の二第七項に規定する被監理者　同項の監理措置決定通知書

九　第五十二条の二第六項に規定する被監理者　同項の監理措置決定通知書

十　第五十二条第十項の規定により放免された者　特別放免許可書

十一　仮放免の許可を受けた者　仮放免許可書

第二十三条第三項中「、乗員手帳、特定登録者カード、許可書」を削る。

第二十四条中「、本邦からの」を「本邦からの」に、「強制する」を「強制し、又は第五十五条の二第一項の規定による命令により本邦から退去させる」に改め、同条第二号の四中「第六十一条の二の八第二項」を「第六十一条の二の十一第二項」に改め、同条第三号中「若しくは次章第三節」を「、第五十条第一項若しくは第六十一条の二の五第一項」に改め、同条第三号の四イ中「第十九条第一項」の下に「若しくは第六十一条の二の七第一項」を、「行う活動」の下に「（第四十四条の五第一項の規定による許可を受けて行う活動を除く。）」を加え、同条第八号中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、同条第九号中「第五十五条の六」を「第五十五条の八十八」に改め、同条第十号中「第六十一条の二の二第一項若しくは第二項」を「第六十一条の二第一項に規定する難民の認定又は同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定を受け、第五十条第一項、第六十一条の二の二第一項」に、「第六十一条の二の七第一項」を「第六十一条の二の十第一項」に改める。

第二十四条の三中「第五章の二」を「第五章の三」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する者であること。

イ　第二十七条の規定による違反調査の開始前に、速やかに本邦から出国する意思をもつて自ら出入国在留管理官署に出頭した者であること。

ロ　第二十七条の規定による違反調査の開始後、第四十七条第三項の規定による通知を受ける前に、入国審査官又は入国警備官に対して速やかに本邦から出国する意思がある旨を表明した者であること。

第二十四条の三第四号中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改める。

第二十六条の二第一項中「第六十一条の二の十二第一項」を「第六十一条の二の十五第一項」に改める。

第三十条の次に次の一条を加える。

（領置）

第三十条の二　入国警備官は、容疑者又は証人が任意に提出し、又は置き去つた物件を領置することができる。

第三十一条の見出し中「及び押収」を「又は差押え等」に改め、同条第一項中「の許可を得て」を「があらかじめ発する許可状により」に、「又は押収」を「、差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録（電磁的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この節及び第五十七条第九項において同じ。）を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下この節において同じ。）」に改め、同条第五項中「前項の」を削り、「又は押収」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「臨検すべき」を「容疑者の氏名、臨検すべき物件若しくは」に、「又は物件、押収すべき物件、」を「、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者並びに」に改め、「有効期間」の下に「、有効期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日」を加え、「自ら」を「自己の」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第二項の場合においては、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

第三十一条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「臨検すべき」の下に「物件若しくは」を加え、「若しくは物件又は押収すべき物件」を「、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者」に、「の許可を得て、同項」を「があらかじめ発する許可状により、前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　入国警備官は、第一項又は前項の許可状（第三十七条の五第四項及び第五項を除き、以下この節において「許可状」という。）を請求するときは、容疑者が第二十四条各号のいずれかに該当すると思料されるべき資料及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める資料を添付してこれをしなけれ

ばならない。

一　容疑者以外の者の物件又は住居その他の場所を臨検しようとするとき　その物件又は場所が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料

二　容疑者以外の者の身体、物件又は住居その他の場所について捜索しようとするとき　差し押さえるべき物件の存在及びその物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料

三　容疑者以外の者の物件を差し押さえようとするとき　その物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料

四　容疑者以外の者が保管する電磁的記録であつて、当該電磁的記録を保管する者その他これを利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録させ、又は印刷させたものを差し押さえようとするとき　その電磁的記録が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料

第三十一条第一項の次に次の一項を加える。

2　差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

第三十一条の次に次の三条を加える。

（通信事務を取り扱う者に対する差押え）

第三十一条の二　入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、許可状の交付を受けて、容疑者から発し、又は容疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

2　入国警備官は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、違反事件に関係があると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。

3　入国警備官は、前二項の規定による処分をした場合においては、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知によつて違反調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。

（通信履歴の電磁的記録の保全要請）

第三十一条の三　入国警備官は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至つたときは、当該求めを取り消さなければならない。

2　前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。

3　第一項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりに当該求めに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

（電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分）

第三十一条の四　差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、入国警備官は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。

一　差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二　差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第三十二条の見出しを「（臨検、捜索又は差押え等に際しての必要な処分）」に改め、同条中「捜索又は押収」を「臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押え」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の処分は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件についても、することができる。

第三十二条の次に次の二条を加える。

（処分を受ける者に対する協力要請）

第三十二条の二　臨検すべき物件又は差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、入国警備官は、臨検又は捜索若しくは差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。

（許可状の提示）

第三十二条の三　臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

第三十三条中「取調」を「この節の規定により取調べ、領置」に、「又は押収」を「、差押え又は記録命令付差押え」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第三十四条の見出しを「（立会い）」に改め、同条中「捜索又は押収」を「臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押え」に、「代るべき」を「代わるべき」に改め、同条に次の一項を加える。

2　女子の身体について捜索をするときは、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

第三十五条第一項及び第二項中「捜索又は押収」を「臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押え」に改め、同条第三項中「左の」を「次に掲げる」に、「捜索又は押収をする」を「の臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押え」に改め、同項第二号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三十六条中「取調」を「この節の規定により取調べ」に、「又は押収」を「、差押え又は記録命令付差押え」に、「得ない」を「受けない」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（執行を中止する場合の処分）

第三十六条の二　臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの執行を中止する場合において、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

（捜索証明書の交付）

第三十六条の三　捜索をした場合において、証拠物がないときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

第三十七条の見出しを「（領置目録等の作成等）」に改め、同条第一項中「押収」を「領置、差押え又は記録命令付差押え」に、「作り、」を「作成し、領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件の」に改め、「保管者」の下に「（第三十一条の四の規定による処分を受けた者を含む。）」を加え、「代るべき」を「代わるべき」に、「これを」を「その謄本を」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の四条を加える。

（領置物件等の処置）

第三十七条の二　運搬又は保管に不便な領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件は、その所有者又は所持者その他入国警備官が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

2　地方出入国在留管理局長は、領置物件又は差押物件が腐敗し、若しくは変質したとき、又は腐敗若しくは変質のおそれがあるときは、政令で定めるところにより、公告した後これを公売に付し、その代金を供託することができる。

（領置物件等の還付等）

第三十七条の三　入国警備官又は入国審査官は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない。

2　地方出入国在留管理局長は、前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について、その返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合においては、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。

3　前項の公告に係る領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

（移転された電磁的記録に係る記録媒体の交付等）

第三十七条の四　入国警備官は、第三十一条の四の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体について留置の必要がなくなつた場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

2　前条第二項の規定は、前項の規定による交付又は複写について準用する。

3　前項において準用する前条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても前項の交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

（鑑定等の嘱託）

第三十七条の五　入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

2　前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者（第四項及び第五項において「鑑定人」という。）は、前項の入国警備官の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

3　前項の許可の請求は、入国警備官からしなければならない。

4　前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、容疑者の氏名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職氏名、有効期間、有効期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を入国警備官に交付しなければならない。

5　鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならない。

第三十八条第一項中「又は押収」を「、差押え又は記録命令付差押え」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第五章第二節の節名を次のように改める。

第二節　容疑者の身柄に関する措置

第三十九条の見出しを「（主任審査官の審査）」に改め、同条第一項中「入国警備官は」の下に「、第二十七条の規定による違反調査の結果」を加え、「一に」を「いずれかに」に改め、「ある」の下に「と認める」を加え、「収容令書により、その者を収容することができる」を「第四十三条第一項の規定により容疑者を収容した場合を除き、主任審査官に対し、その旨を通知するものとする」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定による通知を受けた主任審査官は、容疑者が第二十四条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由があると認めるときは、第四十四条の二第一項の規定による監理措置に付すか収容するかを審査しなければならない。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（収容）

第三十九条の二　主任審査官は、前条第二項の規定による審査において容疑者を収容する旨の判断をしたときは、収容令書を発付し、これを入国警備官に交付するものとする。

2　入国警備官は、前項の規定により収容令書の交付を受けたときは、収容令書により、容疑者を収容するものとする。

第四十一条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「入国者収容所、収容場」を「入国者収容所等」に改める。

第四十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「まつて」を「待つて」に、「虞」を「おそれ」に、「またず」を「待たず」に改め、同条第三項中「とき」の下に「（第二十四条各号のいずれにも該当しないと認めたときに限る。）」を加える。

第四十四条の見出し中「引渡」を「引渡し」に改め、同条中「第三十九条第一項」を「第三十九条の二第二項又は前条第一項」に改め、「ときは」の下に「、次条第六項の規定による監理措置に付する旨の決定がされた場合を除き」を加え、第五章第二節中同条の次に次の八条を加える。

（収容に代わる監理措置）

第四十四条の二　第三十九条第二項の規定による審査をする主任審査官は、容疑者が第二十四条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある場合であつて、容疑者が逃亡し、又は証拠を隠滅するおそれの程度、収容により容疑者が受ける不利益の程度その他の事情を考慮し、容疑者を収容しないでこの章に規定する退去強制の手続を行うことが相当と認めるときは、容疑者を監理措置（次条に規定する監理人による監理に付する措置をいう。以下この節において同じ。）に付する旨の決定をするものとする。この場合においては、監理措置に付される容疑者に対し、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他逃亡及び証拠の隠滅を防止するために必要と認める条件（以下この節において「監理措置条件」という。）を付するものとする。

2　主任審査官は、前項の決定をする場合において、監理措置に付される者による逃亡又は証拠の隠滅を防止するために必要と認めるときは、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を法務省令で定める期限までに納付することを条件とすることができる。

3　主任審査官は、第一項の決定をしたときは、入国警備官に対し、その旨を通知するものとする。

4　第三十九条の二第二項、第四十三条第一項又は第四十四条の四第六項若しくは第七項本文の規定により収容された容疑者（第五十四条第二項の規定により仮放免された容疑者を含む。次項及び第六項において「被収容容疑者」という。）は、法務省令で定めるところにより、主任審査官に対し、自己を監理措置に付することを請求することができる。

5　被収容容疑者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら前項の請求をすることができない場合には、当該請求は、次の各号に掲げる者（十六歳に満たない者を除く。）であつて当該被収容容疑者と同居するものが、当該各号の順序により、当該被収容容疑者に代わつてすることができる。

一　配偶者

二　子

三　父又は母

四　前三号に掲げる者以外の親族

6　主任審査官は、第四項の請求により又は職権で、被収容容疑者が逃亡し、又は証拠を隠滅するおそれの程度、収容により当該被収容容疑者が受ける不利益の程度その他の事情を考慮し、当該被収容容疑者を放免してこの章に規定する退去強制の手続を行うことが相当と認めるときは、その者を放免して監理措置に付する旨の決定をするものとする。この場合においては、監理措置に付される者に対し、監理措置条件を付するものとし、また、その者による逃亡又は証拠の隠滅を防止するために必要と認めるときは、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させることができる。

7　監理措置決定（第一項又は前項の決定をいう。以下この節及び第五十条第二項において同じ。）をする場合には、主任審査官は、法務省令で定めるところにより、被監理者（監理措置に付される者をいう。第四節を除き、以下同じ。）に対し監理措置に付された条件を記載した監理措置決定通知書を、監理人に対しその謄本を、それぞれ交付するものとする。

8　主任審査官は、第六項の監理措置決定をしたときは、直ちに被監理者を放免するものとする。ただし、同項の監理措置決定に際し保証金を納付させることとしたときは、保証金の納付があつた後、直ちに放免するものとする。

9　主任審査官は、第四項の請求があつた場合において監理措置決定をしないときは、当該請求をした者に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知する。

10　被監理者に対する第七十条の規定の適用については、第一項又は第六項の規定により監理措置に付されている間は、被監理者は、同条第一項第三号から第三号の三まで、第五号及び第七号から第八号の四までに規定する残留する者又は出国しない者に該当しないものとみなし、その者のその間の在留は、同条第二項に規定する不法に在留することに該当しないものとみなす。

（監理人）

第四十四条の三　監理人は、次項から第五項までに規定する監理人の責務を理解し、当該被監理者の監理人となることを承諾している者であつて、その任務遂行の能力を考慮して適当と認められる者の中から、監理措置決定をする主任審査官が選定するものとする。

2　監理人は、自己が監理する被監理者による出頭の確保その他監理措置条件又は第四十四条の五第一項の規定により付された条件（次項及び第五項において「監理措置条件等」という。）の遵守の確保のために必要な範囲内において、当該被監理者の生活状況の把握並びに当該被監理者に対する指導及び監督を行うものとする。

3　監理人は、自己が監理する被監理者による出頭の確保その他監理措置条件等の遵守の確保に資するため、当該被監理者からの相談に応じ、当該被監理者に対し、住居の維持に係る支援、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めるものとする。

4　監理人は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、主任審査官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

一　被監理者が次条第二項各号のいずれかに該当することを知つたとき。

二　被監理者が死亡したとき。

三　前二号に掲げるもののほか、監理措置を継続することに支障が生ずる場合として法務省令で定める場合に該当するとき。

5　主任審査官は、被監理者による出頭の確保その他監理措置条件等の遵守の確保のために必要があるときは、法務省令で定めるところにより、監理人に対し、当該被監理者の生活状況、監理措置条件等の遵守状況、第四十四条の五第一項の規定による許可を受けて行つた活動の状況その他法務省令で定める事項の報告を求めることができる。この場合においては、監理人は、法務省令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。

6　主任審査官は、監理人が任務を遂行することが困難になつたときその他監理人にその任務を継続させることが相当でないと認めるときは、監理人の選定を取り消すことができる。

7　監理人は、監理人を辞任する場合は、あらかじめ、被監理者の氏名その他法務省令で定める事項を主任審査官に届け出なければならない。

8　出入国在留管理庁長官は、監理措置の適正な実施のため、監理人からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

（監理措置決定の取消し）

第四十四条の四　主任審査官は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、監理措置決定を取り消さなければならない。

一　第四十四条の二第二項の規定により保証金を納付することが条件とされた場合において、被監理者が、同項の法務省令で定める期限までに保証金を納付しなかつたとき。

二　前条第六項の規定により監理人の選定が取り消された場合、監理人が辞任した場合又は監理人が死亡した場合において、被監理者のために新たに監理人として選定される者がいないとき。

2　主任審査官は、被監理者が次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、監理措置決定を取り消すことができる。

一　逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

二　証拠を隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

三　監理措置条件に違反したとき。

四　第十九条第一項の規定に違反する活動を行つたとき、次条第一項の規定による許可を受けないで報酬を受ける活動（在留資格をもつて在留する者による活動を除く。以下この号において同じ。）を行つたとき、又は収入を伴う事業を運営する活動を行つたとき。

五　第四十四条の六の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

3　前二項の規定により監理措置決定を取り消した場合には、主任審査官は、監理措置決定取消書を作成するとともに、収容令書を発付し、入国警備官にこれらを交付しなければならない。

4　第四十条の規定は、前項の収容令書について準用する。

5　主任審査官は、第四十四条の二第二項又は第六項の規定による条件として保証金が納付された場合において、第二項の規定により監理措置決定を取り消したときは、保証金の全部又は一部を没取するものとする。

6　入国警備官は、監理措置決定が取り消された者がある場合には、その者に第三項の監理措置決定取消書及び収容令書を示して、その者を入国者収容所等その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容しなければならない。

7　入国警備官は、第三項の監理措置決定取消書又は収容令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、監理措置決定が取り消された者に対し、容疑事実の要旨及び監理措置決定が取り消され、収容令書が発付された旨を告げて、その者を収容することができる。ただし、当該監理措置決定取消書及び収容令書は、できる限り速やかに示さなければならない。

8　主任審査官は、入国警備官から、第三項の収容令書の有効期間が経過した旨の通知を受けたときは、再度収容令書を発付し、入国警備官に交付しなければならない。

9　第一項又は第二項の規定により監理措置決定を取り消された者が当該監理措置に付される前に第三十九条の二第二項又は第四十三条第一項の規定により収容されたことがある場合には、当該収容の日数は、第三項の収容令書に係る第四十一条第一項の規定の適用については、当該収容令書によつて既に収容した日数とみなす。

（報酬を受ける活動の許可等）

第四十四条の五　主任審査官は、被監理者の生計を維持するために必要であつて、相当と認めるときは、被監理者の申請（監理人の同意があるものに限る。）により、その生計の維持に必要な範囲内で、監理人による監理の下に、主任審査官が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う報酬を受ける活動として相当であるものを行うことを許可することができる。この場合において、主任審査官は、当該許可に必要な条件を付することができる。

2　主任審査官は、前項の規定による許可をしたときは、法務省令で定めるところにより、第四十四条の二第七項の監理措置決定通知書にその旨及び当該許可に付された条件を記載するものとする。

3　主任審査官は、第一項の規定による許可をしたときは、法務省令で定めるところにより、監理人に対し、当該許可をした旨及び当該許可に付された条件を通知するものとする。

4　主任審査官は、被監理者が第一項の規定に基づき付された条件に違反した場合その他当該被監理者に

引き続き同項の規定による許可を与えておくことが適当でないと認める場合には、法務省令で定めるところにより、当該許可を取り消すことができる。

（被監理者による届出）

第四十四条の六　被監理者は、法務省令で定めるところにより、監理措置条件の遵守状況、前条第一項の規定による許可を受けて行つた活動の状況その他法務省令で定める事項を主任審査官に対して届け出なければならない。

（違反事件の引継ぎ）

第四十四条の七　入国警備官は、第四十四条の二第一項又は第六項の規定により容疑者を監理措置に付する旨の決定がされたとき（第四十四条の規定による容疑者の引渡しがされたときを除く。）は、速やかに違反調査を終え、調書及び証拠物とともに、当該容疑者に係る違反事件を入国審査官に引き継がなければならない。

（監理措置決定の失効）

第四十四条の八　監理措置決定は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その効力を失う。この場合においては、主任審査官は、被監理者及び監理人に対し、その旨を通知しなければならない。

一　入国審査官が第四十七条第一項の認定をしたとき。

二　特別審理官が第四十八条第六項の判定をしたとき。

三　法務大臣が第四十九条第三項の裁決（第二十四条各号のいずれにも該当しないことを理由として異議の申出が理由があるとする裁決に限る。）をしたとき。

四　法務大臣が第五十条第一項の規定による許可をしたとき。

五　主任審査官が第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令をしたとき。

六　主任審査官が退去強制令書を発付したとき。

（事実の調査）

第四十四条の九　主任審査官は、監理措置決定、第四十四条の四第一項若しくは第二項の規定による監理措置決定の取消し、第四十四条の五第一項の規定による許可又は同条第四項の規定による許可の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

2　主任審査官は、被監理者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、第四十四条の三第四項若しくは第四十四条の六の規定により届け出ることとされている事項又は第四十四条の三第五項の規定により報告を求めることができることとされている事項について、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

3　入国審査官又は入国警備官は、前二項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

4　入国審査官又は入国警備官は、第一項及び第二項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第四十五条第一項中「前条の規定により」を「第四十四条の規定による」に改め、「引渡し」の下に「又は第四十四条の七の規定による違反事件の引継ぎ」を加える。

第四十七条第一項中「ときは」の下に「、その者が被監理者であるときを除き」を加え、同条第二項中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、「受けたときは」の下に「、その者が被監理者であるときを除き」を加え、同条第四項中「前項の」を「前項の規定による」に、「第四十八条」を「次条」に改め、「できる旨」の下に「及び第五十条第一項の規定による許可の申請をすることができる旨」を加え、同条第五項中「署名させ」を「署名させなければならない。この場合において、主任審査官は、当該容疑者が次の各号のいずれかに該当するときは」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第五十条第一項の規定による許可の申請をしない旨を記載した文書に署名したとき。

二　第三項の認定に服した日から三日以内に第五十条第一項の規定による許可の申請をしなかつたとき。

三　第五十条第一項の規定による許可の申請を取り下げ、又は当該許可をしない処分を受けたとき。

第四十八条第六項中「。）は」の下に「、その者が被監理者であるときを除き」を加え、同条第七項中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、「ときは」の下に「、その者が被監理者であるときを除き」を加え、同条第八項中「第四十九条」を「次条」に改め、「できる旨」の下に「及び第五十条第一項の規定による許可の申請をすることができる旨」を加え、同条第九項中「前項の」を「前項の規定による」に、「署名させ、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなけれ

ば」を「署名させなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

10　前条第五項後段の規定は、第八項の判定に服した容疑者に対する退去強制令書の発付について準用する。この場合において、同条第五項第二号中「第三項の認定」とあるのは、「次条第八項の判定」と読み替えるものとする。

第四十九条第四項中「ときは」の下に「、その者が被監理者であるときを除き」を加え、同条第五項中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、「ときは」の下に「、その者が被監理者であるときを除き」を加え、同条第六項中「を知らせるとともに、第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければ」を「及び次条第一項の規定による許可の申請をすることができる旨を知らせなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

7　第四十七条第五項後段の規定は、前項の規定による通知を受けた容疑者に対する退去強制令書の発付について準用する。この場合において、同条第五項第二号中「第三項の認定に服した」とあるのは、「第四十九条第六項の規定による通知を受けた」と読み替えるものとする。

第四十九条の次に次の節名を付する。

第三節の二　在留特別許可

第五十条を次のように改める。

第五十条　法務大臣は、外国人が退去強制対象者に該当する場合であつても、次の各号のいずれかに該当するときは、当該外国人からの申請により又は職権で、法務省令で定めるところにより、当該外国人の在留を特別に許可することができる。ただし、当該外国人が無期若しくは一年を超える拘禁刑に処せられた者（刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であつてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間が一年以下のものを除く。）又は第二十四条第三号の二、第三号の三若しくは第四号ハ若しくはオからヨまでのいずれかに該当する者である場合は、本邦への在留を許可しないことが人道上の配慮に欠けると認められる特別の事情があると認めるときに限る。

一　永住許可を受けているとき。

二　かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。

三　人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。

四　第六十一条の二第一項に規定する難民の認定又は同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定を受けているとき。

五　その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。

2　前項の規定による許可（以下この条において「在留特別許可」という。）の申請は、収容令書により収容された外国人又は監理措置決定を受けた外国人が、法務省令で定める手続により、法務大臣に対して行うものとする。

3　在留特別許可の申請は、当該外国人に対して退去強制令書が発付された後は、することができない。

4　在留特別許可は、当該外国人が第四十七条第三項の認定若しくは第四十八条第八項の判定に服し、又は法務大臣が前条第三項の規定により異議の申出が理由がないと裁決した後でなければすることができない。

5　法務大臣は、在留特別許可をするかどうかの判断に当たつては、当該外国人について、在留を希望する理由、家族関係、素行、本邦に入国することとなつた経緯、本邦に在留している期間、その間の法的地位、退去強制の理由となつた事実及び人道上の配慮の必要性を考慮するほか、内外の諸情勢及び本邦における不法滞在者に与える影響その他の事情を考慮するものとする。

6　法務大臣は、在留特別許可をする場合には、法務省令で定めるところにより、在留資格及び在留期間を決定し、その他必要と認める条件を付することができる。

7　法務大臣が在留特別許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）をする場合において、当該外国人が中長期在留者となるときは、出入国在留管理庁長官は、入国審査官に、当該外国人に対し、在留カードを交付させるものとする。

8　法務大臣は、在留特別許可をするかどうかの判断をしたときは、その結果を主任審査官に通知しなければならない。

9　主任審査官は、法務大臣から在留特別許可をする旨の通知を受けたときは、その者が被監理者であるときを除き、直ちに当該外国人を放免しなければならない。

10　法務大臣は、在留特別許可の申請があつた場合において在留特別許可をしない処分をするときは、法務省令で定める手続により、速やかに理由を付した書面をもつて、当該申請をした外国人にその旨を知らせなければならない。

第五十一条中「第四十七条第五項、第四十八条第九項若しくは第四十九条第六項」を「第四十七条第五

項後段（第四十八条第十項及び第四十九条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に、「、又は」を「又は」に改め、「において」の下に「第四十七条第五項後段の規定に準じて」を加える。

第五十二条第三項中「この条」の下に「及び第五十五条の二第五項」を加え、「次条」を「第五十三条」に改め、同条第四項中「次条」を「第五十三条」に改め、同条第七項を同条第十四項とし、同条第六項中「前項の」を「前項又は第五十二条の四第五項若しくは第六項本文の規定による収容をした」に、「呼出」を「呼出し」に、「附して」を「付して」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の三項を加える。

11　入国者収容所長又は主任審査官は、前項の規定による放免をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該放免をする者に対し、同項の規定により付された条件を記載した特別放免許可書を交付するものとする。

12　主任審査官は、退去強制令書の発付を受けた者を送還するために必要がある場合には、その者に対し、相当の期間を定めて、旅券の発給の申請その他送還するために必要な行為として法務省令で定める行為をすべきことを命ずることができる。

13　主任審査官は、必要がある場合には、相当の期間を定めて、前項の規定により定められた期間を延長することができる。

第五十二条第五項中「送還可能のときまで、その者を入国者収容所、収容場その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容することができる」を「その旨を主任審査官に通知するものとする」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8　前項の規定による通知を受けた主任審査官は、次条第一項の規定により退去強制を受ける者を監理措置に付すか収容するかを審査しなければならない。この場合において、主任審査官は、その者を収容する旨の判断をしたときは、送還可能のときまで、その者を入国者収容所等その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容することができる旨を入国警備官に通知するものとする。

9　前項の規定による通知を受けた入国警備官は、送還可能のときまで、退去強制を受ける者を入国者収容所等その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容するものとする。

第五十二条第四項の次に次の二項を加える。

5　法務大臣は、前項の規定による許可を受けた者（過去に本邦からの退去を強制されたこと又は第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令により出国したことがない者に限る。）に対し、その者の素行、退去強制の理由となつた事実その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その者の申請に基づき、法務省令で定める日までに前項の規定による許可に基づいて自ら本邦を退去する場合に限り、その者の退去後の本邦への上陸について、別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする場合を除き、その者が退去を強制されたことを理由として上陸を拒否される期間を一年とする旨の決定をすることができる。

6　法務大臣は、前項の決定をしたときは、法務省令で定めるところにより、第四項の規定による許可を受けた者に対し、その旨を書面で通知するものとする。

第五十二条の次に次の七条を加える。

（収容に代わる監理措置）

第五十二条の二　前条第八項の規定による審査をする主任審査官は、退去強制を受ける者（収容されている者又は仮放免されている者を除く。）が逃亡し、又は不法就労活動をするおそれの程度、収容によりその者が受ける不利益の程度その他の事情を考慮し、送還可能のときまでその者を収容しないことが相当と認めるときは、その者を監理措置（次条に規定する監理人による監理に付する措置をいう。以下この節において同じ。）に付する旨の決定をするものとする。この場合においては、監理措置に付される者に対し、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他逃亡及び不法就労活動を防止するために必要と認める条件（以下この節において「監理措置条件」という。）を付するものとする。

2　主任審査官は、前項の決定をする場合において、監理措置に付される者による逃亡又は不法就労活動を防止するために必要と認めるときは、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を法務省令で定める期限までに納付することを条件とすることができる。

3　主任審査官は、第一項の決定をしたときは、入国警備官に対し、その旨を通知するものとする。

4　退去強制を受ける者（収容されている者又は仮放免されている者に限る。次項において同じ。）は、法務省令で定めるところにより、主任審査官に対し、自己を監理措置に付することを請求することがで

きる。

5　主任審査官は、前項の請求により又は職権で、退去強制を受ける者が逃亡し、又は不法就労活動をするおそれの程度、収容によりその者が受ける不利益の程度その他の事情を考慮し、送還可能のときまでその者を放免することが相当と認めるときは、その者を放免して監理措置に付する旨の決定をするものとする。この場合においては、監理措置に付される者に対し、監理措置条件を付するものとし、また、その者による逃亡又は不法就労活動を防止するために必要と認めるときは、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させることができる。

6　監理措置決定（第一項又は前項の決定をいう。以下この節において同じ。）をする場合には、主任審査官は、法務省令で定めるところにより、被監理者（監理措置に付される者をいう。以下この節において同じ。）に対し監理措置に付された条件を記載した監理措置決定通知書を、監理人に対しその謄本を、それぞれ交付するものとする。

7　第四十四条の二第五項の規定は第四項の請求について、同条第八項及び第九項の規定は第五項の決定について、それぞれ準用する。

8　被監理者に対する第七十条の規定の適用については、第一項又は第五項の規定により監理措置に付されている間は、被監理者は、同条第一項第三号から第三号の三まで、第五号及び第七号から第八号の四までに規定する残留する者又は出国しない者に該当しないものとみなし、その者のその間の在留は、同条第二項に規定する不法に在留することに該当しないものとみなす。

（監理人）

第五十二条の三　監理人は、次項から第五項までに規定する監理人の責務を理解し、当該被監理者の監理人となることを承諾している者であつて、その任務遂行の能力を考慮して適当と認められる者の中から、監理措置決定をする主任審査官が選定するものとする。

2　監理人は、自己が監理する被監理者による出頭の確保その他監理措置条件の遵守の確保のために必要な範囲内において、当該被監理者の生活状況の把握並びに当該被監理者に対する指導及び監督を行うものとする。

3　監理人は、自己が監理する被監理者による出頭の確保その他監理措置条件の遵守の確保に資するため、当該被監理者からの相談に応じ、当該被監理者に対し、住居の維持に係る支援、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めるものとする。

4　監理人は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、主任審査官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

一　被監理者が次条第二項第二号から第五号までのいずれかに該当することを知つたとき。

二　被監理者が死亡したとき。

三　前二号に掲げるもののほか、監理措置を継続することに支障が生ずる場合として法務省令で定める場合に該当するとき。

5　主任審査官は、被監理者による出頭の確保その他監理措置条件の遵守の確保のために必要があるときは、法務省令で定めるところにより、監理人に対し、当該被監理者の生活状況、監理措置条件の遵守状況その他法務省令で定める事項の報告を求めることができる。この場合においては、監理人は、法務省令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。

6　第四十四条の三第六項の規定は監理人の選定の取消しについて、同条第七項の規定は監理人の辞任について、同条第八項の規定は監理人への援助について、それぞれ準用する。

（監理措置決定の取消し）

第五十二条の四　主任審査官は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、監理措置決定を取り消さなければならない。

一　第五十二条の二第二項の規定により保証金を納付することが条件とされた場合において、被監理者が、同項の法務省令で定める期限までに保証金を納付しなかつたとき。

二　前条第六項において準用する第四十四条の三第六項の規定により監理人の選定が取り消された場合、監理人が辞任した場合又は監理人が死亡した場合において、被監理者のために新たに監理人として選定される者がいないとき。

2　主任審査官は、被監理者が次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、監理措置決定を取り消すことができる。

一　送還を実施するために被監理者を収容する必要が生じたとき。

二　逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

三　収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行い、又はこれらの活動を行うと疑う

に足りる相当の理由があるとき。

四　監理措置条件に違反したとき。

五　次条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

3　前二項の規定により監理措置決定を取り消した場合には、主任審査官は、監理措置決定取消書を作成し、これを退去強制令書とともに、入国警備官に交付しなければならない。

4　主任審査官は、第五十二条の二第二項又は第五項の規定による条件として保証金が納付された場合において、第二項の規定により監理措置決定を取り消したとき（同項第一号に該当した場合（同項第二号から第五号までのいずれかに該当した場合を除く。）を除く。）は、保証金の全部又は一部を没取するものとする。

5　入国警備官は、監理措置決定が取り消された者がある場合には、その者に第三項の監理措置決定取消書及び退去強制令書を示して、その者を入国者収容所等その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容しなければならない。

6　入国警備官は、第三項の監理措置決定取消書又は退去強制令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、監理措置決定が取り消された者に対し、監理措置決定が取り消された旨を告げて、その者を収容することができる。ただし、当該監理措置決定取消書及び退去強制令書は、できる限り速やかに示さなければならない。

（被監理者による届出）

第五十二条の五　被監理者は、法務省令で定めるところにより、監理措置条件の遵守状況その他法務省令で定める事項を主任審査官に対して届け出なければならない。

（監理措置決定の失効）

第五十二条の六　監理措置決定は、被監理者に対する退去強制令書が効力を失つたときは、その効力を失う。

（事実の調査）

第五十二条の七　主任審査官は、監理措置決定又は第五十二条の四第一項若しくは第二項の規定による監理措置決定の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

2　主任審査官は、被監理者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、第五十二条の三第四項若しくは第五十二条の五の規定により届け出ることとされている事項又は第五十二条の三第五項の規定により報告を求めることができることとされている事項について、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

3　入国審査官又は入国警備官は、前二項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

4　入国審査官又は入国警備官は、第一項及び第二項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（退去のための計画）

第五十二条の八　入国警備官は、次の各号のいずれかに該当するときは、退去強制令書の発付を受けた者の意向の聴取その他の方法により、その者を直ちに本邦外に送還することができない原因となつている事情を把握した上で、退去のための計画を定めなければならない。

一　退去強制令書の発付を受けた者を第五十二条第九項の規定により収容したとき。

二　前号に掲げる場合を除き、退去強制令書の発付を受けた者に対し監理措置決定がされたとき。

2　入国警備官は、前項の計画の対象である退去強制を受ける者が退去強制令書の発付を受けて収容されている期間が継続して三月に達したときは、速やかに、主任審査官に対し、当該計画を提出するとともに、その進捗状況を報告しなければならない。

3　前項の規定による提出及び報告を受けた主任審査官は、第五十二条の二第五項の決定をしたにもかかわらず保証金が納付されていないため退去強制を受ける者を放免していないときを除き、同項の決定の要否を検討しなければならない。この場合において、主任審査官は、同項の決定をしないときは、その旨及び理由を出入国在留管理庁長官に報告しなければならない。

4　前項の報告を受けた出入国在留管理庁長官は、その者を放免して監理措置に付することが相当と認めるときは、第五十二条の二第五項の決定をすべきことを主任審査官に命じなければならない。

5　前項の規定により第五十二条の二第五項の決定をすべきことを命じられた主任審査官は、速やかに、職権で、同項の決定をするものとする。この場合において、主任審査官は、同項後段の規定により、監理措置に付される者に対し、保証金を納付させることができる。

6　入国警備官は、第二項に規定する期間が三月を超えて継続しているときは、当該超えて継続する期間が三月を経過するごとに、速やかに、第一項の計画の進捗状況を主任審査官に報告しなければならない。この場合においては、前三項の規定を準用する。

第五十四条第二項中「、法務省令で定めるところにより」を削り、「の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させ」を「について、健康上、人道上その他これらに準ずる理由によりその収容を一時的に解除することを相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、期間を定めて」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　入国者収容所長又は主任審査官は、仮放免する場合には、法務省令で定めるところにより、仮放免される者に対し、仮放免の期間及び仮放免に付された条件を記載した仮放免許可書を交付するものとする。

第五十四条に次の五項を加える。

4　入国者収容所長又は主任審査官は、第一項の請求があつた場合において仮放免を不許可としたときは、当該請求をした者に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知する。

5　仮放免された者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、法務省令で定めるところにより、入国者収容所長又は主任審査官に対し、第二項の規定により定められた仮放免の期間の延長を請求することができる。

6　入国者収容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、法務省令で定めるところにより、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により引き続き収容を一時的に解除することを相当と認めるときは、第二項の規定により定められた仮放免の期間を延長することができる。

7　第四項の規定は、第五項の請求があつた場合において仮放免の期間の延長を不許可とした場合について準用する。

8　入国者収容所長又は主任審査官は、第一項の請求の理由が健康上の理由である場合には、医師の意見を聴くなどして、収容されている者の治療の必要性その他その者の健康状態に十分配慮して仮放免に係る判断をするように努めなければならない。

第五十五条の見出し中「取消」を「取消し等」に改め、同条第一項中「呼出」を「呼出し」に、「附された」を「付された」に改め、同条第二項中「取消を」を「取消しを」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「入国者収容所、収容場」を「入国者収容所等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「その者に対し仮放免を取り消された」を「仮放免を取り消された者に対しその」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5　前二項の規定は、仮放免の期間が満了した者がある場合について準用する。この場合において、これらの規定中「仮放免取消書」とあるのは、「仮放免許可書の謄本」と読み替えるものとする。

第五十五条の六中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、第五章の二中同条を第五十五条の八十八とする。

第五十五条の五中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、同条を第五十五条の八十七とし、第五十五条の四を第五十五条の八十六とし、第五十五条の三を第五十五条の八十五とする。

第五十五条の二第一項中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第五十五条の八十四とする。

第五章の二を第五章の三とする。

第五十五条の次に次の一節及び一章を加える。

第六節　退去の命令

第五十五条の二　主任審査官は、次の各号に掲げる事由のいずれかにより退去強制を受ける者を第五十三条に規定する送還先に送還することが困難である場合において、相当と認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて、本邦からの退去を命ずることができる。この場合においては、あらかじめその者の意見を聴かなければならない。

一　その者が自ら本邦を退去する意思がない旨を表明している場合において、その者の第五十三条に規定する送還先が退去強制令書の円滑な執行に協力しない国以外の国として法務大臣が告示で定める国に含まれていないこと。

二　その者が偽計又は威力を用いて送還を妨害したことがあり、再び送還に際して同様の行為に及ぶおそれがあること。

2　前項の規定による命令を受けた者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至つたときは、当該事由に該当しなくなるまでの間、当該命令は、効力を停止するものとする。

一　第六十一条の二の九第三項の規定により送還が停止されたこと。

二　退去強制の処分の効力に関する訴訟が係属し、かつ、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の規定による執行停止の決定がされたこと。

三　出国の制限を受けたこと。

3　主任審査官は、第一項の規定により本邦からの退去を命ずる場合には、その理由及び同項の期間を記載した文書を交付しなければならない。

4　主任審査官は、必要がある場合には、相当の期間を定めて、第一項の期間を延長することができる。

5　第一項の規定による命令は、入国警備官が同項の期間（前項の規定により期間を延長した場合においては、当該延長した期間を含む。）内に退去強制令書の発付を受けた者を第五十二条第三項の規定により送還することを妨げない。

6　第一項の規定による命令により本邦から退去させられた者は、この法律の規定の適用については、退去強制令書により退去を強制されたものとみなす。

第五章の二　被収容者の処遇

第一節　総則

（入国者収容所等の事務）

第五十五条の三　地方出入国在留管理局に、収容場を設ける。

2　入国者収容所等は、次に掲げる者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設とする。

一　収容令書の執行を受ける者

二　退去強制令書の発付を受け、第五十二条第九項、第五十二条の四第五項若しくは第六項の規定又は第五十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により収容される者

（処遇の原則）

第五十五条の四　被収容者（入国者収容所等に収容されている者をいう。以下この章及び第七十一条の六において同じ。）の処遇は、被収容者の人権を尊重しつつ適正に行わなければならない。

2　被収容者には、入国者収容所等の保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならない。

（活動の援助）

第五十五条の五　入国者収容所長又は地方出入国在留管理局長（以下この章及び第八章において「入国者収容所長等」という。）は、法務省令で定めるところにより、被収容者に対し、知的、教育的及び娯楽的活動その他の活動について、援助を与えるように努めなければならない。

2　入国者収容所長等は、前項の規定による援助の措置として、入国者収容所等に書籍を備え付けるものとする。この場合において、備え付けた書籍の閲覧の方法は、入国者収容所長等が定めるものとする。

（宗教上の行為）

第五十五条の六　被収容者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、禁止し、又は制限してはならない。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

（書籍等の閲覧）

第五十五条の七　被収容者が自弁の書籍等（書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画（信書を除く。）をいう。以下この章において同じ。）を閲覧することは、次項に規定する場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。

2　被収容者が書籍等を閲覧することにより、入国者収容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるときには、その閲覧を禁止することができる。

（被収容者の分離）

第五十五条の八　男子の被収容者と女子の被収容者とは、分離して収容しなければならない。ただし、入国者収容所長等が被収容者が被収容者である乳児を監護する必要がある場合その他特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2　入国者収容所長等は、第五十五条の十九第二項の身体の検査及び第五十五条の四十九第二項の身体又は着衣の検査以外の場合であつても、女子の被収容者の処遇については、女子の入国警備官に行わせるように努めなければならない。

（実地監査）

第五十五条の九　出入国在留管理庁長官は、法務大臣の定めるところにより、この章の規定の適正な施行を確保するため、その職員のうちから監査官を指名し、各入国者収容所等について、毎年一回以上、実地監査を行わせなければならない。

（入国者収容所等視察委員会）

第五十五条の十　法務省令で定める出入国在留管理官署に、入国者収容所等視察委員会（以下この節において「委員会」という。）を置く。

2　委員会は、入国者収容所等の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある入国者収容所等を視察し、その運営に関し、入国者収容所長等に対して意見を述べるものとする。

（組織等）

第五十五条の十一　委員会は、委員十人以内で組織する。

2　委員は、人格識見が高く、かつ、入国者収容所等の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

3　委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

4　委員は、非常勤とする。

5　前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（委員会に対する情報の提供及び委員の視察等）

第五十五条の十二　入国者収容所長等は、入国者収容所等の運営の状況について、法務省令で定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。

2　委員会は、入国者収容所等の運営の状況を把握するため、委員による入国者収容所等の視察をすることができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、入国者収容所長等に対し、委員による被収容者との面接の実施について協力を求めることができる。

3　入国者収容所長等は、前項の視察及び面接について、必要な協力をしなければならない。

4　第五十五条の六十第一項、第五十五条の六十一及び第五十五条の六十二の規定にかかわらず、被収容者が委員会に対して提出する書面については、検査し、又はその提出を差し止め、若しくは制限してはならない。

（委員会の意見等の公表）

第五十五条の十三　法務大臣は、毎年、委員会が入国者収容所長等に対して述べた意見及びこれを受けて入国者収容所長等が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（出国待機施設の視察等）

第五十五条の十四　委員会は、第五十五条の十第二項に規定する事務を行うほか、出国待機施設（第十三条の二第一項に規定する法務省令で定める施設をいう。以下この項及び第五十九条第三項において同じ。）の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある出国待機施設を視察し、その運営に関し、当該出国待機施設の所在地を管轄する地方出入国在留管理局の長に対して意見を述べるものとする。

2　前二条の規定は、前項に規定する事務を行う場合に準用する。

（参観）

第五十五条の十五　入国者収容所長等は、その入国者収容所等の参観を申し出る者がある場合において相当と認めるときは、これを許すことができる。

（研修及び訓練）

第五十五条の十六　入国者収容所等に勤務する入国警備官には、被収容者の人権に関する理解を深めさせ、並びに被収容者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修及び訓練を行うものとする。

（医師等職員の国家公務員法等の特例）

第五十五条の十七　医師等職員（入国者収容所又は地方出入国在留管理局の職員である医師又は歯科医師をいう。以下この章において同じ。）であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第八イ医療職俸給表(一)の適用を受ける者は、部外診療（病院又は診療所その他これらに準ずるものとして内閣官房令・法務省令で定める施設（これらの職員が国家公務員の身分を有しないものに限る。）において行う医業又は歯科医業（当該医師等職員が団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねて行うもの及び自ら営利を目的とする私企業を営んで行うものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする場合において、当該部外診療を行うことが、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣官房令・法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官の承認を受けることができる。

一　その正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。）において、勤務しないこととなる場合

二　報酬を得て、行うこととなる場合

2　前項の承認を受けた医師等職員が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る部外診療を行うため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百一条第一項前段の規定は、適用しない。

3　第一項の承認を受けた医師等職員が、報酬を得て、当該承認に係る部外診療を行う場合には、国家公務員法第百四条の許可を要しない。

4　第一項の承認を受けた医師等職員が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る部外診療を行うため勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する法律第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第二節　収容の開始

（収容開始時の告知）

第五十五条の十八　入国者収容所長等は、被収容者に対し、その入国者収容所等における収容の開始に際し、次に掲げる事項を告知しなければならない。

一　物品の貸与及び支給並びに自弁に関する事項

二　第五十五条の二十九第一項に規定する保管私物その他の金品の取扱いに関する事項

三　保健衛生及び医療に関する事項

四　宗教上の行為に関する事項

五　書籍等の閲覧に関する事項

六　第五十五条の四十八第一項に規定する遵守事項

七　面会及び通信の発受に関する事項

八　審査の申請を行うことができる措置、審査の申請をすべき行政庁及び審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項

九　第五十五条の七十四第一項の規定による申告を行うことができる行為、申告先及び申告期間その他の同項の規定による申告に関する事項

十　苦情の申出に関する事項

2　前項の規定による告知は、法務省令で定めるところにより、書面で行うものとする。

（識別のための身体検査）

第五十五条の十九　入国警備官は、被収容者について、その入国者収容所等における収容の開始に際し、その者の識別のため必要な限度で、その身体を検査することができる。その後必要が生じたときも、同様とする。

2　女子の被収容者について前項の規定により検査を行う場合には、女子の入国警備官がこれを行わなければならない。ただし、女子の入国警備官がその検査を行うことができない場合には、男子の入国警備官が入国者収容所長等の指名する女子の職員を指揮して、これを行うことができる。

（起居動作の時間帯）

第五十五条の二十　入国者収容所長等は、法務省令で定めるところにより、食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯を定め、これを被収容者に告知するものとする。

第三節　金品の取扱い等

（物品の貸与等）

第五十五条の二十一　被収容者には、次に掲げる物品（書籍等を除く。以下この条から第五十五条の二十四まで及び第五十五条の六十八第一項第三号において同じ。）であつて、入国者収容所等における日常生活に必要なもの（第五十五条の二十三第一項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は支給するものとする。

一　衣類及び寝具

二　食事及び湯茶

三　日用品、筆記具その他の物品

2　被収容者には、前項に定めるもののほか、法務省令で定めるところにより、必要に応じ、入国者収容所等における日常生活に用いる物品（第五十五条の二十三第一項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は嗜好品を支給することができる。

（自弁の物品の使用等）

第五十五条の二十二　入国者収容所長等は、被収容者が、次に掲げる物品（次条第一項各号に掲げる物品を除く。）について、自弁のものを使用し、又は摂取したい旨の申出をした場合には、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、法務省令で定めるところにより、これを許すものとする。

一　衣類

二　食料品及び飲料

三　室内装飾品

四　嗜好品

五　日用品、文房具その他の入国者収容所等における日常生活に用いる物品

（補正器具等の自弁等）

第五十五条の二十三　被収容者には、次に掲げる物品については、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。

一　眼鏡その他の補正器具

二　信書を発するのに必要な封筒その他の物品

三　その他法務省令で定める物品

2　前項各号に掲げる物品について、被収容者が自弁のものを使用することができない場合であつて、必要と認めるときは、その者にこれを貸与し、又は支給するものとする。

（物品の貸与等の基準）

第五十五条の二十四　第五十五条の二十一又は前条第二項の規定により貸与し、又は支給する物品は、被収容者の健康を保持するに足り、かつ、国民生活の実情等を勘案し、被収容者としての地位に照らして、適正と認められるものでなければならない。

（金品の検査）

第五十五条の二十五　入国者収容所等の職員は、次に掲げる金品について、検査を行うことができる。

一　被収容者が収容される際に所持する現金及び物品

二　被収容者が収容中に取得した現金及び物品（信書を除く。次号において同じ。）であつて、同号に掲げる現金及び物品以外のもの（入国者収容所長等から支給された物品を除く。）

三　被収容者に交付するため当該被収容者以外の者が入国者収容所等に持参し、又は送付した現金及び物品

（収容時の所持物品等の処分）

第五十五条の二十六　入国者収容所長等は、前条第一号又は第二号に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、被収容者に対し、その物品について、親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この節において同じ。）その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めるものとする。

一　保管に不便なものであるとき。

二　腐敗し、又は滅失するおそれがあるものであるとき。

三　危険を生ずるおそれがあるものであるとき。

2　前項の規定により物品の処分を求めた場合において、被収容者が相当の期間内にその処分をしないときは、入国者収容所長等は、これを売却してその代金を被収容者に引き渡すものとする。ただし、売却することができないものは、廃棄することができる。

（差入物の引取り等）

第五十五条の二十七　入国者収容所長等は、第五十五条の二十五第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、その現金又は物品を持参し、又は送付した者（以下この節において「差入人」という。）に対し、その引取りを求めるものとする。

一　被収容者に交付することにより、入国者収容所等の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき。

二　差入人の氏名が明らかでないものであるとき。

三　自弁により使用し、若しくは摂取することができることとされる物品又は出所の際に必要と認められる物品（以下この節において「自弁物品等」という。）以外の物品であるとき。

四　前条第一項各号のいずれかに該当する物品であるとき。

2　第五十五条の二十五第三号に掲げる現金又は物品であつて、前項第一号又は第二号に該当するものについて、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないときは、入国者収容所長等は、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。

3　前項に規定する現金又は物品について、第一項の規定による引取りを求め、又は前項の規定により公告した日から起算して六月を経過する日までに差入人がその現金又は物品の引取りをしないときは、その現金又は物品は、国庫に帰属する。

4　第二項に規定する物品であつて、第一項第四号に該当するものについては、入国者収容所長等は、前項の期間内でも、これを売却してその代金を保管することができる。ただし、売却できないものは、廃棄することができる。

5　第五十五条の二十五第三号に掲げる現金又は物品であつて、第一項第三号又は第四号に該当するもの（同項第一号又は第二号に該当するものを除く。）について、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないとき、若しくはその引取りを求めることが相当でないとき、又は差入人がその引取りを拒んだときは、入国者収容所長等は、被収容者に対し、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めるものとする。

6　前条第二項の規定は、前項の規定により処分を求めた場合について準用する。

7　第五十五条の二十五第三号に掲げる現金又は物品であつて、第一項各号のいずれにも該当しないものについて、被収容者がその交付を受けることを拒んだ場合には、入国者収容所長等は、差入人に対し、その引取りを求めるものとする。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

（金品の引渡し及び領置）

第五十五条の二十八　次に掲げる金品のうち、この節の規定により被収容者が使用し、又は摂取することができるものは、被収容者に引き渡すものとする。

一　第五十五条の二十五第一号又は第二号に掲げる金品であつて、第五十五条の二十六第一項各号のいずれにも該当しないもの

二　第五十五条の二十五第三号に掲げる金品であつて、前条第一項各号のいずれにも該当しないもの（被収容者が交付を受けることを拒んだ金品を除く。）

2　前項各号に掲げる金品のうち、この節の規定により被収容者が使用し、又は摂取することができるもの以外のものは、入国者収容所長等が領置するものとする。

（保管私物等）

第五十五条の二十九　入国者収容所長等は、法務省令で定めるところにより、保管私物（被収容者が前条第一項の規定により引渡しを受けて保管する物品（第五項の規定により引渡しを受けて保管する物品を含む。）及び被収容者が受けた信書でその保管するものをいう。以下この節及び第五十五条の六十八第一項第四号において同じ。）の保管方法について、入国者収容所等の管理運営上必要な制限をすることができる。

2　入国者収容所長等は、被収容者の保管私物（法務省令で定めるものを除く。）の総量（第五項及び次条において「保管総量」という。）が保管限度量（被収容者一人当たりについて保管することができる物品の量として入国者収容所長等が定める量をいう。同項及び同条において同じ。）を超えるとき、又は被収容者について領置している物品（法務省令で定めるものを除く。）の総量（第四項及び同条において「領置総量」という。）が領置限度量（被収容者一人当たりについて領置することができる物品の量として入国者収容所長等が定める量をいう。同項及び同条において同じ。）を超えるときは、当該被収容者に対し、その超過量に相当する量の物品について、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めることができる。腐敗し、又は滅失するおそれが生じた物品についても、同様とする。

3　第五十五条の二十六第二項の規定は、前項の規定により処分を求めた場合について準用する。

4　入国者収容所長等は、被収容者が保管私物について領置することを求めた場合において、相当と認めるときは、これを領置することができる。ただし、領置総量が領置限度量を超えることとなる場合は、この限りでない。

5　入国者収容所長等は、前項の規定により領置している物品について、被収容者がその引渡しを求めた場合には、これを引き渡すものとする。ただし、保管総量が保管限度量を超えることとなる場合は、この限りでない。

（物品の購入）

第五十五条の三十　入国者収容所長等は、被収容者が自ら保管する現金を使用して自弁物品等を購入することを申請した場合には、その購入により、保管総量が保管限度量を超え、又は領置総量が領置限度量を超えることとなるときを除き、これを許すものとする。

（保管私物等の交付）

第五十五条の三十一　入国者収容所長等は、被収容者が、保管私物、自ら保管する現金又は領置されている物品（第五十五条の六十五に規定する文書図画に該当するものを除く。）について、他の者への交付

（信書の発信に該当するものを除く。）を申請した場合には、その交付（その相手方が親族であるものを除く。）により入国者収容所等の規律及び秩序を害するおそれがある場合を除き、これを許すものとする。

（差入れ等に関する制限）

第五十五条の三十二　入国者収容所長等は、この節に定めるもののほか、法務省令で定めるところにより、差入人による被収容者に対する金品の交付及び被収容者による自弁物品等の購入について、入国者収容所等の管理運営上必要な制限をすることができる。

（領置物の引渡し）

第五十五条の三十三　入国者収容所長等は、被収容者の出所の際、領置している物品をその者に引き渡すものとする。

（出所者の遺留物）

第五十五条の三十四　出所した被収容者の遺留物（入国者収容所等に遺留した金品をいう。以下この節及び第五十五条の八十二において同じ。）は、その出所の日から起算して六月を経過する日までに、その者からその引渡しを求める申出がなく、又はその引渡しに要する費用の提供がないときは、国庫に帰属する。

2　前項の期間内でも、入国者収容所長等は、腐敗し、又は滅失するおそれが生じた遺留物は、廃棄することができる。

（逃走者等の遺留物）

第五十五条の三十五　被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める日から起算して六月を経過する日までに、その者から引渡しを求める申出がなく、又は引渡しに要する費用の提供がないときは、その遺留物は、国庫に帰属する。

一　逃走したとき　逃走した日

二　第五十五条の五十四第二項の規定により解放された場合において、同条第三項に規定する避難を必要とする状況がなくなつた後速やかに同項に規定する場所に出頭しなかつたとき　当該避難を必要とする状況がなくなつた日

2　前条第二項の規定は、前項の遺留物について準用する。

（死亡者の遺留物）

第五十五条の三十六　死亡した被収容者の遺留物は、法務省令で定めるところにより、その遺族等（法務省令で定める遺族その他の者をいう。以下この章において同じ。）に対し、その申請に基づき、引き渡すものとする。

2　死亡した被収容者の遺留物がある場合において、その遺族等の所在が明らかでないため第五十五条の八十二の規定による通知をすることができないときは、入国者収容所長等は、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。

3　第一項の遺留物は、第五十五条の八十二の規定による通知をし、又は前項の規定による公告をした日から起算して六月を経過する日までに第一項の申請がないときは、国庫に帰属する。

4　第五十五条の三十四第二項の規定は、第一項の遺留物について準用する。

第四節　保健衛生及び医療

（保健衛生及び医療の原則）

第五十五条の三十七　入国者収容所等においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び入国者収容所等内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。

（運動）

第五十五条の三十八　被収容者には、日曜日その他法務省令で定める日を除き、できる限り戸外で、その健康を保持するため適当な場所で運動を行う機会を与えなければならない。

（被収容者の清潔義務）

第五十五条の三十九　被収容者は、身体、着衣及び所持品並びに居室その他日常使用する場所を清潔にしなければならない。

（入浴）

第五十五条の四十　被収容者には、法務省令で定めるところにより、入国者収容所等における保健衛生上適切な入浴を行わせるものとする。

（健康診断等）

第五十五条の四十一　入国者収容所長等は、入国警備官に、被収容者から、その入国者収容所等における

収容の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならない。

2　入国者収容所長等は、被収容者に対し、三月に一回以上定期的に、法務省令で定めるところにより、医師による健康診断を受けさせなければならない。入国者収容所等における保健衛生上必要があるときも、同様とする。

3　被収容者は、前項の規定による健康診断を受けなければならない。この場合においては、その健康診断の実施のため必要な限度内における採血、エックス線撮影その他の医学的処置を拒むことはできない。

（診療等）

第五十五条の四十二　入国者収容所長等は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、医師等職員又は入国者収容所長等が委嘱する医師等（医師又は歯科医師をいう。次条及び第五十五条の五十三第五項において同じ。）による診療（栄養補給の処置を含む。以下この節及び第五十五条の六十八第一項第五号において同じ。）を行い、その他必要な医療上の措置をとるものとする。ただし、第一号に該当する場合において、その者の心身に著しい障害が生ずるおそれ又は他人にその疾病を感染させるおそれがないときは、その者の意思に反しない場合に限る。

一　負傷し、若しくは疾病にかかつているとき、又はこれらの疑いがあるとき。

二　飲食物を摂取しない場合において、その心身に著しい障害が生ずるおそれがあるとき。

2　入国者収容所長等は、前項の規定により診療を行う場合において、必要に応じ被収容者を入国者収容所等の外の病院又は診療所に通院させ、やむを得ないときは被収容者を入国者収容所等の外の病院又は診療所に入院させることができる。

（指名医による診療）

第五十五条の四十三　入国者収容所長等は、負傷し、又は疾病にかかつている被収容者が、医師等（医師等職員及び入国者収容所長等が委嘱する医師等を除く。）を指名して、その診療を受けることを申請した場合において、傷病の種類及び程度、入国者収容所等に収容される前にその医師等による診療を受けていたことその他の事情に照らして、その被収容者の医療上適当であると認めるときは、入国者収容所等内又は入国者収容所長等が適当と認める病院若しくは診療所において、自弁によりその診療を受けることを許すことができる。

2　入国者収容所長等は、前項の規定による診療を受けることを許す場合において、同項の診療を行う医師等（以下この条において「指名医」という。）の診療方法を確認するため、又はその後にその被収容者に対して入国者収容所等において診療を行うため必要があるときは、入国者収容所等の職員をしてその診療に立ち会わせ、若しくはその診療に関して指名医に質問させ、又は診療録の写しその他のその診療に関する資料の提出を求めることができる。

3　指名医は、その診療に際し、入国者収容所長等が法務省令で定めるところにより指示する事項を遵守しなければならない。

4　入国者収容所長等は、第一項の規定による診療を受けることを許した場合において、その指名医が、第二項の規定により入国者収容所長等が行う措置に従わないとき、前項の規定により入国者収容所長等が指示する事項を遵守しないとき、その他その診療を継続することが不適当であるときは、これを中止し、以後、その指名医の診療を受けることを許さないことができる。

（調髪及びひげそり）

第五十五条の四十四　入国者収容所長等は、被収容者が調髪又はひげそりを行いたい旨の申出をした場合には、法務省令で定めるところにより、これを許すものとする。

（感染症予防上の措置）

第五十五条の四十五　入国者収容所長等は、入国者収容所等内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、被収容者に対し、第五十五条の四十一第二項及び第三項の規定による健康診断又は第五十五条の四十二の規定による診療その他必要な医療上の措置をとるほか、予防接種、当該疾病を感染させるおそれがなくなるまでの間の隔離その他法務省令で定める措置をとるものとする。

（養護のための措置等）

第五十五条の四十六　入国者収容所長等は、老人、妊産婦、身体虚弱者その他の養護を必要とする被収容者について、その養護を必要とする事情に応じ、第五十五条の四十二の規定による医療上の措置に準じた措置をとるものとする。

2　入国者収容所長等は、被収容者が出産するときは、やむを得ない場合を除き、入国者収容所等の外の病院、診療所又は助産所に入院させるものとする。

第五節　規律及び秩序の維持

（入国者収容所等の規律及び秩序）

第五十五条の四十七　入国者収容所等の規律及び秩序は、適正に維持されなければならない。

2　前項の目的を達成するためとる措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。

（遵守事項等）

第五十五条の四十八　入国者収容所長等は、被収容者が遵守すべき事項（次項において「遵守事項」という。）を定めるものとする。

2　遵守事項は、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一　犯罪行為をしてはならないこと。

二　他人に対し、粗野若しくは乱暴な言動をし、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。

三　自身を傷つける行為をしてはならないこと。

四　被収容者の処遇に従事する職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。

五　自己又は他の被収容者の収容の確保を妨げるおそれのある行為をしてはならないこと。

六　入国者収容所等の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。

七　入国者収容所等の衛生又は風紀を害する行為をしてはならないこと。

八　金品について、不正な使用、所持、授受その他の行為をしてはならないこと。

九　前各号に掲げるもののほか、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため必要な事項

十　前各号に掲げる事項について定めた遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。

3　前二項に定めるもののほか、入国者収容所長等又はその指定する職員は、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被収容者に対し、その生活及び行動について指示することができる。

（身体の検査等）

第五十五条の四十九　入国警備官は、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被収容者について、その身体、着衣、所持品及び居室を検査し、並びにその所持品を取り上げて一時保管することができる。

2　第五十五条の十九第二項の規定は、前項の規定による女子の被収容者の身体及び着衣の検査について準用する。

3　入国警備官は、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、入国者収容所等内において、被収容者以外の者（第五十五条の五十六第一項各号に掲げる者を除く。）の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帯品を取り上げて一時保管することができる。

4　前項の検査は、文書図画の内容の検査に及んではならない。

（被収容者の隔離）

第五十五条の五十　入国者収容所長等は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者を他の被収容者から隔離することができる。

一　他の被収容者と接触することにより入国者収容所等の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。

二　他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないとき。

2　前項の規定による隔離の期間は、一月とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、入国者収容所長等は、十日ごとにこれを更新することができる。

3　入国者収容所長等は、前項の期間中であっても、隔離の必要がなくなったときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（制止等の措置）

第五十五条の五十一　入国警備官は、被収容者が自身を傷つけ若しくは他人に危害を加え、逃走し、入国者収容所等の職員の職務の執行を妨げ、その他入国者収容所等の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれらの行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その被収容者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置をとることができる。

2　入国警備官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置をとることができる。

一　入国者収容所等に侵入し、その設備を損壊し、入国者収容所等の職員の職務の執行を妨げ、又はこれらの行為を正にしようとするとき。

二　入国警備官の要求を受けたのに入国者収容所又は地方出入国在留管理局から退去しないとき。

三　被収容者の逃走又は入国者収容所等の職員の職務執行の妨害を、現場で、援助し、あおり、又は唆すとき。

四　被収容者に危害を加え、又は正に加えようとするとき。

3　前二項の措置に必要な警備用具については、法務省令で定める。

（捕縄及び手錠の使用）

第五十五条の五十二　入国警備官は、被収容者を護送する場合又は被収容者が次の各号のいずれかに該当する行為をするおそれがある場合には、法務省令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。

一　逃走すること。

二　自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。

三　入国者収容所等の設備、器具その他の物を損壊すること。

2　捕縄及び手錠の制式は、法務省令で定める。

（保護室等への収容）

第五十五条の五十三　入国警備官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入国者収容所長等の命令により、その者を保護室又は法務大臣が定める基準を満たす単独室（以下この条及び第五十五条の七十四第一項第三号において「保護室等」という。）に収容することができる。

一　自身を傷つけるおそれがあるとき。

二　次のイからハまでのいずれかに該当する場合において、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。

イ　入国警備官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。

ロ　他人に危害を加えるおそれがあるとき。

ハ　入国者収容所等の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。

2　前項に規定する場合において、入国者収容所長等の命令を待ついとまがないときは、入国警備官は、その命令を待たないで、その被収容者を保護室等に収容することができる。この場合には、速やかに、その旨を入国者収容所長等に報告しなければならない。

3　保護室等への収容の期間は、二十四時間以内とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、入国者収容所長等は、二十四時間ごとにこれを更新することができる。

4　入国者収容所長等は、前項の期間中であつても、保護室等への収容の必要がなくなつたときは、直ちにその収容を中止させなければならない。

5　被収容者を保護室等に収容し、又はその収容の期間を更新した場合には、入国者収容所長等は、速やかに、その被収容者の健康状態について、医師等職員又は入国者収容所長等が委嘱する医師等の意見を聴かなければならない。

6　保護室の構造及び設備の基準は、法務省令で定める。

（災害時の避難及び解放）

第五十五条の五十四　入国者収容所長等は、地震、火災その他の災害に際し、入国者収容所等内において避難の方法がないときは、被収容者を適当な場所に護送しなければならない。

2　前項の場合において、被収容者を護送することができないときは、入国者収容所長等は、その者を入国者収容所等から解放することができる。地震、火災その他の災害に際し、入国者収容所等の外にある被収容者を避難させるため適当な場所に護送することができない場合も、同様とする。

3　前項の規定により解放された者は、避難を必要とする状況がなくなつた後速やかに、入国者収容所等又は入国者収容所長等が指定した場所に出頭しなければならない。

第六節　外部交通

（面会の相手方）

第五十五条の五十五　入国者収容所長等は、被収容者に対し、他の者から面会の申出があつたときは、これを許すものとする。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序を維持し、又は衛生を保持するため必要があると認めるときは、この限りでない。

（領事官等以外の者との面会の立会い等）

第五十五条の五十六　入国者収容所長等は、その指名する職員に、被収容者と次に掲げる者（以下この節において「領事官等」という。）以外の者との面会に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序を維持し、又は衛生を保持するため必要がないと認める場合には、その立会い並びに録音及び録画（次項において「立会い等」とい

う。）をさせないことができる。

一　被収容者の国籍又は市民権の属する国の領事官

二　被収容者の訴訟代理人又は弁護人である弁護士（依頼によりこれらの者になろうとする弁護士を含む。）

2　入国者収容所長等は、前項の規定にかかわらず、被収容者と次に掲げる者との面会については、入国者収容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、立会い等をさせてはならない。

一　自己に対する入国者収容所長等の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員

二　自己に対する入国者収容所長等の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士

（面会の一時停止及び終了）

第五十五条の五十七　入国者収容所等の職員は、次の各号のいずれか（領事官等との面会にあつては、第一号ロ又はハに限る。）に該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、被収容者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置をとることができる。

一　被収容者又は面会の相手方が次のイからハまでのいずれかに該当する行為をするとき。

イ　次条第一項の規定による制限に違反する行為

ロ　入国者収容所等の規律及び秩序を害する行為

ハ　衛生上の支障がある行為

二　被収容者又は面会の相手方が次のイからハまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき。

イ　暗号の使用その他の理由によつて、入国者収容所等の職員が理解できないもの

ロ　犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの

ハ　入国者収容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

2　入国者収容所長等は、前項の規定により面会が一時停止された場合において、面会を継続させることが相当でないと認めるときは、その面会を終わらせることができる。

（面会に関する制限）

第五十五条の五十八　入国者収容所長等は、被収容者の面会に関し、法務省令で定めるところにより、面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様について、入国者収容所等の規律及び秩序の維持、衛生の保持その他管理運営上必要な制限をすることができる。

2　前項の規定により面会の回数について制限をするときは、その回数は、面会の相手方一人ごとに一日につき一回を下回つてはならない。

（発受を許す信書）

第五十五条の五十九　入国者収容所長等は、被収容者に対し、第五十五条の六十一の規定により差し止める場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。

（信書の検査）

第五十五条の六十　入国者収容所長等は、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、被収容者が発受する信書について、検査を行わせることができる。

2　次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第四号に掲げる信書について、入国者収容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一　領事官等から受ける信書

二　被収容者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書

三　被収容者が自己に対する入国者収容所長等の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書

四　被収容者が自己に対する入国者収容所長等の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。次条第二項において同じ。）との間で発受する信書

（信書の内容による差止め等）

第五十五条の六十一　入国者収容所長等は、前条の規定による検査の結果、被収容者が発受する信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その発受を差し止め、又はその該

当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。同条第二項各号に掲げる信書について、これらの信書に該当することを確認する過程においてその全部又は一部が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合も、同様とする。

一　暗号の使用その他の理由によつて、入国者収容所等の職員が理解できない内容のものであるとき。

二　発受によつて、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

三　発受によつて、入国者収容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

四　威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

五　受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

2　前項の規定にかかわらず、被収容者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び被収容者が弁護士との間で発受する信書であつてその被収容者に係る弁護士法第三条第一項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が前項第一号から第三号までのいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。

（信書に関する制限）

第五十五条の六十二　入国者収容所長等は、法務省令で定めるところにより、被収容者が発する信書の作成要領、その発信の申請の日及び時間帯並びに被収容者の信書の発受の方法について、入国者収容所等の管理運営上必要な制限をすることができる。

（発信に要する費用）

第五十五条の六十三　信書の発信に要する費用については、被収容者が負担することができない場合において、入国者収容所長等が発信の目的に照らし相当と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

（発受を差し止めた信書等の取扱い）

第五十五条の六十四　入国者収容所長等は、第五十五条の六十一の規定により信書の発受を差し止めた場合にはその信書を、同条の規定により信書の一部を削除した場合にはその削除した部分を保管するものとする。

2　入国者収容所長等は、第五十五条の六十一の規定により信書の記述の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを保管するものとする。

3　入国者収容所長等は、被収容者の出所の際、前二項の規定により保管する信書の全部若しくは一部又は複製（以下この章において「発受差止信書等」という。）をその者に引き渡すものとする。

4　入国者収容所長等は、被収容者が死亡した場合には、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その申請に基づき、発受差止信書等を引き渡すものとする。

5　前二項の規定にかかわらず、発受差止信書等の引渡しにより入国者収容所等の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、これを引き渡さないものとする。次に掲げる場合において、その引渡しにより入国者収容所等の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときも、同様とする。

一　出所した被収容者が、出所後に、発受差止信書等の引渡しを求めたとき。

二　被収容者が、第五十五条の三十五第一項各号のいずれかに該当する場合において、発受差止信書等の引渡しを求めたとき。

6　第五十五条の三十四第一項、第五十五条の三十五第一項並びに第五十五条の三十六第二項及び第三項の規定は、被収容者に係る発受差止信書等（前項の規定により引き渡さないこととされたものを除く。）について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の申請」とあるのは、「第五十五条の六十四第四項の申請」と読み替えるものとする。

7　第五項の規定により引き渡さないこととした発受差止信書等は、次の各号に掲げる日から起算して三年を経過した日に、国庫に帰属する。

一　被収容者の出所又は死亡の日

二　被収容者が第五十五条の三十五第一項各号のいずれかに該当することとなつた日

（被収容者作成の文書図画）

第五十五条の六十五　入国者収容所長等は、被収容者がその作成した文書図画（信書を除く。）を他の者に交付することを申請した場合には、その交付につき、被収容者が発する信書に準じて検査その他の措置をとることができる。

（電話等による通信）

第五十五条の六十六　入国者収容所長等は、被収容者に対し、相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

2　第五十五条の六十三の規定は、前項の通信について準用する。

（通信の確認等）

第五十五条の六十七　入国者収容所長等は、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、前条第一項の通信の内容を確認するため、その通信を受けさせ、又はその内容を記録させることができる。

2　第五十五条の五十七第一項（第一号イを除く。）及び第二項の規定は、前条第一項の通信について準用する。

第七節　不服申立て

（審査の申請）

第五十五条の六十八　次に掲げる入国者収容所長等の措置に不服がある者は、書面で、出入国在留管理庁長官に対し、審査の申請をすることができる。

一　第五十五条の六に規定する宗教上の行為の禁止又は制限

二　第五十五条の七第二項の規定による書籍等の閲覧の禁止

三　第五十五条の二十二の規定による自弁の物品の使用又は摂取を許さない処分

四　第五十五条の三十一の規定による保管私物、自ら保管する現金又は領置されている物品の交付を許さない処分

五　第五十五条の四十三第一項の規定による診療を受けることを許さない処分又は同条第四項の規定による診療の中止

六　第五十五条の五十第一項の規定による隔離

七　第五十五条の六十一、第五十五条の六十二又は第五十五条の六十五の規定による信書の発受又は文書図画の交付の差止め又は制限

八　第五十五条の六十四第五項前段の規定による発受差止信書等の引渡しをしない処分（同条第三項の規定による引渡しに係るものに限る。）

2　前項の規定による審査の申請（以下この節において単に「審査の申請」という。）は、これを行う者が自らしなければならない。

（審査の申請期間）

第五十五条の六十九　審査の申請は、前条第一項に規定する措置の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

2　天災その他前項の期間内に審査の申請をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に限り、審査の申請をすることができる。

3　入国者収容所長等が誤つて法定の期間よりも長い期間を審査の申請期間として教示した場合において、その教示された期間内に審査の申請がされたときは、その審査の申請は、法定の期間内にされたものとみなす。

（行政不服審査法の準用）

第五十五条の七十　行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十二条第一項及び第五項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条並びに第三十九条の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは、「職権で」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（調査）

第五十五条の七十一　出入国在留管理庁長官は、職権で、審査の申請に関して必要な調査をするものとする。

2　出入国在留管理庁長官は、前項の調査をするため必要があるときは、入国者収容所長等に対し、報告若しくは資料その他の物件の提出を命じ、又はその指名する職員をして、審査の申請をした者その他の関係者に対し質問をさせ、若しくは物件の提出を求めさせ、これらの者が提出した物件を留め置かせ、若しくは検証を行わせることができる。

（裁決）

第五十五条の七十二　出入国在留管理庁長官は、審査の申請を受けたときは、できる限り九十日以内に裁決をするよう努めるものとする。

2　行政不服審査法第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項本文及び第二項（第二号を除く。）、第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）、第四十八条、第五十条第一項及び第三項、第五十一条並びに第五十二条第一項及び第二項の規定は、審査の申請の裁決について準用する。この場合において、同法第五十一条第三項中「総務省令」とあるのは、「法務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（再審査の申請）

第五十五条の七十三　審査の申請の裁決に不服がある者は、書面で、法務大臣に対し、再審査の申請をすることができる。

2　前項の規定による再審査の申請（以下この節において単に「再審査の申請」という。）は、審査の申請についての裁決の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

3　第五十五条の六十八第二項、第五十五条の六十九第二項、第五十五条の七十一及び前条第一項並びに行政不服審査法第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条、第三十九条、第四十六条第一項本文及び第二項（第二号を除く。）、第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）、第四十八条、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第一項及び第二項、第六十二条第二項並びに第六十四条第一項から第三項までの規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一条第三項中「総務省令」とあるのは「法務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（出入国在留管理庁長官に対する事実の申告）

第五十五条の七十四　被収容者は、自己に対する入国者収容所等の職員による行為であつて、次に掲げるものがあつたときは、政令で定めるところにより、書面で、出入国在留管理庁長官に対し、その事実を申告することができる。

一　身体に対する違法な有形力の行使

二　違法又は不当な捕縄又は手錠の使用

三　違法又は不当な保護室等への収容

2　前項の規定による申告は、その申告に係る事実があつた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

3　第五十五条の六十八第二項、第五十五条の六十九第二項及び第三項並びに第五十五条の七十一並びに行政不服審査法第十八条第三項、第二十二条第一項及び第五項、第二十三条、第二十七条並びに第三十九条の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（通知）

第五十五条の七十五　前条第一項の規定による申告が適法であるときは、出入国在留管理庁長官は、その申告に係る事実の有無について確認し、その結果をその申告をした者に通知するものとする。ただし、その者が出所したときは、この限りでない。

2　前条第一項の規定による申告が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、出入国在留管理庁長官は、その旨をその申告をした者に通知するものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3　第五十五条の七十二第一項並びに行政不服審査法第五十条第一項及び第三項の規定は、前二項の規定による通知について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　出入国在留管理庁長官は、前条第一項に規定する事実があつたことを確認した場合において、必要があると認めるときは、同様の行為の再発の防止のため必要な措置その他の措置をとるものとする。

（法務大臣に対する事実の申告）

第五十五条の七十六　被収容者は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合において、その内容に不服があるときは、政令で定めるところにより、書面で、法務大臣に対し、第五十五条の七十四第一項に規定する事実を申告することができる。

2　前項の規定による申告は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

3　第五十五条の六十八第二項、第五十五条の六十九第二項、第五十五条の七十一、第五十五条の七十二第一項並びに前条第一項、第二項及び第四項並びに行政不服審査法第十八条第三項、第二十三条、第二十七条、第三十九条及び第五十条第一項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（法務大臣に対する苦情の申出）

第五十五条の七十七　被収容者は、自己に対する入国者収容所長等の措置その他自己が受けた処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出をすることができる。

2　第五十五条の六十八第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。

3　法務大臣は、第一項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を当該苦情の申出をした者に通知しなければならない。ただし、その者が出所したときは、この限りでない。

（監査官に対する苦情の申出）

第五十五条の七十八　被収容者は、自己に対する入国者収容所長等の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、第五十五条の九の規定により実地監査を行う監査官（以下この節において単に「監査官」という。）に対し、苦情の申出をすることができる。

2　第五十五条の六十八第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。

3　監査官は、口頭による第一項の苦情の申出を受けるに当たつては、入国者収容所等の職員を立ち会わせてはならない。

4　前条第三項の規定は、監査官が第一項の苦情の申出を受けた場合について準用する。

（入国者収容所長等に対する苦情の申出）

第五十五条の七十九　被収容者は、自己に対する入国者収容所長等の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、入国者収容所長等に対し、苦情の申出をすることができる。

2　第五十五条の六十八第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。

3　被収容者が口頭で第一項の苦情の申出をするときは、入国者収容所長等は、その指名する職員にその内容を聴取させることができる。

4　第五十五条の七十七第三項の規定は、入国者収容所長等が第一項の苦情の申出を受けた場合について準用する。

（秘密申立て）

第五十五条の八十　入国者収容所長等は、被収容者が審査の申請等（審査の申請、再審査の申請又は第五十五条の七十四第一項若しくは第五十五条の七十六第一項の規定による申告をいう。次項及び次条において同じ。）をし、又は法務大臣若しくは監査官に対する苦情の申出（第五十五条の七十七第一項又は第五十五条の七十八第一項の苦情の申出をいう。）をするに当たり、その内容を入国者収容所又は地方出入国在留管理局の職員に秘密にすることができるように、必要な措置を講じなければならない。

2　第五十五条の六十の規定にかかわらず、審査の申請等又は苦情の申出（第五十五条の七十七第一項、第五十五条の七十八第一項又は前条第一項の苦情の申出をいう。次条において同じ。）の書面は、検査をしてはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第五十五条の八十一　入国者収容所又は地方出入国在留管理局の職員は、被収容者が審査の申請等又は苦情の申出をしたことを理由として、その者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

第八節　死亡

（死亡の通知）

第五十五条の八十二　入国者収容所長等は、被収容者が死亡した場合には、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その死亡の原因及び日時並びに交付すべき遺留物又は発受差止信書等があるときはその旨を速やかに通知しなければならない。

（死体に関する措置）

第五十五条の八十三　被収容者が死亡した場合において、その死体の埋葬又は火葬を行う者がないときは、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第九条の規定にかかわらず、その埋葬又は火葬は、入国者収容所長等が行うものとする。

2　前項に定めるもののほか、被収容者の死体に関する措置については、法務省令で定める。

第五十七条第四項から第六項までの規定中「許可」を「規定による許可」に改め、同条第九項中「（電磁的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

第五十九条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「第十三条の二第一項の規定によりとどまることができる場所として法務省令で定める施設（第六十一条の七の六において「出国待機施設」という。）の指定を受けている第一項第一号に該当する外国人を当該指定に係る施設」を「出国待機施設」に改める。

第五十九条の二第一項中「規定による登録」を「登録」に、「第五十条第一項」を「第六十一条の二の五第一項」に、「第六十一条の二の十一」を「第六十一条の二の十四」に改め、「取消しに関する処分」

の下に「又は第五十条第一項の規定による許可に関する処分」を加える。

第六十一条の二の二第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」及び「それぞれ」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第六十一条の二の三中「前条第二項の許可」を「難民の認定又は補完的保護対象者の認定に引き続く第五章に規定する退去強制の手続（第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続を含む。第六十一条の二の九において同じ。）において第五十条第一項の規定による許可（第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続において第五十条第一項の規定に準じて行われる許可を含む。）」に改める。

第六十一条の二の四第三項中「、活動の制限」を削り、同条第五項第一号及び第二号中「第六十一条の二の九第一項」を「第六十一条の二の十二第一項」に改め、同項第三号中「及び第二項」を削り、同項第四号中「次条」を「第六十一条の二の六」に改める。

第六十一条の二の十四第一項中「若しくは第二項」を削り、「若しくは第六十一条の二の四第一項」を「、第六十一条の二の四第一項若しくは第六十一条の二の五第一項」に、「第六十一条の二の六」に、「第六十一条の二の七第一項」を「第六十一条の二の七第二項の規定による許可、同条第四項の規定による許可の取消し、第六十一条の二の十第一項」に、「第六十一条の二の八第一項」を「第六十一条の二の十一第一項」に改め、同条第三項中「法務大臣」の下に「、出入国在留管理庁長官」を、「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　出入国在留管理庁長官は、第六十一条の二の七第二項の規定による許可を受けて行つた活動状況の把握のため必要があるときは、第六十一条の二の八の規定により届け出ることとされている事項について、難民調査官に事実の調査をさせることができる。

第七章の二中第六十一条の二の十四を第六十一条の二の十七とする。

第六十一条の二の十三中「第四十七条第五項、第四十八条第九項若しくは第四十九条第六項」を「第四十七条第五項後段（第四十八条第十項及び第四十九条第七項において準用する場合を含む。）」に、「、又は」を「又は」に、「において」を「において、」に改め、同条を第六十一条の二の十六とする。

第六十一条の二の十二第三項中「一年」の下に「以上五年を超えない範囲内において出入国在留管理庁長官が定めるもの」を加え、同条第五項中「一年」を「五年」に改め、「範囲内」の下に「（当該難民旅行証明書の有効期間内に限る。）」を加え、同条第六項中「六月」を「一年」に改め、同条を第六十一条の二の十五とし、第六十一条の二の十一を第六十一条の二の十四とし、第六十一条の二の十を第六十一条の二の十三とする。

第六十一条の二の九第一項第三号中「第六十一条の二の七第一項」を「第六十一条の二の十第一項」に改め、同項第六号中「第六十一条の二の七第二項」を「第六十一条の二の十第二項」に改め、同条第二項中「（平成二十六年法律第六十八号）」を削り、「第六十一条の二の七第三項」を「第六十一条の二の十第三項」に改め、同条第六項の表第十八条第三項の項及び第二十三条の項中「第六十一条の二の九第一項」を「第六十一条の二の十二第一項」に改め、同表第三十条第一項の項中「第六十一条の二の九第一項各号」を「第六十一条の二の十二第一項各号」に改め、同表第八十三条第二項の項中「第六十一条の二の九第一項」を「第六十一条の二の十二第一項」に改め、同条を第六十一条の二の十二とする。

第六十一条の二の八第二項中「第六十一条の二の八第一項」を「第六十一条の二の十一第一項」に改め、同条を第六十一条の二の十一とし、第六十一条の二の七を第六十一条の二の十とする。

第六十一条の二の六第一項中「第二項」を「第六十一条の二の五第一項」に改め、「（第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同条第四項を次のように改める。

4　前項の規定は、同項の在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一　第六十一条の二第一項又は第二項の申請前に当該在留資格未取得外国人が本邦にある間に二度にわたりこれらの申請を行い、いずれの申請についても第六十一条の二の四第五項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなつたことがある者（第六十一条の二第一項又は第二項の申請に際し、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を行うべき相当の理由がある資料を提出した者を除く。）

二　無期若しくは三年以上の拘禁刑に処せられた者（刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者又は刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）又は第二十四条第三号の二、第三号の三若しくは第四号オからカまでのいずれかに該当する者若しくはこれらのいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある者

第六十一条の二の六を第六十一条の二の九とする。

第六十一条の二の五中「、前条第一項」を「、第六十一条の二の四第一項」に改め、同条第一号及び第二号中「前条第一項」を「第六十一条の二の四第一項」に改め、同条第三号中「前条第三項」を「第六十一条の二の四第三項」に改め、同条に次の一号を加える。

六　次条第一項の規定に違反する活動を行つたこと。

第六十一条の二の五を第六十一条の二の六とし、同条の次に次の二条を加える。

（活動の範囲）

第六十一条の二の七　第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けた外国人は、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行つてはならない。ただし、報酬を受ける活動について、次項の規定による許可を受けて行う場合は、この限りでない。

2　法務大臣は、第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けた外国人が生計を維持するために必要な範囲で行う報酬を受ける活動について、その者の申請があつた場合に、相当と認めるときは、これを行うことを許可することができる。この場合において、法務大臣は、当該許可に必要な条件を付することができる。

3　法務大臣は、前項の規定による許可をしたときは、法務省令で定めるところにより、第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書にその旨及び当該許可に付された条件を記載するものとする。

4　法務大臣は、第二項の規定による許可を受けた外国人が同項の規定に基づき付された条件に違反した場合その他当該外国人に引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと認める場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。

（活動の状況の届出）

第六十一条の二の八　前条第二項の規定による許可を受けた外国人は、法務省令で定めるところにより、当該許可を受けて行つた活動の状況その他法務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

第六十一条の二の四の次に次の一条を加える。

（仮滞在の許可を受けた者の在留資格の取得）

第六十一条の二の五　法務大臣は、前条第一項の規定による許可を受けた外国人に対し、当該外国人が次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、在留資格の取得を許可することができる。ただし、当該外国人が無期若しくは一年を超える拘禁刑に処せられた者（刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であつてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間が一年以下のものを除く。）又は第二十四条第三号の二、第三号の三若しくは第四号ハ若しくはオからヨまでのいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある者である場合は、当該外国人に対し、在留資格の取得を許可しないことが人道上の配慮に欠けると認められる特別の事情があると認めるときに限る。

一　かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。

二　人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。

三　その他法務大臣が在留資格の取得を許可すべき事情があると認めるとき。

2　法務大臣は、前項の規定による許可をするかどうかの判断に当たつては、当該外国人について、在留を希望する理由、家族関係、素行、本邦に入国することとなつた経緯、本邦に在留している期間、その間の法的地位、在留資格未取得外国人となつた経緯及び人道上の配慮の必要性を考慮するほか、内外の諸情勢及び本邦における不法滞在者に与える影響その他の事情を考慮するものとする。

3　第二十条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。

第六十一条の三第二項第二号中「第六十一条の二の八第二項」を「第六十一条の二の十一第二項」に、「第六十一条の九の二第四項」を「第六十一条の八の二第四項」に改め、同項第三号中「第十九条の三十七第一項」の下に「、第四十四条の九第一項及び第二項、第五十二条の七第一項及び第二項」を加え、「及び第六十一条の二の十四第一項」を「並びに前条第一項及び第二項」に改め、同項第七号中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第六号の次に次の五号を加える。

七　第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定及び第五十二条の二第六項に規定する監理措置決定を行うこと。

八　第四十四条の五第一項の規定による許可を行うこと。

九　第五十二条第八項の規定による通知を行うこと。

十　第五十二条第十二項の規定による命令を行うこと。

十一　第五十五条の二第一項の規定により本邦からの退去を命ずること。

第六十一条の三の二第二項第三号中「入国者収容所、収容場」を「入国者収容所等」に改め、同項第四号中「及び」を「、第四十四条の九第一項及び第二項、第五十二条の七第一項及び第二項並びに」に改め、同項第六号中「第六十一条の九の二第四項」を「第六十一条の八の二第四項」に改め、同項第四項中「（昭和二十二年法律第百二十号）」を削る。

第六十一条の六から第六十一条の七の六までを削り、第六十一条の七の七を第六十一条の六とし、第六十一条の八を第六十一条の七とし、第六十一条の二を第六十一条の七の二とし、第六十一条の九を第六十一条の八とする。

第六十一条の九の二第一項中「第六十一条の二の八第二項においてこれらの規定を」を「これらの規定を第六十一条の二の十一第二項において」に改め、同条第六項ただし書中「第六十一条の二の八第二項」を「第六十一条の二の十一第二項」に改め、同条を第六十一条の八の二とする。

第六十一条の九の三第一項第二号中「申請又は」を「申請、」に改め、「受領」の下に「又は第四十四条の六若しくは第五十二条の五の規定による届出」を加え、同項第三号中「及び第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）」を「、第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）及び第六十一条の二の五第三項」に、「第五十条第三項」を「第五十条第七項」に、「第六十一条の二の二第三項第一号」を「第六十一条の二の二第二項第一号」に改め、同条第二項中「順位」を「順序」に改め、同条を第六十一条の八の三とする。

第六十一条の十の前の見出しを削り、同条を第六十一条の九とし、同条の前に見出しとして「（出入国在留管理基本計画）」を付し、第六十一条の十一を第六十一条の十とする。

第六十三条第一項中「収容しないとき」の下に「、又は第四十四条の二第一項の監理措置に付さないとき」を加え、「前条の規定により」を「第四十四条の規定による」に改め、「引渡し」の下に「又は第四十四条の七の規定による違反事件の引継ぎ」を、「あるときは」」の下に「と、第五十条第二項中「収容令書により収容された外国人又は監理措置決定を受けた」とあるのは「第四十五条第一項の規定により入国審査官の審査を受けることとされた」」を加え、同条第三項中「第五十五条の二第二項」を「第五十五条の八十四第二項」に改める。

第六十四条の見出し中「引渡」を「引渡し等」に改め、同条第一項中「決定するときは、入国警備官による収容令書又は退去強制令書の呈示をまつて、当該被疑者を釈放して当該入国警備官に引き渡さなければ」を「決定したときで、その被疑者について入国警備官から次の各号に掲げる提示又は通知を受けたときは、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　収容令書又は退去強制令書の提示　当該被疑者を釈放して入国警備官に引き渡す措置

二　第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定又は第五十二条の二第六項に規定する監理措置決定の通知　当該被疑者を釈放する措置

第六十四条第二項を次のように改める。

2　矯正施設の長は、第六十二条第三項又は第四項に規定する場合において、同条第一項の外国人について入国警備官から次の各号に掲げる提示又は通知を受けたときは、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　収容令書又は退去強制令書の提示　釈放と同時に当該外国人を当該入国警備官に引き渡す措置

二　第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定又は第五十二条の二第六項に規定する監理措置決定の通知　当該外国人を釈放する措置

第六十五条第一項中「第七十条の罪」の下に「（第一項第九号及び第十号の罪を除く。）」を加え、「収容令書が発付され、且つ」を「次の各号のいずれかに該当し、かつ」に、「書類及び証拠物とともに、当該被疑者を入国警備官に引き渡す」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　収容令書が発付されたとき　当該被疑者を書類及び証拠物とともに入国警備官に引き渡す措置

二　第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定がされたとき　当該被疑者を釈放する措置並びに書類及び証拠物を入国警備官に引き渡す措置

第六十五条第二項中「引き渡す」を「引き渡し、又は釈放する」に改める。

第六十八条第一項中「第六十一条の二の十二第一項」を「第六十一条の二の十五第一項」に改める。

第七十条第一項第三号の三中「第六十一条の二の八第二項」を「第六十一条の二の十一第二項」に改め、同項第八号の二中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、同項第八号の三中「第五十五条の六」を「第五十五条の八十八」に改め、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号の四の次に次の二号を加える。

九　第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定を受けた者で、第四十四条の五第一項の規定による

許可を受けないで報酬を受ける活動を行つたもの又は収入を伴う事業を運営する活動を行つたもの（在留資格をもつて在留する者を除く。）

十　第五十二条の二第六項に規定する監理措置決定を受けた者で、収入を伴う事業を運営する活動を行つたもの又は報酬を受ける活動を行つたもの

第七十一条の五に次の一号を加える。

四　第四十四条の六又は第五十二条の五の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第七十一条の五の次に次の一条を加える。

第七十一条の六　第五十五条の五十四第二項の規定により解放された被収容者が、同条第三項の規定に違反して、入国者収容所等又は指定された場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第七十二条第七号中「第六十一条の二の十二第八項」を「第六十一条の二の十五第八項」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第六号中「第六十一条の二の七第四項又は第六十一条の二の十三」を「第六十一条の二の十第四項又は第六十一条の二の十六」に改め、同号を同条第十号とし、同条第五号を同条第九号とし、同条第四号中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号中「第五十二条第六項」を「第五十二条第十項」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五　第五十二条第十二項の規定による命令に違反して同項に規定する行為をしなかつた者

六　第五十四条第二項の規定により仮放免された者で、同項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

七　第五十五条の二第一項の規定による命令に違反して本邦から退去しなかつた者

第七十二条第二号の次に次の一号を加える。

三　第四十四条の二第一項若しくは第六項又は第五十二条の二第一項若しくは第五項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じない者

第七十三条中「第七十条第一項第四号に該当する場合を除き、第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行つた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行つた者（第七十条第一項第四号に該当する者を除く。）

二　第六十一条の二の七第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行つた者

第七十六条第二号中「、乗員手帳、特定登録者カード又は許可書」を削る。

第七十七条の二を次のように改める。

第七十七条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第十九条の十八第一項（第一号を除く。）若しくは第二項（第一号を除く。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第四十四条の三第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第四十四条の三第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四　第四十四条の三第七項（第五十二条の三第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第五十二条の三第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六　第五十二条の三第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第七十七条の三中「第六十一条の九の三第二項各号」を「第六十一条の八の三第二項各号」に改める。

別表第一中「第五条」の下に「、第六条」を加え、「第十九条、」を「第九条、第十九条、第十九条の五、」に改め、「第十九条の三十六」の下に「、第二十条」を、「第二十四条」の下に「、第五十二条」を加え、「第六十一条の二の八」を「第六十一条の二の十一」に改める。

別表第二中「第六十一条の二の八」を「第六十一条の二の十一」に改める。

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正）

第三条　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「同じ。）」の下に「の前日」を加える。

第十二条第一項中「誕生日」の下に「の前日」を加える。

第十九条第二項中「順位」を「順序」に改める。

第二十二条第三項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第四項」に改め、「第三十九条第一項」の下

に「及び第二項」を、「第四十三条第一項」の下に「及び第三項、第四十四条の二第一項、第四十四条の八第三号」を加え、「第四十九条第四項及び」を「第四十九条第四項並びに」に改め、「いう」の下に「。以下同じ」を加え、「第五十五条の二第四項」を「第五十条第一項、第五十五条の八十四第四項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、入管法第五十条第一項ただし書中「除く。）又は第二十四条第三号の二、第三号の三若しくは第四号ハ若しくはオからヨまでのいずれかに該当する者」とあるのは「除く。）」とする」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第十九条の五及び第十九条の十一の改正規定、第三条中日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「特例法」という。）第九条及び第十二条の改正規定並びに次条並びに附則第二十二条及び第二十三条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二　第一条（入管法第十九条の五及び第十九条の十一の改正規定を除く。）並びに附則第三条、第二十六条及び第二十九条の規定、附則第三十一条中自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）附則第十六条の改正規定並びに附則第三十二条から第三十四条まで及び第三十七条の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（在留カードの有効期間に関する経過措置）

第二条　前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「第一号施行日」という。）前に交付された在留カード（入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。次項において同じ。）の有効期間及びその更新については、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の入管法（以下「第一条改正前入管法」という。）第十九条の十一第一項の規定により在留カードの有効期間の更新の申請をする場合における第二条の規定による改正後の入管法（以下「第二条改正後入管法」という。）第六十一条の八の三第二項の規定の適用については、当該在留カードの交付を受けた中長期在留者（入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この項並びに附則第四条及び第五条において同じ。）は、その申請の日が十六歳の誕生日（当該中長期在留者の誕生日が二月二十九日であるときは、当該中長期在留者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。）である場合においても、十六歳に満たない者とみなす。

3　第一号施行日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第二条の規定による改正後の入管法（以下「第二条改正後入管法」という。）第六十一条の八の三第二項」とあるのは、「入管法第六十一条の九の三第二項」とする。

（難民の認定等に関する経過措置）

第三条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前に第一条改正前入管法第六十一条の二第一項の申請をした外国人について、第二号施行日以後に難民の認定（第一条の規定による改正後の入管法（以下「第一条改正後入管法」という。）第六十一条の二第一項に規定する難民の認定をいう。附則第十一条第一項において同じ。）をしない処分をする場合についても、第一条改正後入管法第六十一条の二第三項の規定を適用する。

（住居地の届出に関する経過措置）

第四条　施行日前に第二条の規定による改正前の入管法（以下「第二条改正前入管法」という。）第六十一条の二の二第二項の規定による許可又は第一条改正前入管法第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けて新たに中長期在留者となった者及び附則第十一条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた在留資格に係る許可を受けて新たに中長期在留者となった者の住居地の届出については、なお従前の例による。

（在留資格の取消しに関する経過措置）

第五条　施行日前に第二条改正前入管法第六十一条の二の二第二項の規定による許可又は第一条改正前入管法第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けて新たに中長期在留者となった者及び附則第十一条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた在留資格に係る許可を受けて在留する者の在留資格の取消しについては、なお従前の例による。

（仮放免許可書等の携帯等に関する経過措置）

第六条　第二条改正後入管法第二十三条第一項（第十号及び第十一号に係る部分に限る。）及び第三項（同

項に規定する旅券に含まれる同条第一項第十号に規定する特別放免許可書及び同項第十一号に規定する仮放免許可書に係る部分に限る。）の規定は、第二条改正後入管法第五十二条第十項の規定による放免又は第二条改正後入管法第五十四条第二項の規定による仮放免を施行日以後にされた者について適用し、施行日前に第二条改正前入管法第五十二条第六項の規定により放免された者及び第二条改正前入管法第五十四条第二項の規定により仮放免された者並びに施行日以後に附則第九条第一項の規定によりなお従前の例により仮放免された者に係る旅券、乗員手帳、特定登録者カード又は許可書の携帯及び提示については、なお従前の例による。

（退去強制に関する経過措置）

第七条　施行日前に第二条改正前入管法第六十一条の二の二第二項の規定による許可又は第一条改正前入管法第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けて在留する者（難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた者に限る。）及び附則第十一条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた在留資格に係る許可を受けて在留する者で、第二条改正後入管法第六十一条の二の十第一項（第一号又は第三号に係るものに限る。）の規定により難民の認定を取り消されたもの又は同条第二項（第一号又は第三号に係るものに限る。）の規定により補完的保護対象者の認定を取り消されたものについては、第二条改正後入管法第五章に規定する手続（第二条改正後入管法第六十三条第一項の規定に基づく手続を含む。）により本邦からの退去を強制し、又は第二条改正後入管法第五十五条の二第一項の規定による命令により本邦から退去させることができる。

（退去のための計画に関する経過措置）

第八条　入国警備官は、この法律の施行の際現に第二条改正前入管法第五十二条第五項の規定により収容されている者について、この法律の施行後速やかに、第二条改正後入管法第五十二条の八第一項の規定に準じて、退去のための計画を定めなければならない。

2　入国警備官は、この法律の施行の際現に第二条改正前入管法第五十四条第二項の規定により仮放免されている者（退去強制令書が発付されている者に限る。）について、この法律の施行後できる限り速やかに、第二条改正後入管法第五十二条の八第一項の規定に準じて、退去のための計画を定めるよう努めなければならない。

3　入国警備官は、前項に規定する者が、この法律の施行後、次条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる第二条改正前入管法第五十五条第四項又は第五項の規定により収容された場合において、当該者について前項の規定により退去のための計画が定められていないときは、当該収容の開始後速やかに、第二条改正後入管法第五十二条の八第一項の規定に準じて、退去のための計画を定めなければならない。

4　入国警備官は、第一項又は第二項に規定する者について、前三項の規定により退去のための計画を定めた場合において、施行日（第二項に規定する者にあっては、その収容の開始の日）から起算した退去強制令書の発付を受けて収容されている期間が継続して三月に達したときは、速やかに、第二条改正後入管法第五十二条の八第二項の規定に準じて、主任審査官に対し、前三項の規定により定めた退去のための計画を提出するとともに、その進捗状況を報告しなければならない。この場合においては、第二条改正後入管法第五十二条の八第三項から第五項までの規定を準用する。

5　入国警備官は、前項に規定する期間が三月を超えて継続しているときは、当該超えて継続する期間が三月を経過するごとに、速やかに、第二条改正後入管法第五十二条の八第六項の規定に準じて、第一項から第三項までの規定により定めた退去のための計画の進捗状況を主任審査官に報告しなければならない。この場合においては、第二条改正後入管法第五十二条の八第三項から第五項までの規定を準用する。

（仮放免に関する経過措置）

第九条　第二条改正後入管法第五十四条第二項から第七項までの規定は、施行日以後に入管法第五十四条第一項の規定によりされる仮放免の請求により又は職権で行う処分について適用し、施行日前に同項の規定によりされた仮放免の請求であってこの法律の施行の際その処分がされていないものに対する処分（保証金の納付に関する処分を含む。）については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に第二条改正前入管法第五十四条第二項の規定により仮放免されている者又は前項の規定によりなお従前の例により仮放免される者に対する当該仮放免の効力及びその取消しについては、なお従前の例による。

（被収容者の処遇に関する経過措置）

第十条　第二条改正後入管法第五十五条の十八の規定は、この法律の施行の際現に第二条改正後入管法第二条第十六号に規定する入国者収容所等に収容されている被収容者（第二条改正後入管法第五十五条の四第一項に規定する被収容者をいう。以下この条において同じ。）についても、適用する。この場合におい

て、第二条改正後入管法第五十五条の十八第一項中「その入国者収容所等における収容の開始に際し」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号）の施行後速やかに」とする。

2　この法律の施行の際現に第二条改正前入管法又はこれに基づく命令の規定により領置されている被収容者の所持品（現金を除く。）は、第二条改正後入管法第五十五条の二十五第二号に掲げる物品とみなして、第二条改正後入管法第五十五条の二十八の規定を適用する。

3　第二条改正前入管法第六十一条の七第五項の規定により発受を禁止され、又は制限された被収容者の通信であって、この法律の施行の際現に第二条改正前入管法に基づく命令の規定により領置されているものは、第二条改正後入管法第五十五条の六十四第一項の規定により保管されている信書とみなす。

（在留資格に係る許可に関する経過措置）

第十一条　施行日前に入管法第六十一条の二第一項又は第二項（第一条改正前入管法第六十一条の二第一項又は第一条改正後入管法第六十一条の二第一項若しくは第二項をいう。以下同じ。）の申請をした在留資格未取得外国人（入管法第六十一条の二の二第一項に規定する在留資格未取得外国人をいう。以下この項並びに附則第十五条及び第十七条において同じ。）について、施行日以後に難民の認定をしない処分をする場合（入管法第六十一条の二第三項（附則第三条の規定により適用される場合を含む。）の規定により補完的保護対象者の認定を行う場合を除く。）若しくは補完的保護対象者の認定をしない処分をする場合又は入管法第六十一条の二の二第一項の規定による許可をしない場合において、当該在留資格未取得外国人が施行日前に退去強制令書の発付を受けているときにおける当該在留資格未取得外国人に対する在留特別に許可すべき事情があるか否かの審査及び当該事情がある場合における在留資格に係る許可並びに当該許可をする場合における仮上陸の許可又は第二条改正前入管法第三章第四節の規定による上陸の許可若しくは第一条改正前入管法第三章第四節の規定による上陸の許可の取消しについては、なお従前の例による。

2　第二条改正後入管法第六十一条の二の三の規定は、施行日前に第二条改正前入管法第六十一条の二の二第二項の規定による許可又は第一条改正前入管法第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けた者及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた在留資格に係る許可を受けた者については、適用しない。

（仮滞在の許可に関する経過措置）

第十二条　施行日前に入管法第六十一条の二の四第一項の規定による許可又は第一条改正前入管法第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けた者に対して第二条改正前入管法第六十一条の二の四第三項の規定により付された条件及び当該許可の取消しについては、なお従前の例による。

（活動の範囲に関する経過措置）

第十三条　第二条改正後入管法第六十一条の二の七第一項の規定は、施行日以後に入管法第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けた者について適用する。

（在留資格に係る許可と退去強制手続との関係に関する経過措置）

第十四条　施行日前に第二条改正前入管法第六十一条の二の二第二項の規定による許可又は第一条改正前入管法第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けた外国人及び施行日以後に附則第十一条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた在留資格に係る許可を受けた外国人について、当該許可を受けた時に第二条改正前入管法第二十四条各号の事由のいずれかに該当していたことを理由とする退去強制の手続については、なお従前の例による。

（難民認定申請等と退去強制手続との関係に関する経過措置）

第十五条　第二条改正後入管法第六十一条の二の九第四項の規定は、施行日以後に入管法第六十一条の二第一項又は第二項の申請をした在留資格未取得外国人について適用する。

2　前項の在留資格未取得外国人がこの法律の施行日前に入管法第六十一条の二第一項又は第二項の申請を行ったことがある者である場合における第二条改正後入管法第六十一条の二の九第四項第一号の規定の適用については、同号中「これらの申請」とあるのは「これらの申請（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号）の施行の日前に行われた第六十一条の二第一項及び第二項の申請を含む。）」と、「なつたこと」とあるのは「なつたこと（第六十一条の二の四第五項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなつたこと及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）第七十五条の規定による改正前の第六十一条の二の四第五項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなつたことを含む。）」とする。

3　法務大臣は、入管法第六十一条の二第一項又は第二項の申請に際し、難民の認定又は補完的保護対象者

の認定に関する資料が適切に提出されるよう、第二条改正後入管法第六十一条の二の九第四項の規定の内容その他難民の認定又は補完的保護対象者の認定に関する資料の提出に係る制度の周知に努めるものとする。

4　法務大臣は、この法律の施行日前に本邦にある間に二回以上入管法第六十一条の二第一項又は第二項の申請を行い、いずれの申請についても第二条改正前入管法第六十一条の二の四第五項第一号若しくは第二号のいずれかに該当することとなったこと又は行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）第七十五条の規定による改正前の入管法第六十一条の二の四第五項第一号若しくは第二号のいずれかに該当することとなったことがある在留資格未取得外国人から、この法律の施行日以後、入管法第六十一条の二第一項又は第二項の申請があったときは、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を行うべき相当の理由がある資料が適切に提出されるよう、当該在留資格未取得外国人に対して第二条改正後入管法第六十一条の二の九第四項の規定の内容その他必要な事項を教示するものとする。

（難民旅行証明書の有効期間に関する経過措置）

第十六条　施行日前に第二条改正前入管法第六十一条の二の十二第一項の規定により交付された難民旅行証明書の有効期間については、なお従前の例による。

（事実の調査に関する経過措置）

第十七条　施行日前に入管法第六十一条の二第一項又は第二項の申請をした在留資格未取得外国人について附則第十一条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた在留資格に係る許可に関する処分を行うための事実の調査については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十八条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（拘禁刑に関する経過措置）

第十九条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第二条改正後入管法第五十条第一項ただし書、第六十一条の二の五第一項ただし書及び第六十一条の二の九第四項第二号の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役若しくは禁錮」とする。

2　刑法施行日以後における刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）に処せられた者に係る第二条改正後入管法第五十条第一項ただし書、第六十一条の二の五第一項ただし書及び第六十一条の二の九第四項第二号の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

3　刑法施行日の前日までの間における第二条改正後入管法第七十一条の六の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（刑事訴訟法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　第二条改正後入管法第五十五条の二第二項第三号の規定は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号。以下「刑訴法等改正法」という。）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、適用しない。

（行政不服審査法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号。以下「デジタル規制改革推進法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第二条改正後入管法第五十五条の七十二第二項及び第五十五条の七十三第三項の規定の適用については、これらの規定中「総務省令」とあるのは「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」と、「法務省令」とあるのは「掲示して」とする。

（特別永住者証明書の有効期間に関する経過措置）

第二十二条　第一号施行日前に交付された特別永住者証明書（特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。以下この条において同じ。）の有効期間及びその更新については、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされた第三条の規定による改正前の特例法第十二条第一項

の規定により特別永住者証明書の有効期間の更新の申請をする場合における第三条の規定による改正後の特例法第十九条第二項の規定の適用については、当該特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、その申請の日が十六歳の誕生日（当該特別永住者の誕生日が二月二十九日であるときは、当該特別永住者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。）である場合においても、十六歳に満たない者とみなす。

3　第一号施行日から施行日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第三条の規定による改正後の特例法第十九条第二項」とあるのは、「特例法第十九条第二項」とする。

4　前三項の規定は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第二十八条第一項の規定により特別永住者証明書とみなされる登録証明書であって同条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定によりその有効期間が当該登録証明書を所持する特別永住者の十六歳の誕生日が経過するまでの期間とされているものの有効期間の更新の申請についても、適用する。

（政令への委任）

第二十三条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（道路交通法の一部改正）

第二十四条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百七条の二中「第六十一条の二の十二第一項」を「第六十一条の二の十五第一項」に改める。

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正）

第二十五条　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「、在留資格（」を「並びに」に、「をいう。次項において同じ。）、在留期間（」を「（以下この項及び次項において「在留資格」という。）及び」に、「をいう。）」を「（その者が在留資格を有しない者であつて、同法第四十四条の五第一項又は第六十一条の二の七第二項の規定による許可を受けて報酬を受ける活動を行うものである場合にあつては、これらの許可を受けている旨）」に改める。

（行政手続法の一部改正）

第二十六条　行政手続法（平成五年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「難民の認定」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二第一項に規定する難民の認定、同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定」に改める。

（国際受刑者移送法の一部改正）

第二十七条　国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「第四十七条第五項、第四十八条第九項又は第四十九条第六項」を「第四十七条第五項後段（入管法第四十八条第十項及び第四十九条第七項において準用する場合を含む。）」に、「同法第五条第一項第五号の二」を「入管法第五条第一項第五号の二」に、「同法第五条第一項第九号中「退去した」とあるのは「出国した」を「同項第九号中「退去の日から」とあるのは、「出国した日から」に改める。

（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正）

第二十八条　武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第二号中「第四十条」の下に「（第四十四条の四第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

（出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部改正）

第二十九条　出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律（平成十七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「同条第二号」を「同条第一号」に、「同条第三号」を「同条第二号」に改める。

（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第三十条　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の一部を次のように改正する。

附則第十九条第二項中「新入管法第六十一条の九の三第二項及び第三項」を「入管法第六十一条の八の

三第二項及び第三項」に改める。

附則第四十条中「新入管法第六十一条の九の三第二項各号」を「入管法第六十一条の八の三第二項各号」に、「新入管法第十九条の七第二項」を「入管法第十九条の七第二項」に改める。

（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正）

第三十一条　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第六十一条の二の十二第一項」を「第六十一条の二の十五第一項」に改める。

附則第十六条中「附則第五条の規定による改正後の」を削り、「第六十一条の二の二第一項第四号及び第六十一条の二の四第一項第七号」を「第六十一条の二の二第一項第二号及び第六十一条の二の四第一項第八号」に改める。

（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正）

第三十二条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第二条第二号」を「第二条第一号」に改める。

（日本語教育の推進に関する法律の一部改正）

第三十三条　日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「難民」を「難民等」に改め、同条中「難民の認定」の下に「又は同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定」を加える。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第三十四条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条のうち入管法第六十一条の二の二第一項第四号及び第六十一条の二の四第一項第七号の改正規定中「第六十一条の二の二第一項第四号及び第六十一条の二の四第一項第七号」を「第六十一条の二の二第一項第二号及び第六十一条の二の四第一項第八号」に改める。

第四百七十九条第一項中「第六十一条の二の二第一項（第四号」を「第六十一条の二の二第一項（第二号」に、「第七号」を「第八号」に改める。

（刑訴法等改正法の一部改正）

第三十五条　刑訴法等改正法の一部を次のように改正する。

第一条のうち刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百四十二条の次に七条を加える改正規定のうち、第三百四十二条の四第一項ただし書中「第四十条」の下に「（入管法第四十四条の四第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「者」の下に「又は入管法第四十四条の二第七項に規定する被監理者」を加え、第三百四十二条の七第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「発付」の下に「又は入管法第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定」を加える。

第三条のうち、入管法第二十三条第一項の改正規定中「九　第六十三条の二第一項」を「十三　第六十三条の二第一項」に改め、同条第三項の改正規定を削り、入管法第六十一条の三第二項の改正規定中「八　第六十三条の二第一項」を「十三　第六十三条の二第一項」に改め、入管法第六十一条の九の三第一項第二号の改正規定を次のように改める。

第六十一条の八の三第一項第二号中「若しくは第五十二条の五」を「、第五十二条の五若しくは第六十三条の二第二項」に改める。

第三条のうち、入管法第七十条第一項の改正規定中「十　第六十三条の二第一項」を「十二　第六十三条の二第一項」に改め、入管法第七十二条の五の改正規定中「四　第六十三条の二第二項」を「五　第六十三条の二第二項」に改め、入管法第七十二条の改正規定中「八　第六十三条の二第一項」を「十二　第六十三条の二第一項」に改め、入管法第七十六条の改正規定を削る。

（デジタル規制改革推進法の一部改正）

第三十六条　デジタル規制改革推進法の一部を次のように改正する。

第二十条のうち入管法第六十一条の九の二第七項の改正規定及び附則第二条第二号中「第六十一条の九の二第七項」を「第六十一条の八の二第七項」に改める。

（法務省設置法の一部改正）

第三十七条　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十四号中「難民の認定」の下に「及び補完的保護対象者の認定」を加える。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条の二の十四」を「第六十一条の二の十五」に改める。

第六十一条の二の十四第一項中「、難民の認定」の下に「、補完的保護対象者の認定」を、「難民の認定の取消し」の下に「、同条第二項の規定による補完的保護対象者の認定の取消し」を加える。（衆議院修正に係る条文のみを掲載　小字及び――は修正）

3　前項の場合において、第六十一条の二第一項又は第二項の申請をした外国人に対し質問をするに当たつては、特に、その心身の状況、国籍又は市民権の属する国において置かれていた環境その他の状況に応じ、適切な配慮をするものとする。

第七章の二中第六十一条の二の十四の次に次の一条を加える。

（難民の認定等を適正に行うための措置）

第六十一条の二の十五　法務大臣は、難民の認定及び補完的保護対象者の認定を専門的知識に基づき適正に行うため、国際情勢に関する情報の収集を行うとともに、難民調査官の育成に努めるものとする。

2　難民調査官には、外国人の人権に関する理解を深めさせ、並びに難民条約の趣旨及び内容、国際情勢に関する知識その他難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する事務を適正に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

第二条　出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

目次中「収容」を「容疑者の身柄に関する措置」に、「第四十四条」を「第四十四条の九」に、「第三節　退去強制令書の執行（第五十一条―第五十三条）」を「第四節　退去強制令書の執行（第五十一条―第五十三条）」に、「第四節　仮放免（第五十四条・第五十五条）」を「第五節　仮放免（第五十四条・第五十五条）」に、「第五章の二　出国命令（第五十五条の二―第五十五条の六）」を「第五章の二　出国命令（第五十五条の二―第五十五条の六）」に、「第五章　在留特別許可（第五十条）」を「第六章　在留特別許可（第五十条）」に、「第六章　退去強制令書の執行（第五十一条―第五十三条）」を「第七章　退去強制令書の執行（第五十一条―第五十三条）」に、「第七章　仮放免（第五十四条・第五十五条）」を「第八章　仮放免（第五十四条・第五十五条）」に、「第七章の二　退去の命令（第五十五条の二）」を「第八章の二　退去の命令（第五十五条の二）」に、「第八章　被収容者の処遇」を「第九章　被収容者の処遇」に、「第八章の二　総則（第五十五条の三―第五十五条の十七）」を「第九章の二　総則（第五十五条の三―第五十五条の十七）」に改める。

節　収容の開始（第五十五条の十八－第五十五条の二十）

節　金品の取扱い等（第五十五条の二十一－第五十五条の三十六）

節　保健衛生及び医療（第五十五条の三十七－第五十五条の四十六）

節　規律及び秩序の維持（第五十五条の四十七－第五十五条の五十四）

節　外部交通（第五十五条の五十五－第五十五条の六十七）

節　不服申立て（第五十五条の六十八－第五十五条の八十一）

節　死亡（第五十五条の八十二・第五十五条の八十三）

の三　出国命令（第五十五条の八十四－第五十五条の八十八）」

を「第六十一条の二の十七」に改める。

第七章の二中第六十一条の二の十五を第六十一条の二の十八とする。

第六十一条の二の十四第一項中「若しくは第二項」を削り、「若しくは第六十一条の二の四第一項」を「、第六十一条の二の四第一項若しくは第六十一条の二の五第一項」に、「第六十一条の二の六」に、「第六十一条の二の七第一項」を「第六十一条の二の七第二項の規定による許可、同条第四項の規定による許可の取消し、第六十一条の二の十第一項」に、「第六十一条の二の八第一項」を「第六十一条の二の十一第一項」に改め、同条第三項中「法務大臣」の下に「、出入国在留管理庁長官」を、「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　出入国在留管理庁長官は、第六十一条の二の七第二項の規定による許可を受けて行つた活動状況の把握のため必要があるときは、第六十一条の二の八の規定により届け出ることとされている事項について、難民調査官に事実の調査をさせることができる。

第七章の二中第六十一条の二の十四を第六十一条の二の十七とする。

第六十一条の三第二項第二号中「第六十一条の二の八第二項」を「第六十一条の二の十一第二項」に、「第六十一条の九の二第四項」を「第六十一条の八の二第四項」に改め、同項第三号中「第十九条の三十七第一項」の下に「、第四十四条の九第一項及び第二項、第五十二条の七第一項及び第二項」を加え、「及び第六十一条の二の十四第一項」を「並びに第六十一条の二の十七第一項及び第二項」に改め、同項第七号中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第六号の次に次の五号を加える。

七　第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定及び第五十二条の二第六項に規定する監理措置決定を行うこと。

八　第四十四条の五第一項の規定による許可を行うこと。

九　第五十二条第八項の規定による通知を行うこと。

十　第五十二条第十二項の規定による命令を行うこと。

十一　第五十五条の二第一項の規定により本邦からの退去を命ずること。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第十九条の五及び第十九条の十一の改正規定、第三条中日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「特例法」という。）第九条及び第十二条の改正規定並びに次条並びに附則第二条、第二十二条及び第二十三条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二　第一条（入管法第十九条の五及び第十九条の十一の改正規定を除く。）並びに附則第三条、第二十六条及び第二十九条の規定、附則第三十一条中自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）附則第十六条の改正規定並びに附則第三十二条から第三十四条まで及び第三十七条の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（収容に代わる監理措置等に係る判断の適正等の確保）

第一条の二　第二条の規定による改正後の入管法（以下「第二条改正後入管法」という。）に基づく収容に代わる監理措置及び仮放免の制度の運用に当たっては、入管法第二十七条に規定する容疑者又は退去強制を受ける者（以下この条において「容疑者等」という。）の人権に配慮し、判断の適正の確保に努めるとともに、第二条改正後入管法第四十四条の二第九項（第二条改正後入管法第五十二条の二第七項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による通知をする場合において、理由を容疑者等が的確に認識することができるように記載する等、手続の透明性の確保に努めるものとする。

（在留カードの有効期間に関する経過措置）

第二条　附則第一条前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「第一号施行日」という。）前に交付された在留カード（入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。次項において同じ。）の有効期間及びその更新については、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の入管法（以下「第一条改正前入管法」という。）第十九条の十一第一項の規定により在留カードの有効期間の更新の申請をする場合における第二条の規定による改正後の入管法（以下「第二条改正後入管法」という。）第六十一条の八の三第二項の規定の適用については、当該在留カードの交付を受けた中長期在留者（入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この項並びに附則第四条及び第五条において同じ。）は、その申請の日が十六歳の誕生日（当該中長期在留者の誕生日が二月二十九日であるときは、当該中長期在留者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。）である場合においても、十六歳に満たない者とみなす。

3　第一号施行日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第二条の規定による改正後の入管法（以下「第二条改正後入管法」という。）第六十一条の八の三第二項」とあるのは、「入管法第六十一条の九の三第二項」とする。